

令和3年せたな町議会予算審査特別委員会 第1号

令和3年3月5日（金曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

○出席委員（11名）

委員長	平澤 等 君	副委員長	横山 一 康 君
委員	吉田 実 君	委員	榊田 道 廣 君
委員	本多 浩 君	委員	橋本 一 夫 君
委員	熊野 主 税 君	委員	道高 勉 君
委員	大湯 圓 郷 君	委員	石原 広 務 君
委員	菅原 義 幸 君		

○欠席委員（0名）

- 1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹 羽 小 百 合 君
次	長	上 野 朋 広 君
主	事	原 田 翔 太 君

開会 午前 11 時 37 分

○臨時委員長（菅原義幸君） 委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。

よろしくお願いたします。

ただ今の出席委員は 11 名で定足数に達しておりますので本特別委員会は成立しました。

よって、せたな町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第 1、会議録署名委員の指名を行います。臨時委員長において道高勉委員、大湯圓郷委員を会議録署名委員に指名いたします。なお、この指名は本特別委員会開会中の指名とします。

整理番号第 2、委員長の互選を行います。互選の方法についてお諮りします。

議会運営委員会で確認のとおり投票により行います。

この方法にご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（菅原義幸君） ただ今の出席委員は 11 名です。

次に立会人を指名します。

臨時委員長において、立会人に吉田実委員、梶田道廣委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時委員長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。

窓側席の委員から順次投票願います。

（投票）

○臨時委員長（菅原義幸君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。吉田委員、榊田委員立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時委員長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票のうち平澤委員 11 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって平澤等委員が委員長に当選されました。委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○臨時委員長（菅原義幸君） ただ今委員長に当選されました平澤委員が委員会室におられますので、当選の告知をいたします。

平澤委員に申し上げます。

委員長の就任承諾のご発言をお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 皆様から推挙をいただきましたことを誠に嬉しく思います。スムーズな中にも意義ある予算委員会を進めてまいりたいと思います。委員皆様方のご協力を心からお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○臨時委員長（菅原義幸君） ありがとうございます。

これで臨時委員長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

平澤委員長と代ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 46 分

○委員長（平澤 等君） 会議を再開いたします。

整理番号第 3、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

(委員会室閉鎖)

○委員長（平澤 等君） ただ今の出席委員は 11 名です。

次に立会人を指名いたします。

委員長において立会人に吉田実委員、梶田道廣委員を指名いたします。

投票用紙の配付いたします。

(投票用紙配付)

○委員長（平澤 等君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（平澤 等君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○委員長（平澤 等君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。

窓側席の委員から順次投票願います。

(投票)

○委員長（平澤 等君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（平澤 等君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。吉田委員、梶田委員立会をお願いいたします。

(開票)

○委員長（平澤 等君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは出席委員数と符合しております。そのうち有効投票 11 票。無効はありません。有効投票のうち、横山一康委員 11 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、横山一康委員が副委員長に当選されました。

委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長（平澤 等君） ただ今、副委員長に当選されました横山委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

横山一康委員に申し上げます。副委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。

○副委員長（横山一康君） ただ今、皆様のご推挙によりまして副委員長の職を拝命いたしました。経験不足ではありますが、平澤委員長を補佐し、しっかりと予算委員会を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さんのご協力をよろしくをお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） ありがとうございます。

本日の附議された日程はすべて終了いたしましたので会議を閉じます。

次回、本特別委員会は 3 月 16 日、午前 10 時からを予定しておりますので、議場にご参集

願います。

これにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

散会 午前 11 時 51 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

令和3年5月20日

臨時委員長 菅原義幸

委員長 平澤 等

署名委員 道高 勉

署名委員 大湯圓郷

令和3年せたな町議会予算審査特別委員会 第2号

令和3年3月16日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 議案第28号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第32号 指定管理者の指定について（せたな町障害者グループホームのぞみ）
- 3 議案第33号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 4 議案第1号 令和3年度せたな町一般会計予算

○出席委員（11名）

委員長	平澤 等 君	副委員長	横山 一康 君
委員	吉田 実 君	委員	榊田 道廣 君
委員	本多 浩 君	委員	橋本 一夫 君
委員	熊野 主税 君	委員	道高 勉 君
委員	大湯 圓郷 君	委員	石原 広務 君
委員	菅原 義幸 君		

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	小板橋 司 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木 正則 君
総務課長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐藤 英美 君
財政課長	佐野 英也 君
税務課長	濱登 幸恵 君
町民児童課長	濱口 喜秋 君
認定こども園長	伊藤 悦子 君
保健福祉課長	樋口 靖 君

農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水 産 林 務 課 長	八 木 忠 義 君
建 設 水 道 課 長	平 田 大 輔 君
会 計 管 理 者	高 橋 純 君
国 保 病 院 事 務 局 長	西 村 晋 悟 君
総 務 課 長 補 佐	小 林 和 仁 君
まちづくり推進課長補佐	阪 井 世 紀 君
財 政 課 長 補 佐	井 村 裕 行 君
税 務 課 長 補 佐	奥 村 大 樹 君
町 民 児 童 課 長 補 佐	坂 谷 洋 二 君
認 定 こ ど も 園 副 園 長	國 井 美 千 代 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	浜 高 正 明 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	藤 谷 知 昭 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	長 内 京 君
農 務 課 長 補 佐	吉 田 有 哉 君
大 成 水 産 種 苗 育 成 セ ン タ ー 副 所 長	栄 田 武 志 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	金 澤 喜 嗣 君
国 保 病 院 事 務 局 次 長	中 川 讓 君
経 営 戦 略 室 次 長	手 塚 清 人 君
総 務 課 主 幹	中 山 康 春 君
まちづくり推進課主幹	松 原 孝 樹 君
まちづくり推進課主幹	伊 藤 哲 史 君
まちづくり推進課主幹	竹 内 亜 希 子 君
財 政 課 主 幹	小 林 朱 央 君
税 務 課 主 幹	伊 瀬 亮 君
町 民 児 童 課 主 幹	黒 澤 美 知 子 君
保 健 福 祉 課 主 幹	古 守 亜 珠 君
保 健 福 祉 課 主 幹	垣 本 利 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 幹	今 川 勇 吾 君
農 務 課 主 幹	斉 藤 真 君
水 産 林 務 課 主 幹	山 本 亨 君
水 産 林 務 課 主 幹	藤 井 卓 也 君
建 設 水 道 課 主 幹	川 上 佳 隆 君
建 設 水 道 課 主 幹	桑 田 一 良 君
建 設 水 道 課 主 幹	鈴 木 涼 平 君
出 納 室 主 幹	山 川 彩 子 君

国保病院事務局主幹	三浦	津枝	君
職員厚生係長	尾野	裕也	君
地域生活係長	岡島	譲二	君
防災係長	斉藤	哲章	君
情報管理係長	又村	智伯	君
商工労働観光係長	撫養	和志	君
財政係長	稲船	洋幸	君
戸籍年金係長	西田	幸恵	君
環境衛生係長	原田	亮宰	君
児童福祉係長	林	亮輔	君
障がい福祉係長	平田	慎太郎	君
包括支援係長	大久保	麻未	君
地域支援係長	金澤	早苗	君
地域支援係長	田畑	貴子	君
農政係長	大庭	啓	君
業務係長	北山	典孝	君
水産係長	油谷	好彦	君
大成水産種育苗センター業務係長	池田	裕之	君
建築係長	高橋	真一	君
水道係長	大野	秀幸	君
住宅係長	吉田	一也	君
庶務係長	近藤	智博	君

《大成総合支所》

支所長	杉村	彰	君
次長	佐々木	正人	君
大成診療所事務長	古守	幸治	君
主幹	藤谷	希	君
主幹	水野	万寿夫	君
大成保育園長	浜高	あけみ	君
住民係長	村井	貴大	君
福祉係長	河野	葉子	君

《瀬棚総合支所》

支所長	神田	昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横川	忍	君
次長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀	英治	君

主 幹 谷 川 一 志 君
主 幹 栗 谷 一 樹 君
瀬 棚 保 育 所 長 沼 口 恵 子 君
福 祉 係 長 稲 船 奈 穂 子 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長 丹 羽 優 君
次 長 古 畑 英 規 君
大成教育事務所長 杉 村 輝 明 君
主 幹 長 内 解 人 君
主 幹 尾 野 真 也 君
学 校 給 食 係 長 山 崎 英 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君
農 地 係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君
主 事 原 田 翔 太 君

再開 午前10時00分

○委員長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本特別委員会に付託された議案第1号から第11号までと、議案第28号、議案第32号及び議案第33号までの計14件の議案審査に入ります。

先に一般議案から審議いたします。提案理由は3月5日第1回定例会で説明済みですので内容説明からといたします。

整理番号第1、議案第28号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案その2の33ページをご覧ください。議案第28号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。はじめに改正の趣旨でございますが、本年4月1日を始期として令和5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画の策定による令和3年度から5年度までの介護保険料額の改定、またそのことに伴い低所得者に対する軽減措置による保険料額の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、感染症の定義が改正されたことから規定を改めるものであります。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。35ページをご覧ください。第5条第1項では、改正前の平成30年度から令和2年度を改正後、令和3年度から令和5年度に改め、また改正前の第1号の2万5,080円から第9号の8万5,280円までの保険料額を、それぞれ改正後では第1号の2万7,000円から第9号の9万1,800円までの保険料額に改めるものでございます。次に第2項から第4項までについて、改正前の令和2年度を、改正後は令和3年度から令和5年度までの各年度に改め、改正前の1万5,050円を改正後は1万6,200円に、同じく2万5,080円を2万7,000円に、同じく3万5,120円を3万7,800円に改めるものです。

次に36ページです。制定附則第13項第1号で、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正による感染症の定義の改正により、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において新型コロナウイルス感染症という。）を、改正後は新型コロナウイルス感染症、（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症いう。次号において同じ。）に改めるものでございます。附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第13項第1号の改正規定は、公布の日から施行することとし、経過措置として改正後の第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであることを規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 介護保険料については3年から5年ということでの引上げということであり、これは65歳以上の方々が負担しなきゃならんと、これはもうしなきゃならないという義務といいますか、そういうのあるわけでございますけれども、しかしこの引上げについて年々町民の方もかなり社会保険料として負担も多くなってきているという中であって、これは町では決めてるわけじゃないんでしょうけども、しかし引き上げについての根拠的なものは説明をする必要があるんでないかと。こういうことによってこういうふうな引き上げになったという、そういう背景的なものを含めた中での説明もあってしかりでないかと私は思うわけでございますけども、その辺、町民の皆さん方にも、この機会ですからこういう事情があつてこうなっているんだと、引き上げになっているんですということでの説明をお願いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 藤谷課長補佐。

○保健福祉課長補佐（藤谷知昭君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。保険料の設定についてなんですけども、介護保険事業に必要な保険給付費及び地域支援事業費の見込額を算出し保険料必要収納額をまず算出します。その算出された保険料必要収納額を第1号被保険者数で割り返し、月額保険料基準額を算出します。この計算方法により算出されました今回の保険料基準額なんですけども、4,965円でしたが、準備基金を5,080万円取崩して充当し4,500円としております。また今回の8期の計画を策定するにあたりまして、今後の保険料基準額が令和7年度で5,309円、令和22年度で6,921円と試算されており今後の保険料の上昇が見込まれます。その保険料上昇を緩やかに設定するために、今回は準備基金を5,080万円充当し、残りの基金については、今後策定する第9期、10期の介護保険事業計画で充当することを考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 急激な引上げっていうのは負担がかかるということで緩急的に5,080万円繰入れということでの対応ということです。これがなくなると負担をお願いせざるを得ないということです。これから介護料というのは、町民に対しての負担というのは減る傾向でなくて、上昇する傾向があるということが、サービスがどんどん増えていくことによって、それだけの負担も上がる、給付率が上がると結局そうなりますよね。ですからその辺の調整についてもしっかりと、今4,965円の我が町の平均負担ということでもありますけども、これは全道的に見てどのぐらいの位置にあるのか、そして平均負担というものが、今後どのような財源の確保によって、どのように推移していこうとするのか、その辺の見通しっていうものがあるのかどうか。3年間は、令和3年から令和5年まではこのままだと思いますけれども、今後のそのあとのことを考えたときに、だんだん年齢人口も上がってきます。年金者も多くな

っています。だからその中で大変な負担が出てくると、個人負担がかかるという面において、いかにそれを抑えていくかということの考え方もしっかり立てる必要があるんじゃないかと思うわけです。その辺についての長期的な見通しも含めた中での今の考え方について再度お伺いいたします。

○委員長（平澤 等君） 藤谷課長補佐。

○保健福祉課長補佐（藤谷知昭君） それではただいまの質問についてお答えさせていただきます。まず保険料の全道的な順位なんですけど、今手元には資料ないんですけども、今回じゃなくて今の7期の保険料についてなんですけども、檜山管内では2番目に安い金額となっております。今後の見通しについてなんですけども、保険給付についてはサービス利用する場合は必ず付いて回るものなんですけども、やはり適正に請求っていいですか、そういったものを国保連に委託して給付の適正化なども実施しながら保険給付といいますか、適正に運営を実施していきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 管内では2番目の低さだということで、これまでの町の支援体制、そういった体制的に補完をしながらということでの急激な引き上げを調整してるという結果なのかと思うんですけども、私は保険料について、保険料というのはかかった分だけ負担しなきゃならんということになるわけですけど、ですからこれから需要と供給のバランスからいくと、やはりいかにそういう介護に至らないような事業の展開、給付をいかに下げるか、それは町民の皆さん方にそういう特別会計から出てくると思うんですけども、やはり予防だとかそういった日頃においてのサービスにお世話にならないような政策的なものもしていかなければならないということの面もあるのかと思いますので、その辺も含めた中で、これから介護事業というのは我が町においては最重要課題だと思いますので、負担のかからない、そして皆でサービスを受けないような健康づくりといいますか、日々を暮らすというような、そういうことも合わせた中で展開というのは必要でないかと私は思うんですけども、その辺どういうお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 藤谷課長補佐。

○保健福祉課長補佐（藤谷知昭君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。確かに委員の言うとおり介護予防事業は大事でございます。そういったことを実施することによって、要介護者になることを防ぐということもありますので、予防事業等につきましても力を入れて実施していきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第2、議案第32号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) 議案その2の59ページでございます。議案第32号指定管理者の指定についてご説明いたします。せたな町障害者グループホームのぞみの指定管理期間が、本年3月末をもって終了することから、この度新たに指定管理者を公募したところ1件の申込みがありまして、先般開催の選定委員会におきまして指定管理者の候補者が選定されたところでございます。よって地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。選定された候補者につきましては、1公の施設の名称は、せたな町障害者グループホームのぞみ、2指定管理者となる団体の名称及び所在地、名称は、有限会社松神建設、住所は、久遠郡せたな町大成区都463番地1であります。3指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第3、議案第33号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

河原農務課長。

○農務課長(河原泰平君) それでは議案の61ページになります。議案第33号指定管理者の指定についてですが、本提案は、せたな町営牧場の指定管理期間が本年3月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ1件の申込みがあり、先般開催されました

選定委員会において指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。まず1公の施設の名称は、せたな町営牧場、2指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合、北斗市本町1丁目1番21号、3指定の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

一般議案の審議が終わりました。

ここで皆さんにお諮りいたします。一般会計予算審議の進め方は、歳出から予算内容説明資料により1款ごとに担当課長の説明を受け質疑を行い、歳入は予算書により1款から11款までと12款から21款までに分け、1款町税については税務課長から、そのほかの款については財政課長から説明を受け質疑を行い、質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け、討論、採決と取り進めたいと思います。また特別会計の説明は各会計予算概要説明資料により、担当課長から歳出、歳入の順で一括説明を受け、一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁を行う場合は、挙手を行い発言の許可を得てから発言をしてください。

各委員に申し上げます。質疑がある場合には、発言許可のあと質疑内容が明確になるよう予算書、または説明資料のページを申し示してから発言するようにお願いいたします。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

それではこれより各会計予算の審査に入ります。

整理番号第4、議案第1号令和3年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

一般会計歳出予算内容説明資料により1款議会費の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは予算内容説明資料の1ページでございます。予算書では40ページになります。1款1項1目議会費でございます。継続で議員報酬等4,363万8,000円、全額一般財源でございます。議員報酬、議員期末手当及び議員共済組合負担金でそれぞれ記載の金額でございます。

1款議会費合計4,880万5,000円でございます。

以上で1款議会費の説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 1款議会費の質疑を終わります。

次に2款総務費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それでは説明資料同じく1ページでございます。予算書につきましては41ページから59ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。継続事業でございます。ふるさと応援寄附金返礼品、予算額3,900万円、全額その他財源で寄附金額を充当しております。内容でございます。ふるさと応援寄附をされた方に対し、寄附額に応じた地場産の返礼品を贈り、地域経済の活性化を図るものでございます。

次に新規でございます。パソコン購入事業2,018万5,000円、全額一般財源でございます。平成26年に購入したパソコン65台を更新するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 続きまして2目文書広報費でございます。継続事業でまちづくりモニター謝礼、予算額3万円でございます。全額一般財源です。町民からモニターを募集しアンケートに回答してもらい、意見を町政に反映させるものでございます。

○委員長（平澤 等君） 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 続きまして5目財産管理費、継続です。町有施設解体事業、予算額1億590万円、全額地方債で過疎債を予定しております。施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図るものとして記載の全12施設を解体するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 続きまして7目企画費でございます。継続事業で、せたな・今金2町連携移住体験事業、予算額358万9,000円、財源内訳としまして国道支出金179万4,000円、その他財源として今金町からの負担金70万5,000円、残額

109万円は一般財源です。渡島地域半島振興広域連携促進事業を活用し、2町連携で移住体験事業を実施するものでございます。

続きまして継続事業で、空家等除却事業補助金、予算額500万円でございます。財源内訳は250万円が国道支出金で残り250万円は一般財源です。特定空家除却へ補助することにより、財産や生活環境等に対する被害の発生防止を図るものでございます。

続きまして継続事業で、賃貸住宅整備促進支援事業補助金、予算額1,000万円でございます。全額一般財源です。賃貸住宅の供給を促進し、移住定住人口の増加や地域経済の活性化を図るものでございます。

続きまして継続事業で、テレビ共同受信施設大規模改修事業補助金（光ケーブル化）でございます。予算額134万4,000円、全額一般財源です。テレビ放映の難視聴地域の解消のため、共聴組合が行うテレビ共同受信施設の改修に係る経費を助成するものであります。

資料のほうは2ページになります。続きまして継続事業で、友好交流都市交流事業、予算額140万2,000円、全額一般財源でございます。愛知県豊山町との友好都市交流協定に伴い、交流事業を実施するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 次に8目住民運動推進費でございます。継続でございます。町内会連絡協議会運営補助金、予算額354万2,000円、全額一般財源でございます。町内会活動における町内会の自主的な事業及び花いっぱい運動推進への補助をするものでございます。内訳でございます。町内会連絡協議会運営費として19万6,000円、環境美化運動推進事業費として334万6,000円となっております。

次に継続でございます。防犯灯電気料金補助金でございます。予算額410万円、全額一般財源でございます。内容につきましては、夜間の犯罪及び事故等の発生を防止し、住民の安全確保のため、各町内会等が管理している防犯灯に係る電気料金の75%を補助するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 続きまして10目総務施設管理費、新規事業で大成町民センター耐震改修工事、予算額4,420万円でございます。財源内訳としましては、国道支出金300万1,000円、地方債3,910万円、一般財源が209万9,000円です。平成30年度に実施した耐震診断において改修箇所があることから改修工事を行うものでございます。

続きまして12目地方創生推進事業、継続事業で地方創生推進事業費、予算額1,415万円、財源内訳としまして、その他1,000万円は産業振興基金からです。残り415万円は一般財源でございます。第2次せたな町創生総合戦略に基づき記載の3事業を実施するものでございます。

続きまして13目、町有施設維持管理費、新規事業で町有施設維持管理費、予算額2,070万8,000円でございます。全額一般財源です。令和3年度から観光施設、公園施設、教育施設の芝生草刈り業務等を集約し維持管理をするものでございます。

○委員長（平澤 等君） 次に佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 続きまして14目新型コロナウイルス対策費、継続で新型コロナウイルス対策費310万円、全額一般財源でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、消毒液などの除菌用消耗品や感染症対策用備品の購入などの経費でございます。

○委員長（平澤 等君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 続きまして15目諸費でございます。継続事業でございます。公共施設等防犯カメラ設置工事、予算額116万6,000円でございます。全額一般財源でございます。防犯カメラを設置し、犯罪に対する抑止力の向上及び安全で住みよいまちづくりの推進を図るものでございます。なお設置箇所につきましては、道の駅てっくいランド大成、瀬棚支所、せたな町高齢者センターを予定してございます。

○委員長（平澤 等君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 資料は3ページでございます。継続事業で北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金、予算額62万7,000円、全額一般財源でございます。食と観光を切り口にした経済活性化を図るとともに、人材の育成や民間事業者等による連携を促進し、ネットワークの構築を目指すものでございます。

続きまして継続事業で、結婚定住奨励金、予算額100万円でございます。全額一般財源です。若い世代の定住を促進し、未婚者の婚姻を奨励するものでございます。

続きまして継続事業で、地域公共交通活性化協議会負担金、予算額557万8,000円、全額一般財源でございます。公共交通網形成計画を基に実証運行調査等を行い、地域交通の活性化を図るものでございます。

続きまして継続事業で、生活交通路線維持費補助金、予算額1,586万7,000円、全額その他で、生活交通確保対策基金からの繰り入れでございます。生活交通路線の維持を図るため、生活路線運行に係る欠損部分を補助するものでございます。

続きまして継続事業で、地域間幹線系統維持費補助金、予算額726万3,000円、全額その他で、生活交通確保対策基金からの繰り入れでございます。生活交通路線の維持を図るため、地域間幹線運行に係る欠損分を補助するものでございます。

続きまして継続事業で、デマンドバス運行事業費補助金、予算額2,005万円、全額その他で、生活交通確保対策基金からの繰り入れでございます。せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、町内で実施するデマンドバス運行事業に対して補助するものでございます。

続きまして継続事業で、通学定期運賃補助金、予算額566万5,000円、全額その他で、生活交通確保対策基金からの繰り入れでございます。定期券により路線バスを利用し通学する生徒を対象に補助するものでございます。

続きまして継続事業で、ふるさとウェディング奨励金、予算額50万円でございます。全額一般財源です。地域経済の活性化や町内定住の促進を図るため、町内で結婚披露宴を開催した場合に奨励金を交付するものでございます。

続きまして新規で、住宅リフォーム等助成金、予算額3,000万円でございます。全額一般財源です。コロナ禍の中、経済対策事業として地域経済の活性化を図るものでございます。

資料のほうは4ページになります。継続事業で移住定住促進住宅奨励金、予算額500万円でございます。全額一般財源です。住宅を町内で建設する者または購入する者に対し奨励金を交付するものでございます。

以上、総務費合計8億1,158万6,000円の予算額とするものでございます。

総務費の説明は以上でございます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 内容説明資料の1ページ文書広報費で、まちづくりモニター謝礼、18歳以上の町民からモニターを募集し、20人以内を選任するこの継続事業、参考までに前年度、何人の応募があって、どのようなアンケートが、例えばアンケートについて調整にきちんと反映されたというようなことがあればお知らせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 竹内主幹。

○まちづくり推進課主幹（竹内亜希子君） ご質問にお答えいたします。昨年8月ですが、新型コロナウイルス感染症の影響についてアンケートをさせていただいております。アンケートモニター員なんですが、昨年度は5人ということになります。アンケートの結果、町に期待することということで、多かった声が消費回復を目指すイベントやキャンペーンと子供への学習支援ということでしたので、プレミアム付商品券の発行や新型コロナウイルスで臨時休校の際などの学習保障ということで1人1台端末の授業や学校の感染症対策の備品などを購入等々に反映させていただいております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 差し支えなければ、その辺の動きというか、それをあとで委員長、参考までに資料としていただきたいと思います。文書広報費、モニターを募集して継続事業なんですけど、いろいろな分野に及ぶと思うんです。本当にこのアンケートをもとに、この意見を町政に反映させると、これすばらしい取り組みだと思うんです。今説明がありましたが、本当にコロナの大変な状況で、檜山のある町村では飲食店の方も交えていろいろな今の現状を聞き、例えばその中では、あんたんとこだけ支援金もらってよかったねなんて言われた事例もそんな中で話されたようなんです。そういったコロナによって、それなりの風評被害も含めて受けてる実態もありますので、ここで全てをやってくれとは言いません。内部で協議しながら本当に町政に反映できるような、そういった意見集約がこちらから団体に参加していただきをお願いをするのも一つだと思うんです。そういったことで今後、内部で協議していただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） ただいま石原委員から資料請求ございましたので、後ほど出してください。

竹内主幹。

○まちづくり推進課主幹（竹内亜希子君） ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

横山委員。

○副委員長（横山一康君） それでは内容説明資料の2ページ、地方創生事業費の産業等活性化補助金についてお伺いしたいと思います。これ今年度から始まった事業で、また新年度も予算付けられていますが、今年度の状況をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが、令和2年度の事業実績といたしましては、産業等活性化補助金の中身は3本の補助金になっております。そのうち新規事業補助金が2件ございました。それと雇用奨励補助金こちらも2件ございまして、合計7名の方の申請があったということで全体では550万円の実績ということになっております。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 確か今年度も1,000万円予算付けしてあって、また新年度も1,000万円ということで、今実績をお伺いすると550万円ということで、約半分ちょっとの執行率というふうなことなんです。非常にこれ私いい事業だと思うんです。町も思い切って1,000万という額を付けてくれてます。ただ、やはりまだ新しい事業ですので、町民への周知っていうのが少ないんじゃないかと思えます。ですから新年度に向かうにあたって、しっかりとこの事業を関係者、関係団体に周知した上で、この事業を進めていってほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまの質問になりますが、昨年この事業を4月から開始してございます。3月中に回覧それから広報のほうでも周知はさせていただいております。また関係各団体にも情報の共有ということもさせていただいておりますが、令和3年度につきましても、引き続きこの事業の広報、お知らせというものも力を入れてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） しっかりやったださると思うんですが、今年度と同様のやり方では、ちょっと周知が十分ではないと思うんです。ですからやはり少しもう一歩進んだ周知の仕方、本当にいい事業で使ってほしい、町の皆さん元気出してほしいというふうな意味合いも込めたような周知の仕方をしていただきたいというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 横山委員のおっしゃるとおりでこれから力を入れてやっていかなければならない事業だと考えておりますので、各関係団体からも会員の皆様、それから組合の皆様のほうにも周知していただくような対応をとらせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 1 ページなんですけれども、テレビ共同受信についてお尋ねします。これは数年前からの継続事業だと思うんですけれども、現在どの程度進んでいるのか、そしてあと何箇所ほど残っているのか、あと何年ほどかかるのかと、この点だけ教えてください。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。本事業につきましては、実績から言いますと平成30年に大成区太田地区で約26世帯の実績がございます。その後、令和元年度の実績については計画がないというようなことで、令和3年度、次は北檜山区若松地区というような計画になっております。今後この経過につきましては各共聴組合がメインに計画しているというようなことで、向こう令和7年度まで各地区ごとに計画されている事業でございます、それに基づいて進めていくというような予定になっております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今の質問に関連なんですけど、これ3年度は若松地区107世帯、平成30年度は太田地区ってことですが、そのあとこれ要望上がってませんか。あと7年度までの計画ということなんですけど、NHKとの協議というか、NHKが進めようとしている事業、予定している年度それとの調整も済んでいるか、お知らせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。基本的には工事の計画は各共聴組合さんとNHKのほうで協議されまして進めていくというような内容になってございます。あと現在のところ令和7年度までの主な計画は私どもの手元にあるんですけれども、それ以外の要望するのは今のところ、うちのほうでは受けておりません。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 大成区に限定させていただくと太田地区は終わったと。富磯、上浦一部、久遠の一部、あと宮野の一部もたしか組合を設置しながら会費をいただいて数年前から町に対して要望も含めて動きをすると聞いてたんです。逆に年次計画立てて、そういった方々、そういった組合、そういった地域の要望にすぐ応えるべく逆に行政からそういった地域の実情わかってるわけじゃないですか。NHKからの地域に配付されたチラシだと、ここまでにやっってくださいっていうように取れるようなチラシなんです。そことの調整も担当行政がきちんとしていただいて、本当に年次計画立てていただいて、要は中には高齢者からもうテレビ見るしか楽しみないんだと。だけど先々それがこういった事業が展開するにあたって、そこまでご自身の心配をしてるわけです。だから町が率先してそういった方の要望にすぐ応えられるべく、NHKとの調整も含めて、ぜひ年次計画立ててきちんと伝わるような形でご検討いただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり机上でのこの計画だけで、私どももちょっと留まるところがあるということで今判断いたしました。ですので現状確認しながら私たち自ら地域に足を運ばせていただいて、現状把握に

努めながらその辺を調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これも数年前から大成区のご存じだと思うんですけど、上浦地区に住所をお持ちの方が地域の組合、あるいは若松地区まで出向いて皆で一緒に要望しましょうっていう働きかけをしてますので、その方の意見を聞けば今までの実情も担当のほうで把握できると思いますので、そういったこともぜひすぐにでも取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） 議員おっしゃるとおりなるべく早いスピード感を持って対応したいと思います。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 資料の1ページ目のふるさと応援寄附金返礼品3,900万ということになってます。私は基本的な考え方として返礼品は寄附をいただいた方々にお礼として金額に応じてお返ししてるということはこれは理解しております。我が町にとってこれから寄附をしていただける方々、道外の方々含めてこれは大変貴重な関係人口といいますか、そういうことからすると、去年よりも1,300万円減ということで、収入の寄附金を少なく見込んでるんです。これはコロナのこういった影響があって町としては少しマイナスでということでの考えなのかどうか。私は我がせたな町においてのこれからの一つの財源確保として、こういったふるさと応援寄附金というものを、これはやはりきちんとした戦略を立てながら、不特定財源でありますけどしかし貴重な我が町の財源になると。令和元年度においては、それぞれの基金のほうに振り分けて大変助かってるわけです。そういう視点に立った中で基本的に予算額について、返礼品について、そしてまた寄附金の収入についての考え方、この今の支出のほうをちょっと軸にして今話してますけど、基本的な考え方っていうのは、これからどういうふうにしてふるさと応援寄附をした方にお礼含めて、そしてまたこれをPRしてたくさん寄附される魅力ある町として売り込むかということの中での戦略的なものがきちんとあるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 道高委員に申し上げます。ただいま歳入に関する発言もございましたので、今その返戻品に関する答弁だけでよろしいですね。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） ふるさと納税の関係のご質問だと思います。状況について説明させていただきますと、今年度1億5,600万の予定で歳入見込んでおりますが、今2月末の決算なんですが1億4,250万8,000円と、あと3月で1,349万2,000円入ってくるのかと言ったら、当然その去年の見込みからいくとちょっと割れるということでございます。その原因については、やはり昨年と比べますと1番12月のワンストップの申請、税の申告に合わせて多いわけですが、そこにおいて去年より3,000万ぐらい下がってると。そ

ういう部分について町の分析といたしましては、コロナ禍の影響で寄附されてる方の収入も影響してるのではないかと考えております。それでご質問の返礼品という部分でいきますと、町の返礼品の取扱い業者としては10社ございます。それで今現在の話で申しますと、返礼品としての売上げと言ったらあれなんですけど、返礼品総額で2月末といたしましては4,146万168円ということになってございます。今後返礼品については、私たちも返礼品を取り扱ってる業者さんとも年に何回か会合を持って魅力ある商品の開発ということで委員おっしゃるとおり、その魅力ある商品の開発ということ念頭に置いて、いろいろ今ふるさと納税に結構な縛りがございます。例えば商品の額ですとか、金額に対しての額だとか、そういう中で見ると檜山では確かに寄付額としてはトップではないかと思ってるんですが、北海道全体で見ただけの上には上、すごい上がりますので、その辺をいろいろ商品開発等を含めて今打合せを盛んにしている最中でございます。ですから新規参入の業者さんも含めて、そこら辺は考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） ふるさと応援寄附金というのは、本当にこれからの町にとっての財源的なものでありますから、その辺考えたときに返礼品についての総意工夫だとか、今、総務課長が答弁したとおり、やはり提供業者についてはきちんとした相談支援体制、そういったものを新年度これからまた協議するということですから、町にとってもそういう協調体制で図るべきだということでもあります。それでやはりこのアフターコロナ、ウィズコロナという中において、せたま町の自然豊かだということ売りに出した中での有機栽培だとか、そういった物の材料を生かしながらということ協動的にしながらということについて、町としても返礼品についての対応、そしてこれなるべくね、増えることによって入ってくる寄附も多くなるわけですから、そういう視点に向けた努力というものが一層必要なことじゃないかというふうに思いますので、その辺、基本的な考え方について再度伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） まさに委員ご指摘のとおり、やっぱり魅力ある商品の開発が第一だと思っております。商品の分析をしてみますと、やっぱり自然豊かな海からとれた海産物が1番人気となって、中でも品物でいくと生ウニというのが非常に全体量を占めているんですが、これについてはやっぱり獲れ高が決まっていますので、ですからそれに代わるような加工品ですとか、いろいろな形のまた新しい製品の開発、そういうことに力を入れて頑張っていきたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 説明資料の1ページの継続事業で空家等除却事業補助金の件でございます。令和2年は何戸ほど解体したのか、それで1件につきいくら補助したのか。それと3区で全額補助の住宅解体の部分があったかどうかということをお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。まずご質問

1点目の令和2年度の現在の見込みになりますけども、全部で11件の解体実績でございます。金額につきましては544万円でございます。次に全額補助というような部分ですけども、この解体補助については、2分の1補助ということで進めさせていただいております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 11戸で544万円が補助で、その部分の場合は半分は本人払ってるということですね。危険家屋でどうしてもお金払えない。親戚等がないという部分は、現在のところはないんでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問は所有者がいるいないとかですね。まさに今、空家事業を進めている中で解体したいという相談が来られればいいんですけども、中には空きっぱなしで要はあそこの家が飛散してるから何とかしてくれっていう相談が最近すごいここ数年で増えてきております。町の職員で対応できる部分是对应しておるんですけども、基本的には所有者さんの持ち物というようなことで、町のほうでもどこまで手を出せるかというようなことで、その辺が担当のほうでもちょっと悩んでいる部分でございまして、おそらく今後もこういう所有者不明、あるいはその管理不全の空家というのは、どんどん多分増えてくるっていうようなことを想定しておりますので、今この特定空家補助を中心にやっておりますけども、特定空家あるいは一般空家それらを含めて、さらにその所有者不明、管理不全な空家も今後視野に入れながら対応していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） まだ挙手されてる方おりますけれども、ただいま1時間経過いたしましたので、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

横山委員。

○副委員長（横山一康君） 先ほどの大湯委員の関連で空家除却のことでお聞きしたいです。松原主幹から今後所有者不明ですとか管理不全のところが増えるというふうに町も認識してる。私もそのような声をたくさん聞いております。所有者不明になって来たら対策するというより、所有者不明になる前の対策、できれば自分できちんこのような住居の管理をしていってもらおうという取り組みを進めていったほうがいいと思うんですが、町はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。今の空家の把握ですけ

ども、現在のところ地域から上がってきている要望で初めて私たちも分かるという現状もあるということで、今議員おっしゃるとおり、その辺のリサーチを進めていかなければならないと考えております。空家対策計画というのが、令和3年度で一旦5年間の節目を迎えるわけなんですけども、新たな計画を更新するにあたっては、全区の空家を調査するというような作業も出てまいりますので、その中で一般、特定と所有者不明というような把握も出来てくるのかなというふうに私の中では考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 大変地道で気の遠くなるような作業だと思うんですが、町の景観ですとか、安全、防犯の面いろいろ考えても、今松原主幹おっしゃったこと、大切なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望して終わります。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） 横山議員おっしゃるとおり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 関連の関連で、私も要望になろうかと思えます。行政としては、要は代執行に及べる場合にも各自治体であるんです。ただ空家が解体に進まない最大の理由は経費の問題なんです。そこも含めていろいろご検討いただきたいと思えます。これは答弁ありません。

次の質問に入ります。これも答弁ありません。先ほどのテレビ関連の質問、さっきのね、こちらから一方的に言わせていただきます。当時は総務課が担当したんです。NHKの担当が町に出向いてます。地域の実情を話しして、当時、総務課の担当これ道からの出向職員だったんです。その職員が何て言ったかNHKの職員に対して、検討、勉強は行政用語でできないということだと切り捨てたんです。そのあと、まちづくり推進課が出来て今は広域行政に携わる課長がいろいろ地域の実情を聞いて、今ここに至ってるので、ぜひ先ほど言ったような要望も含めて取り組んでいただきたい。これはこちらから一方的に言わせていただきます。

委員長、新たな質問をさせていただきます。住宅リフォーム等助成金、これは新規事業なんですけど、前回のこのリフォーム助成と今回の新規事業助成の上限の金額等を改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。基本的には平成24年、25年の2年間で実施しましたリフォーム事業を継続して実施するというので、変わっているところが助成金の上限額でございます。これは前は20万円のところを今回は30万円を設定したいというふうに考えております。あと対象となる工事についてですけども、これまでは増築、改築、修繕の3つの工事を対象としておりましたけども、今回は外構工事も含めるといふようなことで現在のところ考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 地域経済、担当のほうでもよく認識していただいていると思いますが、これかなり期待の声ありますので、きちんと分かるような形で早急に周知していただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） 現在のところの予定としましては、この予算が承認されましたら、町内の業者説明会あるいは3月末に全戸配布でチラシを周知するという予定であります。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 併せて関わる業者から、もう少し上げていただければなという要望もありますので、そこもご承知おきだけいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） 令和3年度については上限額30万円でやってみて2年間実施するというようにしておりますので上限額30万円でやっていきたいということと、あとこの住宅リフォームはいろいろな多分ケースが出てくるということで想定をしております。外構工事が増えたということで、それだけでもいろいろな前回と違った内容が出てくるものと思いますので、そこは町内業者さんとケースバイケースという考え方で、その都度、相談していきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑、関連ですか、橋本委員。

○委員（橋本一夫君） 今の住宅リフォームの件に関して2点ぐらい聞きたいと思います。前回24年、25年ということで2年間の実施だったんですけれども、今回も令和3年度、令和4年度と2年間の実施ということで、前回もありましたけども、やりたいなと思ったころには終わってるとか、秋だったとか、そういうような状況の中で、これどうにか3年の計画にしてもらえないのかというふうに私は感じております。

それともう一つはほかの補助金もあるんじゃないか。例えば住宅のバリアフリーのその辺は介護予防のほうで何かあるようなことも聞いてますので、その辺の組合せとかそういうものも認められるのか、その辺ももし回覧で回す場合は周知していただくようお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず1点目の実施期間を3年間ということですが、この事業への好評な声はすごいいただいているので、まず2年間やってみて実施状況を見ながら3年目を検討したいということで考えております。

2点目の他の助成との整合性というふうになりますけども、一応住宅リフォームの要綱上では、国または町の助成金を差し引いた費用をリフォームの対象とするというふうにしておりま

すので、例えば何らかの補助等を活用していましたら、その費用を差し引いた部分がリフォームの対象事業になるというような考えであります。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 橋本委員。

○委員（橋本一夫君） どうしても2年で終了というわけではないことはわかります。それでやはり私たち人生計画の中で、人生の生きてる中で今回はこれとこれというふうに決めて人生を設計してるんじゃないかと思うんです。その辺で最初から3年なら3年ということで計画をしてもらおうとそのとおりの計画の中でもっと緩い人生生活ができるんじゃないかというふうに思いますので、どうか3年間の計画でやってもらいたいなというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。事業2年間ということで、まずはその2年間の実施状況を見させていただきたいということで考えております。3年目に向けて検討したいというようなことで考えまして、今、橋本議員おっしゃる人生設計ですね、こちらになるべく沿っていけるように対応してまいりたいと考えてます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） また継続で2ページの友好交流都市交流事業で、まず令和2年で何回目ですかということと、その子供達、20名を募集しております。隔年ごとに20名そろっているのか。それでその子供達の印象をどういうふうに表していただいているかということでその3つお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。議員のご質問にありますのは愛知県豊山町との交流事業ということだと思んですけども、こちらについては令和元年11月に協定を結びまして、その後、令和2年度から初めてこの交流事業を実施できている状況にあります。というのはコロナウイルスの影響によりまして、なかなか人的交流、ようはこちらからあちらに出向く、あるいはあちらからこちらに受け入れるというような人の交流ができないってというような状況になっておりますので、今年度はお互いの町の特産品を送り合った産品交流事業というのを2月に実施いたしました。それで説明資料にも書いてあります中学生の派遣事業というのは今のところ実施していないというような状況で、令和3年度も実施したい方向では考えてはいるんですけども、コロナウイルスの影響によっていろいろと検討していきたいということで考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） わかりました。子供達を今年はやるかもわからないということで予算を組んでおりますけれども、生徒1人当たり10万円かかること、生徒から5万円ということになりますよね。それでもしやるとしても今年はコロナ禍でそれぞれの家庭が大変だと思う。やるとすれば全額補助でということになるような感じで取り進めることはできないでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 佐藤課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。豊山町との派遣事業ですけれども、ある程度の自己負担は仕方がないのかなという感じでは考えておりますので、自己負担をしていただいて、ある程度町のほうでも補助するというふうな考え方で今のところ考えております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 3ページのデマンドバス運行事業補助金の2,005万円、その他で財源になってます。これは全額町の持ち出しなのか、私はデマンドバス関係、国土交通省の関係の中での事業に乗った時に補助金交付がということでありますけど、その補助が運行业者に行くのか、町がそういう事業をした時に町に対する補助なのか、そういうのがどうなるのかというについてお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。まずその他の財源ということでございますけども、こちらにつきましては生活交通確保対策基金を繰り入れというようなことで全額計上させていただいております。ほかに補助はあるのかというようなことでご質問でございますけども、このデマンドバス事業、平成31年4月に始めてから国庫省で見えます地域公共交通確保維持改善事業費補助金というようなことで、この中の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金というのを同時に申請をしております。こちらというのはフィーダーという用語なんですけども、こちらは幹線に接続する運行であれば補助するよという簡単に言えばそういう内容なんですけども、そちらを活用していただいておまして、これの申請は原則今のところ運行业者というようなことになっております。ですので年間、この補助金の確定が毎年度3月に確定通知が来るものですから、それまでの間、デマンドに係る経費は町から支出しておまして、3月に確定しました段階で事業者から町にいただくというようなことで進めております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 平成31年からですからどのぐらいの交付金の大体の予定となるのか、その辺、概算でお知らせいただければ。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。フィーダー補助については、まずはその補助の算定期間というのが4月、3月ではなくて、10月から9月というような算定期間になっております。ですので町の会計年度からいきますと年度をまたいでしまうというような状況がございます。平成31年4月から瀬棚須築線と北檜山太櫓線をやってまいりましたが、この今の補助算定期間は10月からの算定ということで、須築線と太櫓線の初年度は半年分の補助しかもらえないというような算定でございました。ですので1年目の補助は2系統合わせまして187万3,000円の補助金でございました。続いて令和2年度が

この3月に交付決定になるわけなんですけども、こちらについては満度に1年間補助の対象となっておりますので、2系統を合わせまして426万円の補助金が確定してございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 426万が令和2年の確定ということでありまして、この部分が結局2,005万これは令和3年ですけども、令和2年度においては、その分というのが交付されると、持ち出しがその分町がなくなるっていうことでの理解でいいですね。そういうことでいいですね。これはずっと続くんですか。今のこの試行的にやってる期間なのか。そういう助成といいますか、国からのそういった交付金というのは、そういう制度というのはずっと続くのかどうか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。このいわゆるフィーダー系統というのはデマンド運行のことも同時に指しますけども、この事業をやっている間はこの国庫補助は申請できるというような内容になってございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 例えば令和3年度の予算でいくと420万となると、1,500万何がして町の経費の持ち出しということになりますよね。そうなりますと町としてもこういったデマンドバスの一元化というものについて出てくるんですけども、その辺を進めていただければなど。町の全部持ち合わせなくて、きちんとした助成があるということですから、そういうことでわかりました。そのようになってますということで理解いたしました。

次いいですか。それで同じ3ページの結婚定住奨励金、そしてあとふるさとウエディング奨励金とそれぞれ見てます今年も。令和2年度の実績そしてこれについての見通しといいますか、この意義といいますか、意義はこれ多分、理解出来ます。しかしこの事業について、なかなか効果が上がってるのかどうかという、今年度の見通しについても併せて伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず結婚定住奨励金でございますけども、令和元年度の実績では10組という実績でございました。事業の今の交付要綱からいきますと、夫婦のどちらか一方が40歳未満でなければならない要綱となっております、今こちらのほうをいろいろと撤廃していこうかというような考えを現在は考えております。

続いてふるさとウエディングの実績でございますけども、令和元年度と平成30年度1件ずつの申請がございましたけども、令和2年度は今のところゼロというようなことになっております。ですのでこれらの結婚という考え方というか、こちらの事業を継続していくためには、まずその切り口として出会いの広場というような事業をやっていながら、最終的には結婚、ウエディングっていうような流れに繋がっていけばなというなことで、全体の流れを見ながら一応戦略としては考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 先ほどの結婚定住奨励金、元年度では10組あったということです。令和2年度は今のところはゼロですか。それを現在までの実績お願いします。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） すいません答弁漏れでございました。令和2年度の3月現在の実績は13組でございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 13組なかなか結構な制度だなと評価したいと思います。それで令和3年においては40歳までのところそれをフリーに撤廃すると、それは結婚することはおめでたいことですから、そういうふうにしてやるべきでないのかと私は今思っていますので、そこは十分前向きに検討してもらいたいと思います。

それからウェディング奨励金、2年度はゼロということで、なかなか地元の結婚式っていいですか、なかなかないのかなと思いますけども、これについてはおそらく年度で計画、今の創生の関係での一環だと思います。これも結果を踏まえながら見直しの時期になったらきちんとした評価をしながらやってもらえるようなことだと思いますけども、その辺についてどう考えてるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおりウェディングというのは、まだまだ町外、函館あるいは札幌あたりで開催されてるというような状況もございますので、何か一つでもこのせたな町の中で魅力のあるウェディングができればなという特徴を考えていきたいと思うんですけども、ただ実績も実績ですので、今後、現状把握しながら事業の見直しも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） ただいまの道高委員の話の関連で、一度結婚して離婚された方が再婚なさるとい町民も、男性であり女性でありここに住まわれてるということに対しての奨励金のほうは当たるのでしょうか、当たらないのでしょうか。年齢はクリアしましたので。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） 再婚されるというような方が対象になるかどうかということですよ。基本的な要綱の中では未婚者の奨励というふうになってございますので、この場合は対象にはなっていないというようなことになってきます。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） そういうのも何か考えたほうがよろしいんじゃないでしょうか。だんだん最近離婚も相当流行ってるし、さらに再婚もされるという方も結構いらっしゃるの、ましてせたな町に住まれる方に関しては最高でないかと思っておりますので、そこら辺も早めに条例改

正などをしていただいて、住みやすい、結婚しやすい奨励金を与えてやる方法も必要でないか
と思います。答弁はしていただけますか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。個人的にはちょっとな
かなか耳の痛い話でございますけども、極力大湯議員おっしゃるような考え方を基に対応して
まいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今の主幹の発言を聞いて私もなかなか質問しにくいところもあるんで
すけど、先ほど今の社会の流れで札幌、函館方面にウェディングを目的に出向いてしまうと、
最近テレビなんかでも、コロナ禍の中なかなか大々的に披露宴ができなくて、それこそ若い世
代の結婚する方々もせっかく人生一度、私のことは触れませんが、その事業者の発案だった
んでしょうけど、モニターで親類にウェディングの場面を放映するとか、本当に思い出に残っ
たという感想がテレビで放映されたんです。先ほどのふるさと応援寄附金、物品のことにもな
ろうかと思うんですが、町の魅力発信のために、そういった企画もぜひ担当のほうで、担当だ
けではできないと思うんです。係る町に商工業者も含めて、いろいろな例えば写真撮影、ビデ
オ撮影いろいろなことに広がると思うんです。こういった背景をバックに私たちは結婚しまし
たと。それが町の魅力の発信になろうかと思うんです。ぜひそういった観点から、せっかくこ
ういう奨励金継続でやられてるんですから、そこにぜひまちづくりの町の魅力発信のことも含
めて前向きな検討をいただきたいと思いますけど、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 松原主幹。

○まちづくり推進課主幹（松原孝樹君） ご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり
各地でウェディングのいろいろな形式でコロナ禍の中で開催されてるという状況も私も個人的
に把握はしておりました。これまで婚活業者と今までイベントの中で関わりを持ってきたんで
すけども、その方々もいろいろなウェディングですとか、結婚に向けたいろいろな工夫を凝ら
した内容というものもかなり情報をお持ちですので、いろいろそのリサーチしながら議員おっ
しゃるような前向きな検討をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 2款総務費の質疑を終わります。

説明員の交代のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に3款民生費の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それでは資料の4ページ民生費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で福祉バス運行業務、予算額372万6,000円、全額一般財源であります。町内の老人福祉団体や社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため福祉バスの運行業務を委託するものでございます。

続いて継続で、ふれあいバス運行業務、予算額160万4,000円、全額一般財源であります。ふれあいバスしんきん号の運行業務委託であります。

次に継続で、社会福祉協議会運営事業補助金、予算額3,592万3,000円で、全額一般財源であります。社会福祉協議会の運営に対し支援をするものであります。

次に継続で、灯油購入費助成費、予算額776万円で、道補助金50万円、残りが一般財源であります。町内に居住する高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房に必要な灯油代の一部を助成し経済的負担の軽減を図るものでございます。

続きまして3目老人福祉費、継続で敬老会開催業務、予算額195万円で、全額一般財源であります。町内5会場で開催を予定する敬老会開催に係る経費でございます。

次に継続で、介護保険居宅サービス事業補助金、予算額4,220万5,000円、全額一般財源であります。北檜山恵福会並びに大成慈恵会において実施しておりますデイサービス事業の運営に対する補助であります。

次に継続で、老人クラブ運営事業補助金、予算額157万8,000円で、道補助金が61万1,000円、残りが一般財源であります。老人クラブ連合会の活動費に対する助成であります。

次に継続で、高齢者・身障者入浴料助成費、予算額1,020万円、全額一般財源であります。福祉施策として町内3施設を利用する高齢者等の減免措置額との差額を補填するものでございます。

次に継続で、介護サービス利用者負担軽減事業補助金、予算額666万円で、国道補助金が49万9,000円、残りが一般財源であります。介護保険サービスを利用する低所得者の利用者負担金の軽減を行った社会福祉法人等に対する助成でございます。

5ページでございます。5目障害者福祉費、継続で障害者地域活動支援センター業務、予算額778万8,000円、全額一般財源であります。センターの運営管理をNPO法人せたな共同作業所ふれんどに委託を実施しているものであります。

次に継続で、障害者雇用促進事業補助金、予算額36万円、全額一般財源であります。障害福祉の向上を図るため、新たに障害者を雇用する事業者に対し支援するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 横川三杉荘所長。

○三杉荘所長（横川 忍君） 続きまして7目老人ホーム運営費は、予算額6,916万5,000円、うちその他財源が6,858万4,000円、残りは一般財源であります。せたな養護老人ホーム三杉荘の運営に係る経費であり、入所者の福祉の増進を図るものであります。

○委員長（平澤 等君） 濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは9目重度心身障害者医療費助成事業費で、予算額3,051万1,000円、国道支出金1,125万5,000円、その他は医療費立替収入で250万円、残りが一般財源でございます。一定の要件に該当する障害者に対する医療費助成で、対象人員は295人を見込んでおります。

続いて10目ひとり親家庭等医療費助成事業費で、予算額308万1,000円、国道支出金134万円、残りが一般財源でございます。ひとり親家庭の親及び子への医療費の助成で、対象人数は、親、子、合わせて150人を見込んでございます。

次に2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、児童手当で予算額5,605万5,000円、国の支出金4,724万5,000円、残りが一般財源でございます。児童手当法に基づき国の基準により予算措置をしたところでございます。

6ページ子ども医療費助成事業では、予算額2,291万3,000円、国道支出金383万7,000円、残りが一般財源でございます。対象人員は未就学児童から高校生までの696人を見込んでおります。

続きまして未熟児養育医療給付事業では、予算額40万1,000円、国道支出金19万7,000円、その他は徴収金で13万9,000円、残りが一般財源で、2名、2カ月分を見込み予算計上いたしました。

次に妊産婦医療費助成費では、予算額63万円、全額一般財源で、過去の交付実績に基づき予算計上をしたものであります。

次に2目保育所費、保育所運営費で、予算額2,078万6,000円、国道支出金34万9,000円、その他は保育料などで305万7,000円、残りが一般財源で、常設保育所2施設の運営を行うものでございます。

次に新規で大成保育園フェンス改修工事で、予算額183万7,000円、全額一般財源であります。園の周囲に設置されているフェンスが老朽化していることから、既設フェンスを撤去し新たに設置することで園児の安全確保を図るものでございます。

次に3目認定こども園費、認定こども園運営費で、予算額5,035万1,000円、国道支出金で251万7,000円、その他は保育料などで700万円、残りが一般財源でございます。幼保連携型認定こども園1施設を運営するものでございます。

次に4目児童福祉施設費、学童保育所運営費で、予算額1,792万6,000円、国道支出金で866万8,000円、その他は利用料で463万3,000円、残りが一般財源でございます。小学生を対象に3区において学童保育所を運営するものでございます。

次に放課後児童健全育成事業補助金で、予算額439万5,000円、国道支出金で293万円、残りが一般財源でございます。本年4月から開設する定員10名による民間学童保育所に対し助成するものでございます。今年度は開設準備経費を助成しましたが、新年度からは運営に係る経費を助成するものでございます。

次に5目子育て支援費、子育て支援センター運営費で、予算額11万9,000円、全額国道支出金であり、認定こども園及び各保育所内において子育て支援センターを開設運営するものでございます。

民生費の予算額合計は15億8,798万円となります。

以上で3款民生費の説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。

ここで午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

3款民生費の質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 4ページ老人福祉費で、介護保険居宅サービス事業補助金4,220万5,000円ですか、この北檜山恵福会と大成慈恵会となってるんですが、その詳細、あと予算書61ページ、同じところの項目で北檜山恵福会補助事業補助金25万1,000円、この詳細2つお知らせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） 石原委員のご質問にお答えいたします。介護保険居宅サービス事業補助金ですが、いわゆるデイサービス事業と言っていますが、通所介護事業の補助金でございますけれど、社会福祉法人2法人、まず北檜山恵福会に対しては2,200万5,000円の補助。続いて大成慈恵会に対しましては2,020万円、合計4,220万5,000円の補助金を交付してるものですが、内容としましては、その通所介護事業に係る経費から介護報酬等を差し引いての収支不足額に対しての補助金であります。

それと予算書61ページの北檜山恵福会補助事業補助金25万1,000円でありますけれども、これは北檜山恵福会で温泉の希釈水これはきたひやま荘の温泉を利用する介護者、そのサービスを利用する方々が温泉に入るわけですが、温泉の源泉の温度が非常に高いということで、それに対しての水道水を希釈するという事業で、それに対して25万1,000円、その経費の2分の1を助成してまして、それで25万1,000円という内容になってます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 常任委員会でも関連して質問したことあるんですが、これデイサービス事業、新年度も北檜山恵福会で事業をやられることで、こういうふうに予算化されてんですけど、職員の不足等も含めてデイサービス事業を町に返したいんだっていう情報があったんです。そういったことも含めていろいろ協議された上で、新年度もデイサービス事業をやられるというふうに認識してよろしいわけですね。確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） ご質問にお答えいたします。石原委員のおっしゃられたデイサービス事業を町に返したいというような内容での協議は具体的には相手方ともしており

ませんので、例年同様のサービス事業で計画を計上しています。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） ここからは町長から直接の答弁になろうかと思うんですが、こういった形で、北檜山恵福会としては今までどおりデイサービス事業等も継続的にやられるということは理解できるんです。ただ昨日も雅荘の絡みで一般質問も出てました。職員の確保もいまだ苦慮されてるという情報もあります。その中で一度恵福会として廃止せざるを得ない状況に追い込まれた雅荘、再開に向けて今苦慮されてる法人と、いまだに雅荘再開で酒井理事長とも2度ほど協議されたということですが、本体がそういった苦労しながらの事業運営に合わせて恵福会当初、雅荘はうちでは無理ですよっていうことを常任委員会ではっきり述べたんです。そういった諸事業もある中で協議、恵福会さん再開に向けてできると町長感じてますか。今の段階での認識をお知らせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 理事者に答弁求められております。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまの質問ですが、介護保険居宅サービス、通称デイサービスですか、これの絡みということですか。それは昨日の一般質問でもお答えしてるというふうに思っておりますけれども。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 予算に絡む絡まないじゃなくて北檜山恵福会が職員不足もある中で、今までどおりデイサービス事業を実施するっていうことは予算化されてるんです。本体のほうもいまだに職員不足だと思うんです。ただこういった苦慮した中でデイサービスをまた継続的に運営するということは、これはもう予算になってるのは分かるんです。ただそういったことを決定して恵福会に対して、職員いまだに確保苦労しているんですよ。そういった中で昨日町長、一度無理だっていうふうに言った雅荘の再開に向けて協議してるっておっしゃったじゃないですか。その内訳というか、そういった認識も含めて町長に私答弁求めたんですけど、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 恵福会からこのデイサービスができないというような話は来ておりませんので、これは引き続きやっていただけるものと思ってるところでございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 常任委員会で参考人招致として、理事長、施設長、事務長3人お越しいただいたんです。常任委員会の中でできません。恵福会は手続として廃止にしたわけじゃないですか。当時はもうイムスグループと協議、町長、副町長口揃えて前向きに捉えてる、手応えを感じているというふうに言ったのが、事業継承困難、要はイムスグループに断られた形です。一度解散も決めた恵福会です。町の事業を継続的にやっていただけるというのは、これ見ればわかります。ただいまだに恵福会やれないって言って、雅荘はできないという認識はないんですか。そこをもう一度確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） デイサービスにつきまして、恵福会から

○委員（石原広務君） 雅荘。

○町長（高橋貞光君） 雅荘はこれは予算外でございますので、一般質問でお答えしたとおりでございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 予算外、イムスグループと協議をして雅荘再開に向けて私は反対したんですけど、指定管理制度で雅荘をお願いする予定になったじゃないですか。雅荘再開に向けて恵福会と話ししてるわけでしょ。でも今回例えば、指定管理料で予算化されているかといったらそれもない。そういったその恵福会の諸事情も含めて、今後新年度に向けて再開したら例えば補正なりして指定管理料が決定するとか、そういうふうになるわけでしょ。今の段階で予算化もできないということなんです。今後の方向性も含めて町長、予算外だからとか、一般質問で答えたからとかじゃなくて、現在の認識、方向性なぜ言えないんですか。きちんと答弁ください。

○委員長（平澤 等君） 石原委員に申し上げます。今回、予算審査ということではあります。いろいろなこれからのことも含めて今の質問で関連性がゼロではないです。ただ今回の場合、予算審査に特化した中で進めていきたいと思っておりますので、区分けして質問していただきたいと思っております。

○委員（石原広務君） 区分けしてってどこに関連するんですか。

○委員長（平澤 等君） 予算に関わる内容、今回提示されてる内容について審査してるので、今後の在り方とかっていうのはまた予算審査と別の問題だと思っております。

石原委員。

○委員（石原広務君） あのね北檜山恵福会が継続的に町の事業をやられることになったんです。新年度やるんです。そんな中で町長は恵福会側と雅荘の再開に向けて協議してるんです。何で関連にならないんですか。首かしげられても、そこはっきりしないと。不安も残るわけじゃないですか。せっかく事業をやられた。もしかしたら職員不足も解消できない。この段階で町長、いや一般質問で答えてました。秘策があると。新年度の予算審議の中で秘策、具体的にお答えいただけてないです。いやもう議会の一般質問で秘策、町長は何らかの得策があるのかなというふうに理解するんです。そこも含めてお答えいただけませんか。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 1 3 分

再開 午後 1 時 1 7 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

熊野委員。

○委員（熊野主税君） 関係ないってということにはならないと私も思ってます。ただ石原委員

の言いたいのは、今の恵福会の状況下、雅荘だけの問題に特化するのであれば一般質問でもやっていますし、それをめぐり何度も話ししても、その話がまとまるような話の方向に行くとは思えない。ただ心配されている今の恵福会が雅荘を運営できないと言っている状況下、またスタッフも少ないですよっていう恵福会にデイサービスを預けていいのかという心配だと思うんです。そこを町側では担保取るなり何なりの答弁をすれば、この話は一応先に進めると思います。

○委員長（平澤 等君） 理事者の方、答弁調整しますか。大丈夫ですか。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） お答え申し上げます。令和3年度の介護保険居宅サービスの予算計上にあたりましては、それぞれ北檜山恵福会それから大成慈恵会とも協議しながら予算を計上したところでございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） だから関連して一度廃止した雅荘を再開に向けて協議していると、2度ほど理事長と会ったって昨日おっしゃってるんですよ町長。その上で秘策があるとまで議会で言ってるんです。まだ常任委員会にも一切ありませんから、昨日段階ではじめて聞いたんです。秘策、それが新年度の予算に合わせて何らかの数字になって予算化されてしかるべきな状態だと私は思うんです。一切その説明もなく、ただデイサービス事業に関して予算化された。そこに関連してしか答弁できないってならないわけです。副町長にお任せするんじゃなくて、町長自ら、私としてはその秘策とは何ぞやと。理事長ともこういう方向で協議したと。何で議会にはっきり言えないんですか。そこ町長はっきり答えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは昨日もお話したとおり、それ以上のものはございません。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 秘策以上のことがないということですか。この議会開催中は不可能かもしれませんが、常任委員会なりに町長から申入れして、例えばここで今はっきり言えないんだったら常任委員会開いて秘策以上のことが、こういうのあるという詳細もはっきり説明してください。そういった機会、町長率先して設けるべきだと思いますけどいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 今いろいろ熊野委員からもご意見いただきましたけども、予算関連が

（不規則発言あり）

○委員長（平澤 等君） 私も困ってますけどもいいです。関連がゼロではないので、これに関連して答えれる範囲で町長から答弁してください。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほどデイサービスの関係につきましては、副町長から答弁させていただいたとおりでございます。雅荘については、昨日の一般質問で答弁したとおりでございます。それ以上のものはございません。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 申し訳ないですけどその一般質問で答弁したとおりとかじゃなくて、今改めて言葉で予算委員会で説明していただだけませんか。説明するべきだと思います。町長い

かがですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 2 2 分

再開 午後 1 時 2 3 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは雅荘の昨日の答弁を再びさせていただきます。北檜山恵福会理事長とは、12月議会定例会以降2度にわたって協議を行っております。現段階では再開についての見通しが立っておりません。これは道高議員にもお答えした内容と重複いたしますが、現在再開に向けて北檜山恵福会が主体となり事業承継先を模索しているところであり、町としても、こうした恵福会の動きに合わせて再開に向けて、再開の可能性など情報収集に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） その時に再答弁、再々答弁の中だったと思うんですが、秘策というのも予算化できる状況ではない。今の状況がそういった状況だというふうに認識してよろしいんですか。はっきりお答えください。そのとおりとかなくて言葉として。最近町長多いんですよ、言ったとおりだとか、議員のおっしゃるとおりだとか、町長の言葉で説明してください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいま申し上げましたとおりでございます。現在、恵福会が主体と事業承継先を模索しているという状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） テレビの国会見てるような感じですよ。秘策とおっしゃったのは、現段階、新年度の予算化に向けて数字に出せるような状況でもない、ただ秘策、予算ができる状況じゃない、そういった言葉がなぜ出せないのか。出せるんだったら出してほしいんですけど、町長いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まだ相手先が決まったということではございませんし、予算についてもそこまでの中身を検討しているということでは今の段階ではございません。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今のやりとり聞いていましたけれども、私は新たな疑問が浮かびました。予算審査の案件じゃないっていうふうな話もありましたが、予算審査のど真ん中の問題だと思いますこれは。令和3年度の民生費の中のど真ん中の問題だと思います。ただいろいろ町長が予算から離れてるとかいろいろ言いますから、私は総括質疑で全般的な予算執行の問題と

して3款の問題取り上げたいと思います。委員長にあらかじめ通告申し上げます。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

そのほか3款民生費の質疑、道高委員。

○委員（道高 勉君） 5ページの老人ホーム三杉荘運営事業についてであります。三杉荘につきましては、改築して以来定員が50人が入っておられるということでもあります。現在の確認ですけれども、入所者の実情、そしてまた当然に入所されてる方で要介護の方の関係についてどのように認定者がおられるのかということなのです。そしてコロナ関係だとかいろいろと管理運営にご苦労されてると思いますけれども、職員体制も含めた中で、管理体制の中でこういった課題があるのか、その辺、現場として考えてるのが、お伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 横川所長。

○三杉荘所長（横川 忍君） 現在の三杉荘の入所の状況からお伝えをさせていただきます。3月1日現在の入所状況で説明させていただきますと、入所定員50人満室でございます。介護度の状況ですけれども、特養が要介護3の認定以上の入所になってから、三杉荘の介護度を持った方の入所の人数は極端に増えておりまして、現在、介護度お持ちの方は全体の60%を超えているような状況でございます。また要介護3の方もこの時点では1名いらっしゃいます。要介護2の方も2名ほどいらっしゃって、養護老人ホームの入所の実態としては、かなり特養のほうに近い状態となっております。8割以上の方が歩行機能に支障があって歩行器の使用等されているような実態でございます。この度、新型コロナウイルスの蔓延に伴いまして、昨年11月18日から面会、その他デイサービスの利用、デイケアの利用も実際としては止めているような状況でございます。三杉荘は平均年齢が88歳を超えております。上が99歳から下は68歳までの50人でございますけれども、持病をお持ちの方そういった方も非常に多くございます。そういった中で普通の生活を維持する中で、コロナが入り込むことによって大規模なクラスター発生が危惧されておりますことから、今4カ月近くなりましたけれども、まだ止めている状況でございます。周囲の感染状況が落ちついてきましたので、少しずつ開けていこうというのが今の方針としておりますけれども、3月いっぱいには人の移動が激しくなる時期でございますので様子を見させていただきたい。私どもとしましては1回目のワクチン接種をしてからとも思ったんですけれども、現在ワクチンの接種のまだ目途が立たないことから、それまで待てるのか、もう少し早めに措置をするべきなのかということは今協議している最中でございます。中に入居者においては、心身の状況、認知症の状況、機能低下の状況を心配しておりますので、職員共々自立の低下を防ぐための努力はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） なかなか三杉荘を私たちも訪問して内情確認ということは、なかなか今のコロナの関係で面会ができないという中で、私も大変どういようなようになってるのかなと大変危惧しているわけでありまして。今お伺いしたところ50名の中で8割以上が歩行の障害になってきていると。要するにフレイル状態が結局蔓延してるということだと思ふんです。これが進行しますと要介護の方が年齢とともに増えていくということになります。これを支える

職員体制それだけ負担が嵩むということなると思います。そうなりますと養護老人ホームを支える介護職員のマンパワーについてもいろいろ課題が出てくるというふうになります。この辺について要介護3以上、どんどんこれから入所者が増えてきたときにずっとその中で、要介護が上がった方もずっとそのままこのホームで支えるのかということになりますと、本当に本来の用途でない結局なるわけです。その辺について要するに3以上になりますと本来であれば特別養護老人ホーム等、そういうふうに循環型と言いますか、そういうふうになるが1番ふさわしいわけですが、そういう意味からすると我が町はそういう潜在的な方々がこれから増えてきますよってことだと思えます。公の施設に入ってる方もそうですから、まして民間で一人暮らしの方もまさにそういうことになってきているということだと思えます。そういう面で先ほどから話題になってます雅荘の問題というものがやっぱり大きくクローズアップされるということだと思えます。今回のこの運営に現場の課題って何なのかっていう話をしましたけども、その辺おそらく管理者としては職員の体制、これはもうあるのかと思えますけども、その辺のマンパワーの体制が、この今の職員体制の中でできるのかと。夜間体制も含めてどうなのかということについて、その辺ちょっとお話ししたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） 横川所長。

○三杉荘所長（横川 忍君） 現場の実態としてのお話をさせていただきたいと思えます。介護度お持ちの方が6割を超えてしまいました。3月1日の時点でのお話をさせていただきましたけれども、その1カ月前には要介護3の方が2人、3人という時期もございました。養護老人ホームとしては珍しくというか、もうセンサーマットやら何やらというような、そういうのを3台使用することもあったような状況でございます。三杉荘は養護老人ホームですので、夜間体制の配置基準は50名に1人でございますけれども、今の状況ではその状況にはなく増員いたしまして夜間を2人体制にしております。その分では配置基準を大きく上回る人員体制をとっているところでございます。それでもなお介護、介助が必要な方が増えてきておりますので、その分ではこのままではというのはあるかと思えます。ただ要介護3がついた段階で特別養護老人ホームに移動することができればと思えますけれども、その入居に至るまでには、かなりの日数を要します。また特別養護老人ホームは施設とか病院に入っていると優先順位が下がるようで、要介護3でも三杉荘の順番はなかなか回ってこないような状況でございます。在宅の場合は要介護2でも特に必要がありましたときには、特例入所というような形で特別養護老人ホームに申し込むことは可能ですけれども、うちの施設に入っている入居者は、要介護3になってからということになりますので、要介護3、要はほとんど介助しなければならぬ状況の中で数か月、あるいはもっとしばらくの間、特別養護老人ホームで過ごしていただく、転倒の危険、あるいはいろいろな病気の危険と隣り合わせになりながら職員は、その中で仕事をしているというような実態としてはあるかと思えます。増やしてはいますけれども50人全員を満度に全個室の中で見ていくというのは職員に負担をかなりかけかけている状況だと認識しているところです。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） そのような職員のご負担も相当なものだろうと思うわけでありませう。

ですからそういう面での一生懸命陰になって支えられてる職員の皆さんのそういった実情など、これからきちんと私たちも議会の立場として調査しながら、そういう解消といいますか、次の段階、きちんとした本来の施設の入所とか、そういうふうにしていかないと公の施設に入ってる人は順番が遅いという話ありましたけども、それはおそらく本来の姿じゃないだろうと、公の施設に入っているとそれは対応してもらえないんじゃないかという一つの考え方だと思うんですけども、しかし入所者の方は安全、安心なきちんとした施設の中で支えてもらう、お世話してもらうというのが本来の姿だと思います。その辺の課題がせたな町にはあるのかなということでもあります。そういう面でマンパワーとして、その分というのはおそらく補助金だとか交付金だとか、その分夜間1人増えるという基準で言うと1人だという話です。その分1人で2人体制ですけども、しかし本当に2人でいいのかなということなんです。いろいろな事故だとかを考えたときに、6割の方が介護関係というでありますと2人であると大変だなというふうに想像をするものであります。その辺について町長の考えとしてはどうでしょうか。そういう実態にあるものについて、どのように考えておられるのか、今の話伺ってお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 養護老人ホーム三杉荘の関係の今の状況につきましては、所長から答弁したとおりだと思います。檜山管内、養護老人ホームを持っている町というのはそう多くありません。そういう意味では、この高齢者に対する施策というものは、進んでいる町というふうに思っているところがございますが、そうした中であって現状をこういう状況ということで、この状況は改善をしていくということに動いていかなければならないと思っているところがございます。そうしたことも十分考えながら、今後対応してまいりたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 3款民生費の質疑を終わります。

次に4款衛生費の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それでは7ページ衛生費でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続で母子健康診査等、予算額562万円で、道補助金32万7,000円、その他財源として自己負担金1万3,000円、残りが一般財源であります。母子保健対策として、妊産婦健診、乳幼児健診等を実施し母子支援に努めているものでございます。

次に継続で、患者輸送バス運行業務、予算額1,534万5,000円、全額一般財源であります。へき地保健医療対策として通院手段となる患者輸送バスを運行するものでございます。

次に継続で、道南ドクターヘリ運航経費負担金、予算額235万円、全額一般財源であります。ドクターヘリの運航に係る自治体負担金でございます。

○委員長（平澤 等君） 佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 続きまして継続で、病院事業会計繰入金3億3,921万3,000円、全額一般財源でございます。この中には財政調整基金からの繰入金1億2,111万

6, 000円が含まれております。交付税算入分ルール見込み分として1億9, 731万2, 000円を計上いたしました。各施設の内訳は、せたな国保病院1億7, 598万5, 000円、瀬棚診療助1, 420万円、大成診療助712万7, 000円でございます。建設改良、不採算分ルール分以外として1億4, 190万1, 000円を計上いたしました。各施設の内訳は、せたな国保病院8, 451万円、瀬棚診療助1, 386万9, 000円、大成診療助4, 352万2, 000円でございます。

○委員長（平澤 等君） 樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 次に2目予防費、継続で予防接種業務、予算額1, 947万8, 000円で、その他財源が139万5, 000円、残りが一般財源であります。乳幼児や高齢者等に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めるものでございます。

次に8ページでございます。3目健康づくり事業費、継続で健康づくり事業、予算額1, 803万1, 000円で、道補助金69万5, 000円、その他財源として検診の自己負担等で478万8, 000円、残りが一般財源であります。町民の健康づくり、健康保持のため各種がん検診、健康診査、健康教室などを実施するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） 続きまして、4目環境衛生費、合併処理浄化槽設置補助金で、予算額60万円、全額一般財源でございます。補助金額の上限を30万円とし2件を見込んだものでございます。

続きまして資源ごみ回収奨励金、予算額104万円、全額一般財源でございます。ごみの減量化と資源ごみの有効活用を推進するため、子供会や町内会など回収団体に対して奨励金を交付するものでございます。

次に6目公営温泉浴場管理費、公営温泉浴場管理運営業務で、予算額2, 375万4, 000円、その他財源は温泉入浴料で1, 060万円、残りが一般財源でございます。瀬棚公営温泉浴場の運営経費及び貝取澗公営温泉浴場の指定管理料でございます。

続きまして、公営温泉浴場維持管理業務では予算額427万9, 000円、全額一般財源です。せたな公営温泉浴場の維持管理経費でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、北部桧山衛生センター組合負担金で、予算額1億6, 518万5, 000円、全額一般財源でございます。普通負担金として1億5, 788万円、算入費用負担金で730万5, 000円を計上しました。

9ページをお開き願います。2目し尿処理費、し尿等処理事業で、予算額3, 558万2, 000円、その他財源は、し尿処理手数料で2, 326万8, 000円、残りが一般財源でございます。し尿収集運搬等で2, 033万6, 000円、下水処理場し尿等処理負担金で1, 524万6, 000円を計上いたしました。

衛生費の予算額合計は8億3, 857万1, 000円となります。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 予算書の71ページ1番下のところです。不妊治療費等助成金65万と書いてあります。これは1人分ですか、それとも費用の一部ですか。

○委員長（平澤 等君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 質問にお答えします。この不妊治療費の助成のほうは、治療方法が2種類あるんですけども、一般不妊治療として2人分、特定不妊治療として3人分計上してございます。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 不妊治療というのは相当に個人負担というものがかかりますよね。これだけの今の説明でいくと3分の1から4分の1ぐらいの補助みたいな感じ、その費用は子供を作るのに大変な思いをしてるご夫婦に対して、もう少し手厚いっていうふうな予算、今後の話ですけども、これだけの金額では寂しいのではないかと思いますけどいかがですか。もう一度さっきの何がいくらかの説明をお願いします。

○委員長（平澤 等君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 一般不妊治療という不妊治療が排卵誘発剤とか、比較的手軽にできるような不妊治療分として10万円で2人分計上しています。特定不妊治療と言いまして、これは顕微鏡で受精させるようなぐらいなんですけども、そういう特定不妊治療を15万円で3人分として計上しております。一般不妊治療のほうは町のほうで単独にはなるんですけども、特定不妊治療のほうは道のほうでも不妊治療の助成のほうをしておりまして、町のほうで、この特定不妊治療を申請してくる方の多くは道のほうと町のほうと一緒に申請して来る方もいらっしゃいますので、大湯委員が言うようにたくさんにはならないかもしれないんですけども、一応この15万円だけではない額で助成を道と一緒に30万円ぐらい助成してることになると思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 8ページの健康づくり事業で、これは一生懸命我が町は本当に検診関係取り組まれてるのかなと。それで去年からメタボ検診低率、要するに低かったらば交付金が下がりますよとか、そういったことが始まっているようです。それで我が町としては、健診率によって、そういう交付金みたいのが、この健康づくりに係る交付金的なものというのは下がっているかどうか。その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの道高委員の質問については国保会計で答弁いただくことといたします。

ほかに質疑ございませんか。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 8 ページ清掃費、これまず北部桧山衛生センター組合への負担金、一部事務組合のほうで先立ち予算が決まると。そのあと構成町で今審議がなされるんですが、その理由をまずそこをお聞かせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） こういうご質問だろうというふうに思うんですが、それぞれ2町の構成町の議会の議決の前に衛生センター組合の予算が決まるということだろうというふうに思いますけれども、それぞれ独立した団体でございますので、私は問題はないというふうに理解をしております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 前回せたな町議会で全員協議会まで開催して、北部桧山衛生センターの一連の不祥事取り扱ったわけです。その全員協議会の時にこちらから要求した例のセンターの秘密事項として扱ってた不適切に受入れてしまったタイヤの処理、その業者との契約書、あればマニフェスト、あと副町長から先日タイヤの本数も改めて聞きましたけど、その契約書なりの提示と、あと併せてどうですか副町長、タイヤの本数私は573本です。ここでやったんですけど、その報告もまた改めて、あと喫煙場所のこと併せてご報告ください。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 3月11日の全員協議会で北部桧山衛生センター組合で調査した結果につきまして全員協議会の中で報告をさせていただきました。その際に石原議員からは何点かご質問をいただいているというふうに思っています。それを今衛生センターの事務局のほうで調査をしております。それをもってまずは衛生センター組合の議会のほうにご報告を差し上げた上で、構成町に報告をしたいとこのように考えてます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） もう構成町のせたな町全員協議会も開いてるんですよ。予算の審議に入ってるんです。私としては1億6,000万の負担金そういったもろもろの諸課題、問題点、クリアしてしかるべきなんです。おそらく一部事務組合構成してるからそちらがどうのこうのっておっしゃると思うんです。でもそういった問題じゃないんです。全員協議会でも私言わせていただきました。今金町と構成してる。それはもう十分認識してるんです。でも不適切に不衛生に衛生センターという名ばかりの状態に今も山積みされてるんです。法的に問題はないと一貫して主張していますが、我が町の土地に衛生センターの下には大事な海があるんです。そういったところに何らかの影響があるのではないかという不安な気持ちも地域から上がってるんです。そういったことをクリアする上で、解決するっていうのも一部事務組合があるのはわかります。せめて同時並行に今せたな町議会予算委員会で、ある程度の報告するべきじゃないですか。難しいこと言っていないと思うんです。過去にセンターの秘密事項として一部事務組合議会にも隠して、処理業者に出していたその契約書があるのであれば出してくださいと。タイヤの本数約400本といっても573本というのは間違いはないんです。でもそれを法的に問題ない

と言いながら、なんら詳細も報告できないまま今埋めると言ってるんです。それ我が町でおころうとしているんです。何でそういうところ報告出来ないんですか。要求した資料あるいはタイヤの本数、せたな町の条例にも違反している喫煙、虚偽報告した元し尿施設、全くこれ違いますから。そういったことのセンターからの報告、文書じゃなくても今、文書で改めて提出してください。口頭報告、こういう時こそ町長、口頭報告でいいんじゃないですか。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになるかもしれませんが、全員協議会で衛生センターの調査の結果について報告をしたということでございますので、衛生センターに関わることについては、やっぱりまずは衛生センター議会このように私は理解をしているところでございます。

○委員（菅原義幸君） 議事進行。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今の副町長の答弁は成り立ちませんよ。それ無理です。理由を申し上げますが、既に3月11日にせたな町議会全員協議会、これは議長招集第2回としてここで公開された場でやってるわけです。その時に質問者から出た質問の関連でありますから、我が町の議会で特に予算審査の場面で答えるということは何ら差し支えのない問題です。それをまず衛生センターの組合議会で報告しなければ、今日この場で報告できないという何らの規定もないんです。そういうこと言ったら駄目なんです。調べがついてるんなら答えればいいし、ついていないならやむを得ませんよ。断る筋が違うんです。大体衛生センター組合議会で質問出たんですかタイヤの本数で。それは一話完結で終わってる問題です。出された疑問というのは、3月11日のせたな町議会の場で出されてるんです。せたな町議会でお答えになるというのが筋ではありませんか。委員長、答弁させてください。

○委員長（平澤 等君） 動議を認めます。

理事者は答えられる範囲内で答えてください。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 11日の全員協議会を受けまして衛生センターの事務局で調査中でございます。ですので、この段階ではご報告出来ないという状況です。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 副町長、申し訳ないけど、私あのあと連絡しましたよね。お忙しい中お電話に出てください、副町長、私今山積みされたタイヤの前にはいるんですと。どう考えても本数納得できないので数えますから一緒に来ていただだけませんか。確かに答弁調整してて、私の勝手な思いで町民児童課なりから職員を派遣していただだけませんかという余計な要求もしたんです。それはかないませんでした。そのやりとりの中でタイヤの本数だけを石原議員がおっしゃった合計573ではなくて、574と報告を受けたと、それ最初からこちらから申し上げてもよかったんです。そこも合わせて全員協議会で要求していた過去の不適切なごみ処理受け入れで、繰り返しになるけどセンター組合員にまで秘密にして、センター組合議会に秘密

にしてたから、おそらく理事者の方も知らなかったと思うんです。処理業者に出してたわけです。これもう出てるじゃないですか。単価はまたせたな町議会の開会日に配られたこれ見るとびっくりしたんですけど、タイヤによっては1本800円、1本800円で業者に委託してたというのもこれデータ出てます。とんでもないことですよ。1台換算にしたら3,200円ですか。そういうことも秘密にしたんです。それは置いといて、その契約書なりをご提示ください。センター議会に報告ってセンター議会でそういった質問出てませんよ。全員協議会の資料も配っていただいたじゃないですか。私も入手しましたよ。公文書公開条例でセンターから。何をもってセンター組合とおっしゃるんですか。契約書の提示、せめて契約書の提示、改めてタイヤの本数、喫煙場所、11日から何日経っているんですか。タイヤの本数修正いて報告いただいたんだったら、事務所の2階では吸ってないと明言されたと、これはもうセンター組合の議会で質問出てるんです。でもそれも虚偽報告なんです。副町長、再三言いますが、調査してくださいって言うてるんです。私も簡単に何であんな嘘つくのっていう証言もらってますから。せたな町で起こってることなんです。11日の段階でファクスしてもらわなくて結構です。そのあとすぐでも取り寄せれるわけじゃないですか。一部事務組合でやってるからとかって、もう今こんだけ公になってるんで逃げたら駄目です。再度報告ください。契約書なりの提出を改めて求めます。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今3点ほど質問をいただきました。ただ報告を受けてますけれども私自身の目で確認しておりません。その上で私、報告できるものは報告したいというふうに思ってます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） センターに確認したら573ではなく574と報告を受けました。それは間違いのないわけですよ。あと契約書の提示、見る見ないではなくて提出してくださいって要請すれば済むことじゃないですか。あと喫煙場所、センター組合議会では事務所では吸ってないと明言した形になってるけど、本当はどうなんだと確認できるじゃないですか。確認してないってことなんですか。タイヤの本数は私聞いてますよ副町長、あなたから。見てないとかじゃないですから。見に行きましょうと言ってもお忙しくて来れなかったじゃないですか。センターからの報告、あとは喫煙場所含めて契約書なりの提示を求めているものなりと思ってるんです。その提出、求めてないであつたら改めて求めて明日にでも提出を求めます。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

1時間経過いたしましたので20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ここで議事進行の調整のために暫時休憩いたします。

35分まで休憩します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでお答えを申し上げます。口頭にはなりますけれどもまずタイヤの本数でございますが、私は電話で574本というふうに報告を受けてございます。それから喫煙場所につきましては、棟続きの今は使われておりません旧し尿処理施設の2階の場所というふうに聞いております。ただいずれも石原委員からは事実と違うというふうに言われてますので、これは改めて確認をしたいというふうに思います。それと契約書の件でございますけれども、これは今、事務局と連絡を取って確認をしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） この件が出たきっかけというのが石原委員の質問書から始まっております。私センター組合の議員としてその時に初めて知ったことであり、その後、臨時の監査を開いていただきました。その報告をこの前、全員協議会で受けたという経過であります。したがって組合センター議員の方々は、今回の全員協議会で石原委員から出てくる質問というのは、全然存じ上げない、知らない状態なんです。したがってその話をセンター組合議員でまた全員協議会なりなんなりでもって、そこでお話する経過をまた当議会全員協議会で報告をするという形に同じに運ぶべきだと思っておりますので、その旨理解して石原委員には、また違う質問の仕方をしていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 何とかよろしく。

石原委員。

○委員（石原広務君） ぜひ構成町の議会で同じような形で協議していただきたい。というのはセンター組合議会に持ち帰る、センター組合議会でやってると言ってるんですけど、センター組合のほうから、議員のほうから例えば喫煙場所なりも、せたな町の条例に準じてるだろうという話も出てるわけです。せたな町の条例に準じて喫煙にしていると。副町長が副組合長の立場で、タイヤの持込み、今金町とせたな町で構成してるんですけど、タイヤもせたな町の住民だけが持ち込んでる問題だという話も今金から出てるわけです。我が町から組合議会に出てくるセンター組合議長もその辺苦慮されてる、心配されてるんです。でもそれも今金からも私も目撃してますから、あえて昨日平澤議員には言いませんでした。せたなで解決できること、だって我が町の土地でいろいろやられてるんです。そういったことをクリアしながらセンター組合、一部事務組合で協議していただきたい。そういう思いなんです。だって今まで隠されてき

たんですから。そういったことで今いろいろ要求させていただいてます。契約書なりもぜひ提出していただきたい。

よろしく願います。

○委員長（平澤 等君） 衛生センター組合議会については、今いろいろ質疑ございましたようにそういったものについては、熊野委員。

○委員（熊野主税君） 石原委員のおっしゃったことも踏まえて、あえてもう一度衛生センター組合議会で、その辺協議するということで了解をよろしく願います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 構成町の全員協議会ではなくて、センター組合の議会の全員協議会ということですか。そこを確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） そのとおりです。衛生センター組合議会の全員協議会でまずその話はします。ただその結果、今回と同じようにまた構成町の議会のほうに報告するという形になろうと思います。

○委員長（平澤 等君） よろしく願います。何か補足ありますか。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 衛生センター組合議会の全員協議会の中で、私は喫煙のことで申し上げたことがあるんですが、衛生センター組合はせたな町の条例を準用してるんだというような中で禁煙について条例の定めには則ってるといふふうには言ってなくて、そういうような条例があるかもしれませんから確認をさせてくださいというようなことで、たしか言ってるはずで。それで、せたな町は申し合わせで敷地内禁煙と、こういうことでございますので、そこだけご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） 両方の方々の意見を十分踏まえながら衛生センター議会で調査したいと思しますので、よろしく願います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） どこに要望していいかわからないんですが、私以上にセンター組合の議会議員、センター組合長の立場で私以上に調査の権限、内部の聞き取り調査、私、副町長には申入れしたんです。出入りしている業者からも聞いてくださいと。私が聞き取れる以上の情報を知り得る可能性があるんで、そういった調査もぜひしてください。昨日くしくも一般質問させていただきました。情報を言うことによって何らかの周知、嫌がらせやハラスメントがないような形で、ぜひそこもきちんと認識していただきながら調査していただきたいと思います。これはセンター組合議長、今日は特別委員会委員長へ強く要望させていただきます。

○委員長（平澤 等君） わかりました。そういうように十分、今熊野委員言われたように対応していきたいと思います。

菅原委員どうぞ。

○委員（菅原義幸君） ただいまの熊野委員、石原委員の発言につきましては、私も了解をい

たしました。その上で11日の全員協議会で申し上げた関連の発言を、この際行いたいと思います。あの日私は、この不始末については理事者自らが処分する必要があるだろうという提起をいたしました。残念ながら同意をいただけませんでしたので、すでに議員提案でせたな町長に対する減給処分条例の提案の準備をすでに完了いたしました。申し上げますが12分の1の数が集まればいいわけですから1人でも議員提案はできます。それで町長もう1回申し上げておきたいんですが、事ここまで発展したんですから自ら処分をするという決断をなさってはどうか。平成18年1月30日の時の事態よりは、はるかに重いですよ犯した間違いは。それであなただけで結論出してくれとは申し上げません。両構成町、今金町には副組合長がおられます。我が町にも副町長これが副組合長でおられます。理事者の間で腹を割って真剣に議論をして、本当にこの事故の再発を防ごうとするのであれば両町の町民と両町の議会に執行者としての責任を明らかにすべきだと私は思います。なぜそう言うかといいますと、職員を処分していっちょ上がりにはならないんです。管理監督責任っていうのは必ず伴うんです。執行者責任っていうのは免れないんです。このことが平成18年の処分の中心眼目でありました。あなた達がそうおっしゃったんですよ。町長として責任とるんだと。だから100分の10、1カ月、あれは2月でしたか。処分するんだと。全会一致で皆さん賛成したんです。その中にはそこまでやらなくてもなという意見もありましたが、それは潔いことだと、賛成だと言う討論もありまして全会一致で通過したんです。その時のあなたの自ら提案をした勇氣、決断これもうもう1回思い出してくださいよ。あの時の犯した間違いよりは、重ねて申し上げますがはるかに罪重いですよ今回は。規則に反するタイヤの受入れ、しかも財務規則を歪めるなんていうのは話になりませんでしょう。そういうことをセンターでやってるのなら私たち責任持って、今日の1億6,000数百万議決出来ませんって。タイヤを500何本ですか、数がこないだより一定数増えたようですけども、それを処分にするにしてもおそらく重機の稼働なども含めて金がかかると思うんです。その財源どうするんですか。結局両町にかかってきますでしょ。そうなるこの予算書そのものが賛成していいのか、悪いのかということに結局なってくるわけです。私は少なくとも今日、この場で町長から前回と今回と2回目になりますけれども、自ら行政処分するという事で明快な答えをいただきたいと思うんです。それがなければこの予算には賛成するわけにはいかないということが一つ。それからもう一つは、議員提案で議案出しますから、もう終わってますからね準備は。賛成する議員の方、賛成しない議員の方おるでしょうけれども、私としては、あなた自ら提案するほうが姿がいいと。そしてそのことによってあなたの権威をまた保たれるだろうと思うんです。職員に対しても、あなたたちの不始末が結局は任命権者である組合長にまで迷惑をかけることになるんだから、二度と再びしないようにと、そういう戒めにもなるんです。あとこれ以上繰り返しになりますから言いませんが、町長一つ自ら処分をするという明快な答弁をちょうだいしたいと思います。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原委員のお考えについては承っておきたいというふうに思います。ただ参考の例として出しました平成18年の件につきましては、これは交付税の算定ミスとい

うことで数千万円のことで、今回のケースにつきましては、これは旧町からずっとそうした状態を続けていたと。これはご指摘いただくまで私たち理事者には全く報告がなくて、知り得なかったということ。それ自体もちろん責任は痛感しているところでございますが、こうした旧町からのそういう業務の不適切な流れについて、これはしっかり改善をして適正な業務執行に、運営にも努めてまいりたいと、これが私の責任だということは前回の全員協議会でも申し上げておりますし、衛生センター組合議会の中でも申し上げているところでございます。いずれにしても菅原議員のただいまの発言につきましては、そのまま受け止めておきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は納得しません。それだけ言っておきます。検討しますという答弁欲しくて言ってるんじゃないんです。11日ですよ私が提案したのは。今日何日ですか。そんなにかかるんですか。しかも検討するだけなら私この予算に賛成するわけにはいきませんので、はっきり言っておきます。町長もう一つ言っておきますが、さっきのようなくどくどした答弁いらないうです。不必要なんですよ。前回のときより今回の時のほうの誤りの程度深刻なんですから、前回以上の責任をとりますと、私はそのように決断いたしましたと単純明快に答弁すればそれで終わりなんです。それを出来ないということについては大変残念だし、今後とも厳しく対応せざるを得ないというふうに申し上げておきます。

以上で終わります。答弁ありません。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 4款衛生費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時56分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に5款労働費の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは資料は9ページです。予算書では77ページになります。それでは5款1項とも労働費、1目労働諸費で、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金、予算額7万3,000円、全額一般財源です。北部4町と経済団体が連携した協議会活動により、季節労働者の雇用確保や就労促進に係る事業を推進するものでございます。

5款労働費合計予算額14万8,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 5款労働費の質疑を終わります。

次に6款農林水産業費の説明を求めます。

河原農務課長。

○農務課長（河原泰平君） それでは資料9ページ、予算書では78ページからになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。農業委員会費832万6,000円、道補助金125万4,000円、その他財源5万8,000円は各種事務事業の委託金などで、残りの701万4,000円は一般財源であります。農業委員15名の報酬380万円のほか、農業委員会の活動に関わる経費であります。

続きまして2目農業総務費で、新規事業としまして中核農業者応援資金利子補給費補助金5万円、全額一般財源です。中核農業者の投資意欲を図り、農業経営の安定化、高度化に資する目的としたJA中核農業者応援資金を活用する農業者に対する支援です。今年度の対象農家は2件、15年間の支援を予定しております。

続きまして3目農業振興費で、新規就農者促進事業117万5,000円、全額その他財源で、産業担い手育成基金並びに農業実習等宿泊施設使用料で充当予定です。農業の担い手育成確保を図るため、就農フェアへの参加や研修宿泊施設の管理を行うものであります。

環境保全型農業直接支払交付金事業445万7,000円、道補助金335万2,000円、残り110万5,000円は一般財源です。法律に基づき、地球温暖化防止や生物多様性の保全など一定の要件を満たした営農活動に対し支援するものです。今年度の取組を予定している農家は10件、57ヘクタールを予定しております。

続きまして資料10ページになります。経営所得安定対策等推進事業補助金54万円、全額道補助金です。本制度の推進母体であるせたな町農業再生協議会への事務費の補助であります。

中山間地域等直接支払交付金事業4,874万7,000円、国道補助金3,643万8,000円、残り1,230万9,000円は一般財源です。法律に基づき、対象農用地の面積に応じ交付金を交付するもので、交付金の使途は北檜山、若松、瀬棚の3地区の集落協定参加者の合意により決定し活用されている事業であります。

畑作構造転換事業補助金174万3,000円、道補助金174万2,000円、残り1,000円は一般財源です。持続可能な畑作産地を形成するため、種子馬鈴薯の原種、採種圃におけるウイルス罹病率を低減する取組に対し支援するものです。今年度の取組を予定している農家は10件、約22ヘクタールを予定しております。

新規事業としまして、北海道農業次世代人材投資事業229万円、道補助金228万8,000円、残り2,000円は一般財源です。経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し資金を交付するものです。これまで町内で酪農研修を積んできた1件が新規に就農することから支援するものです。

続きまして4目畜産業費です。町営牧場指定管理事業500万円、その他財源151万1,000円は牧場装置の一部貸付けに伴う賃貸料で、残り348万9,000円は一般財源であります。長期供用ができる健康な牛を育成するために、町営牧場の管理運営に対する指定管理料です。せたな酪農ヘルパー利用組合事業費補助金120万円、全額一般財源であります。酪

農家の休日確保のために酪農ヘルパー利用組合の運営に対する補助であります。

優良家畜導入事業補助金1,000万円、全額産業振興基金であります。依然高止まりしている優良家畜導入費用に対して助成し、改良等による生産性の向上を図るものであります。

新規事業としまして、草地畜産基盤整備事業1,253万6,000円、地方債1,080万円、残り173万6,000円は一般財源です。良質な粗飼料生産体制を目指し、北海道農業公社が実施する畜産農家や町営牧場の草地改良等に対し支援するものです。今年度から令和6年までの4年間を予定しております。

次に5目農地費です。基幹水利施設管理事業（団体営事業）2,365万9,000円、国道補助金1,388万8,000円で、その他575万5,000円は受益者、土地改良区や今金町の負担で、残り401万6,000円は一般財源であります。真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費です。

資料11ページになります。国営造成施設管理体制整備促進事業（団体営事業）33万円、道補助金24万3,000円で、残り8万7,000円は一般財源です。土地改良区の管理体制の強化と多面的公益機能の推進に関わる支援であります。

新規事業で、農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（団体営事業）293万円、全額一般財源です。老朽化した用水路の改修について、土地改良区が実施する国道補助事業に対し、団体営土地改良事業ガイドラインに基づき支援するものであります。

西兜野排水機場改修事業負担金（道営事業）1,197万円、地方債1,190万円、残り7万円は一般財源です。前年度調査した老朽化した当該施設の機械及び電気設備の更新に向けた事業の実施設計に関わる負担金であります。

水利施設管理強化事業（団体営事業）470万円、道補助金352万5,000円、残り117万5,000円は一般財源であります。前年度に旧国営造成施設管理体制整備促進事業から分離された土地改良区が行う農業水利施設管理に関わる支援であります。

6目農業センター費です。農業センター業務運営費1,731万5,000円、その他財源の1,162万8,000円は、土壌診断手数料や支援作物苗である農産物売払収入、農協運営負担金などに加え、新たに公共施設整備基金繰入金649万6,000円を充当、残りの568万7,000円は一般財源であります。施設の管理運営に関わる経費で主な業務は生産部会や普及センターなどからの要望のある試験栽培や土壌分析、経年劣化している管理棟の外壁塗装工事等を実施するものであります。

7目農業施設管理費です。ふれあいプラザ電気工作物改修工事費250万円、全額一般財源であります。老朽化した電気受電設備を改修し、施設の安全性を確保するものであります。

以上で農業費の説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 八木水産林務課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 2項林業費となります。新規事業です。鳥獣被害防止対策事業補助金60万円、全額一般財源です。町内2農協と共同での補助事業でヒグマやエゾシカによる農作物被害の防止対策として、電気柵購入に係る費用に支援するものです。

次に新規事業、豊かな森づくり推進事業補助金964万1,000円、道補助金593万2,

000円、その他財源は、森林環境譲与税基金370万9,000円であります。昨年度まで実施の未来につなぐ森づくり推進事業の後継事業となります。北海道単独事業で伐採跡地などの人工造林に支援するものです。

12ページです。一般民有林造林事業（徐間伐）補助金310万円、全額一般財源です。町単独の上乗せ補助として除間伐作業に対し補助するものです。

森林活性化間伐等搬出支援事業補助金400万円、その他財源は全額、森林環境譲与税基金です。パルプ材や低質材の運搬経費に対し、1立方メートル当たり2,000円の助成をするものです。

以下、町有林施策です。大成区町有林スギ皆伐工事735万3,000円、その他財源735万3,000円の内訳ですが、材の売払収入495万円、森林環境譲与税基金240万3,000円であります。大成区宮野町有林の林で52年生のスギ3ヘクタールを皆伐するものです。

北檜山区町有林保安林伐採造成工事1,529万9,000円、道補助金591万9,000円、その他財源938万円の内訳ですが、材の売払収入660万円、森林環境譲与税基金278万円であります。北檜山区共和町有林の保安林5ヘクタールを皆伐しブナ、ミズナラなどの広葉樹1万5,000本を植林するものです。

町有林下刈工事662万円、道補助金450万円、その他財源212万円、これにつきまして、森林環境譲与税基金であります。町有林内に造林した幼木の成長促進を図るため下刈53.72ヘクタールを実施するものです。

続いて3項水産業費です。水産多面的機能発揮対策事業82万円、道補助金30万円、一般財源52万円です。町内4活動組織が行うウニの密度管理や漁場耕運などの活動に補助することで、藻場の再生や漁業資源の増加を図るものであります。事業期間は令和7年度までの5カ年事業となっております。

檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金500万円、全額一般財源です。北海道や沿岸6町が連携する檜山管内水産振興対策協議会に対し、広域事業として行うナマコ資源の増産対策に係る負担金で令和4年度までの3カ年事業となっております。

次に13ページになります。日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金210万円、全額一般財源です。ニシン資源復興のため、檜山管内水産振興対策協議会が広域事業として行うニシン種苗放流事業への負担金となっております。

浅海資源増養殖事業補助金644万4,000円、その他財源は全額産業振興基金であります。未利用資源のキタムラサキウニを採取し、海藻の豊富な漁場へ移殖放流する事業に補助するものであります。

エゾアワビブランド化推進事業補助金23万3,000円、全額一般財源です。エゾアワビのブランド化に取り組んでいる漁協青年部に飼育種苗に係る一部を助成するものであります。

次に新規事業です。トラウトサーモン海面養殖試験事業補助金851万9,000円、全額産業振興基金です。主要魚種の大幅な減産により漁業生産が低迷しており、栽培漁業の推進が必要との観点からニジマスの海面養殖試験に対し支援を行うものであります。場所につきまし

ては久遠漁港内で公海生け簀などの施設整備などや約800尾のニジマスを養殖するものです。事業期間は令和5年度までの3カ年事業で予定しております。

水産種苗育成センター運營業務2,878万5,000円、その他財源825万円はアワビの売払収入で、残り2,053万5,000円は一般財源です。漁業者の経営安定に向け前浜資源の維持及び増大を図るため、ナマコ種苗の生産供給並びにアワビ種苗の中間育成供給を行うものであります。

6款農林水産業費合計、予算額3億3,943万円、財源内訳、国道補助金8,166万5,000円、地方債2,270万円、その他財源8,423万円、一般財源1億5,083万5,000円であります。

以上で6款農林水産業費の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

橋本委員。

○委員（橋本一夫君） 水産業振興費で、トラウトサーモンの海面養殖試験事業補助金として3年度は851万9,000円を計上し、またこれが3年間の試験事業として行われるということです。私が今どういうふうに捉えてるかということは、大成養殖部会からの提案で事業が行われるというふうに聞いていますが、将来的にはひやま漁業協同組合の指導をいただきながら、将来、せたな町にトラウトサーモンが特産品として取上げられるよう努力してもらいたいと思っております。そういうことでは、私自身は農業者でありますけれども応援していきたいと思っておりますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思っております。そしてニジマス800尾と提示されてますけれども、何か1,600尾ぐらいの養殖が可能だという施設になるようですけれども、その辺説明してください。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） ただいまの橋本委員からのご質問なんですけど、まず1点目、産業教育常任委員会でもお話をさせていただいたんですけども、経過のほうは大成養殖部会から提案がありまして、このような取組をしたいということで、町のほうも内部で協議して熊石地区の施設等も見てきまして予算計上できる形にまで結びついております。将来的には、やはり特産品含めた様々な地域活性化等にも結びつけていければとは考えておりますが、何につけ実証試験ということで3カ年漁業者と町、漁協3者で頑張っ取り組んでいきたいと思っております。また施設については、当初令和3年度800尾で計画しておりますが、委員おっしゃるとおり施設の収容数は最大1,600尾まで収容が可能と考えておりますので、令和4年、5年に向けてその収容数、サイズも含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 主要魚種が大幅に減産になっておりますので地元のスルメイカなど。そういうことで育てる漁業ということで栽培漁業の推進を図り、漁業もひやま漁協全体でブランド化したいという構想を持っておりますので、町も後押ししてあげたいとの思いです

ので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 800尾から始めるということでありまして、これかなり育てるまでに致死率といいますか、そういったことでの影響というのはどの辺で考えてるのか、お伺ひしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） ただいまの道高委員の質問なんですけど、生残率は今回90%で見させていただきました。これは昨年、熊石地区で同じ800尾のニジマスを養殖した時92から93%の生残がありましたので、その数に到達できればという思いも込めましてそのように漁業者と協議させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 9割ということは720尾、およそそのぐらいを見込んでということで、うまくいけばいいんですけど。熊石と同じ海路にありますから、そんなに影響は無いでしょうけど、やはり難しさというのは餌のやり方だとか、水温だとかいろいろな面が出てくるのかと思うんですけども、その辺の技術的なものってのはどのような指導になるのか、その辺まできちんとプロセスされてるのかどうか、その辺お伺ひしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） トラウトサーモンの稚魚はニジマスですので、外来種リストでは産業管理外来種、適切な管理が必要な産業上重要な外来種として分類されております。魚病の伝染や外来種との交雑等、サケマス漁業への影響を懸念する声もあるので慎重な対応が必要ということなんですけど、移出防止対策の徹底だとか、防疫対策、疾病対策あといろいろな許可だとか、申請が必要になってくるものですから、試験研究機関だとか増養殖事業団体と連携を深めて事業実施はしていこうと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） おそらく初めて取組事業としては、大変これから育てる漁業という中の一つの種目なのかなということでは理解いたします。これが活用といいますか、活用についても十分これから考えていかないとならないということでもあります。このほかに例えばニジマスのほかに様々な養殖ということが、これからこれをきっかけに出てくる可能性があるのかと思うんですけども、その辺について今後の見通しといいますか、そういう出てきた時の対応はどのように考えていますか。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） まずは第1弾として、このトラウトサーモンの増養殖事業を成功させて、まず魚類養殖っていうのは施設のインシヤルコストに加え、種苗購入や飼料代などのランニングコストの負担を見据えた収益確保が課題となっておりますので、その辺を見極めながら今後の事業展開に繋げていければと考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 試験事業ということで、要するにチャレンジしてみてくださいと、町が100%補填ということですから、ですからこういった一つのきっかけとして様々漁業者のほうから、新たなそういったチャレンジしたいというのがありましたら同じような対応にならないのかと思うんです。そういう面で我が町においては、漁業者を育てるということになりますと、その辺の方向性というのは一体化でないとならないのかと思うわけでありまして。そういう方向性に町としては向かっていくということによろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず今回のトラウトサーモンの試験については、これ事業化を目指しての3年間の試験ということになります。養殖部会はもちろんであります、今熊石でも同じような試験を同じ魚種でやっております。これはひやま漁協、小さな漁協であります、一つトラウトサーモンの養殖事業を各町で展開してというような構想の中で今取り組んでいるということでございます。したがって産地化を目指すためには、ある程度の規模が必要と、当然そういうこととなりますので、この漁協としてはトラウトサーモンをまず中心魚種ということで、これから進めていくのではないかというふうに思っております。そうした段階で、様々な養殖する魚種があると思うんですが、しかし少数、小さい単位での産地化というのは、これは当然無理でありますから、とりあえずしっかり一つの魚種で産地化を図るべく養殖試験が進むものというふうに感じているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 最終的なことを聞きたいんですけども、これ成魚として販売できるといったら飼育してから何年経てば販売できるようなことになるのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） ただいまの大湯委員の質問なんですけども、一応予定としましては予算成立後に当然なりますが、令和3年11月から12月に久遠漁港に魚を入れ飼育を開始していきます。それで翌年の盛漁期、6月から久遠漁港は盛漁期に入りますので、盛漁期前の5月末までには平均3.5キロを目標にして出荷していきたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 6カ月か7カ月ぐらいで成魚で販売できるってことですね。ぜひ上手に熊石、八雲町やってます。私の知ってる役場の関係者おりますけども、成功してる例聞いておりますので、ぜひこれを発展して大きくしていただければと思います。

以上です。答弁要りません。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 今非常に新規事業で元気のある話で本当にうれしいと思います。ただ先日、私せたな町の海と川を守る会という組織の総会に出させていただきました。その中である漁師の方が、こういう養殖事業についての一つの懸念をしてみました。それは環境汚染のことです。先ほど八木課長のほうからも産業外来種ということで、本当に気をつけた扱いをし

なければいけない、このようなことも答弁なされてましたし、その漁師の方からは、大量の餌を投入しなきゃいけないってことで海洋汚染があるんじゃないかまた抗生物質ですとか、薬品もある程度使わなきゃいけないということで、そういう懸念もされておりました。その辺、先ほどの答弁では重々注意してやるということでしたが、本当に台風ですとかいろいろな被害がある可能性もあります。11月だからないんですね。ただ大風が吹いたりすることもありますので、その辺本当に気をつけてやって、まず環境が1番大事ですから、この事業はぜひ進めたいんですが、その辺の環境をしっかり守ってやっていくという決意を課長あたりからお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 環境の件につきましては、久遠漁港内に排水溝交換施設が2箇所ございまして、外海からの新鮮な海水を取り入れる施設がございまして、それも利用できると思いますし、あと餌の残餌についても直接目視で調べていきたいと思っておりますので、その部分はきちんとやらせていただきます。お願いします。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 先ほど決意というちょっと抽象的な言葉で質問してしまったんですが、しっかりモニターもしていただいて、データとかもしっかり取っていただいて管理をしていくという姿勢を取っていただきたいというふうにお願いします。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） その辺も重々注意しながらやらせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 関連になりますし質問が要は重複することもご了承いただきたいと思えます。まず今横山委員の質問に答えた外海から取り入れる。それ口頭でいいです。大体分かるんです。これ常任委員会で配られた書類なんですけど、この予定されてるこの位置、これのどの辺が取り入れるところがあるんでしたっけ、そこを確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） ただいまの石原委員の質問なんですけど、図面持つてる方にしかわかりづらいかもしれないんですが、久遠漁港には北防波堤という1番北檜山寄りの防波堤があるんですけど、そこに海水交換溝という大きな穴が2つあいてまして、そこから海水が常時出入りする形になっております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） じゃ私の記憶違いなんですけど、これ確か防波堤できたときに開いてたんです。ただ漁業者から波が動くからといってそのあと塞いだという認識だったんですが、そこは私の認識の誤りですか、確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 漁業者から要望があったのは石原委員おっしゃるとおり事実でありまして、海水交換溝を塞いで静穏度を高めたいってということで、開発局に要請しまし

て穴を幾つか塞がせていただいております。でも2つだけは、どうしても開発の事業でやったものでしたので、残さなければまずいということもありましたので、2つは空いたままとなっております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私はこれ常任委員会、後日資料としていただいたんですけど、私はこの道新の記事でこの事業のことを知ったんです。まずひやま漁協はトラウトサーモンをブランド化したいって言うことだっていうことは答弁で理解できました。そのあとに八雲の推進協設立の記事、あと3月8日の北海道新聞、函館市の完全養殖、開発にハードルもという、これキングサーモンのことなんです。キングサーモン戦国時代に臨むとなっているんです。その中に函館市の農林水産部の部長、キングサーモンにねらいを定めた理由、他産地のトラウトサーモン（ニジマスや銀サケ）の養殖と差別化が図られる。トラウトや銀サケはノルウェーからの輸入物で市場が値崩れするといったことも紹介されてるんです。ここには3月8日の時点でせたな町ニジマスって言うふうで紹介されているんです。実施予定を含むとなっているんですけど、先ほど八木課長もかなり大変だなんていうふうに伝わるような答弁をたしかされてるんです。こういった市場の流れとか、ほかの養殖事業、試験も含めて取り組むという流れの中で、かなり大変で、本当にハードルが高く試験3年のあとが本当にどうなるのかなって言う不安があるんです。その辺に対して再度、今の段階での考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 確かにご当地サーモンはブームの時代から今戦国時代に突入していると思います。ただ組合のほうでもブランド化で量をたくさん作ればそれだけ何とかなるんじゃないかっていう考えもございまして、それで先ほども申しましたが、町も後押ししてあげたいということですので、漁業者や漁組、関係団体の関係者との合意形成も出されてますんで応援してあげたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 横山委員も触れてました。民間の養殖事業を手がけようとしたその動きに浜からも以前に、要は残餌、餌やりで残った餌が海を汚すんじゃないかっていう不安が上がってる中で、私としては今回これが当然事業として新聞報道されたんです。繰り返すけど函館市でさえ開発にハードル、中長期的なものになると断言してるんです。課長の答弁の上げ足を取るつもりはありませんが、ここからは町長に答えていただきたいんです。というのは、私これはせたな町大成区3年かけて実証実験って言うコピーなんですけど、これ今朝コピーしてきて、なぜコピーしてきたかと言ったら持ち歩いてもうクシャクシャなんです。このニジマス海面養殖せたな大成区3年かけて実証実験、これ見てある漁業者のところ行ったんです。町長、開口1番なんて言われたか。おまえ何言ってるのよ。俺たち何も知らなかったんだって、いや首かしげるとこじゃないです。生の声ですから。よく話を聞くと何も知らされてない中で、この新聞報道にある14人の部会構成されてたと。そのあともいろいろ聞いたんです。ただ悪気があるとは思えなかったんですけど、いやいや頼まれたらちよつとよって、名前貸したんだ、よくわかんないんだけど部会を作るって言うから名前貸したんだ。で町長そういったこと

があって自分この予算委員会に合わせて質問しようと思ってたら執行方針ですよ。町長、私の声が聞こえてるでしょうか。執行方針、歳出の主な事業、新規事業もう大成町民センターの耐震改修事業と並べて、住宅リフォーム助成事業ですけど、トラウトサーモン海面養殖試験事業、町長、私ね逆に怒られるとも思ってなかったし、批判出るとも思ってなかったんです。14人以外の方、知らなかったって、この新聞を見てひやま漁協に問合せた漁業者、あるいは理事の方に直接電話する漁業者、数人の証言もいただいています。八木課長の答弁の中でも本当にハードル高いって担当課のほうも皆さんそれなり捉えてると思うんです。その前に町長、浜からいやそういうことしたら内輪もめの原因になるだろうと。この図面からいくと久遠漁港、今種苗センターでもナマコ飼育して前浜のために担当職員も昼夜を問わず一生懸命頑張っているんです。ここもナマコ漁の場所なんです。そういったところ、要はほかの漁業者、ナマコ部会、ナマコ協議会合わせて調整されてないっていうのが今回明らかなんです。いやせっかくいい事業だと思うんです。ただ外来種とか、そういうことは本当に個人的にも引かかるんです。若い漁業者が熊石でやってるからやりたいっていう要望もあったのもこれ事実です。ただ町長、町長が主導して担当課に2度、3度苦勞されることになるだろうかと思うんですが、内輪もめの原因になる。そういったことも調整しながら、例えばその調整する機会を設けていただいて、残餌の問題、要は海の汚れ横山委員もおっしゃいました。そういったもろもろも含めて本当に久遠漁港でやるんです。檜山漁協ブランド化を目指してる。せたな町の前浜、瀬棚区、北檜山区、大成区あるわけです。瀬棚の漁業者からも俺たちが要望したのにゼロ回答だったのに、なぜってというような苦情も出てるんです。それ内輪もめどころじゃないわけじゃないですか。そういった調整も含めて、実証を止めろとは言わない。残餌の問題、本当に海の汚れ、この場所でのいいのかという確認でナマコ漁との整合性、本当にハードルが高い、これ函館市もこういう見解を出してるんです。成功させるために漁業者皆さんから賛同いただけるために、町長これ執行方針に大々的に上げた。これ申し訳ないけど執行方針に上げるために、何か急いでしまった、焦ってしまったっていうふうにししか取られかねないんです。そういった調整も含めて町長どうですか。本当に浜からそういう生の声出てますから、きちんとそういった調整も含めて働きかけていただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 貴重なご意見をいただきました。今漁業の現状を見ますと、イカも不漁、その他の魚種についても資源が減少してきていると。今年の水揚げを見ても残念ながら昨年あるいは一昨年からどんどん漁獲が落ち込んできているという、大変先行きが心配されるせたなの漁業ということでもあります。こうした状況を改善していくといたしますか、乗り越えるのでしょうか、そのためにやはり新たな取り組み、今回はこの養殖でございますが、こうした取り組みが必要というそういう気持ちが出た漁業者の中に出てきたと。これ非常にいいことなんです。ただ議員おっしゃいましたように、様々な心配、懸念される部分は出てきます。ただだからといって諦めてしまって、旧態依然としてこの同じような漁業を続けていくかということになりますと、これはうちの町の漁業の将来はないというふうに思うわけでありまして。これは農業もそうなんです。やはり新たな作物に挑戦をしていくということは、みんなが考えて先進的に取

り組んでいくということでもありますから、これは一つそうした困難を一つ一つ乗り越えていくと。また私たちもそうしたことを応援するし、浜の皆さん方のご理解も当然いただいでいかなければならないと。これはやはり養殖部会あるいはひやま漁協の皆さんがしっかりとそういう取り組みをしていただけるといことですから、私たちは議員の皆さんとともに応援したいというご意見も先ほど何人もの議員からちょうだいいたしました、そうした気持ちを大切に何とかな事業化に向けた試験事業を行ってまいりたいと。これは本当に私たちとしては、本当にいい芽が出てきたなというふうに感じているところでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町長、昨日の答弁じゃないですけど石原議員だけは理解をいただけなかったというようなことになるんです。今そういうことを今求めてるんじゃないんです。試験事業いいことだっていうふうに思ってるんです。ただ八木課長も担当課、皆さんがこれ先々大変だなというふうに捉えてるんです。この事業展開、新聞を見た。私も新聞を見て知りました。漁業者自体が新聞を見てこの事業のことを知ったっていう声があるんです。回りくどく言わないで私は繰り返しになりますよ。そういった声、部会を立ち上げるのに名義貸しをした。これ悪気があるわけじゃないんです。町から部会立ち上げてくれと言われたのかどうかも確認してません。要は苦情も出てるのも確かなんです。いや私が怒られるのはいいんです。おまえ何言ってるのよって本当に言われましたから。私はなんも知らなかったんだよねって、本当に2人、3人から言われましたから。そういったことを町が主導してハードルが高い残餌の問題、海の問題、ナマコ漁のこと、そういったことの調整を主導していただいで事業展開していただくように、町長主導してください、指示くださいっていうことを言っているんです。回りくどい答弁じゃないです。イカの不漁とか、そういうのわかってますから。その調整、要は内輪もめの原因になるべやなっていう声に対して、町長としてきちんとそういった指導、解決、研究も兼ねて、そういった提案をしていただいでませんか。するべきということで質問させていただきますが、はっきり答えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こういう新しい事業の試験をやるという段階では、様々な問題が出てくるというふうに思っております。今石原委員からご指摘のありましたような部分も当然あるでしょう。しかしそういった中で委員おっしゃいますように、この試験事業は大変いい事業だということでもありますので、これは漁業者の皆さん、養殖部会の皆さんもちろんそうですが、ひやま漁協の皆さんがお互い理解し合ってそうした将来を切り開いていくという、そういう意識に立たなければ、この漁業将来なかなか厳しいものがあるというふうに思っております。そうしたことで、これはそうした漁業者同士の相談の中でこれは理解されるものというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 何で公募しなかったんだろうと。何で連絡なかったんだろうと。いった生の声があるってことです。いろいろ話しした上で漁師の中には、それだったら俺は部会に

入らない。じゃそれには入ってみようか。そういう話もできたろうという声があるんです。それを主導して調整も含めて、ハードルが高い、いろいろな問題がある。そこも研究も合わせながら調整ということで、浜に町長の主導で声かけできませんかっていうことなんです。ナマコの問題も本当に出ていますから、あそこナマコ漁の場所なんだって。そういった問題も何も話しされてないんだってという声があるんです。

○委員（大湯圓郷君） 議事進行

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 石原委員の質問と町長の答弁が噛み合っていません。今のところどこに行っても落ち着くところのないような今の対応でございましてお互いに。これはこれ以上、進めても前に進まないじゃないですか。ですから委員長、何か手立てを取って次の段階に向かうようなことにすることで進めていただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 今のお話ですけども、答弁が噛み合っていないという発言でしたけども、委員長として石原委員の言ってること、それから町長の言ってることを理解できるんで、もうちょっと進めたいと思います。

石原委員。

○委員（石原広務君） 噛み合うわけがないんです。だって町長この情報知りませんから。浜の生の声、今この場で伝えてるんです。もう内輪もめの原因になると、せっかく若い漁師が声を上げたのもあるかもしれない。海が汚れるという心配もあると、ナマコ漁の場所だと。八木課長おっしゃったようにハードル高いんです。函館市でさえこういう見解を出しているんです。そういったもろもろの研究も含めて再度調整してくださいと。町長としてそれを担当に指摘して、それが漁業、浜のためになればそれはそれで結構じゃないですか。その答弁を求めているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長、今、議事進行ございましたので的確に答弁してください。

○町長（高橋貞光君） 私の聞いている範囲でお答えをさせていただきます。ひやま漁協久遠支所ということになりますが、現在のこの養殖場所、久遠漁港の一部になります。これについては、久遠支所の漁業者の了解もいただいてそこを設定したということで聞いておりますので、それは漁協の久遠支所のほうで調整されたんだというふうに思っております。したがってそういった声も石原委員聞かれたということでありますので、その辺については、久遠支所に確認をさせていただきたいというふうに思います。いずれにしましてもそうした問題が生じないようにしっかりやってくれということはお伝えしたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） あと状況で総括でまた考えさせていただきたいと思います。調整する段階で、ぜひ専門家を呼んで漁業者にもそういった研究をする機会も想定しながら調整していただきたい。町長が知ってるのは分かるんです。でもこういった浜からの声があるっていうのは現実、これ現状ですから、そこはもう改めて認識していただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） せっかく若い漁業者がこうした発想をして、この前に進みたいという

思い、これはやはり町としても応援したいというふうに思います。この試験事業については、当然ひやま漁協が中心となるわけでありますから、この試験の結果については、各漁業者にフィードバックされるものというふうに思っております。そういうことで皆さんが等しくそういった情報提供を受けることができるということで、これがこれからの漁業振興に結びつくことになればいいなということで試験をするわけですから、その辺は温かく見守っていただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 委員長、単純に伺います。内輪もめの原因になるという声があるんです。それに対しても町長として対応しない、するべきことじゃない、私は知らないということですか。そこを確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 町長、端的にお願いします。

○町長（高橋貞光君） これ内輪もめの原因という捉え方をしてはダメだと。内輪もめの原因になるから、じゃあ止めようという話ではないんです。ですからそういう問題があったら一つ一つ協議していただいて前に進むと、これは大事なことだと思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 内輪もめにならないような形で町長が主導して再度調整していただきたい。これは強く要望して終わります。答弁聞いても、もう無駄ですから。担当にも伝えておきます。終わります。

○委員長（平澤 等君） 榊田委員。

○委員（榊田道廣君） 長いやりとりの中で質問しにくくなってきたんですけれども、ナマコについてお尋ねしたいと思います。ナマコの種苗につきましては、ここ何年か前からやっておりますけれども、現在どのぐらいの放流数で、ここ何年かの水揚げ等、また生産者等の利益といますか、そういうものを含めて教えていただきたいというのと、それから目標生産数80万個というふうになってますけれども、アワビとナマコのそれぞれの生産数を教えていただければと思います。

○委員長（平澤 等君） 榊田委員、今の質問はこの12ページの…

○委員（榊田道廣君） すいません13ページになります。

○委員長（平澤 等君） 栄田副所長。

○水産種苗センター副所長（栄田武志君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず放流数につきましては、近年で言いますと平成30年度75万個、令和元年度84万3,000個、今年度は89万7,000個となっております。

○委員長（平澤 等君） 油谷係長。

○水産係長（油谷好彦君） 水揚に関しましては、令和2年2月末現在で1万4,851キロ、金額にして7,980万4,000円、そして令和元年度の実績としまして1万3,011キロ、金額で9,236万8,000円ということになっております。

○委員長（平澤 等君） 栄田副所長。

○水産種苗センター副所長（栄田武志君） 種苗放流の効果なんですけども、ナマコの場合、

見た目では天然か人工かわからないということで、平成26年度より函館水試に協力いただきましてDNAを調査して追跡調査を行っております。当初函館水試のほうでは、平成31年度で調査を取りまとめたいということだったんですけども、さらに5年間継続して現在も調査を行っているところでございます。そのため数値的な効果というのは、まだ私どものほうにも数字は出てきてないんですけども、たまたま担当者からピンポイントで聞いた数字にはなってしまうんですけども、当センターが平成26年度、平成27年度におきまして大成のとある場所に放流した種苗につきまして、3年から4年後になります平成30年度におきまして放流漁場近くで着業者が漁獲したものをDNA調査をした結果になりますけども、5月11日19%、6月18日12%、さらに放流付近のライン調査でも6月18日が17.9%、12月3日につきましても17.4%というピンポイント数字にはなってしまうんですけども、そのような数字が出てきております。

○委員長（平澤 等君） 榊田委員。

○委員（榊田道廣君） アワビの養殖事業の需要が少なくなってきたということで、去年一般質問もさせていただいたんですけども、その中でナマコの試験生産ということを行われるようになりまして、今伺いました中では漁業者の貴重な収入減となってきたものというふうに理解をします。先ほどトラウトサーモンの中でもナマコの獲る場所にトラウトサーモンの設備ができるということで非常に心配されてる方もおられるということでした。以前これ大分前の話なんですけれども、まだナマコの生産をする以前の話だと思っておりますけれども、やはりナマコのそういう生産をするということに対しての漁師からの心配な意見というものもあったようにも伺っております。そういう中で、今いろいろと皆さんの努力等があつて、現在そういうふうに順調にいったるものと思います。またそういう中で次なる養殖事業が始まるということであれば、すみ分けもできるものと思っておりますけれども、それにいたしましても先ほど来、意見出てますけれども残餌、またいろいろな環境等の問題も出てくると思いますので十分配慮していただき、また漁師相互の理解が得られるような、そういう中で事業を進めていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 委員おっしゃられたことを肝に銘じて実施させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 榊田委員が本当にいい質問をしていただいて、八木課長からも本当に前向きな答弁をいただきました。というのは今重ねて関連で質問させていただくんですが、もうナマコ漁、過去に遡ると財政課長が担当しているあたりからもナマコ漁に関して前浜でいろいろあったんです。ナマコ部会が立ち上がって若い人たちが潜水の資格を取って、量の違いとか、ナマコがアワビより売れてきて価格が高くなったらひがみも含めていろいろ話が盛り上がってきたんです。部会から協議会、今となつては若い人たちにも本当に応援する声もようやくここに来て出てきたんです。そういった事例もあるので、八木課長は前向きな答弁いただいたんで、そこも事例申し上げて、これからもそういった応援するような形で、ぜひナマコの事業

も進めていただきたいと思います。

要望して終わります。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） トラウトサーモンの海面養殖試験について伺います。要望書段階での計画の内訳、それからそれと関連しまして補助金申請書の写し、これを提出していただけないか。

○委員長（平澤 等君） 今菅原委員から資料の請求ございましたが対応できますか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 提出に時間がかかるようであれば、これはのちほどでも結構です。総括質問でやりますから時間かかるようであれば、今日、今この瞬間では結構です。

○委員長（平澤 等君） 担当者、時間がかかるということならばあとからするということが、すぐできるんですか。

暫時休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時04分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 要望段階の計画書はございますが、補助金の申請書というのはまだ予算が付いてないものですから、その申請書はございませんので、要望書だけの写しでよろしいでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今なんて言いました。補助金の申請書が上がってないんですか。補助金の申請書が上がらないのに先に予算決まるんですか。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 要望段階の中で金額の内訳は出てるんですが、申請書っていうものは出てないということなんです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 課長おっしゃった意味わかりました。正式に決まった予算に対して改めて申請書を出しなさいとこういう意味なんですね。私のほうの質問が悪かったと思います。要望書の中で書いてある計画、合わせて予算の積算根拠のそういう資料があると思いますので、その両方を提出していただきたいということです。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時07分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

資料については、あとで提出できるということなので総括のほうで質疑お願いいたしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 長い時間かかりましたので、だいぶ私も意気消沈いたしました。我が町は農業第一の町ということで農産物の町として2、3ちょっとお伺いしたいと思っていました。それで9ページの新規就農者促進事業、これについて担い手不足のために本当に道内外の就農者と言いますか、これにきた方々をお招きして研修するということだと思っておりますが、これについての令和2年度そしてまた3年度における見通しと言いますか、そういったものについて実際にどのような状況なっているのか伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 新規就農者の対応でございますが、令和2年度につきましては、コロナ禍の状況におきましてフェアとかに参加できませんでした。センターとして活動を休止していた状態です。生産者にコロナをうつすわけにはいきませんので、受入れはしていないという状況でございました。その中で電話等の相談では2件ほど、ご相談がございましたが、最終的には就農までには至っていないという状況でございます。あと学生の中で、せたな町で体験をしたいという方がございまして、それらの方は道内ということもありまして生産者の了解を得ました中で受入れをしている状況でございます。それから地域おこし協力隊で募集しています酪農ヘルパーの方、大阪からですけれども現在受入れしている状況でございます。2年度におきましては、センターとしてはあまりいい活動ができなかった状況でございますが、3年度に向けては、またフェア等に参加しまして新規就農者、せたな町に来ていただくような活動をしていきたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） そういう機会を利用して農業関係にチャレンジしたいというそういう機会を与えるという意味では大変有意義な事業でないかなと思うんです。それで委託料12万とありますけども、これはどういったところにどういう活動をされているのか中身について伺います。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 委託料ですが新規就農の体験住宅を2箇所用意してございます。二俣住宅と東大里住宅です。そのうちの東大里住宅につきましては、農業受入協議会のほうに委託して管理してもらっておりますので、そちらのほうに支出しているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 二俣も併せて。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 二俣住宅につきましては、農業センターが近くにありますのでセンター職員にお願いしたり、自分たちで出向いて行って管理してございます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 要するに来られた方々に対して、受入協議会の中でいろいろな指導といますか、お世話なさってるということですが、特にその協議会の中で、要するに年から年中だと思えますけれども、それに見合った委託料ってということなのか。かなり協議会の受入家庭、農家の方々にかなりご無理を言ってる事業の展開なのか、その辺はどういうふうに考えているのか。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） まず担い手センター会議というのがありまして、それは町とか関係機関中心にした組織、その下に生産者が組んでいる受入協議会というのがございます。受入協議会は基本ボランティアでございまして、あくまでもその自分のところで受け入れていいよという生産者が組んでいただいて本当にボランティアで活動していただいているところでございます。委託料につきましては、本当の施設管理のみだけですので、施設管理料としてお支払いをしてるだけということになります。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 本当にせたな町にそういう機会を持ってもらいながら、そして研修して、そしてこのせたな町に就農したいという中で、お世話をしていただく農家の方、ボランティアということでもありますけれども、ボランティアは本当にありがたい話ですけども、その辺のことというのは、これからどんどん広める、こういう受け入れを就農されたいという方に対しての基本的なボランティアをお願いしてるんだということなんですけれども、その辺の当町の考え方はそれでいいのかどうかということなんですけれども、その辺はどうなんでしょう。町長どのように考えてますか。一応必要なことだと思うんですけども、自助、公助、共助という中での取り組みなんですけれども、今言うと自助、共助と公助は最低限ということでもあります。物によっては公助ももうちょっとということで、ボランティアにみんなおんぶに抱っこということになるかと、そういうことなんですけれどもその辺。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 生産者、ご協力してくれている受入協議会の皆さんには本当に頭の下がる思いでございます。ですが受入協議会がなくては本当にこの町に来てくれる方もこの町で就農したいという思いが伝わらないと自分は思っております。なので現在、酪農家さんに1件就農迎えますが、今度耕種ですとか、畜種いろいろ様々な職種ありますけれども、あくまでも受入協議会と協力しながら続けていきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 農業関係もう一つ伺いたいと思います。10ページの畜産業費、優良家畜導入事業補助金1,000万ありますけれども、これについて令和2年度の補助金の執行

率、そしてまたこれはもうかなり長く優良関係を取り入れてきて畜産業についての振興を図ってるという実績があるかと思えます。これについての評価っていいですか、優良ですから結局それを基にしながら増やしていくという、これについての評価というものをどのように考えて、そしてこれは今年度また新たにこういうことで継続事業として展開するんですけども、これは1年なのかということの見通し的な計画的なものはどう考えているのか合わせてお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 優良家畜事業ですが、平成21年から1期3年としまして今回4期目で令和2年度まで実施しております。その中で令和2年度につきましては、1,100万円予算を計上してございますが、2期分の受付を終了しまして半分の500万となっております。最後に12月から3月分の申請をこれから受け付けるところでございます。見込みとしましては予算額というか、導入計画並みに導入していただいていると思っております。

そして効果ですが今事業を実施しておりますので、最終的に改めて効果を検証しますけれども、まずこの事業については生産者からは高い評価をいただいております。本当に市場でも価格がせたな町の出品してる牛も高値を付けていただいている傾向もございますので、効果はあるものと判断してございます。そして今12年継続しまして長いようですが今の状況からいきますと、生産者の飼料価格の高騰だとか、導入牛の高騰を現在の状況を見ますとプラス1年、あと1年継続して事業を実施したいと思っております。ということで令和3年度のみ1年です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 1年でというのは畜産業界については問題ないという判断でいいのかどうか、ましてこうしたコロナでいろいろな面で販売が厳しい中で、収束はわかりませんが、いろいろな影響がまた及ぶ可能性はありますよね。その辺も見込んだ中で1年で終わりだという考えなのか。まずそれ。ついでに馬なんだけど、これもあれですか、これ肉用の馬なんです。これについてどうなのか。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 質問にお答えします。先ほど私1年と言いましたけども、担当者としての思いは1年でございます。それでももちろんこれからの経済の流れだとか、コロナの状況によって、これから両農協だとか、部会とかともまた協議しまして優良家畜については時間をいただきながら検討したいと思います。担当者としては1年という思いでございます。

それから馬につきましては競走馬もでございます。食用だけではなくて競走馬でございます。以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 担当課として、もう今年でいいんでないかということだという話です。それが本当にいい選択なのかどうか。それはあとは理事者が考えることですので、そういうことでいいですよ。それで馬、競走馬もあるというんですけども、競走馬にこれは実際ないでしょうね。競走場というのは、これ実際に導入されてるんですか。競走馬ってあれはまた別なようなものだけでも、その辺確認します。

○委員長（平澤 等君） 吉田補佐。

○農務課長補佐（吉田有哉君） 競走馬というか、ばん馬でした。すいませんでした。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 6款農林水産業費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、この続きは明日3月17日10時から再開したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日3月17日10時から再開しますので、ご参集を願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時20分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和3年5月20日

委員長 平澤 等

署名委員 道高 勉

署名委員 大湯 圓 郷

令和3年せたな町議会予算審査特別委員会 第3号

令和3年3月17日（水曜日）

○議事日程（第3号）

1 議案第 1号 令和3年度せたな町一般会計予算

○出席委員（11名）

委員長	平澤 等 君	副委員長	横山 一 康 君
委員	吉田 実 君	委員	榊田 道 廣 君
委員	本多 浩 君	委員	橋本 一 夫 君
委員	熊野 主 税 君	委員	道高 勉 君
委員	大湯 圓 郷 君	委員	石原 広 務 君
委員	菅原 義 幸 君		

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	小 板 橋 司 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐 藤 英 美 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	伊 藤 悦 子 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水産林務課長	八 木 忠 義 君
建設水道課長	平 田 大 輔 君

会 計 管 理 者	高	橋	純	君
国保病院事務局長	西	村	晋 悟	君
総務課長補佐	小	林	和 仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世 紀	君
財政課長補佐	井	村	裕 行	君
税務課長補佐	奥	村	大 樹	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋 二	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正 明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知 昭	君
地域包括支援センター所長	長	内	京	君
農務課長補佐	吉	田	有 哉	君
大成水産種苗育成センター副所長	栄	田	武 志	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜 嗣	君
国保病院事務局次長	中	川	讓	君
経営戦略室次長	手	塚	清 人	君
総務課主幹	中	山	康 春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝 樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲 史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜 希 子	君
財政課主幹	井	村	裕 行	君
財政課主幹	小	林	朱 央	君
税務課主幹	伊	瀬	亮	君
町民児童課主幹	黒	澤	美 知 子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜 珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利 子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇 吾	君
農務課主幹	斉	藤	真	君
水産林務課主幹	山	本	亨	君
水産林務課主幹	藤	井	卓 也	君
建設水道課主幹	川	上	佳 隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一 良	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼 平	君
出納室主幹	山	川	彩 子	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三 津 枝	君
職員厚生係長	尾	野	裕 也	君
地域生活係長	岡	島	讓 二	君

防 災 係 長	齊 藤 哲 章 君
情 報 管 理 係 長	又 村 和 智 君
商 工 勞 働 觀 光 係 長	撫 養 和 伯 君
財 政 係 長	稻 船 洋 志 君
戸 籍 年 金 係 長	西 田 幸 惠 君
環 境 衛 生 係 長	原 田 宰 君
児 童 福 祉 係 長	林 亮 輔 君
障 が い 福 祉 係 長	平 田 慎 太 郎 君
包 括 支 援 係 長	大 久 保 麻 未 君
地 域 支 援 係 長	金 澤 早 苗 君
地 域 支 援 係 長	田 畑 貴 子 君
農 政 係 長	大 庭 啓 君
農 業 セ ン タ ー 業 務 係 長	北 山 典 孝 君
水 産 係 長	油 谷 好 彦 君
大 成 水 産 種 苗 育 成 セ ン タ ー 業 務 係 長	池 田 裕 之 君
管 財 係 長	高 橋 真 一 君
水 道 係 長	大 野 秀 幸 君
住 宅 係 長	吉 田 一 也 君
庶 務 係 長	近 藤 智 博 君

《大成総合支所》

支 所 長	杉 村 彰 君
次 長	佐 々 木 正 人 君
大 成 診 療 所 事 務 長	古 守 幸 治 君
主 幹	藤 谷 希 君
主 幹	水 野 万 寿 夫 君
住 民 係 長	村 井 貴 大 子 君
福 祉 係 長	河 野 葉 子 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	神 田 昌 君
養 護 老 人 ホ ー ム 三 杉 荘 所 長	横 川 忍 君
次 長	増 田 和 彦 君
養 護 老 人 ホ ー ム 三 杉 荘 次 長	平 賀 英 治 君
主 幹	谷 川 一 志 君
主 幹	栗 谷 一 樹 君
福 祉 係 長	稻 船 奈 穂 子 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	丹	羽	優	君		
次	長	古	畑	英	規	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君	
主	幹	長	内	解	人	君
主	幹	尾	野	真	也	君
学校給食係長	山	崎	英	人	君	

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西	田	良	子	君
農地係	長	小	池	秀	樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君			
書記	次	長	小	林	和	仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹	羽	小	百	合	君
次	長	上	野	朋	広	君	

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹	羽	小	百	合	君
次	長	上	野	朋	広	君	
主	事	原	田	翔	太	君	

再開 午前10時00分

○委員長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

整理番号第1、議案第1号引き続き令和3年度せたな町一般会計予算を議題といたします。
7款商工費の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは資料のほうは13ページになります。予算書では92ページからでございます。7款1項とも商工費、1目商工振興費、継続事業で商工会補助金、予算額1,150万円、全額一般財源でございます。商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに、経営改善普及事業等による会員の経営安定や負担軽減を図るものでございます。

続きまして継続事業で、中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金、予算額26万7,000円でございます。全額一般財源です。貸付金利の一部を補給し、経営の安定化を図るものでございます。

続きまして継続事業で、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給費補助金、予算額22万7,000円、全額一般財源でございます。コロナ禍における国及び道の制度資金融資に伴う利子補給を行い、経営安定の負担軽減を図るものでございます。

資料のほうは14ページになります。続きまして2目観光振興費です。継続事業で観光協会補助金、予算額1,471万1,000円、全額一般財源でございます。観光協会の体制を強化し、町内の観光産業の地盤づくりを進め観光産業の振興を図るものでございます。

続きまして継続で、イベント事業補助金、予算額620万円でございます。全額一般財源です。記載の4つのイベント事業に対し補助するものでございます。

続きまして継続事業でシャッターアート事業、予算額20万円でございます。全額一般財源です。シャッターアートによる商店街の賑わい創出とイメージアップ並びに地域振興、観光振興の推進を図るものでございます。

続きまして3目観光施設費です。継続事業で観光施設及び各種公園等運営及び維持管理事業でございます。予算額3,933万3,000円です。国道支出金1万3,000円、その他543万1,000円は使用料等で、残りの3,388万9,000円は一般財源です。観光施設及び各種公園など適切な管理を図るものでございます。

続きまして4目温泉ホテルきたひやま管理費です。継続事業で温泉ホテルきたひやま管理運営事業、予算額4,333万8,000円、その他で2,840万2,000円は、公共施設整備基金繰入で、残りの1,493万6,000円は一般財源です。温泉ホテルきたひやまの適切な管理運営を図るため指定管理料など支出するものでございます。

以上、7款商工費予算合計1億2,814万7,000円です。

よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の14ページ、シャッターアート事業、予算額20万円、昨年は1件で檜山北高生が、これ新聞報道にもなったんですが、新年度どこかアートを書いていると了解した店舗なりがあるのであれば件数のみで結構ですのでお知らせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、事業としては2件を予定しておりますが、どこという場所はまだ決まっておりません。令和3年度につきましては、公募を行って実施をしたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） あくまでもこれは私の意見なんです。去年立ち止まって絵を眺める高齢者の方も見かけました。今町としてオフィスキューと様々イベント、交流連携もしてるわけですね。これあくまでも機会があれば検討していただければ結構なんですけど、テレビの中で本当に人が閑散とする商店街がテレビ番組でシャッターアート、そしたらそのあとかなり観光目的で町に来た、商店街に来たっていう番組を見て、うちもできないかな、我が町もできないかなと率直に思ったんです。そういったことも、ぜひ機会があれば検討していただきたい。それが全町的にシャッターアートかもしれないですけど、大成区、瀬棚区にも広がるような形で検討していただきたいと思っておりますけどいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 実際に私もテレビ番組見ておまして、すごくいいなというふうに感じておりました。できれば申込みしたいなということいろいろホームページとかも見ております。お許しが出るのであれば申込みをして当たるか、来ていただけるかどうかというのは、これは番組サイドというか、テレビ局のほうになりますけど、そういったものにも応募をしたいという考えもありますので、これは内部で協議させていただいて、どういう方向になるかはまだわかりませんが、そういった取組もしたいというふうには考えておりました。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 関連する部分もありますけど、別な事業に対して続けて質問させていただいてよろしいですか。

同じく14ページ戻るんですが、観光協会の補助金これに関連して質問させていただきます。補助金に関しては私は了解するんですが、ただ以前から観光協会に関しては、様々町長としての見解もこの議会の場で述べられています。そのあと役場職員の出向あるいは地域おこし協力隊員の派遣、去年のコロナウイルスに対応するまちづくり、商工会あと観光協会がタイアップして、かなり迅速に動いていただいて大成区からも評価の声が上がってます。ただ観光協会が今役場の中にありますよね。土日閉庁に合わせて休まれているわけです。土日、観光目的に来た町外の方から、観光協会どこにあるんだろうっていう問合せも多少なりともあるわけです。だからこれは観光協会と基本的に協議していただきたいんですけど、この観光協会の設置場所、例えば、町中の情報センターですか、ああいったところに移転するとか、そういったところも

ぜひ考えていただいて、土日、祭日、そこに我が町の観光ということで、ぜひ案内もお知らせもできるような形で設置場所をぜひ考えていただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまの質問でございますが、各町見ますと観光案内所、その町で持っているところもありますし、また持ってないところっていうのもあるかと思えます。観光案内のできる体制というものにつきましては、今後また観光協会とも協議しなきゃならないという部分もありますので協議をさせていただいて、どういう方向性になるかは協議してみなければわかりませんが、そういったことで協議をさせていただきたいと思えます。実際には道の駅がございまして、そういうところでは観光案内というものもしておりますので、道の駅も含めてそういった対応の協議をさせていただきたいというふうに思えます。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

横山委員。

○副委員長（横山一康君） 今の観光協会の補助金について関連して質問したいと思えます。これ昨年と比べてみると大幅な増額となっております。これ観光協会の体制強化ということで非常にこのことについてはいいなというふうに私は判断するんですが、この内訳をなぜ大幅増額になったのかということをお教えいただきたいのと、その下のイベント事業補助金これも昨年より増額されていると思うんですが、この理由をお知らせください。

○委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 観光協会の補助金の増額につきましては、体制強化ということで局長のほかに、事務局次長の雇用に関する人件費の増額と、コロナで落ち込んだ観光をPRするための経費の増額ということになっております。イベント補助金につきましては、まだどの町も外でのイベントというのは開催されておきませんが、開催するにあたりましてコロナの感染対策等に経費がかかるであろうということで、コロナの感染対策費に係る経費を増額したということでございます。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） わかりました。人件費の増が大きいということと、イベントに関してはコロナ対策をしっかりとやりながらイベントを開催していくという方向性だということが今わかりました。それで観光協会に新しい職員を入れるということなんですが、私の把握してるところだと、今の局長と協力隊で派遣されてる方は来年3月までということと理解してはるんですが、そのあとかなり体制が手薄になってくるんじゃないかと思えますが、そのあたり今後どのようにしていくのか、お考えがあったらお聞きしたいと思えます。職員体制の強化、単年度だけでは済まないと思うんです。長期的展望をどのように考えているのか、お聞かせいただければと思えます。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問ですけれども、まず事務局次長の件については先ほど撫養から回答させていただいたとおり、長くいてもらえるような形で採用していただければというふうに考えております。それから協力隊の部分につきましても、昨

年からずっと募集のほうはしておりますが、今回も募集はかけておりますが、まだ問合せ等来ておりませんので、協力隊の部分で対応したいとは考えておりますけれども、その募集の仕方も今後検討課題かなというふうには考えております。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 私何やるにも、お金も非常に大事なんですが、人材っていうのが1番大切になってくると思うんです。人がいればお金は極端なこと言えば、あとから付いてくるんじゃないかっていうぐらいの人が私大事だと思ってますので、ぜひ今の局長さんも協力隊の方も基本的に任期が決まっていますので、もういなくなるというふうな前提で先が見えてますから、しっかりそこを観光というのは、せたまの農林水産業のほかに大切な産業でありますから、そこは戦略的にしっかり町として取り組んでいただきたいと思います。理事者のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） この職員体制の件につきましては、観光協会のほうからもいろいろお話を伺っております。当然、先ほど横山委員もおっしゃられた局長それから地域おこし協力隊こういった件もございまして、観光協会と協議をしながら将来に向かってどういう体制がいいのか、協議してまいりたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 説明資料の14ページの観光施設管理費の中で、公園等の維持管理事業で、こちらでは3,300万円を超える数字が出てます。それから前の話に戻りますけれども、町有施設維持管理費のほうでも約2,000万出てます。これ合わせると重複してるパークゴルフ場、真駒内ダム公園いろいろとダブっているんですけども、これは約5,000万で我が町の草刈り維持管理していることになってるんですけども、これダブってるってことはどういうことになっているんですか。それをお願いします。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが2款のほうにあります町有施設管理の部分につきましては、町で管理している芝生草刈り業務になります。こちらの観光施設の7款のほうは、観光施設それから各種公園こちらのほうはトイレですとか、パークゴルフ場の受付ですとか、そういった部分、本当に芝生草刈り業務と、それからその施設の運営というのを別々にしたということでご理解いただければと思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 観光協会の補助金に関して横山委員の質問に関連することになるんですけど、再三にわたって常任委員会でも私発言させていただいてるんですが、この地域おこし協力隊の募集しても、なかなか応募がないということですけど、結局これ施策になると思うんです。地域おこし協力隊の期間3年、4年目以降の町としてのビジョンが無い。これ町独自、要はせたま色というか、そういった形できちんと4年目以降、せつかく来ていただいた地域おこし協力隊の4年目以降、そこに対してきちんとビジョンが示せるような形で公募に加えていただきたいと思います。いかがですか。これ政策になると思います。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、毎年この協力隊の部分については話題に上がっていると申しますか、質問を受けております。今回、昨年になりますけれども活動経費に対する補助金ですとか、それから4年目と申しますか、3年間の協力隊終わったあとの企業に向けたそういう補助金も創設をさせていただきまして、サポートできる体制も整う形となっておりますので、その辺は募集のほうも、これから4年目、任期満了におけるそういった起業ですとか、何とかせたな町に残っていただいて、いろいろな活動、それから起業に向けたサポート体制というのを整えていきたいというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 確認もさせていただいたし、ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいと思っております。

委員長、次の質問よろしいですか。

○委員長（平澤 等君） はい。

○委員（石原広務君） 大湯委員先ほど観光施設の管理費のところ質問してたんですが、そこに関連して、これ常任委員会でも発言しましたが、このパークゴルフ場の使用料、これ橋本委員も一般質問してます。私は常任委員会である町民の方からの問合せで、町外から来るお年寄りの利用料、それが町内から出向く愛好者、その方達の利用料が、その町外から来るお年寄りよりも高いと。確かに補佐のほうから高齢者にやさしい町、それは十分理解できるんです。ただ町内、北檜山のパークゴルフ場をこよなく愛している方々からせめてワンコインに出来ないかっていう率直な意見があるので、新年度すぐとはならないかもしれませんが、その辺も前向きにご検討いただきたいと思っておりますけどいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのパークゴルフ場の使用料につきましてのご質問ですが、まずパークゴルフ場につきましては、昨年12月の定例会で橋本委員の一般質問にもありましたとおり、今このパークゴルフ場の規模ですとか、将来的な在り方そういったものを検討しなければならない時期に来ております。その検討をしてどういう規模でこれからやっていくのかというものがまとまりましたら、その時点でこういった利用料も検討したいということで、その検討するまでの間はそのままの利用料でいきたいというふうに考えております。根本的にパークゴルフ場だけがこの利用料をいただいて運営してる施設ではありませんので、そのほかにも利用料払ってとか、入館料払ってとかっていう施設もございますので、その辺は総合的に考えなければならない課題であるというふうに考えておりますので、パークゴルフ場だけでなく、全ての施設においてそういう対応ができるのかどうかというものを調査しなければならないのかなと考えておりますので、時間がかかる話にはなるかとは思いますが、将来に向けてそういった検討も必要ではないかということで考えております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） おっしゃるとおりです。本当に教育関係の施設もその中には含まれてるんです。私は基本的に町外から来ていただいている高齢者を雑に扱ってもいいじゃないかとい

うことではないので、決してそこはそういうふうに理解していただきたい。あくまでも町内の利用者の方からそういう声があるということなので、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 将来に向けてそういった検討も必要だと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本一夫君） 今の石原委員からの質問にもあるように、利用料金をどうにかしてくれないかということだと思います。また町外からの利用者との差がないということです。私は令和2年第4回定例会で問題提起をしたつもりであります。私のところにも電話が入ったり、会うたびに橋本さん無料というのはちょっとという意見がありました。そういうことを期待して私は質問したつもりです。利用される方々は無料でなくてもいいよと。その代わり町外から来た人と、地元でやる愛好者とはやっぱり差をつけてもらわないと、その辺どうなんだと。町民のことを考えてるのかと、そういう意見をもらいますので、期間中での利用料金を見直しも本来であれしてもらいたいんだ。あのね楽しんでる人は次の年のことを考えてられないのさ、今を楽しんでるの。だからその辺やっぱり十二分に考えてもらいたいと思います。そうして利用料金とかを決めるのは今まちづくりでやってますもんね。だけど各々の違うんですよ、入館料にしても何にしても、それを一定レベルにするというのが無理なんだわ。そういうことから考えて町長の意見を聞きたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 担当のほうからも答弁させていただきました。その辺も十分考慮しながら、これから検討に入るということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 橋本委員。

○委員（橋本一夫君） 私あまり突っ込むのが好きでないですけど、公共施設個別計画というものがあって、2年度からなされるようなんですけども、その辺の物の捉え方っていうのは、どうなんだろうかと。やっぱり早急にまた人生計画というのを笑われると思うんですけども、その辺やはりその先の短い人には楽しく送ってもらいたいという意味で、私は強くその辺は言っておきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 橋本委員にお伺いします。確認したいんですけども、さっきはパークゴルフに関してだったけれども、ほかのことも含めてっていう話なんですか。使用料の件もあるんですね。

○委員（橋本一夫君） 使用料から利用料から町民のことを考えると同じでまちづくりでやっているんです。やはり差をつけてやってもらいたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 委員長から申し上げますけど、使用料を一般に含めるっていうふうなことになる、これから用意してございます歳入のほうがいいと思うんです。ただせっかく質問されてますから、その部分については答弁いただきますけども、細かな話になるのは歳入

のほうで細かく区切って質問していただけるとありがたいと思います。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまの橋本委員の気持ち重く受け止めました。それで町全体の利用料金ですとか、使用料のお話だというふうに思います。先ほども阪井からも答弁申し上げましたけれども、総体的なお話ということにもなろうかと思えます。当然、町内には事務調整会議ですとか政策評価会議こういったものもございまして、こういった中で全体を見渡しながら検討させていただきたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 私は観光振興費の関係で何人か委員がおっしゃいましたけれども、私の目線からお伺いしたいと思ってます。まずシャッターアート事業の先ほど質問してありましたけれども、それ以外でお伺いしたいんですけれども、基本的にこれは町が直営でやっているということなんですけど、これはできれば長く続けてもらおうと。せっかく本当に新聞それから広報でも取上げていただいて大きな反響を呼んだと。市街地に住んでる方については本当にサプライズ的な印象も持たれた声をよく私は聞いております。ぜひこういったものを北檜山市街地またあと瀬棚市街地、大成市街地ということで本当にそういう輪を広げてほしいという思いからすると、商工会が実施団体と言いますか、実行委員会と言いますか、そういった別な団体に補助するような形で、そういうことが一つの形として、そしてそれに支援、相談に乗るとというのが町の本来の、これから長く続ける場合においてはそういう手法なのかと思うんですけど、その辺どう考えてるのかと。それから高校生、昨年寒い中、本当に一生懸命我が町の住んでる町民のためという思いで、一生懸命描いてくれてということがありますが、私は高校生ももちろん重要な大きな人材、担い手に対するふるさとの教育的なものがあるのかと思うんですが、私はできれば中学生も対象にした中で、そんなに大きなスケールじゃなくても、そういう事によつての見方もあるのかと思うんですけど、その辺のことも含めた中での方針ってどう考えてるのかお伺いしたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、まず令和3年度につきましては、また町が主体となって観光協会それから商工会と連携図りながら進めていきたいと考えております。道高委員おっしゃられたように町が主体ではなくて、継続した中でこれからずっとやっていくということでは、補助金っていうやり方もそうかもしれませんので、そこは協力関係にある商工会、観光協会とも調整しながらどういった形がいいかっていうのも検討させていただければと思えます。

それから昨年は檜山北高の美術部を中心に絵を描いていただいたということになります。令和3年度につきましても檜山北高生を中心に考えております。ただ先ほど石原委員のご質問にもお答えしたように、今回は2箇所を考えております。できるか、できないかっていうのはまた別の話になりますけれども一応2箇所、1箇所は檜山北高の美術部を中心にと。もう1箇所については、町民とか、そういったところから公募して書きたい人っていう手上げ方式でや

ろうかなということも考えておりました。ただその中学生っていうところが、ちょっと頭にはなかったものですから、そこはまた教育委員会ともご相談させていただいて取り組めるかどうか、まずそこからお話を広げていければなというふうに考えます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） わかりました。そのような流れの中で継続した事業というのがあれば、この町の全区の市街地、大きな観光としての目玉にもなるし、話題にもなるということで私は大変期待しております。やっぱり中学生クラスの、高校生のような立派でなくても、頑張らなくても小さなシャッターについては、私は中学生という年代からふるさと愛する、郷土を愛するということからして自分の描いた絵がずっと残るんだっていうそういったことも一つの大きな、ふるさと教育と考えられますので、大きな成果を生むきっかけになるのではないかと考えてありますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） そういった形でぜひ検討を進めたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 次にイベント事業補助金ですけれども、今年も3大イベントの予算を見ております。水仙まつりは5月になります。これについては実行委員会の中で、その開催の有無について判断となろうかと思っておりますけれども、補助を交付する町としては、その辺の基本的な考え方ってというのはどのように考えて今年はやろうとしてるのか、伺いたいと思います。要するに判断ですね、PRするわけですよ。だからその辺についての判断というのは実行委員会に丸投げではなくて、町としてもきちんとした感染対策を備えた中での対応といいますか、姿勢というものがきちんとあるべきだと思うんですけど、その辺どういうふうに考えながら開催に臨もうとしてるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのイベントの補助事業になりますけれども、まず実行委員会が主体でやっております。今回の補助金、先ほど撫養のほうからもご説明したとおり感染防止対策の部分で予算のアップをさせていただいております。ただこれもコロナの感染状況っていう部分は絶対ついて回るかと思っておりますので、水仙まつりにつきましては、来週実行委員会があるということで伺っております。ロードレースのほうは中止になったということで話は聞いておりますので、水仙まつり自体どういう形になるかっていうのは来週の実行委員会で正式に決まるということを知っておりますので、そこは実行委員会、観光協会が事務局を持っておりますので、その実行委員会の推移を見ながらという形になろうかと思っております。夏場のわっためがして、それから漁火まつりにつきましては、これからの感染状況がどういふふうに推移しているかというところの判断になろうかと思っております。そこも実行委員会ありますので、そこが主体的に開催するのか、開催しないのか、また別な開催方法があるのか、そういったところも検討されるかと思っております。情報共有しながらその辺は町も協力していければというふうには考えております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） やはり1番最初にせたな町のイベント水仙まつりから始まるわけですが、5月の第2日曜でしょうか。これまだワクチン接種がまだこれから始まるかっていうことですよ。今遅れてますから。そして変異株のこのウイルスがまた流行ってきてるということの中で、これ私はなかなか安心安全な状況の中でというのは難しくなると私危惧しておりますけど、その中でこれが中止になった時に、北檜山区の大きなイベントというのは無いわけです。ですから夏以降にそういったものの代替みたいなことというのは、その辺のこの幅と言いますか、というのは去年全くイベントが無かったわけです。イベントが無い町というのは本当に寂しいもので、ストレスも溜まってますし、そういう事からすると夏、7月以降におけるイベント、漁火だとか、わっためがしてというのは7月以降です。その辺のギャップがありますので、その辺のバランスを取った時に、そういうことの検討と言いますか、実行委員会でも検討と言いますか、その辺のことも含めた中での対応策を考えてもらえるかどうかということ、町としてどう考えるかという話なんですけど、その辺どうでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが、町の事業というわけではないんですけども、7月に温泉まつりがありますので、できるか、できないかというのは先ほど申し上げたとおりになりますけれども、そういった形でできればいいのかというふうには考えております。ただ今までやってた3大イベントの補助金を活用できるのかどうかはわかりませんし、どこが主体でそういったイベント的な部分ができるのかっていうのも検討しなければならない部分が出てくると思いますので、そこは内部で調整をさせていただいて、できるのか、できないのかも含めまして検討をさせていただければと思います。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） その辺も含めた中で、ついでにそういう検討の中で、私は例えば、この春のイベントができなくなった時には、せたな町のイベントとしてこれはもう共通ですから、私は漁火だとか、それに少し幅を持たせた中での助成をすとか、そういうことのもう少し町民が多く広く集まるような、感染対策はもちろんですけども、要するにワクチンが終わったあとイベントというものができる環境であるならば、少しそれに幅を持たせた中での検討と言いますか、そういう柔軟性を持った補助金の活用というのはあるんじゃないかというふうに思うわけです。その辺どういうふうに考えているのか最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 大変ありがたい提言をいただいたというふう感じておりますので、その辺もできるという形になれば、そういったものも活用させていただければというふうに思いますので、これもまた内部で検討させていただいて有効に利用できればというふうに考えます。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 予算書の92ページなんですけど、観光振興費の報償費、特産品開発研修会等講師謝礼これ大変大切なものだと思うんですけど、これ去年から見ると10万円下が

つてると私は理解しております。この理由を教えてくださいのと、18節の負担金のところで、シンガポール市場訪日観光促進事業負担金について教えてください。

○委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 講師謝礼につきましては、一昨年、平成30年の時にやった実績を踏まえて報酬の減額を行ったということでございます。

シンガポール市場開拓につきましては、国交省の観光局のほうからお誘いをいただきまして、今後アフターコロナに向けたドライブ観光の推進ということで、PRをしませんかというお誘いを受けまして、稚内のほう襟裳のほう、その他いろいろなドライブルート策定によりやる方向ではありますけれども、当町につきましては、黒松内、豊浦、長万部という端っこ同盟という各支庁の端っこが繋がったところがありまして、そこに今金をはまっております。それプラス、せたながはまることによって噴火湾から日本海側に向けたドライブルートができるのではないかとお誘いを受けましたので、その面的なプロモーションということで負担金ということで計上させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） シンガポールは良くわかりました。

特産品の方なんですが一昨年の実績ベースで下げたというふうなことだったんですが、この考え方ちょっと消極的じゃないかなというふうに思うんです。昨日の委員会の中でも、トラウトサーモンをやるというふうなこと水産林務課のほうから上がってました。これ私、非常に大事な事業だと思うんです。ただ、やっぱり売るところはどうしても詰まってしまうと思うんです。石原委員の質問の中でも戦国時代に入ってるんだと、サーモン戦国時代だっていうふうな新聞の記事のこともおっしゃってました。それを勝ち抜いていくためには、やはり漁業者だけ水産林務課だけじゃなくて、町の中でもいろいろな人たちが連携して売出していく、特産品というものは作っていかなくちゃいけないというふうに私思っています。そういう観点からすると、こういう予算付けを減らしていくっていう考え方はちょっと違うんじゃないかというふうに考えます。ほかにも新聞によく出てますよね、ケーキを作る町民の人がいた。アイスクリームを作ってる人がいる、チーズを作ってる人がいる。たくさんいるんです。そういう人たちをきちんとブランディング化していく。そのようなためにも私はこの特産品開発の研修会をしっかり開いていったらどうなのかというふうに思うんですが、どうお考えになりますか。

○委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） おっしゃるとおりでございます。料理教室のほうにつきましては回数と金額減らしてないんですけれども、以前、講習会をやったときに国、道の関係担当者と呼んで講習会をやった時に旅費、その他報酬いりませんということで、その分、今回もそちらのほうをメインに講習会を開こうと考えておりましたので、その分を減らしたということでございます。今後につきましては、やはり横山委員おっしゃられたとおり推進するという立場から検討させていただきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 一般町民に向けての料理教室でもこれもせたなの産物を町民に広

く知ってもらおうという観点から非常に大事なことで、これはしっかりとってもらいたいんですが、もう一歩前に行く、先に進んでいくためには、やはりブランディング化をきちんとしていく、そこは町づくりが1番得意としてる分野だと思いますので、水産林務、農務としっかり連携しながら作って行ってほしいと思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 希釈水井戸新設事業、電気探査、井戸掘削業務ですか。これは1, 681万9, 000円計上されております。その水量の確保っていう点から見てどうなんですか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが、掘ってみなければわからないというところは実際のところあります。ただ水量については確保できるのではないかと、いうふうには現場からも聞いておりますが、足りなかった場合につきましては、現在ある井戸があります。そちら全水量使ってるわけではございませんので、足りなかった場合にはそちらも併用しながら希釈水に使えるということで考えてはおります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今のご説がそのとおりであるとすれば心配する必要はないということで受け止めてよろしいですね。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 掘ってみなければわからないという点では、何とも答えが難しい部分ではありますが、水量は確保できるのではないかと、いうふうには考えているということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ですから新しい井戸を掘って、それが全ての量を確保できるということではないようなので、その場合であっても現行の未利用の利用化によって確保出来ますよというのがあなたの答弁だと受け止めさせていただいてよろしいですねって言ってるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 確保できます。新しい井戸とそれから足りなかった部分については既存の井戸で対応できるということでございます。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 石原です。最後は強い答弁いただいたので、それは常任委員会での答弁だになっていうふうに思うんです。最初の時は、やはり業者に委託しても掘ってみないとわからないってことだったんですよ。ただそのあとの常任委員会で建設課等にも確認したら水脈があるんだというふうに最後の答弁をいただいたんです。そういうふうに理解したんですよ。それいいですよ。すいません。石原としてまた確認させていただきたいんですけど。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 水量確保できる見込みでございまして。できますと

いうことをお願いします。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これに合わせて新聞報道もされました。このヒ素が出たと、数値が超えてると。それは排水に関してのことであって、町民の中にはお風呂の段階でそういったものはどうなのかっていう心配の声もあるんです実は。そういったものに対してもその心配を払拭する意味でも、きちんとした形で町が周知するというところで、していただければと思うんですけどいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 今までそこは考えてはなかったんですけども、実際北海道から許可をいただいて温泉を利用して入っていると。許可をもらってる時点でお墨付きは出ているんですけども、そういったヒ素の報道もありましたので、そこはホテルと調整をとりながら問題なく入れますというようなことで、PRといたしますか、お知らせするような方向でやりたいと思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 7款商工費の質疑を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

8款土木費の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは引き続き説明資料の14ページからでございます。予算書につきましては96ページから102ページであります。8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費、継続でございます。源泉施設点検整備業務、予算額3,356万8,000円、財源内訳といたしましては、全額その他財源で公共施設整備基金であります。内容といたしましては、各施設に浴用、暖房用として温泉水を供給している各井戸の源泉ポンプ、湯管、水位センサーを引上げて点検整備を行い、温泉水の安定供給を図るものであります。内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に2項道路橋梁費、1目道路維持費、継続で町道交通安全施設整備事業、予算額135万円、全額一般財源でございます。施設の適切な補修を行うことで、町道の交通安全確保を図るものであります。

次に新規で、町道真駒内団地西3線道路改良工事、予算額600万円、全額その他財源で公共施設整備基金であります。地域からの要望である舗装整備を行い、沿線住民及び通行者の利便性向上を図るもので、道路改良延長50メートルを施工するものであります。

次に15ページにまいります。継続で北檜山流雪溝施設整備事業、予算額6,611万4,000円、財源内訳として、国道支出金6,379万9,000円、残り一般財源でございます。流雪高騰に係る維持管理費でありまして、国道、道道、町道の設置延長の比率で、それぞれの管理者が負担するものであります。なお経費内訳、負担割合については記載のとおりとなっております。

次に継続で、町道排水改修事業、予算額1,320万円、財源内訳として地方債830万円、残り490万円は一般財源であります。地域からの要望である町道排水の補修や改修を行い、町道の適切な維持管理を図るものです。記載の4路線について実施するものであります。

次に継続で、町道若松小川線防護柵改修工事、予算額1,200万円、財源内訳として地方債1,080万円で、残り120万円は一般財源であります。既設防護柵を改修し、将来にわたり安全安心な道路網の確保を図るものです。防護柵改修延長519メートルを実施するものであります。

次に新規で、公用車購入事業、予算額215万9,000円、全額一般財源です。現在の軽自動車は20年を経過し、経年劣化による腐食が著しくなっていることから更新を行うものです。軽自動車4WD1台を購入する予定です。

次に2目地方道改修事業費、継続で町道橋長寿命化修繕事業、予算額7,780万円、財源内訳として国道支出金4,923万6,000円、地方債1,320万円、一般財源1,536万4,000円であります。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、交付金を活用し橋梁修繕を行うことで、橋梁の安全確保と維持管理費の縮減を図るものです。内容といたしましては、丹羽地区の中村橋補修設計、若生橋橋梁塗膜調査業務、町道橋60橋の近接目視による橋梁点検業務及び昨年から引き続きで不動橋補修工事を実施するものであります。

次に16ページにまいります。継続で町道舗装補修事業、予算額2,850万円、財源内訳として国道支出金1,768万8,000円、残り1,081万2,000円は一般財源であります。舗装修繕計画に基づき、交付金を活用し町道舗装の路面調査を行い、適切な補修を行うことで、将来に渡り安全安心な道路網を確保するものです。内容といたしましては記載の1路線の路盤調査及び2路線の舗装補修工事を実施するものです。

次に継続で、町道花畑線防雪柵新設工事、予算額1億4,600万円、財源内訳といたしまして国道支出金8,544万円、地方債6,050万円、残り一般財源です。吹雪による視程障害が著しい町道花畑線に、交付金を活用し防雪柵を整備することで、冬季の交通安全性向上を図るものです。固定式防雪柵を延長600メートルの新設を予定しております。

次に3項河川費、1目河川維持費、新規で普通河川兜野川浚渫工事、予算額630万円、全額地方債を予定しております。大雨による冠水被害防止のため、河道に堆積した土砂を取り除き、適正な河川流下機能の回復を図るもので900立米の浚渫を実施いたします。

○委員長（平澤 等君） 八木水産林務課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 4項港湾費となります。瀬棚港修築事業負担金4,950万円、全額過疎債であります。地方港湾、瀬棚港の東外防波堤の延伸工事に係る負担金であります。

○委員長（平澤 等君） 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 続きまして5項都市計画費、1目都市計画総務費、新規で都市計画マスタープラン策定事業、予算額399万8,000円、全額一般財源です。令和2年度に北海道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が見直しされ、当町の都市計画マスタープランも策定後10年が経過したため、内容の整合を図り見直しを実施するものであります。

次に7項住宅費、1目住宅管理費、継続で町営住宅改修事業、予算額544万6,000円、全額一般財源です。町営住宅入居者の安全確保及び適正な維持管理を図るため、4団地138戸の火災警報機更新、川沿団地2号棟の換気設備改修、徳島団地3号棟の避難梯子改修を実施するものです。

次に継続で、町有住宅改修事業、予算額374万円、全額、公共施設整備基金であります。町有住宅の適正な維持管理のため、太櫓町有住宅1棟1戸の屋根塗装及び外壁張替を実施するものであります。

次に継続で、職員住宅改修事業、予算額290万4,000円、全額一般財源であります。職員住宅の適正な維持管理のため、元町職員住宅1棟1戸の外壁張替を実施するものであります。

次に継続で、定住促進住宅改修事業、予算額1,465万2,000円、全額公共施設整備基金であります。定住促進住宅の適正な維持管理のため、コーポこんぴら1棟1戸の屋根葺替及び外壁張替を実施するものであります。

次に2目住宅建設費、継続で町営住宅等長寿命化改善事業、予算額850万円、財源内訳として国道支出金382万5,000円、残り467万5,000円は一般財源です。町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した屋上防水の改修を行うもので、瀬棚区の夕日が丘団地1棟8戸の屋上防水改修工事を実施するものであります。

8款土木費合計で10億2,865万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 住宅費でお伺いします。最近、我が町せたな町北檜山区に住みたいなという方が結構いらっしゃるというお話を聞きます。しかし貸家が無い、アパートは満杯、それでどこに行けばいいんでしょうかっていうこともお聞きしております。そして町営住宅が空いたとしても給料が高いものですから、あなたは該当になりませんというようなお話も聞いております。そこで何とかして、こういうのを解決する方法がないのかと思って考えているんですけども、町側では今のところ新しい住宅などを建てるような考えはあるんでしょうか、ないんでしょうか、何年後になるかわかりませんが、どのような計画になっていますか。壊すのが先になるのか、作るのが先になるのか、そのところ一つ教えてください。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員に申し上げます。予算審査なんで予算に絡めた、どこの項目に当てはまるかお願いいたします。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君）　そうですね失礼いたしました。これでいけば全然しゃべるところはないんだな。あとでします。

○委員長（平澤　等君）　今の答弁については後ほどでよろしいですか。

○委員（大湯圓郷君）　はい。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　委員長にお尋ねしたいと思って手を挙げたんです。委員長の裁きを伺いたいと思って手を挙げたんです。8款土木費で町道山麓線の民地買収の問題についてお尋ねする予定なんですけれども、予算そのものが無いわけですから、それで予算を計上していないことについて正すという方法もあるんですよ。さはさりながら総括のほうがいいですよと委員長が判断されるのであれば総括に回したいと思いますので、委員長の見解を伺います。

暫時休憩します。

休憩　午前11時13分

再開　午前11時17分

○委員長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　予算に数字が上がっていなくても質疑していいですよという大変温かい配慮いただきましたので、質疑をさせていただきます。元来、令和3年度で買収をやろうとするなら、そもそも当初予算に金額が決まってるわけですから買収費が。計上されるべきものと思いますが、あえて当初予算に計上しなかった理由はどこにあるのか伺います。

○委員長（平澤　等君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　町道山麓通線の未処理用地の関係なんですけど、常任委員会等でも説明させていただいておりますが、まだ地権者との協議が済んでおりませんので売買までの話は済んでおりません。それで年度当初としては通常どおり土地借上料として計上させていただいております。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　同じ質問を町長にいたします。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　今担当課長が申し上げたとおりでございます。今までもそういう予算ということにしております。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　買収する見通しがどうも立っていないのかというふうに受け止めざるを得ません。それで1つ2つ確認だけさせていただきます。そもそもこの問題の発端は、民地の買収が終わらない段階で、正式に起工承諾書を取ったという確かな確証がないのに着工し完成させたというところに問題があると。これは私の判断でありますけど、そう考えております。

それで用地買収交渉を依頼した弁護士は、平成9年12月の起工承諾書は正しいんだっていうことを言ってるわけです。これは地権者に対する弁護士の文書の中では一貫して正しいということ言ってるわけです。ところが町側が、一昨年10月29日に産業教育常任委員会に提出した文書では、この起工承諾書は正式の文書とは言えないんだということを明確に回答してるわけです。署名や印鑑、印紙、決裁がされていないと。だから正しいということについては、取下げますという明快な資料が提出されてるわけです。要するに町と委任を受けた弁護士の間で起工承諾書をめぐって、真正のものか、真正のものでないのかというのは180度対立してるわけです。どちらが正しいんですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 起工承諾書の件なんですが、町といたしましては正式な文書とは取り扱ってないというのは委員のおっしゃるとおりなんですが、顧問弁護士のほうが申ししているのは、地権者代表が偽造であるということをおっしゃりましたので、その件に関して全くの偽造ではなくて、当時の地権者のほうとお話をしていることは間違いはないんじゃないですかってことの正当性を言ってるだけで、起工承諾書が正式なものだというふうに弁護士も言ってるわけではないということであります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長のほうに聞きたいんですが、町側の見解が正確に伝わってるんですか、弁護士に。正規の文書でないとすれば、これは法的に対抗できないんです。弁護士の見解どうなりますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは弁護士のほうには伝わっているというふうに捉えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 弁護士のほうに正式なものではないってというのが伝わってるのに、なぜ弁護士はこれは適正なものだという主張をするんですか。町長に聞いてるんですよ。町長教えてください。委員長、指名してください。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの質問でございますが、起工承諾書ということの問題ですが、正式なものではないということでございます。しかし偽造ではないというふうに捉えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや私が今の質問で偽造だなんていう言葉は私のほうからは使ってま

せんよ。正式の文書でないと町は議会側に説明しておきながら、弁護士は正式な文書だということ在地権者の間に言ってるわけです。その乖離をどう解釈すればいいのかと、町長の見解を聞きたいということなんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから、ただいま答弁しましたように正式なものではないということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると弁護士の見解が間違いだということですね。弁護士の見解を否定するんですね。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時 24分

再開 午前 11時 25分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。
町長。

○町長（高橋貞光君） 弁護士のほうでは岸さんから偽造だと言われております。したがって、弁護士は偽造ではないよというふうに申し上げているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私はそういうことを聞いてるんでないんです。弁護士はこれ偽造のものではないという意味は、法的に根拠を持った文書ですよってことをおっしゃってるわけです。これ地権者に対してですよ。あなたのほうは議会に対しては、正式の文書じゃないっていう答弁をしてるわけです。これは書面で出てるんです。だから乖離があるんじゃないですかって言っているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほど答弁させてもらっているとおり正式な文書としては町は扱っておりませんが、文書そのものは偽造ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あなたいつもそういう答弁するんです。聞いてることに答えないんです。偽造か、偽造でないかっていうことを言ってるんじゃないんです。正式の公文書ではないということあなたを認めてるのに、地権者に対して弁護士がその文書を基にして正当性を主張していけるんですかって、あなたの見解聞いてるんです。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時 27分

再開 午後 1時 00分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 午前中の菅原委員のご質問にお答えをさせていただきます。委員ご質問の起工承諾書に関わる扱いとその見解については、町としては令和元年10月29日開催の産業教育常任委員会で説明した論点3にあたります。内容につきましては、町の結論として起工承諾書は、正式な公文書として取扱いをしていないことを説明いたしました。平成31年1月30日、地権者代表の手にコピーを提供した際のことについては、産業教育常任委員会でも説明したとおり、地権者代表が親族間の協議により町と当時の地権者代表間でのやりとりについて、メモでも何でもいから提出を求められたことにより手渡ししたものです。その起工承諾書を当時は問題が解決し大変感謝されていたということではありますが、後に地権者代表が偽造と主張することより、顧問弁護士の判断として、単純に当時の地権者対象がよく使用していた印鑑と同じことから偽造についての主張は誤りであると判断したことを先方に伝えたものがあります。

また山麓通線未処理用地の件につきましては、起工承諾書に左右されるものではございません。原点に戻りますと平成25年12月3日に現在の地権者代表と交わした山麓通線未処理用地解決に向けた協議記録と、平成25年12月18日、双方納得の上、取り交わした覚書の履行により実施されるものということでございます。現在、用地買収が進捗していない原因は、覚書締結後5年間を経過して、地権者代表による覚書の履行の遅滞によるものでございます。また、それに伴い不当な要求が過ぎることから相手の社会的立場を鑑み、顧問弁護士に交渉を一任したものであります。いずれにいたしましても委員の皆さんには、今説明した以上のことはございません。町としては今後もこの覚書に基づき、誠意を持って顧問弁護士共々地権者と交渉してまいります。

なお質問の中にありました用地購入に係る予算については、相続協議がおおむね整った状況で補正予算として計上しても十分間に合うと判断したところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原議員にお伺いいたします。今の答弁では納得されていないと思いますが、このことについて常任委員会の関連もございすけども、総括質疑の時にしていただくような形にしていただけないでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 了解をいたします。ただ答弁事項がかなりボリュームありますから全てメモしておりません。書面を出していただくように委員長からご配慮願います。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

町長に申し上げます。先ほど答弁した内容について文書にて菅原委員に示してください。お願いいたします。

なおかつ、この件につきましても常任委員会に関連することがございますので、その件についても常任委員会と情報交換しながら進めていただきたいと、このように委員長からもお願い申し上げます。

それでは8款土木費の質疑を続行いたします。どなたか質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これは委員長に通告しておきたいんですが、実は8款と13款の災害復旧費の絡みで過去に一般質問したとの関係をどう新年度予算で扱うのかということのを正したいと思っておりますが、款が跨りますので総括質疑で許可願いたいと思うんですが、よろしいですか。

○委員長（平澤 等君） はい、わかりました。

そのほかありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 8款土木費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時08分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

9款消防費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それでは説明資料17ページでございます。9款消防費、予算書につきましては103ページから105ページでございます。9款1項1目とも消防費、継続でございます。檜山広域行政組合消防費負担金、予算額3億8,237万9,000円、財源内訳でございます。地方債1,750万円、一般財源といたしまして3億6,487万9,000円でございます。これにつきましては檜山広域行政組合消防費負担金でございます。内訳につきましては、本部経費分として904万円、消防署経費分として3億1,603万1,000円、消防団経費分といたしまして3,406万8,000円、消防施設経費分として2,324万円となっております。なお詳細につきましては、別冊の檜山広域行政組合関係予算の事項別明細書に記載されております。

次に2目災害対策費でございます。新規でございます。デジタル住宅地図導入業務、予算額148万円、全額一般財源でございます。内容でございます。デジタル住宅地図に防災、災害対策に必要な危険箇所のデータを取り込み、災害が予想される際に避難地区の確定など一括管理できるシステムを構築するものでございます。また避難行動要支援者台帳等の各種台帳と地図を連携させ管理することにより、迅速な避難支援や円滑な住民サービスの向上を図るものでございます。

次に3目防災行政無線管理費でございます。継続でございます。防災行政無線デジタル化整備事業でございます。予算額1億2,046万1,000円、財源内訳でございます。地方債1億2,040万円、一般財源6万1,000円でございます。内容です。現在運用しているアナログ防災行政無線が令和4年11月で使用出来なくなることからデジタル無線に移行する

ものでございます。なお計画については3カ年計画で実施しており3年目にあたります。予算の内訳でございます。施工監理業務として465万3,000円、整備工事として1億1,580万8,000円でございます。

9款消防費合計、予算額5億2,172万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

横山委員。

○副委員長（横山一康君） 説明資料の17ページの災害対策費、新規事業のデジタル住宅地図導入業務についてお伺いいたします。今課長の説明で大筋はわかったんですが、もうちょっと詳しく担当のほうからデジタルの住宅地図を入れることによってどのような効果が出てくるのか、わかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 斉藤係長。

○防災係長（斉藤哲章君） ただいまの質問についてお答えいたします。こちらはパソコンで見ることができる住宅地図に、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害警戒箇所を取り込むことによって、住宅地図上に全ての危険箇所を表示できるようになります。さらに、そこに大雨警報などの気象情報なども表示できるようになりますので、避難勧告等の判断や避難対象世帯の把握を迅速、確実に実施できるようになります。さらに先ほど説明しましたが避難行動要支援者の台帳と一括管理することができるようになりますので、避難対象者への避難支援を漏れなく実施できると考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） わかりました。これは役場の防災担当者のところにあるパソコンで、津波ですとか、洪水あと気象情報が入って一目瞭然で危険箇所がわかって避難指示をすぐに出せるというふうなことで、今後やはりこれだけ災害が多発してる状況を考えると非常に重要なシステムになるのだと思います。ただ私一般質問でも防災体制のこと質問させていただいてますが、これだけ情報があっても動けるような体制、役場内はもちろんですし、町内誰が動くのか、特にここに避難行動要支援者のことも出てます。こういう情報をどのように役場内の共有化を図るか。また自主防災組織と共有化を図るか、どこまで考えてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 斉藤係長。

○防災係長（斉藤哲章君） 防災体制につきましては、災害対策本部の中で各担当課の動きが決まっておりますので、そこで防災対策会議の中で各指示をしていくことになると思います。さらに避難行動要支援者につきましては、保健福祉課と一緒に協議し新年度から台帳を早めに整備するよう対応しております。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 役場内の動きは対策本部があるので迅速に動くと思うんですが、

実際現場ですよ。災害が起きてる現場、そちらの問題が非常に大事になってくると思いますので、昨年的一般質問でもお話させていただきましたが、自主防災組織の充実というものを、こういうきちんとした情報が把握出来ますので、その情報に基づいてきちんと各町内会にもおろして行ってほしいというふうに要望して質問を終わります。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 災害対策費の中でいろいろありますけども、どの項目にかかるかちょっとですけども、近年やはり集中豪雨だとか、本当に思いもよらない今までにない豪雨ということで、そういう現象が全国各地で生じてるということで、地震の発生も続いておりますけれども、これから心配するのは利別川それから真駒内側を抱えてる北檜山市街地、あと瀬棚も馬場川がありますけども、そういった予想を超えた中であつた時に、今言ったようにデジタルの住宅地図ですか、これを活用するということでありまして。私はこの地図の導入っていうのはいろいろ活用、今横山委員のほうからも話しましたが、ネットというか、これスマホでそれぞれ避難が見えるとか、そういうことの連携した中での対応というのは、ホームページで今ありますが、それに載せるとかそういうことというのは深く考えていくべきでないかと。やはり災害発生時は各々の行動であります。町のほうから緊急避難とかいろいろ出た時に、それでは手遅れになると、高齢者の方も増える中において、そういうことからするとやっぱり今スマホの中での情報提供といいますか、そういうリアルなことの検討もこれが必要でないかなというふうに思いますけど、まずその辺について。

○委員長（平澤 等君） 斉藤係長。

○防災係長（斉藤哲章君） ただいまの質問についてですが、避難勧告等発令した場合には北海道のシステムを活用しまして、そこに入力することにより地域にエリアメールとして、メール配信されますので、そちらを活用したいと思っております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） まだ私活用したことないんで、その辺わかりませんが、そういうふうになると今のリアルな情報が我が町で収集できると。これが入ることによってということですか。

○委員長（平澤 等君） 斉藤係長。

○防災係長（斉藤哲章君） 今町のほうで北海道のシステムが入っておりますので、そちらに入力することによって避難の発令の場所なり、避難場所、避難範囲というのをメールで配信するシステムがもうできております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） もう出来てるということですか。それでさらにこういった町のデジタルのこの地図だとかこういったものがもう提供できること、活用されることですか。

○委員長（平澤 等君） 斉藤係長。

○防災係長（斉藤哲章君） こちらのデジタル住宅地図につきましては、その地域の箇所を判

断するものになります。それ以外のメール配信につきましては、また違うシステムの北海道のシステムを使ってメール配信することになります。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） いや私も素人なものですからわかりやすく説明していただきたいと思うんです。要するにこのデジタル住宅地図のシステムは、それは活用できないということですね。連動するとしてみても、この新規で入れるものはリアルタイムで見れるってということではないということですね。今までの道のシステムを活用したものはあるけども、これについては連動といいますか、それはないということですか。その辺の、新規ですよこれ、だから本当は総務厚生常任委員会できちんと説明しとけばいいんだけども、これはなかったんです。だから今こういう話になるんですけど。

○委員長（平澤 等君） 答弁者わかりやすく説明してください。

原課長。

○総務課長（原 進君） 今回デジタル住宅地図導入業務については、係長説明したとおりの内容で、その使い道については、大雨が降った場合、当然、気象庁いろいろ例えば利別川、太櫓川いろいろ関係機関ございます。その中で合意形成ができてございます町は。そういう中で、このシステムを使って避難勧告等をする時に町が、いちいち住宅地図を開いて見るのではなく、瞬時にここの地区は何件、誰々がいるんだというのがまず分かるシステムです。ですから一般の方が、最終的には一般の方も連動して使えるようなシステムにはしていこうと思っております。例えば、スマホで見るだとかというような形にしていきたいんですが、やっぱり委員おっしゃるとおり、特に地震なんかは自助共助というものが先に立って、後ほど公助になると思います。その中で雨の災害については、例えば利別川流域タイムラインですとか、町もいろいろな体制を取っており、町内においても町内の建設業者と災害協定を結んで、危険箇所にはポンプをすぐかけれる体制だとかいろいろ取ってます。ですから避難行動指示に移るまでは大分時間かかると思うんです雨の場合は。ただ地震はちょっと違うと思うんですけど。その際にこのシステムを使うと一目で私たちが、町がここに要支援者の家があるとか、わかりやすくじゃここはすぐどうなんだとか、そういうことで今入れるシステムございますので、説明不足で大変申し訳ございませんが、そのような内容のシステムでございます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） わかりました。要するに行政上における情報収集に、いち早く対応できるためのシステム導入ということですね。早くそういうふうに言ってくればわかります。これは北檜山区ばかりじゃなくて瀬棚区だとか、そういったことも含めた中での住宅の地図ってことは、3区に対応するということでもいいんですか。

○委員長（平澤 等君） 斉藤係長。

○防災係長（斉藤哲章君） そのとおりにせたな町全域になっております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 9款消防費の質疑を終わります。

次に10款教育費の説明を求めます。

教育委員会丹羽事務局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） それでは教育費の説明をいたします。説明資料17ページでございます。予算書につきましては105ページからとなっております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、継続でございます。指導主事等配置、予算額3,378万円、全額一般財源でございます。内容です。指導主事につきましては、学校教育や学校経営に関する指導、助言を図るために1名を配置するものでございます。

次に外国語指導助手につきましては、英語教育の充実を図るため、小中学校に派遣をするものでございます。人数は2名でございます。

次に英語指導助手につきましては、小学校の外国語の指導充実、語学力向上を図るため講師配置して小学校へ派遣するものでございます。人数は1名でございます。

次に学習支援員につきましては、小中学校の学習障害など発達障害のある子供の学習支援のため配置するものでございます。

次に特別支援教育支援員につきましては、小中学校の注意欠陥多動性障害、自閉症など発達障害のある子供の学習生活支援のため配置をするものでございます。

続きまして3目教職員研修費、継続でございます。研修会等補助金、予算額99万4,000円、全額一般財源でございます。学校教育研究会、へき地複式教育研究会、特別支援学級教育研究会への補助でございます。

続きまして2項小学校費、1目学校管理費、継続でございます。スクールバス運行業務、予算額5,800万9,000円、次のスクールハイヤー使用料、予算額1,062万円、全額一般財源でございます。児童の遠距離通学を確保するものでございます。

続きまして18ページでございます。2目教育振興費、新規、継続の区別が雑となっておりますが、繼に修正願いたいと思います。大変申し訳ございません。要保護及び準要保護児童就学援助費、予算額448万9,000円、国道支出金1万円、残り一般財源でございます。経済的援助を必要とする世帯に対しての学用品費等の支援を行うものでございます。

続きまして4目閉校式典事業費、新規でございます。若松小学校閉校記念式典事業、予算額272万4,000円、全額一般財源でございます。令和3年度をもって若松小学校が閉校となることから、事務作業員の配置のための会計年度任用職員報酬等のほか記載の経費を計上するものでございます。

続きまして3項中学校費、1目学校管理継続でございます。スクールバス運行業務、予算額1,429万5,000円、次のスクールハイヤー使用料、予算額1,434万円、全額一般財源でございます。生徒の遠距離通学を確保するものでございます。

続きまして2目教育振興費、継続でございます。中学校活動事業補助金、予算額536万4,000円、全額一般財源でございます。中学校体育連盟が主催する檜山大会及び文化事業等への出場経費について保障するものでございます。

続きまして継続でございます。要保護及び準要保護生徒就学援助費、予算額543万4,000円、全額一般財源でございます。経済的援助を必要とする世帯に対しての学用品等の支援

を行うものでございます。

続きまして3目学校施設整備費、新規でございます。学校施設整備事業予算額1,201万1,000円、その他財源で671万円、残りが一般財源でございます。内容としましては、瀬棚中学校の屋内消火栓設備改修工事及びトイレ改修工事並びに大成中学校体育館外壁水切り等改修工事を実施し、生徒の安全確保、学校生活の環境整備を図るものでございます。

続きまして4項社会教育費、1目社会教育総務費、継続でございます。生涯学習講座等講師謝礼、予算額92万1,000円、全額一般財源でございます。各種生涯学習講座等に係る講師の謝礼でございます。

続きまして継続でございます。芸術鑑賞事業等開催業務、予算額128万円、全額一般財源でございます。小学生対象の芸術鑑賞事業及び全町民向け文化講演会を開催し、すぐれた芸術文化の鑑賞機会を提供するものでございます。

続きまして19ページ継続でございます。社会教育団体補助金、予算額221万円、全額一般財源でございます。文化協会等各種社会教育団体への補助でございます。

続きまして3目図書館費、継続でございます。学校図書室支援員配置、予算額53万6,000円、学校図書室の充実と各図書施設との連携により、児童生徒の読書活動の促進を図るため支援員を1名配置するものでございます。

続きまして5項保健体育費、1目保健体育総務費、継続でございます。社会体育団体補助金、予算額625万2,000円、その他財源で387万2,000円、残りが一般財源でございます。スポーツ協会、その他各種社会体育団体への補助でございます。

続きまして4目学校給食費、新規でございます。学校給食センター整備事業、予算額1,881万円、全額その他財源でございます。学校給食センター給水管更新工事としまして1,254万円、炊飯ライン機材購入事業627万円で、いずれも老朽化に伴い更新を実施するものでございます。

10款教育費、合計いたしまして4億1,585万3,000円、国の支出金で60万4,000円、その他財源で4,382万円、一般財源といたしまして3億7,142万9,000円となっております。

以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 教育委員会関係についても質問させていただきます。資料の17ページの指導主事等配置3,378万ということで、それぞれ学校経営に対しまして各種の先生方の配置によりまして経営をするということになっております。指導主事の先生ですが、これについては従来どおり配置されているいろいろ指導されると思いますけども、我が町の教育に対する昔で言えば知徳体ですよね。これが今も生きてるんですけどね、資料の中でありまして、それについての教育長の指示によってという、小中学生の能力をいかに高めるかとか、そういった面であるかと思っておりますけども、基本的に指導主事へ教育長から特にこういうことでっていう経

営にあたってはということ、指導だとか、その指示だとか、そういったことがこれから伴うと思うんですけども、その辺のような指導主事に対しての考えでいるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 指導主事に対しましてというよりは、せたな町の教育指導計画がありますので、それと学校教育にあつては、学習指導要領にも従い準じながら指導いただいているというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 例えば、指導主事の役割って本当に教育長の命題に持って、学校でいろいろ現場のそれぞれ専門の先生ですからね。結局それぞれの部門で、それぞれのアドバイザーだとかいらっしゃいますけれども、私は今1月に札幌教育委員会のほうで、小学生のわいせつ関係ありますよね。そういった関係ということについて我が町もそういう事についての対応策っていいですか、要するに先生方によって子供達が犠牲になってないかと、それに対する指導だとかあると思うんですけども、そういうことの懸念といいますか、当然に福井においてもニュースを見た時に、あれってということやっぱりあると思うんです。ただそういった見方の中で、指導主事がそういうことも含めた中での対応って言いますか、それは教育委員会の体制になると思うんですけども、その辺については、執行方針の中でも謳ってませんので、その役割をどこが担うのかということについてお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） そのような教職員のそういう対応につきましては、指導主事といいますより、毎月、校長会議ありまして、そこで毎月ではありませんけれども結構な回数で、そういうような話は各校長に、各教員に対して指導いただきますと、教育公務員としての自覚を持った行動をしていただきたいというのは常々言っているところであります。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） この項目でちょっと話なんでどうなのかあれですけども、やはり子供達に対するその辺の影響と言いますか、これ先生方は先生方の立場でなるけれども、子供達は子供達の立場の中で、そういったことでのアンケートだとか、その辺のことというのはきちんと我が教育委員会としても、こういう話をここで言うのはちょっと私も迷いますけれども、しかし指導主事という中で適切じゃないかと思えますけれども、しかしそういう対応策っていいですか、それについて今の話題になってますから、その辺についてきちんと敏感に感じ取って、我が町はどうなのかということについても対応策というものを考えていく必要があるのかな。それは指導主事の役目なのかと私は思っているんですけども、それは教育委員会の指示を受けながら現場に行っているいろいろという、校長会もあると思えますけれども、しかしやっぱり校長会だけでは現場の先生方の立場と子供達の立場と違いますので、その辺、教育長として十分配慮しながら対応策を検討する必要があるんでないかと私はそう思うんですけども、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） その児童の受け止め方とか、そういうのに関しましては、それぞれの児童、生徒に対してアンケートやってみて、それに対して教育委員会として、そして学校として、そのアンケート結果を踏まえた対応をしているところでございます。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

横山委員。

○副委員長（横山一康君） 今回の関連の項目なんですが、17ページの指導主事等配置のところなんです。これの下の方に学習支援員と特別支援教育支援員これ15名分の予算計上されております。この支援員の方達というのは、たしか私の記憶だとなかなか募集に苦労してるというふうなお話を聞いておりますが、その辺りどうなってるか、お知らせください。

○委員長（平澤 等君） 長内主幹。

○教育委員会事務局主幹（長内解人君） ただいまの質問にお答えします。横山委員おっしゃったとおり、なかなか人が集まらないという状況もありましたが、今回、次年度に向けての募集をかけた中で新規瀬棚中学校1名お願いされてたんですけども、そこが今まだ募集が来てないという状況になっております。ほかは全て申込みがありまして、ほかの学校にはそれぞれもう配置できるようになってるんですけども、今現在その瀬棚中学校がまだ募集がないことで、今、学校と私たちと誰か受けてもらえる方がいないかというのを探してるような状況になっております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 横山委員。

○副委員長（横山一康君） 多分、これも私きちんと調べたわけではないんですが、このような学習障害ですとか発達障害、注意欠陥このような子供達というのが、何か少しずつ多くなっていったような気が肌感覚でしてます。町としてもきちんとそういう子供達に対応したいということで、このような手厚い支援員の配置をしてくださっていると理解しますが、なかなかこのような支援員の方たち、フルタイムの仕事じゃないと思いますんで、どうしても身分が不安定ですので、なかなかやってくれるという人も少ないかと思うんですけど、ぜひこのような子供達の教育のためにも十分な手当をしていただきたいと思いますので、支援員の募集についてしっかりとやっていただきたいと思いますので、いかがお考えでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 長内主幹。

○教育委員会事務局主幹（長内解人君） ただいまの質問にお答えします。横山委員おっしゃりましたとおりフルタイムとはなかなかないんですけども、学校の授業時間の関係でちょっと難しいんですけども、今後、引き続きうちの町はほかの町と比べてもかなり配置はできてみたいんですけども、支援が必要な児童生徒が増えてきてということで、今後も確保はしていかなければいけないと思っておりますので、そういう保証もきちんとできるような形で検討もしていかなければいけないと思っておりますので、今後もそういう協議をして検討していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 教職員の研修費の中で99万4,000円見てますけど、例年通りなんですけども、近年いろいろなICT機器、それからプログラミング教材だとか、そういった物を使った中での授業の結構時間数も増えてくるということなんですけども、それに携わる先生方に対する技量と言いますか、指導力と言いますか、そういった部分についての研修と言いますか、それはやはり研修費補助金の中で十分それに対応できてるということの理解でいいですか。

○委員長（平澤 等君） 古畑次長。

○教育委員会事務局次長（古畑英規君） 道高委員おっしゃった99万4,000円の中ではプログラミング教育とか、そういうような研修への補助はないんですけども、ほかの部分で補助というか、道費負担での研修参加とかになりますので、教員は道費負担職員なので、そっちのほうは北海道が開催する研修会とかには、そういうような形で道費負担ということで参加していただいているのと、町独自でも私と指導主事と小学校の教頭先生1名と中学校の教頭先生1名で、プログラミング教育とかICT教育、1人1台パソコン導入をしましたので、それに向けた端末使用のルール作りだとか、活用事例だとかも、そのチームで協議して今月中に各学校に提示できるような方向で進めております。研修については、追い追いろいろ入ってくると思うんですけども、デマンド研修とかも増えてくるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） やはり時代の流れによって教育の方法もどんどん進化されて、本当にこういうようなICTの時代になったのかと。それに追いつくには大変な先生の努力もあるのかなということからして、道費でやられるということなんですけども、現場の先生方の声というのが、それで道費の部分だけの研修と言いますか、それで足りるのかどうかって話です。そこは今後きちんとやっぱり先生のレベルが上がることによって授業内容も変わってくると私思うわけです。だからそういったことで子供達の能力を高めるためにも、そういう先生方の技量も高めていくという必要は私はあるのかということと今のお話をさせてもらったんですけど。その辺、取組についてまたありましたらお願いします。

○委員長（平澤 等君） 古畑次長。

○教育委員会事務局次長（古畑英規君） 一つ前の質問で道高委員おっしゃった指導主事の関係なんですけども、それこそ指導主事と教育委員会が連携しながら学校の現場とかに入っていくながら、要望とかも聞きながらそういう独自の研修会とかも、今後していけたらと思っておりますので、そこら辺すぐじゃあできるのかって言ったら、はいすぐじゃ4月にやりますとかって言うふうにはできないかもしれないですけども、令和3年度中には、数回の研修等を考えていかなければならないなと思っております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 予算書で申し上げます。予算書の108ページ2項小学校費、2目教

育振興費、18節負担金補助及び交付金この関係と、もう一つは110ページ、111ページの関係で3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金を関連させてお尋ねいたします。中学校費のほうでは、高度へき地修学旅行費補助金が3万9,000円計上されておりますけれども、小学校費のほうは計上がないんですが対象児童がないということなんでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 長内主幹。

○教育委員会事務局主幹（長内解人君） ただいまの質問にお答えします。小学校費に関しましては、久遠小学校、瀬棚小学校が合同で修学旅行に行っていることから、高度へき地修学旅行補助金のほうが出てきません。中学校は単独で行っておりまして今回3名分いるということで計上させていただいております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。バス代の補助金の絡みについてお尋ねしたいと思うんです。去年のデータであります、小学校合計で48万6,010円、それから中学校では合計で152万5,100円という借上料実績が出てるわけです。これに対する公費の補助の内訳はどのようになりますか。

○委員長（平澤 等君） 丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） ただいまの菅原委員のご質問にお答えいたします。ただいまのバス借上料の実績は令和2年度のものでございますが、こちらに見合った額につきまして令和3年度の新年度予算のほうで上げさせていただいて、その結果、理事者協議もありまして見送られたということでございます。計上が見送られたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや計上を見送ったかどうかじゃなくて、去年の実績でいえばどういう負担割合になりますかということをお尋ねしたんです。それは今年の予算編成と密接にリンクする問題ですから、参考までに伺いたいと言っているんです。

○委員長（平澤 等君） 長内主幹。

○教育委員会事務局主幹（長内解人君） ただいまの質問にお答えします。昨年度、全体のバス代の中で補助が出た、コロナ関連の交付金だとかありまして、北檜山中中学校分の65万100円が支出されております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると昨年場合は、北檜山中中学校65万100円、この分以外は公費補助は出ていないという理解でよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。65万100円につきましては、実際にバス1台分の負担でございます。ですから去年はコロナ対策で、もう1台増やしておりますので65万100円、大成中学校のへき地の負担分は先ほどの数字に入っております。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 5 2 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） 先ほどの北中の 6 5 万 1 0 0 円の分はコロナ対策で補助されているところですけども、あと大成中学校のほうは、高度へき地修学旅行費補助金は先ほどの数字が出ておりますけども、それはバス代以外に限ってございませんので、実質バス代の公費負担は出てございません。

以上でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 少し入り組んでいるようですが、今大成のこと触れていたのは、こういうことですね。へき地児童生徒等援助事業補助金、この事業を活用すれば大成区はへき地 3 級でありますから、町村持分の 3 分の 2 が国から来るということですよ。この適用はされていないと判断してよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） ご質問にお答えいたします。全く適用されていないというわけではなくて、大成中学校と次に経費のかかっている瀬棚中学校、この間の差額に対して町が補助してます。これは町が補助した分に対する 3 分の 2 が国の補助金として入ってくるようになります。ですから大成中学校に町が 1 0 万円補助したことになる、その 3 分の 2 ですから 6 万円が国から入ってくるということになりますので、保護者負担が無くなるということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっと説明が正確に聞き取れないんですが、いずれにしてもせたな町の現状の制度というのは、せたな町高度へき地修学旅行費補助要綱に基づく助成ですね。確認します。

○委員長（平澤 等君） 補助要綱に沿っているんですかという確認です。答弁者挙手お願いします。

丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） お答えいたします。補助要綱を作っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 作ってるのわかってるから、このとおりですねって聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） そのとおりでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでこの町の要綱と国の補助金の制度を比較しますと、へき地 3 級である大成区から見ますと、現状のせたな町の要綱のほうが不利に働くと言ったら変なんです

けども、父母負担の絶対額が大きくなるかというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 丹羽局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） おっしゃるとおりせたな町の要綱に照らし合わせますと父母負担は大きくなるということになります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それが問題なんです。せっかく国でへき地児童生徒に対する制度があるのに活用し切れていないというところに大成区の父兄の皆さんの地域要求があるわけです。これを解消するとすれば、どうすればいいのかということの一つお尋ねしたいと思うんです。と申しますのは、同じせたな町の生徒でありながら区によって負担する金額違うということになればこれは公平でないというのは、多分、行政側の見解だろうと思うんです。それで町の高度へき地修学旅行補助金要綱で一旦緩和するということなんだろうと思いますが、公平にそういう意味では、法の適用を受ける区の権利も正当に保証しつつ、どうするのかということについての対策はどう考えてますか。

○委員長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 去年から修学旅行の保護者負担軽減というのはあったようですけども、そのような声があるというのを踏まえまして、先ほど丹羽局長が言いましたけども、教育委員会としましては、平等ではなくて、公平ということでバス代の全額、町の負担というのを教育委員会としては、新年度予算に事業提案したところでございますけども、先ほど丹羽局長言いましたとおり、町長との協議の結果、町としてはいろいろと事業費の嵩んでいるところで見送られたというところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ようやく町長のほうに質問できる場になってきました。去年から問題にしてるんですよね私ね。これ今バス代の補助金に限定して質問させていただいておりますが、私自身が掲げている政策としては、父母負担の軽減、これは全部タダにしたらどうだという提案なんです。ただ町長は何でもかんでもタダというわけにいかないっていうから、じゃ半分どうですかと。半分無理なら3分の1 どうですかという質問したけれども、やっぱりタダでというわけにはいかないという噛み合った答弁ではないんですが拒否しました。で私はそうであるならば、せめてバス代の補助ということに政策判断できないのかという提起もしてあります。今、新しい教育長のほうから答弁ありましたけれども教育委員会としてはそういう要求をしたんです。ただ町長のほうでバツ印を付けましたという答弁内容です。去年どおりであるとしても、たかだか200万です。丸々見てですよ。今年この金額より多くなるのか少なくなるのか手元にデータありませんけれども、町長これを負担したからといって、何か町の予算編成上に重大な欠陥が発生するんですか。町長にお答え願いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長に答弁求められております。

町長。

○町長（高橋貞光君） 予算編成にあたりましては、各教育委員会ばかりでなくて、各担当課から様々な予算の要求がなされます。そうした中で新年度につきましては、交付税の一本算定

あるいは人口減少という中で、大幅に前年に比べて予算を詰めなければならないという状況になっております。執行方針でもお話をさせていただきましたが、前年度費7.4%の減という予算となったところでございます。したがって各担当課の予算について、この精査をさせていただいた結果ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私が理解するかしないかっていう、そういう答弁してほしいと思って聞いたんじゃないです。さっき私はこの200万のバス代の補助をしたら、町の予算執行上に支障が起きるんですかって聞いてるんですよ。支障が起きるのか起きないのか、もう1回お答えください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そうした予算の積み重ねですね、これが7.4%の減となったということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 町長、きちんと答えてやってください。今菅原委員の質問と違います。答えになってないです。200万を都合できるんですか、できないんですかっていう、そのことの質問だと思ったんです。

町長。

○町長（高橋貞光君） 結果的に都合できなかったということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちゃんと答えてください。都合できたとか、できないとかと言うんじゃないくて、支障が起きるんですかって聞いてるんです。私これ3回目ですからね。きちんと答えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 支障が起きる起きないかということにつきましては、ですからこうした交付税の削減の中で予算編成をしなければならないということでもありますから、当然支障が起これるというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 200万円のバス代の補助をしたら支障が起きる。どういう支障が発生するんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 教育委員会の予算に限らず、一つ一つとってみれば大きな予算でないという判断をされるかもしれませんが、それはそういった部分での積み重ねによって予算が編成されているということでございますので、やはりそうした制約の中で予算編成をするということになると、どうしてもそういうような形になるというふうに思っております。それとこれ質問にはございませんでしたが、教育予算につきましては、いろいろと給食費の無料化ですとか、先ほどもありましたが指導主事等の部分については、随分教育の充実あるいは保護者の負担軽減ということに努めているところでございまして、そういうことでご理解いただければと

いうふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私、催促5回目になるんです。全然答えてないんです。委員長休憩して、委員長、副委員長で私の質問点にきちんと答えるように調整していただだけませんか。そうしないと前に進めません。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

1時間経過してございますので2時15本まで休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時16分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

答弁を実行します。町長よろしいですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。教育費の修学旅行の関係であります、先ほど申し上げましたように、町の財政もう既にご承知かと思っておりますが、平成29年度を境に経常収支比率は毎年悪化の一途をたどっているということでございまして、これは交付税の削減に伴う数字の悪化というふうに私たちは理解をしております。そこで経常経費の削減、これは喫緊の課題であるというお話も多くさせていただいておりますが、こうした中で今回の予算編成をさせていただきました。議員おっしゃる修学旅行のバス代については、きちんと予算付けをしたほうがいいのではないかとのご提案でございましたので、これは一律削減という私たちそういう思いをして予算編成したわけではなくて、めりはりのしっかり付けた編成をさせていただいているというふうに思っておりますが、そういう観点から申し上げますと、これからそれぞれの予算、これがさらに中身の検証をさせていただきながら新年度に向けてその辺の可能性について、十分教育委員会とは検討していきたいというふうに思います。これは教育委員会ばかりでなくて、各課の予算というものも再度チェックをしながら、何とかそういうことができるのかできないのかということについて十分教育委員会とも検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやわかったような、わかんないような答弁ですよ。あなたおっしゃりたいことは、私も昨日、今日議会に出たわけじゃないですから、こういうことを言いたいのかなというのはわかります。私が聞いているのは、この200万のバス代助成をしたら支障が起きるんですかっていうことを聞いているんです。これ6回目になりますよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから、そこだけ捉えてもなかなか答弁難しい部分があるんですが、これは全体の中での予算でございまして、したがってそういった部分について十分教育委員会とも検討させていただいて、次年度に向けて考えてまいりたいというふうに思っている

ところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 委員長、今の答えになってると思いますか。次年度に向けて検討してくれなんて言ってないんです。今年度の当初予算に200万のバス代を計上したら町予算執行上、あるいは予算編成上で支障が起きるんですかって聞いてるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういう聞き方をされると、これは例えば、農務課100万、200万を増やしたら影響をどうなんだということと一緒にありますので、そうではなくて、やはり全体のそうした歳入歳出、限られた歳入の中で予算編成をするということが、これは基本でありますから、そうした中でいろいろ配分をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。今何回もラリーしているんですけども、それはほかの委員の皆さん方も分かると思うんですけども、菅原委員はそんなに深く聞いてないんです。だから失礼な言い方かもしれませんが、支障を来たすんですか、来たさないんですかっていうことだけ問われてるので、その部分だけ答えて、そしたらまた菅原委員違った質問されると思うので、その分について答えたほうが話は前に進むと思います。よろしくお願いします。

○町長（高橋貞光君） 私は全体的に見て支障が出るというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） どういう支障が出ますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから、その支障は全体の限られた予算の中で編成をしなければならぬということから考えると、これは教育委員会の予算に限ったものではございませんが、これは支障が出ると、そういうことでの答弁しかございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁になってないんじゃないですか。どういう支障が出るかっていうことをあなた答えてないんですよ。委員長これ9回目ぐらいになりますかね私。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時25分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 具体的に申し上げますと教育予算がそれだけ増えて、全体の町の予算がそれだけ増えるということになります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでどういう支障が起きるんですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 2 6 分

再開 午後 2 時 2 7 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

町長。

○町長（高橋貞光君） これはこう言ったらまた次質問されるかもわかりませんが、これは予算編成にあたっての町の方針ということになるんだと思います。最終的には、町長の政策判断となります。そういうことで予算編成を行ったということで、ご理解をいただければありがたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや政策判断で予算編成するのあたり前の話じゃないですか。そこは聞いてませんよ私。200万のバス代補助を当初予算に計上したら、新年度の予算執行にどのような支障が発生するんですかって聞いてるんです。どういう支障が起きるんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこれは予算編成めりはりを付けながらしっかり全体のバランスを取りながら予算編成させていただきました。そういったご指摘をいただきますとこれ全てこの予算を付けたらどうなるんだ、あの予算付けたらどうなんだということになるんだと思います。したがって、そういったことで議員の思いも私も十分伝わってまいります。ただ、町としては、やはり健全な行財政運営という立場、これは崩すわけにはまいりませんので、これは将来とも、この部分について絶対できないということではなくて、それは予算の財政状況を見ながら予算の配分をするわけですから、それはそういう状況になったらまた考えるということは当然出てくるかと思いますが、現状ではなかなか難しかったということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 理解できません。あのね、あれもこれもそれもどれもって要求してるんじゃないんです。いやそれが許されるんなら私あれですよ、相当の程度の予算要求させてもらいますよ。それは要求してないんです。たった1件200万のバス代助成に限定して、これを予算付けしたら、どういう支障が起きるんですかって聞いてるんです。

○委員長（平澤 等君） 休憩しますか。暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 3 0 分

再開 午後 3 時 2 0 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは長時間、休憩をとっていただきましてありがとうございます。

菅原委員からのご質問の答弁をさせていただきたいというふうに思います。この修学旅行の支援につきましては、この予算査定の中で教育委員会の優先度が高かったということではなかったために、そういうことで予算付けができなかったと。全体予算の規模のこともございまして、いろいろなことでそういうことにさせていただきました。菅原委員からお金には拘らないと、何とか少しでも支援できる方向で検討してくれというご質問でございました。私としても今いくらできるということは明言はできませんが、少しでもそうした議員の意見に寄り添うということで、この実現に向けて検討させていただきたいというふうに思いますので、この件については、実現に向けてですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 大体先ほど協議したような8割方の答弁ですからいいんですが、やっぱり町長きちんと6月議会で補正するなら補正すると、この際、明言したほうがいいです。あなたの任期9月で切れるんですから。それが一つと。それから努力します、検討しますというんじゃないくて、いや金額別としてその予算は提案しますよと、単純明快におっしゃったほうがいいと思うんです。要は提案するってということと、6月定例会で補正出しますと、この2つを単純明快に言ってくれば、あとこちら金額こだわりませんから。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時24分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 教育委員会とも協議をして、いずれにしましても、修学旅行に間に合うように考えてまいります。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 10款教育費の質疑を終わります。

11款公債費の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは11款1項公債費でございます。1目元金、2目利子、継続で公債費、予算額11億5,370万2,000円でございます。その他財源は、住宅使用料、港湾使用料でございます。内訳は、長期債元金、長期債利子及び一時借入金利子で、それぞれ記載の金額でございます。

11款公債費、合計11億5,370万2,000円でございます。

以上で11款公債費の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 11 款公債費の質疑を終わります。

12 款職員給与費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それでは説明資料 20 ページでございます。12 款職員給与費、予算書につきましては 121 ページから 122 ページでございます。12 款 1 項 1 目とも職員給与費、継続でございます。職員給与費、予算額 11 億 3,151 万 9,000 円、財源内訳でございます。国道支出金 1,469 万 3,000 円、その他財源でございます。3,558 万 9,000 円。一般財源といたしまして 10 億 8,123 万 7,000 円でございます。内訳でございます。特別職 3 人 4,672 万 7,000 円、一般職として 140 人分 10 億 8,479 万 2,000 円でございます。

次に 2 目会計年度任用職員給与費、継続でございます。会計年度任用職員給与費につきましては、予算額 2 億 2,019 万 1,000 円、国道支出金 502 万円、その他といたしまして 41 万 5,000 円、一般財源といたしまして 2 億 1,475 万 6,000 円でございます。内容でございます。地方公務員法等改正により、令和 2 年度から臨時的任用職員や非常勤職員は会計年度任用職員制度へ移行しており、適切な任用、勤務条件を確保するものでございます。なお会計年度任用職員としては 57 人、内訳については、別紙 21 ページに 57 人分の内訳については記載してございます。

12 款職員給与費、合計 13 億 5,171 万円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 12 款職員給与費の質疑を終わります。

13 款災害復旧費の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは説明資料の 20 ページでございます。予算書につきましては 123 ページになります。13 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁施設災害復旧費、継続で町道がんび岱幹線災害復旧工事、予算額 510 万円、財源内訳として、国道支出金 387 万 2,000 円、地方債 110 万円、一般財源 12 万 8,000 円であります。令和 2 年 9 月発生の大雨により被災した道路施設の復旧工事を実施し、交通機能の回復を図るもので、町道がんび岱幹線復旧延長 18 メートルを実施するものであります。

13 款災害復旧費、合計で 510 万でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) 13款災害復旧費の質疑を終わります。

14款予備費の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野英也君) 14款1項1目予備費でございます。予算額300万円で、全額一般財源でございます。

以上で14款予備費の説明を終わります。

1款議会費から14款予備費まで令和3年度せたな町一般会計予算総額は82億3,440万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) 14款予備費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

○委員長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

歳入1款町税から11款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長(濱登幸恵君) それでは予算書16ページをお開き願います。1款町税、1項町民税、1目個人分でございますが、本年度予算額2億5,575万4,000円で、前年比13万円の減でございます。1節現年課税分では2億5,247万4,000円、2節の滞納繰越分は328万円の計上でございます。

次に2目法人分でございます。本年度予算額は3,202万4,000円で、前年比304万5,000円の減でございます。1節現年課税分は3,196万4,000円、2節の滞納繰越分は6万円の計上でございます。

続いて2項固定資産税でございます。1目固定資産税は、本年度予算額3億8,872万1,000円で、前年比1億3,205万2,000円の増でございます。増額の主な要因としては、風車関連分などによるものでございます。1節現年課税分では3億8,686万5,000円、2節の滞納繰越分では185万6,000円の計上でございます。

次に2目国有資産等所在市町村交付金でございます。本年度予算額は697万8,000円で、前年比31万8,000円の増でございます。これは北海道森林管理局や北海道など4件の交付金でございます。

続きまして3項軽自動車税でございます。1目環境性能割は、本年度予算額116万1,0

00円で、前年比89万3,000円の減でございます。

次に2目種別割は、本年度予算額2,403万1,000円で、前年比156万5,000円の増でございます。1節現年課税分では2,389万3,000円、2節の滞納繰越分では13万8,000円の計上でございます。

続きまして4項町たばこ税では5,201万8,000円の計上、5項入湯税では199万円の計上でございます。

以上、町税につきましては、前年度の徴収実績などを勘案しまして予算計上させていただいたところでございます。

○委員長（平澤 等君） 佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 続きまして2款地方譲与税から19ページの9款地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画で示された伸び率や前年度の交付見込額などを勘案し積算しております。

なお20ページの9款地方特例交付金の2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、今年度予算科目を新設しました。内容については、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に関わる固定資産税の減免措置を受けたことによる減収分の補填として交付されるものでございます。

次に20ページでございます。10款1項1目地方交付税44億8,201万5,000円でございます。地方財政計画で示された地方交付税の伸び率や国勢調査の人口減少の影響などを考慮し積算したものでございます。普通交付税は39億8,201万5,000円を計上しております。前年度に比べ5,848万4,000円、1.4%の減でございます。特別交付税は前年度に比べ4,000万円、7.4%減の5億円を計上したところでございます。

次に11款1項1目交通安全対策特別交付金は、前年度同額の100万円を計上してございます。

以上で歳入1款から11款までの説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 歳入1款から11款までの質疑を許します。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 町民税の個人分の現年課税分、これ昨年と大体同額なんですけど、令和2年度は本当に経済的な面でもいろいろな面でも、本当に所得関係というのは落ちてるといふ傾向だと思うんですけど、この辺、所得割を同額で見るといふのは、どのような見解でいるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 奥村補佐。

○税務課長補佐（奥村大樹君） ただいまのご質問にお答えをいたします。道高委員ご心配されているとおり所得のほうは令和2年度においては、コロナの影響もあるというふうには道高委員も思っていることと思いますし、私たちも来年度の課税については、この影響あるのかなと思っておりますが、この積算にあたっては町民税にコロナの影響がどのくらいあるのかという部分

については、今のところ現在に至っても予測できる状態ではないというふうに思っております。確かに国保税のコロナに係る減免等、水揚げとか売上げその点については減少しているというのは感じておりますけども、コロナに係る部分で各種の給付金制度とか、それらを受給してる方もいますし、もらってない方もいます。またコロナの給付金について来年度の課税になりますけども、それが所得としてスッポリ生でかかるかということ、またそれぞれの条件がありますので、そうでもないということもありますので、一概に増える減るといふ状況の予測はちょっとつかないというふうに考えてます。それで3年度の予算の算定につきましては、基本的にはコロナウイルスの影響というのは一切加味をしておりません。現状今まで通りの積算プラス現状を踏まえつつも、私たち課税するにあたって申告を基に課税してるというも部分もありますので、今現在申告期間中で、私たちも確定申告を受けてますけども、私たち給与所得者とか年金受給者あと白色の事業をやっている方のその辺の申告が主なんですけども、その受けてる感触としては、そんなコロナの影響はあまり受けていないのではないかとこのうふうには感じておりますけども、いずれにしてもこれから会計事務所とか、そちらのほうから事業をやっている方の申告も上がってきますので、それに基づいて課税して税額が出た状態になってはじめて町税として影響というのとは出てくるんじゃないかと考えておりますので、今回の予算につきましては、現状プラス昨年度実績等を踏まえながら積算しているという状況です。

以上です。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 歳入1款から11款までの質疑を終わります。

次に12款分担金及び負担金から21款町債までの説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 次に20ページでございます。12款分担金及び負担金、1項負担金は前年度に比べ375万2,000円増の1億3,794万2,000円を計上いたしました。主なものでは1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の老人ホーム入所措置費負担金1億315万7,000円、2目農林水産業費負担金、1節農業費負担金の基幹水利施設管理事業受益者等負担金593万2,000円でございます。

21ページでございます。次に13款使用料及び手数料、1項使用料でございます。主なものでは2目民生使用料、2節社会福祉使用料の生活支援ハウス使用料342万円、22ページの3目衛生使用料、3節公営温泉浴場使用料1,038万7,000円、23ページの6目土木使用料、6節住宅使用料の町営住宅使用料8,473万6,000円でございます。

24ページでございます。1項使用料合計は、前年度に比べ313万円の減、1億4,106万2,000円でございます。

2項手数料の主なものでは2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のし尿等処理手数料2,326万8,000円でございます。

25ページでございます。2項手数料合計は、前年度に比べ142万6,000円減の2,893万1,000円でございます。

次に14款国庫支出金、1項国庫負担金では、前年度に比べ568万7,000円増の2億5,580万9,000円を計上いたしました。主なものでは1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金1億6,654万2,000円、2節児童手当負担金3,843万6,000円でございます。

26ページでございます。2項国庫補助金では、前年度に比べ5,961万3,000円減の1億9,287万7,000円を計上いたしました。主なものでは、4目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金の5事業合わせ1億2,345万4,000円でございます。

2節道路メンテナンス事業補助金の橋梁長寿命化補修事業補助金4,923万6,000円でございます。

次に27ページでございます。3項委託金では、前年度に比べ289万2,000円増の6,361万4,000円を計上いたしました。主なものでは、3目土木費委託金、1節道路橋梁費委託金の北檜山流雪溝施設管理委託金5,897万3,000円でございます。

次に15款道支出金、1項道負担金、前年度に比べ9万3,000円増の1億8,779万6,000円を計上いたしました。主なものでは1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金8,327万1,000円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金合わせて7,405万円でございます。

28ページでございます。2項道補助金の主なものでは、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金の重度心身障害者医療給付事業補助金1,125万5,000円ほかでございます。2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金1,185万5,000円ほかでございます。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では29ページでございますが、中山間地域等直接支払交付金3,639万1,000円、基幹水利施設管理事業補助金1,388万8,000円ほかでございます。

2項道補助金の合計は、前年度に比べ959万4,000円減の1億2,008万6,000円でございます。

30ページでございます。3項委託金でございます。主なものでは、1目総務費委託金、2節徴収費委託金の道民税徴収委託金1,032万9,000円、5節選挙費委託金の衆議院議員選挙費委託金1,435万円でございます。31ページの6目1節消防費委託金では、平田内川外2ヵ所防潮水門施設管理委託金1,010万円でございます。

3項委託金の合計は、前年度に比べ678万4,000円増の4,357万8,000円でございます。

次に16款財産収入、1項財産運用収入では、前年度に比べ202万3,000円の減、4,996万9,000円を計上いたしました。主なものでは1目財産貸付収入、2節建物貸付収入の公宅料1,294万3,000円、4節物品貸付収入の光ファイバーケーブル等貸付料1,489万4,000円、2目1節利子及び配当金の財政調整基金運用収入180万5,000円、次のページ地域振興基金運用収入743万9,000円ほかでございます。

2項財産売払収入では、前年度に比べ1,764万4,000円増の2,294万5,000円を計上いたしました。主なものでは、1目不動産売払収入、1節立木売払収入の1,15

5万円、2目、1節生産物売払収入の農業センター作物等売払収入314万4,000円、あわび種苗売払収入825万円でございます。

次に17款1項寄附金では1目、1節ふるさと応援寄附金では、前年度に比べ1,300万円減の1億6,900万円を計上いたしました。

次に33ページでございます。18款繰入金、1項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金1億9,784万8,000円は、財政調整分及び病院事業会計繰出金の財源充当分でございます。2目産業振興基金繰入金3,586万3,000円は優良家畜導入事業補助金や産業等活性化補助金などの財源充当でございます。3目担い手育成基金繰入金384万8,000円は、産業担い手育成事業補助金や新規就農者促進事業などの財源充当でございます。4目生活交通確保対策基金繰入金4,884万5,000円は、生活交通路線維持費補助金やデマンドバス運行事業費補助金などの財源充当でございます。5目スポーツと文化振興基金繰入金344万円は、全道全国大会参加奨励補助金などの財源充当でございます。6目公共施設基金繰入金1億1,837万2,000円は、農業センター管理棟外壁塗装工事や次の34ページの町道真駒内団地西3線道路改良工事などの財源充当でございます。7目森林環境譲与税基金繰入金1,506万2,000円は、豊かな森づくり推進事業補助金や森林活性化間伐等搬出支援事業補助金などの財源充当でございます。

基金繰入金の合計は、前年度に比べ1億6,454万4,000円減の4億2,327万8,000円でございます。

35ページでございます。2項特別会計繰入金では、1目国民健康保険事業特別会計と2目後期高齢者医療特別会計からの繰入金合わせて305万9,000円でございます。前年度に比べ10万円の増でございます。

次に19款1項1目繰越金では、前年度同額の300万円を計上いたしました。

36ページでございます。20款諸収入、4項雑入、1目雑入では、前年度に比べ225万円減の2,999万9,000円を計上いたしました。主なものでは、1節総務費雑入の市町村振興宝くじ交付金215万4,000円、2節民生費雑入の重度心身障害者医療費立替収入250万円、3節衛生費雑入の各種検診個人負担金312万5,000円、37ページの8節教育費雑入の学校給食費納付金1,051万4,000円でございます。

38ページでございます。21款1項町債でございます。主なものといたしましては、1目総務債の臨時財政対策債や町有施設等解体事業に係る借入れ、2目農林水産業債の草地畜産基盤整備事業、西兜野排水機場改修事業に係る借入れ、3目土木債の町道排水改修事業など記載の6事業に係る借入れ、4目消防債の小型動力ポンプ付積載車整備事業、防災行政無線デジタル化整備事業に係る借入れ、5目合併特例債の大成町民センター耐震改修事業に係る借入れ、6目災害復旧債の過年度発生補助災害復旧事業に係る借入れでございます。

1項町債の合計は、前年度に比べ3億7,970万円減の8億3,530万円でございます。なお、このうち過疎債は2億6,930万円を見込んでおります。

以上で歳入12款分担金及び負担金から21款町債までの説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入12款から21款までの質疑を許します。道高委員。

○委員（道高 勉君） 32ページの財産売却収入で、不動産売却収入で土地売却収入が1,000円となっています。町有地として川沿団地の空き地ありますよね。瀬棚もありますけど、この辺結局そのまま寝かしておいているんですけども、この売却についてのそういう努力というかそういったものというのは、どのように今年考えてるのか。どの辺まで残ってるのかお知らせ頂きたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 川沿地区と瀬棚区の夕陽が丘地区にも宅地分譲しておりますが、最近、売却のほうはあまり件数はないんですが、うちもPRが足りないところもありますので、ホームページには常に上げてはいるんですが、また改めて広報などを通して周知したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 32ページ17款寄附金、ふるさと応援寄附金ですが、これについてお尋ねします。新年度は当初予算比較で1,300万の減額になっておりますが、これはどういうことなんでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） これにつきましては歳出予算でも説明させていただきましたが、令和2年度のふるさと納税の予算額としては1億5,600万円を見込んでございます。今2月現在で収入済みが1億4,250万8,000円と1,349万2,000円の減となっております。それで歳出予算でも説明させていただいたとおり、ここ2年ばかり当初予算割れをしているということで、これについては魅力ある商品の開発も踏まえて歳入を増やす努力はしていかなきゃならんということでございますが、前年比の予算ベースで考えると、これでもなかなか今年度の出来高でいくとクリアはされてませんが、そういうのを見込んで思い切って頑張るんだったらもうちょっと見るべきではないかというようなお考えもあるかと思いますが、こういうような形で計上させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 手元にもし各年度の実収入額データあれば教えていただけませんか、アバウトでいいです。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） ふるさと納税が始まったのが平成27年からでございます。それで売上げでございますが、これちょっと複雑になりますのであとで資料で提供させてもらってよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 総務課長にそう言われれば、嫌だとは言えないですよ。わかりました。それで私の聞きたいこと総務課長さすがに先回りして答弁してしまいましたけども、これ

自治体によってかなり違うようなんです、ご承知のように。前年比で減ってきている、今年もまた減らす、来年も減らすと。これギリ貧になりますよね。ふるさと応援寄附金の在り方については、これ評価いろいろあると思うんです。あると思うけれども、さはさりながら現在のせたな町にとって大事な自主財源の構成部分になってるという点では重視してかかる必要があるだろうと思うんです。これは総務課だけの仕事ではないと思うんですが、やはりどうやって魅力あるふるさとの特産品作って、ふるさと納税を増の方向に持っていくかということです。今相当知恵を絞っていくべき局面になっているのではないかと思います。まずそのことについて、もう1回お尋ねしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） すいません。手持ちの資料は持ってないと思ったんですけど、持っていましたので報告させていただきます。平成27年度からふるさと納税が始まりました。まず令和元年度決算で、元年度末で9億4,333万7,100円が歳入でございます。総収入でございます。9億4,333万7,100円でございます。これは歳入です。令和2年度については現在3年2月末で1億4,205万8,000円でございます。それで当初基金については歳入歳出、何年か前からなんですけども寄附金を今度歳出に充当するようになったんで、ちょっと微妙に違うんですが、今までのふるさと納税によって基金の積立ての合計が令和元年度決算済みで5億6,441万1,564円となっております。これがただいま菅原委員に先ほど聞かれた部分だと思います。

次のご質問については魅力ある商品ということで、どういうことなんだというご質問については、歳出予算でも説明したとおり、今ふるさと納税の納入されてる業者10社ございます。それで今年度ベースでいきますと皆さん本当に非常に新商品開発等頑張っておられて、今年についてはちょっとコロナ禍の影響もあってそういうような会議はあまり持てなかったというのもございますが、この10社のうち上位3社で大体87.8%を売上げてるような状況でございます。ですからやっぱりその底上げというのも大事でございますし、より売れ筋の商品のリサーチ、これ町としても、うちはさとふるという会社を通して事業展開してるわけですが、その辺で専門家の知恵も借りながら需要に合った、お客様、皆様が求めている商品についてリサーチは続けて開発していくという考え方で進んでおります。何とかこれについては頑張って菅原委員おっしゃるとおり、ふるさと納税の部分についての考え方というのはいろいろあると思うんですが、貴重な町の自主財源であることは間違いないし、この制度の続く限り、やっぱり他所に遅れを見せてるというのは間違いないわけですから、何とか商品開発して頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。それで平成27年からですよ、さっき言ったのは。データ改めて出していただければと思います。その際に納入額、つまり金額全体の数字と、それからかかった諸経費、そしてそれを引っ張って実際の町への実入り部分ですね、これが分かるように整理していただければと思います。なぜそういうことを言うかと言いますと、今は3割ということになってますよね。納入金額の3割を返礼品のための発送費も含めた最大限の

還元部分だと。そういうことがあって町によっては4割、5割なんていうのもありましたし、6割なんていうものもあったとかという話ですけども、それから金券みたいな、要するに品物ではなくて実際に金額的に返すようなことも含めた時代があったということで、総務省のほうでそれらをコントロールして今の制度になってるわけですけども、やっぱりせたなでも3割になってから数字が落ちてると思うんです。相当落ちてると思うんです。データ見ればわかりますがね。そうするとやっぱり魅力ある商材を作り出しということが、究極の寄附金増額の決め手になるのかなと思うんです。この点では意見一致してると思うんですが、それは個々の業者任せで大丈夫なのかと。何か町長がよく言うように秘策はないのかと。そしてその秘策でもってせたな町も売り出すし、寄附金も集まって財政的に豊かになっていくという好循環を作りだしていくことはできないのかというふうに思うんです。これは行政のほうで考えていることだと思うんですが、総務課だけでなく各課横断でそうした方向に向かって力強く前進していただく必要があるかなと思いますので、町長のほうからでも結構ですが、ご答弁願います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。秘策はないかということでございますが、秘策というのは文字どおり秘密の策でございますので、これは公表できません。いずれにしましても、ふるさと納税というのは、やはり魅力ある返礼品をいくらたくさん抱えているかということが、一つの大きな要素だというふうに認識をしております。したがってこの、そうした返礼品をいかに開拓していくかと。確かにせたな町の中でも、いろいろとそうした商品がございますが、残念ながら年中通じて供給できるというような体制にはなっておらないと。したがって、ある一定の季節に集中してしまうというそういったこともございますので、年中いろいろなそういった磨き上げた返礼品を揃えるように、これはもちろんそうした事業者さんの努力ももちろん重要でございますが、町もいろいろと情報を得てアドバイスをしながら一緒にそうした開発に取り組むという姿勢もまた大事ではないかというふうに思っておりますので、関係課協力をさせていただきながら、そうした取組をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 先ほど菅原委員から資料の請求ございました。総務課長、対応できますか。

○総務課長（原 進君） 先ほどの資料については早急に整備して議会終了後提出させていただきます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員、終了後でよろしいですか。

○委員（菅原義幸君） よろしいです。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） 1点委員からご質問で答弁漏れがあったので答弁させていただきます。ふるさと納税のせたな町が減った原因、さっき菅原委員ご指摘のとおり制度改正によって、諸費については、もう3割というタガがはまりました。それでなおかつ総体経費は送料ですとか、手数料全部込みで50%以内に抑えなさいということになりました。すると1番せたな町の売れ筋の1万円の寄附に対して、第1回目の変更では3,000円の商品を返礼できた

んです。ただしその第2回目の変更で50%手数料込み、送料込み50%となった時に1万円に対して3,000円の商品が提供できなくなっちゃったんです。それでやっぱり1番の売れ筋の商品の部分がダメージを受けたと。そういうことで当然3,000円の商品を提供するには1万2,000円とか、物によっては1万3,000円の寄付額にしないと提供できない。返礼品として返せない状態になったと。そういうことが先ほど答弁漏れになりましたが、1番の原因だと考えてございます。ですからもう本当に菅原委員おっしゃられたように魅力のある商品、やっぱり産地間競争でございますので、何とかそれに向けて全庁的に、当然まちづくり推進課等のお力も借りながら考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 町債の関係ですけど合併特例債で、合併して本当に15年経って、あと5年間延びた関係で使えるということですけど、これまでの合併特例債の合併した時の枠というのは65億円くらいあったと思いますけれども、これまでの合併特例債をいかに活用してきたのかと、そして現在のあとどのぐらいの余力があるかということについて資料を出していただければいいなと思うんですけども、お答えになるならいいんでしょうけども、おそらく無理だと思いますので、その辺、私たちもそれは知っておく必要があると思ひまして、その辺のご見解を一つお願いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 財政課長、資料要求ありましたけども出せますか。

○財政課長（佐野英也君） あとで出します。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本一夫君） 先ほど菅原委員のほうからふるさと応援寄附金のことについてなんですけれども、私もこの歳になってもまだテレビっ子でテレビを見てますけれども、市町村の長の方が、自ら返礼のお手紙を出してるというところが結構やっぱり人気がありそうなんですよね。各町、各市のやられてる方はやっぱりスポークスマンと言いますか、そういうことの意味を込めて書いてるわけです。その辺できるならば、高橋町長もその辺お願いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 答弁ありますか。

○委員（橋本一夫君） 答弁は当然ありますよ。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） 今のご質問というのは、1番人気のあるふるさと納税をやられてるところは、町長が直接その寄附された方にお手紙を差し上げているという事例でございましょうか。その事例をせたな町でもやったらいいのではないかということのご質問ですね。そういう事例については、今橋本委員からお伺いいたしましたので検討したいというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 歳入12款から21款までの質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。25分まで。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時25分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日3月18日10時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日3月18日10時から再開しますので、ご参集を願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時26分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和3年5月20日

委員長 平澤 等

署名委員 道高 勉

署名委員 大湯 圓 郷

令和3年せたな町議会予算審査特別委員会 第4号

令和3年3月18日(曜日)

○議事日程(第4号)

1 議案第 1号 令和3年度せたな町一般会計予算

○出席委員(11名)

委員長	平澤 等 君	副委員長	横山 一 康 君
委員	吉田 実 君	委員	榊田 道 廣 君
委員	本多 浩 君	委員	橋本 一 夫 君
委員	熊野 主 税 君	委員	道高 勉 君
委員	大湯 圓 郷 君	委員	石原 広 務 君
委員	菅原 義 幸 君		

○欠席委員(0名)

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	小 板 橋 司 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐 藤 英 美 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	伊 藤 悦 子 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水産林務課長	八 木 忠 義 君
建設水道課長	平 田 大 輔 君

会 計 管 理 者	高 橋	純 君
国保病院事務局長	西 村 晋	悟 君
総務課長補佐	小 林 和	仁 君
まちづくり推進課長補佐	阪 井 世	紀 君
財政課長補佐	井 村 裕	行 君
税務課長補佐	奥 村 大	樹 君
町民児童課長補佐	坂 谷 洋	二 君
保健福祉課長補佐	浜 高 正	明 君
保健福祉課長補佐	藤 谷 知	昭 君
地域包括支援センター所長	長 内	京 君
農務課長補佐	吉 田 有	哉 君
大成水産種苗育成センター副所長	栄 田 武	志 君
建設水道課長補佐	金 澤 喜	嗣 君
国保病院事務局次長	中 川	讓 君
経営戦略室次長	手 塚 清	人 君
総務課主幹	中 山 康	春 君
まちづくり推進課主幹	松 原 孝	樹 君
まちづくり推進課主幹	伊 藤 哲	史 君
まちづくり推進課主幹	竹 内 亜	希 子 君
財政課主幹	井 村 裕	行 君
財政課主幹	小 林 朱	央 君
税務課主幹	伊 瀬	亮 君
町民児童課主幹	黒 澤 美	知 子 君
保健福祉課主幹	古 守 亜	珠 君
保健福祉課主幹	垣 本 利	子 君
地域包括支援センター主幹	今 川 勇	吾 君
農務課主幹	斉 藤	真 君
水産林務課主幹	山 本	亨 君
水産林務課主幹	藤 井 卓	也 君
建設水道課主幹	川 上 佳	隆 君
建設水道課主幹	桑 田 一	良 君
建設水道課主幹	鈴 木 涼	平 君
出納室主幹	山 川 彩	子 君
国保病院事務局主幹	三 浦 三	津 枝 君
職員厚生係長	尾 野 裕	也 君
地域生活係長	岡 島 讓	二 君

防 災 係 長	齊 藤 哲 章 君
情 報 管 理 係 長	又 村 和 智 君
商 工 勞 働 觀 光 係 長	撫 養 和 伯 君
財 政 係 長	稻 船 洋 志 君
戸 籍 年 金 係 長	西 田 幸 惠 君
環 境 衛 生 係 長	原 田 宰 君
児 童 福 祉 係 長	林 亮 輔 君
障 が い 福 祉 係 長	平 田 慎 太 郎 君
包 括 支 援 係 長	大 久 保 麻 未 君
地 域 支 援 係 長	金 澤 早 苗 君
地 域 支 援 係 長	田 畑 貴 子 君
農 政 係 長	大 庭 啓 君
農 業 セ ン タ ー 業 務 係 長	北 山 典 孝 君
水 産 係 長	油 谷 好 彦 君
大 成 水 産 種 苗 育 成 セ ン タ ー 業 務 係 長	池 田 裕 之 君
管 財 係 長	高 橋 真 一 君
水 道 係 長	大 野 秀 幸 君
住 宅 係 長	吉 田 一 也 君
庶 務 係 長	近 藤 智 博 君

《大成総合支所》

支 所 長	杉 村 彰 君
次 長	佐 々 木 正 人 君
大 成 診 療 所 事 務 長	古 守 幸 治 君
主 幹	藤 谷 希 君
主 幹	水 野 万 寿 夫 君
住 民 係 長	村 井 貴 大 子 君
福 祉 係 長	河 野 葉 子 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	神 田 昌 君
養 護 老 人 ホ ー ム 三 杉 荘 所 長	横 川 忍 君
次 長	増 田 和 彦 君
養 護 老 人 ホ ー ム 三 杉 荘 次 長	平 賀 英 治 君
主 幹	谷 川 一 志 君
主 幹	栗 谷 一 樹 君
福 祉 係 長	稻 船 奈 穂 子 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	丹	羽	優	君		
次	長	古	畑	英	規	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君	
主	幹	長	内	解	人	君
主	幹	尾	野	真	也	君
学校給食係長	山	崎	英	人	君	

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西	田	良	子	君
農地係	長	小	池	秀	樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君			
書記	次	長	小	林	和	仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹	羽	小	百	合	君
次	長	上	野	朋	広	君	

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹	羽	小	百	合	君
次	長	上	野	朋	広	君	
主	事	原	田	翔	太	君	

再開 午前10時00分

○委員長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

整理番号第1、議案第1号令和3年度せたな町一般会計予算を昨日に引き続き議題といたします。

改めて一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の8ページ、北部桧山衛生センター組合の負担金について、これは委員長がセンター組合の議長として、後日、全員協議会を開くということで私も承知しているんですが、ここで一つだけ確認させていただきたいんですが、くしくも今朝16日、副町長からタイヤの本数を400本だったのが574本だったというふうに報告いただいたんです。一つ確認したいんですけど、16日ですか、センターには不特定多数の方がごみを持ち込んです。その中で確か小雨も降っていたと思うんです。通常業務をしてるはずの日中にセンターの局長が、職員1人、2人と一緒にタイヤを何か数え直してたという報告があったんです。それ副町長なりが指示したのかなというふうに勝手に思ったんですが、その指示があったかどうか、そこを確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） タイヤの数の確認の指示でございますけれども、衛生センター事務局には複数の職員で確認をすることというふうに指示はいたしました。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これは理事者というか、この場で委員長、組合議会議長に申し入れすることではないのかもしれませんが、議会で先日11日に全員協議会を開いて、理事者側から答弁をいただいたことに対して実は数件問い合わせがあったんです。要は、委員長、センターに持ち帰って協議していただいて結構なんです。いや実はあそこ土手になってて草刈り業務も専門業者じゃなきゃできないんです。その業者の方から理事者が言ってるタイヤそれ以上あるだろうっていう情報がこっちに入ってたんです。私も写真でしか確認してません。今回の山積みになっている場所は、焼却施設の裏手なんです。破碎施設の裏にも2、30本ではあるけどあるよということなんです。そこも含めて返答いりません。やっていただけるということで確認してますから、そこもご承知おきをいただきたいと、ことは要望して終わらせていただきます。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

ほかに質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 通告してますから予定の案件について幾つかさせていただきます。まず3款民生費です。雅荘の絡みでお尋ねします。檜山振興局のほうに再開を目指して努力しているうちは、補助金返還を求められないという書面を出していただくように、去年の6月議会

と12月議会で要請いたしました。それに対する資料が出てきたということは、返答があったということは先日の一般質問でも申し上げたとおりです。それで振興局長からの正式の書面は出せないということではありますが、これは福祉課長ですか、担当課長からせたなの担当課長に対する要は公印省略の書面をいただいたわけですか。それによりますと1番最後の部分なんですが、事業再開に向けて検討しているとのことから処分方針を決定次第、必要に応じて財産処分申請手続きを進めていただきたいということになっているわけですか。事業再開の見通しと、その方針決定次第財産処分申請手続きを進めてほしいということなんですが、改めて町長は、いつまでにこの作業をされるおつもりか、お尋ねいたします。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今まさにそれに向けて取り組んでいる最中でした。いつまでにと、この日にちですね、期日の決定は今のところできていないということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 何か秘策があるってというような答弁を道高議員の質問に対する答弁として展開されたように聞いております。その場面に私いませんでしたから、側聞するところによりますと申し上げておきますが、それはそういう表現されたんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） はい、そういう答弁をしたかと思えます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その秘策なるものをちょっと開陳していただけませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まだそういう段階ではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういう段階でなくてもいいから、あなたの構想の中にある施策をこういう方向で考えているんだと、その構想、骨組みこれを開陳していただけませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まだ構想の段階でございまして、自信を持ってお答えするということにはならないというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや自信なくてもいいんですよ。自信はないけれども、私は頭の中でこういうことを考えてますよという答弁してください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 頭の中では、何とか再開に向けて努力したいということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういうことを聞いてるんじゃないんです。何とか再開したいと努力してますということじゃなくて、あなたの頭の中にある自信がないとはいうものの構想があるというんですから、自信がなくても結構ですから開陳してくださいって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私としては、自信のないものはあまり公表できないと思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますといいかげんな答弁だと思っていいですね。自信もない、公表もできない、見通しも立たない。ただ道高議員の一般質問に対して言葉だけで、一時しのぎで逃れるために全く根拠の無い今までと同じような延長線上での答弁だったと確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） その辺につきましては、議員の想像にお任せしたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 想像に任せるって困るんです。答えてくださいって言っているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから想像に任せるというふうに答えました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長、真面目にやってくださいよ。ヘラヘラ笑って答弁するような問題じゃないでしょう。今日はできるだけやわらかく穏やかにやりたいと思って来てたんですけども、ちょっとあなたおかしいですよ。もう一遍答えていただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今まで答弁差し上げているとおりでございます。

○委員（菅原義幸君） 委員長どうしますか。委員長の判断に従いますが、こういう調子で今日1日やられたら本当に前に進めませんよ。

○委員長（平澤 等君） 委員長の判断を今求められましたので、私の考えを述べます。もし間違っていればまた仕方ないんですけども、ただいまの質問に対して考えがあるのかないのかというふうなことの菅原委員の質問に対し、町長は考えてはいるけど、まだ言葉に出すことができない。それはある意味、言葉に出すとそれに伴う責任が発生するという時点で、何か確たるものができた時点で言葉にして発するというふうなことで、今の段階では考え中だと。ただその考えがいろいろあるけどまとまっていないというそういうふうにも聞こえました。だから菅原委員から何か何でも思ったことを述べてくれと言うけども、私は議場で言葉にした場合には責任が伴うとそういうふうに思います。だから確たる自信があった時に言葉にする。それは町長は一般質問でも答えたとおりで、何らかの機会にそういうのがまとまった段階では早急に議会のほうに報告していただきたいなど、そういう気持ちはあります。

以上です。

内容が、やはり膠着してますので質問内容を変えていただければありがたいなと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。委員長の判断に従います。質問内容変えます。

それではその秘策なるものの開陳の時期を町長はいつと判断しておりますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君）　ですから先ほどからも申し上げているとおり、これはいろいろ恵福会とも、いろいろな方面とも相談をして、その相手のあることですから、その進み具合にもよることというふうに思っておりますが、できるだけ早い時期にそういった話をできるように私たちとしても検討を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　時期を明示できないんですか。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　相手があることでありますから、それは時期は公表いたしかねるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　その相手の名前も言えないんですか。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　相手というのは、恵福会も含めての話でございますが、いろいろそういったやりとりが出てくるということになります。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　ちょっと答弁の方向がおかしくなってませんか。恵福会も含めてとなると、恵福会以外も対象になるとなっていると考えていいんですか。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　私たち今雅荘の再開に向けてという、そういった下で、今いろいろと検討を加えております。これは恵福会の経営とも密接に絡んでくると、雅荘の考え方ももちろん恵福会の施設でありますから、恵福会の考え方も重要ということになると思います。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　雅荘じゃなくて恵福会っていうことですよ。いやいいんですよ。恵福会はいいいんだけど、恵福会も含めて検討対象だと言うから、恵福会以外も入っているんですねと聞いているんです。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　これは一般質問でもお答えしましたとおり、これは恵福会が主体となって今そういったことで考えられているということでもありますので、町としてもいろいろな段階で一緒になって、それに向けて取り組んでいくということになると思います。

○委員長（平澤　等君）　町長に申し上げます。先ほど菅原委員の質問は、恵福会以外にもあるのかってことの話だと思ったんですが、その辺についてまだ答えてませんので、その辺についてお願いします。

○町長（高橋貞光君）　それはもちろんいろいろな可能性について検討することになるというふうに思います。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私が言ってるのは、可能性をいろいろ検討するのは結構ですけども、交渉している相手先が恵福会も含めてとおっしゃるんですから、当然、恵福会以外も想定して

いるんですねと聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 検討する段階ではいろいろな可能性、この実現の可能性と、要するに雅荘を再開するために、その可能性をいろいろ模索するということは当然していかなければならないというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 可能性の検討の問題であなたおっしゃったんじゃないんですよ。交渉相手が恵福会も含めてあるんだとおっしゃるから、じゃ恵福会のほかにどういう相手なんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこれは繰り返しになりますが、一般質問でもお答えしたとおり事業承継先を模索していると、北檜山恵福会が主体となってですね。そういう状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 堂々巡りですから質問変えますが、恵福会が主体となってやっていますか。もう一遍聞きますよ。町が主体になってやっていますか。どっちですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは雅荘の所有も恵福会、きたひやま荘も含めた福祉事業、これを運営しているのは恵福会ということでございますので、これは当然、主体となるのは恵福会ということになるんだと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 去年の予算審査の場面にまた戻ってしまうんです。また繰り返しますか。決着つき済みのテーマでしょ。また繰り返しますか。

○町長（高橋貞光君） 繰り返すという意味がわからない。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員、申し訳ないけどもお願いします。

○委員（菅原義幸君） 繰り返しますかっていうのは去年と同じ質疑をまた繰り返すことにいたしますかって聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは菅原委員の取り方だというふうに思いますが、私は今回の定例会の一般質問において、そういう答弁をさせていただいております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 質問前に進めます。去年の予算委員会で明確になったことは、恵福会は、雅荘の経営から撤退して廃止届を出してしまったと。もう恵福会側から言いますと、私たちの手に負えませんということで、いわゆる全面撤退してしまったわけです。それだけじゃなくて町側の提案によって、全事業を別の社会福祉法人にお任せするということについても、理事会で了承すると。そこまで事態は進んだんです。去年の話ですよ。加えてそういう状況の中で、この仕事は誰の責任で進めるんだといったときに、いや恵福会だってあなた随分言いまし

たよね。しかし時間はかかりましたが、最終的にせたな町の福祉、老人政策の問題だと。それは町の責任であたるべきことだと。あなた最終的に認めたんですよ。その答弁と今の答弁と180度また変わってきたんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これまでも答弁しておりますが、この問題については町の福祉政策と密接につながるとい問題になります。したがって町もそういったことをしっかり受け止めながら、恵福会が運営主体、この経営している、この所有している施設でございますから、それは主体となって町もしっかりとそれを再開に向けていろいろ情報収集、あるいは相談をいたしながら進めるという作業を今しているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう1回だけにしておきますが、恵福会は、もう言葉悪いんですけどもね、投げ出したわけです。言葉に不適切があれば適切な言葉に何とか変えたいとは思いますが、要するにもう俺たちの手には負えませんと。廃止届も出したし、もうこれは撤退しますよということなんです。だから誤解をおそれずに言いますと、少なくとも雅荘の再開については、当事者能力を失ってるわけですよ。去年、総務厚生常任委員会で参考人招致をいたしまして、理事長、施設長いろいろ委員会の皆さんが質疑いたしましたよね。そのときあなたも町長席にいたからわかってると思いますが、全く何の前向きの答弁もなかったんです。無理だと。その時に自分たちが責任を持って次の経営者を探しますということもなかったんですよ。と私は傍聴席から確認しているんですが、私の理解、間違いですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 恵福会のそうした判断と申しますか、そうした考えがございますので、町もそれを雅荘の再開ということに、どうやって実現するかということについて一緒に考えていくということになるんだというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） やっぱりその点ごまかしてるんですよ。去年の予算委員会の到達点というのは、町の介護福祉政策を展開する責任は町にあるから、町の主導、町の責任で取り組むということを確認したんです。町の責任はないのであれば、恵福会に任せておけばいいんですから、最終的に町の責任になるからあなたが一生懸命取り組んでるんじゃないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この雅荘の再開の問題については、主体でありますこの恵福会ですね、これに任せるといだけでは、この問題の解決には繋がらないということですので、町としてもしっかりと応援していかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あのね言葉を問題にしてるんじゃないなくて、大きな意味で行政責任を今問題にしてるんです。まさにこの場は、せたな町の介護福祉政策をどう完結するかという大きな大局的な見地から質疑してるんです。では質問を少し変えますが、誤解をおそれずに言いますが、恵福会は当事者能力をもう有していないと、私たちはこの事業所は、つまり雅荘の現場

は閉鎖いたしますと言って、過去のものとしてもう清算してるんです。そういう参考人質疑の結果だったんじゃないですか。あなたはどう受け止めてますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから昨年も事業承継先を何とか探したいということで昨年場合は、残念ながら事業承継というところまではまいりませんでした。したがって次これから事業承継先を模索しているということは、今回の一般質問でもお答えしております。そうしたことに向けて今、鋭意努力をさせていただいているということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いいんですそれは。その作業は恵福会の責任でやっているのか。町が政策的な政治的な責任において進めているのか。このイニシアチブの問題を聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこれらにつきましては、先ほどから答弁申し上げてるとおり事業を今やっておられるのは恵福会ですから、この事業を継承するというについては、これは恵福会が主体となって進めるべきものというふうに思っております。しかしその段階でこの町としても、しっかりとサポートしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そこまで言うんなら私もあえて申し上げますが、これまでの議会に対してされた報告は、恵福会イニシアチブで進めた問題じゃないでしょう。行政側の主導で進めてきた問題でしょう。違いますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そうしたように受け取られるということも、受け取り方によってはあるでしょうけども、町としては、この一貫して主体となる恵福会の事業承継先を模索しているということで、これまでも答弁してるかというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 模索してるしてないじゃなくて、この2年間、再開の努力をしてきたその交渉過程を見ると、町が責任を持って先方と作業を進めているんじゃないですか。そこを聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから事業承継の交渉においてお手伝いをしてきたということは、これは間違いございません。しかし事業承継というのは、この恵福会の事業を承継するわけですから、町が主体的に動くということにはならないと、やはりこれは事業承継をするということになるとこれは恵福会の理事会あるいは恵福会そのものの問題ということでもありますから、これは主体としては恵福会があるべきというふうに思っております。しかし今の状況としては、なかなか恵福会だけでは事業承継が進むかどうかという、そういったこともありますので、町も一生懸命そうしたことに一緒になって取り組んでいるということで、ご理解いただ

きたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今までの答弁と明らかに変更しましたよあなた。今までの答弁と違うじゃないですか。去年までの経過を私はペーパーにまとめて議場でも配付しましたし、あなたにもお渡ししました。あの経過の限りでは、町が主導してイムスグループと交渉してるんですよ。恵福会側が主導して交渉したんじゃないですよ。この点の確認できますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） あくまでも町は、この恵福会の事業継承をしっかりとサポートしているという立場でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） イムスとの交渉を恵福会が進めてきたのか。町が進めてきたのか、どちらですって聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） イムスとの交渉についても、町はいろいろと恵福会と連携を図りながらお手伝いをしてまいりました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） お手伝いなのか町の責任なのか、もう1回確認させてもらえませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほどから申し上げているとおり、町が主体ということではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あなた大変な答弁ですよ。一時逃れでそういう答弁されると、これ委員会止めて精査していただかなきゃなりませんよ。今までの経過と違うんじゃないですか。委員会止めて精査に入りますか。私はそこまでの必要はないと思いますよ。それでもう一つ申し上げておきますが、じゃあ恵福会が主導して責任を持って進めてきた案件であるとすれば、イムスとの交渉ですよ。こういう経過になるんですよ。イムスは恵福会だけの承継ではダメだからという返事なので、それで町長の発想で、じゃあ恵福会の事業全体を、要するに法人全体の仕事をイムスグループにお引受けいただくという考え方に切り替えるんだということ、これはあなたの発想で進めたことなんですよ。違いますか。雅も含めて恵福会全体の業務を一括してイムスのほうにお渡しするけれども、イムスグループでそういう立場から検討していただけないかという提起をしたのはあなたでなかったですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 誤解をされると困るんですが、これは町側としては、恵福会に様々な助言をさせていただいております。イムスのことを申し上げますと、これをこの事業を承継するという判断は、これは町ではございませんので、この恵福会の理事会で決定しているということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 恵福会の理事会で決定したのは、町からの提案を受けて全事業を対象にしてイムスグループに継承するということについてどうですかと。それで恵福会の理事会が受け身の形で町の提案を受けて、それを了承したと。そういう経過じゃないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これ町の提案と申しますか、町の助言というふうに理解をしていただければわかりやすいかと思いますが、どのようにして恵福会、あるいは雅荘の再開を目指すかということでの町からのそういった助言はございました。そういうことを受けてと言いますか、それは町のそうした助言を受けて恵福会が判断をされたということだというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから今の答弁で、先ほどのあなた自身の答弁が間違いだったと。ひっくり返ったことになりませんか。言葉はいろいろ上手に表現してますが、結局町側のアクションで、町側の主導で恵福会に問題提起をして、町側からの問題提起を受けて恵福会が理事会で全体の継承いいですよというふうになったわけで、そのことを今あなたは認めましたね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私の答弁のとおり取っていただきたいんですが、事態が動かないで、いろいろ検討して事態が動かないときは様々な助言をさせていただくということになります。そして一環ということで、町が主体で動いているということではございませんので、誤解のないようにお願いします。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今の答弁全然矛盾してるんですよ。事態が動かないから町が提案したっていうんです。まさに今の事態全体がそうじゃないですか。2年間事態が動いてないんですよ。だから町が動かざるを得ないと。それでイムスとあなたのほうでいろいろ折衝してみたら、雅荘単体ではどうも採算合わないし、返事できないということのようなんで、それじゃあ恵福会全体の業務を、お渡しするということでどうかという発想したのはあなたのほうでしょう。それさっき認めましたからね。事態が動かない時には町が助言をするんだと。文字どおりそういう内容で助言をして、その助言、提起を受けて恵福会の理事会でそれも有りという決議をしたということなんです。そうするとどっちが初動の行為を起こしたんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 様々町は、いろいろな形で助言をするということはこれは当然していかねばならないし、これまでもしてまいりました。そうした中での判断、最終的な判断というのは、もちろんこれは恵福会にあるということで、これは恵福会の判断を尊重しなければならないと、私たちは運営者でございませんので、それはもうそういうことだというふうに考えております。そうした中で、この町と恵福会との関係はそういうことでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長、質問に正確に答えてくださいよ。最終的な判断は恵福会だと、そういう質問してないんですよ私は。恵福会全体の業務を雅荘の経営も含めて一括イムスに委ねるという提案をしたその初動のアクションは、誰が起こしたんですかっていうんですよ。最

最終的に誰が判断するかって聞いているんじゃないですよ。あえて言いますが、恵福会自身の発想なんですか。それともあなたが総合的に考えてどうだ、これ検討してみてくださいというふうに言ったんですか。どちらのアクションなんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほども言ってるように、町は様々な助言をさせていただいております。それを受け止めてそれをいろいろな形で検討していただいて、決定するのは、これは主体である恵福会ということでございますので、私がこうしなさい、ああしなさいということでこの問題を動かしてるということではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） こうしなさい、ああしなさいとは言わなかったと思いますよ。決定権は恵福にあるんですから。提案したのはどちらなんですかって聞いているんですよ。恵福会自身が最初から思いついたことなのか。あなたのほうが発想して全部イムスに任せたらどうだと。ちょっと検討してみてくださいよという提起したのはあなたのほうが先なのか。どちらなんですかって聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 助言をさせていただくのは町ということになると思います。それを検討されたのは恵福会ということになります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 最初からそうやって答えればこんなに時間かからないんです。答弁、気を使ってくださいね。明らかにごまかし、明らかに答弁逃れこういうことが目立ち過ぎるんですよ。これは今回の予算審査だけじゃないですよ。過去何年にも渡ってそういうごまかしの論法、すり替えの答弁してきたんですから、あなたも4期16年の任期終わりに近づいてきたわけですから、誠実に噛み合った真面目な答弁してくださいよ。もうこんなことやってたら私、総括質疑用意してきてるの今日で終わらなくなるかもしれませんよ。真面目にやってください。それで本論に戻しますが、結局町の提案で恵福会の全面的な事業のイムスへの移譲、これを提起して恵福会のほうもそれも有りという対応を決定した中で、去年の経過に至るんですが、結局イムス側では、それも含めて断ったわけです。そうしますと町の構想で進めてきたイムスとの交渉は、一旦ピリオドを打ったと、次のアクションをどう起こすんだということを総務厚生常任委員会で、あなたのほうに提起したわけですよ。そのときのあなたの答えは恵福会と相談して進めていきたいということなんです。元に戻りますが、恵福会とそれじゃあ今具体的にどういう内容で相談されているんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 目下のところ恵福会、これは先ほどから言いましたように経営主体は社会福祉法人恵福会ということでございますので、これはあくまでも恵福会の最終的な判断によるものというふうに思っておりますが、今のところ恵福会の事業承継先を一緒になって模索しているという状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） どういう内容で検討してるかっていうことが出てこないんですよ。それ探すのはいいでしょう。わざわざお尋ねしなくたって、そういう仕事として行政抱えてるわけですから、だから具体的に作業どういうふうになってるんですかっていうんですよ。確か恵福会の全面移譲について断ったのが11月5日だと思うんですよ、イムス側がね。だから12月、1月、2月、3月と、もう4カ月経っちゃってるわけです。その4か月間の中で、あなたは恵福会と連携しながら打開策を求めるとおっしゃってきたんですが、4か月間の中で恵福会とどういう協議をして、具体的にどういう打開のアクションを起こしたのか、おっしゃってください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 恵福会とは雅荘の再開に向けてということで、それをどのような形で実現するかという、これはそういう相談の内容でございます。それに向けて今いろいろ模索をしているという状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これからの構想ではなくて、この4か月間の模索してきたその模索内容について具体的にどういう内容だったのか。伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 模索の内容ですが、これは当然そういった承継先を見つけるというこれからの作業になるというふうに思いますが、そういったところで今努力している最中と。これはなかなか今こういう情勢っていいですか、コロナ禍という大変難しい状況の中で、その辺は苦労しているというところがございます、なかなかその辺の、この事業所に承継するというような状況にはなっておりません、現在のところ模索しているという状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は別にこれからどういう作業をやるとか、どういう進め方をするかについて聞いたんじゃないんです。4か月間恵福会と模索して来たとおっしゃるんですから、その模索してきた具体的な過去の行動について説明をいただきたいと申し上げてるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこれは答弁繰り返しになると思いますが、この法人とということ、まだそういう状況には至っておりません。そういった事業承継先については様々手を尽くして模索している状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 事業を承継する先決まってないっていうのはわかりますよ。それを聞いてるんじゃないんですよ。様々な手を打ってきた、様々な行動を起こしてきた、その内容は何なんですか聞いています。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこの問題は事業承継先なんですね。もちろん恵福会もそういった模索は当然しているというふうに思います。町としても、そういった可能性のある事業所

がないかということでお互いに連携をとりながら作業を今進めてる最中で、なかなかここへという、そういった事業先がまだ現状見つからないというのが実態でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 現状、見つかったか見つからないかっていうことを聞いてるんでないんですって。4カ月間恵福会と協力をして、どういう行動を取ってきたんですかって言ってるんです。もっとわかりやすく言いますか。例えば事業を承継する対象を上げて、そこと折衝したと、しかしこういう理由で駄目だったと。次のところとも交渉したいと、こういう理由で駄目だったと。そういう努力した経過、過去の内容を報告していただだけませんかと言ってるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まさに今菅原委員がおっしゃったとおりでございます。こういうことと交渉して、いろいろ話を聞いております。それは無理だと。あるいはこっちのほうに話を聞いて難しいというような、そういうやりとりはさせていただいているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だからその相手をはっきりさしてくださいよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは今そういう状況の中でございますので、相手をはっきりということには、まだそういう段階ではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 決まらない段階でしゃべれと言ってるんじゃないんですよ。交渉したけども駄目でしたと。そういう過去の交渉相手について伺いたいって言ってるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時12分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁をさせていただきます。過去に、これイムスとの交渉の過程においてなんですが、この新聞で報道されまして大変叱られたということもございました。そういったこともございまして、この相手方の名前については迷惑をかけかねないということから、公表は控えさせていただいているところでございます。今の状況ですが、この複数の法人から新聞にも出ましたこともございまして照会がございまして、1法人につきましては、いろいろやりとりもございまして検討をしていただいているという状況です。こういったことで今この恵福会としても、様々情報の提供をさせていただきながら検討をしていただいているという状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。要するに照会を求めてきたところが1箇所あったということなんですね。1箇所だけなんですね。複数ですか。わかりました。こちらからアクションを起こした法人はないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こちらからアクションを起こしたといいますか、向こうが興味を示して検討いただいているという状況でございます。もちろん私たちとしても、こういった動きを大事にしなければならないというふう感じて、今、思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。主体的なアクションは起こしていないということですね。結局、情報を求めてきたところと交渉してるところだとかこういうふうに判断をいたします。先ほどの答弁と随分違うなと思いますが、質問を前に進めます。それで問題は再開の見通しを、もしくはこの施設の処分についての期限を行政としていつに置いてるかということに伺いたしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そうした時期については、検討していただいている法人もございしますので、そうした中で今やりとりをさせていただきながら、自ずと時期は判断されるものというふうに思っておりますが、今のところそこまで残念ながら、このいつまでという期日を設定できるまでの状況ではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると対応ダメですよ。だからダメなんですよ。あなたの任期9月ですよ。9月までは補助金返還はいいんだという話が出るのも根拠はあるんです。相手がいつまで返事するかわからんから、いつまで解決するか返事もできないと。ずるずるなるんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 答弁求められてますけども、期限について。今、菅原委員がおっしゃったのは、ちょっといいですか。失礼します。

暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 9月までずるずるという話もございましたが、それはできるだけ早く結果を得れるように私たちも努力しなければならないというふうに思っています。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 一生懸命やるとか、できるだけ早くとかっていう趣旨の答弁は、今ま

で繰り返し反復して、もう聞き飽きるほどあなたしゃべっているんです。結果どうかという何に進んでないんですよ。だから決めてくださいって言うてるんですよ、期限を。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは私たちが一方的に決めれるような問題ではございません。相手があることでありますので、それは相手方といろいろ交渉した結果の話になりますので、これはいついつまでにやれるということには、残念ながらならないというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると解決の当てのない話を、だらだらと待ってるということじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほどもこれ繰り返しになりますが、こうした状況が今ございますので、これを大事にして事業承継に向けてしっかり取り組んでいきたいということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） イムスの時にもそういう言い方で去年の11月5日まであなた引き延ばしてきたわけです。交渉相手にいつまで結論出せとはっきり言えなきゃおかしいでしょ。補助金返還の問題も絡んでいるので3月中に結論を出してくれとか、4月中に結論を出してくれとか、それで出せないならこの話は打ち切りですよ。あなたのほうでけじめつけなきゃいけないんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） もちろんいつまでも、このまま待ってるということではございません。当然やりとりの中で結論は早めに出してくださいということは当然言わなければならないというふうに思っております。ただ今、検討いただいている最中ということでございますので、その辺のお話はしておりませんが、これは3月中になるのか、4月に入るのかわかりませんが、その検討の結果は、これは出てくるというふうに思っています。したがってそうした中で、もしやれるとしたら目処としてはいつごろかという相談はできるかと思いますが、残念ながらただいまのところそういう状況にはなっていないということでございます。仮にまたさらにこのほかにも事業者が手を挙げるということも全く可能性としてはないわけではございませんので、いろいろなアンテナを張りながらしっかりとこの事業承継に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 要するに言えることは期限切っていないということなんですよ。今交渉してる相手にもいつまでだと期限切っていないし、それからダメになった時に新たな情報も入るかもしれない。それをいつまで待つかという期限を決めてないと。要するに期限に関しては全くあなたの決断、現在のところゼロだと見ていいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 期限については、そういうご理解をしていただいて結構かと思いますが、残念ながら今回のこの事案につきましては、恵福会や私たちの立場としては再開の願いをするという立場ですので、いついつまでに結論を出せというような、そういう交渉は残念ながら今できていないんです。したがって、ぜひそういうことで承継をお願いしたいというこちらがお願いする立場でございますので、なかなかその辺は難しいというふうに踏んでいるところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） また協力をさせていただいてるとか、お手伝いをしてるとかね、そういう言い方になってますが、それには触れないことにします。期限決めないでズルズルにしていいんですかって聞いているんですよ。あなたの任期9月なんですよ。任期中にやるつもりないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから期限については、いつまでも検討をしていいということには当然ならないと思います。今そういったことでやりをしながら検討していただいているということでもありますから、その結果をいただいて、これがどのような形で進むのか、あるいは向こうがどのような条件を出せるのかということもでございます。ですからそういった部分をやりとりしながら、いつまでということのお話し合いができるものというふうに思いますので、まだ十分検討されていない状況であると私たちも思っておりますから、その辺はもう少し時間的な余裕をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 質問変えます。今検討してもらっている相手先、いつから交渉始まったんですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。
町長。

○町長（高橋貞光君） うっかり質問内容を聞き漏らすところではございました。具体的な協議は始まっておりません。ただ興味を示していただいて、いろいろ向こうからの疑問といえますか、こちらの状況を向こうは検討するには、いろいろ必要だということで、その辺の情報提供をさせていただいているということでもございまして、それに基づいて検討してもらっていることで協議はまだこれからということというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 町長、いつからって言ってましたけども。いつ頃からと菅原委員は。

○町長（高橋貞光君） 協議はだからまだしてない。

○委員長（平澤 等君） その話はいつ頃から来たんですかと。

- 町長（高橋貞光君） 向こうが興味を示された。
- 委員長（平澤 等君） その時期を言ってください。
町長。
- 町長（高橋貞光君） 12月16日でございます。
- 委員長（平澤 等君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 12月16日に先方が興味を示してコンタクトを求めてきたと。丸々3カ月、協議さえ始めてないんですか。
- 委員長（平澤 等君） 町長。
- 町長（高橋貞光君） まだ協議は、この両者による協議は始まっておりません。
- 委員長（平澤 等君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） そしたらさっきの答弁と違うんじゃないですか。恵福会と協力しているろいろ努力をしてきたと。なんも努力してないじゃないですか。
- 委員長（平澤 等君） 町長。
- 町長（高橋貞光君） ですからそういう状況で向こうには検討していただいている状況でございます。私たちとしては、その結果をできるだけ早い時期に聞きたいものというふうに思っているところでございます。
- 委員長（平澤 等君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） だから町の汗水流したアクションはゼロですねって言ってるんですよ。
- 委員長（平澤 等君） 町長。
- 町長（高橋貞光君） 協議はこれからということでございますので、具体的に汗を流すというのは、今後のことになるというふうに思っております。
- 委員長（平澤 等君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） だから私言うんですよ。4カ月間、町のアクションはなかったんじゃないのかって。くどいけども申し上げますよ。先方が興味を示してコンタクトをしてきたと。それは12月16日だったと。まだ協議さえ始まっていないと。だから何もやってないんでしょっていうことなんです。
- 委員長（平澤 等君） 町長。
- 町長（高橋貞光君） 相手方も真剣に検討をしていただいているという状況が見えております。したがって、そうした向こうからの質問といいますか、そういったことには経営の状況、あるいは様々な今の状況について問合せがされておりますので、それは恵福会のほうから丁寧に答えていただいていると。それを基に、向こうの内部で検討が加えられているというふうに思っているところでございます。
- 委員長（平澤 等君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） いや検討が加えられてると思っていると、あなたが思うのは自由ですよ。それは結構です。行政として具体的なアクションを起こしてないですねって言ってるんですよ。
- 委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町としましては、その検討をしていただいているこの状況がありますので、その結果を待つという状況になっておりますが、向こう側からまた何かアクションがきて何か問合せがあれば、これはすぐにでもこちらでと言いますか、町と恵福会とよく相談をしながら、それには対応していくということになります。できるだけ事業継承ということに結びつくように、私たちもしっかり対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答えになってないんですよ。この4カ月間、町がどういう汗を流したのかと。恵福会と協力して、どういう取組をしたのかと。これゼロ回答なんですよ。たまたま1法人ですか、1企業っていうんですか。問合せをしてきたと。どうなるのかもただひたすら持ってるっていうことで、しかもその作業は恵福会がやってるだろうって話で、町は何もやってないじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 具体的には、そういったことで目に見えて前に進んでいないという状況が今ございますけれども、これも町としては、やはり相手方がしっかり検討していただけるような、そういうことが1番大事でありますから、町がこの検討するわけではございませんので、やはり検討している向こうのスピードに合わせていかざるを得ないという状況になっておりますので、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答えになっていないんですそれは。それは向こうが検討していつ返事するかそれとはっきりしない話です。町としてこの4カ月間、具体的にどういう打開の行動をしてきたんだと。しかも恵福会と協力して進めてきてるっていうんだから、その内容はどうなのかって聞いたらゼロでしょ。だから何もやってないっていうことなんですよ。確認しますよ。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。
町長。

○町長（高橋貞光君） 実際には、この前に具体的に進んでいないという状況が続いておりますので、議員おっしゃいますように何も前に進んでないと言われれば、そういうことになると思いますが、しかしこれは実際に検討していただいているという状況でございますので、これは全く一步も動かないという状況ではなくて、そういう興味を示している法人に検討をしていただいているという状況でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 委員長わかりますでしょう。質疑噛み合っていないというのは分かる

でしょう。私は、町の主体的な行動、アクションがゼロじゃないですかって言ってるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町の具体的な行動につきましては、その検討された結果、これは具体的な行動が出てくるかというふうに思いますが、今のところ相手方が検討しているということですので、その間この具体的な行動ということは、なかなかでき兼ねるということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 半分だけはっきりしましたよね。相手の返事をただ黙って待っているというだけなんです。4カ月間、結局、打つべき手、起こすべきアクション結局何もなかったと行政のほうでは。そういうことを確認したいと思うんですが、よろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 委員長から申し上げます。今菅原委員からの発言については、12月以降についての町側のそういった動きがあったのか。対して町長の答弁は、今受け身というか、相手方からの返事を待つという状態であるということ、具体的な活動についてどのようにしたんですかという菅原委員の質問だったというふうに受け止めております。それで実際問題、その活動があったのか、なかったのか。それから私も委員長として伺ってましたけども、1社でなく複数の会社に関合せ等があったと、そういった点についても、その活動が今まで実際問題、受け身であって、今連絡待ちというふうなことでアクションはなかったのかというふうなことだと思います。その辺について具体的に答えてくれれば菅原委員の回答になると思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど答弁いたしましたように複数の事業者から、この問合せがあったと。今その中で1法人でございますが検討をいただいているという話をさせていただきました。12月にそういう問合せがあつて、その後、向こうからもいろいろ検討したいので教えてくれということが何回かございました。1月、2月そういうことがありまして、そういった材料を基に今検討をいただいているという状況になっているところでございます。結果はまだ出ておりません。ただ委員おっしゃるように、いつまでも結論が出ないのかということではなくて、これは検討いただいている法人につきましても、一生懸命検討していただいているという状況を私たち伺っておりますので、これはそう長い時間かからないで検討の結果というものは出てくるかというふうに思っております。その時はまた総務厚生常任委員会での調査事項でございますので、これはそういったことで報告をさせていただくことになるというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 委員おっしゃる何も結果が出てないということは、それは事実でございますので、これは認めさせていただきますが、事態は止まっているということではございません。動いているところでございますので、私たちとしてもしっかりこれを検討していただいて、前に進めていければいいなというふうに思ってるところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答えになってないんですよ。結果出ていないというのは言われなくてわかってますよ。何も結果出てないんですから。それから前に事態が進んでいないって、交渉先のことについて私質問してるんじゃないんですよ。もう1回言いますよ。この4カ月間、町が主体的に恵福会とも協力しながらどういうアクションを起こしたんですかと。ここを答えてくださいって言ってるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これも先ほどからお答えしております。12月にそういう問合せがございましたので、それ以降、恵福会と町といろいろ相談して法人に様々な問合せについて回答をさせていただいて検討をしてもらってるということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 先ほどは恵福会が対応してるって言ったんです。会議録精査すればその答え出てきますから。今度は、町と恵福会が協力しながら検討していただいと。どっちが本当なんですかね。いずれにしてもですよ、行政が主体的に承継先の団体、法人を積極的に探すというアクションはしていないということなんですね。たまたま先方から問合せが来て、それについて多少の対応はしたんでしょうが、先方からはその後何もないと。いつまでかという期限もないと。それはこの4カ月間、行政がこういう努力をしたという内容になりませんか。どうですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは交渉の考え方ではありますが、今こうして一つの法人に交渉していただいております。こうした過程でこの違う法人を探してと言いますか、いろいろな法人に検討をお願いするということにはなかなかならないものですから、これ今1番先に検討していただいている法人ということで、検討の結果をお待ちしているという状況でございますので、これはそういうことでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 質問を前に進めなきゃいけないですからあれしますが、要するに相手の検討待ちであって、町の主体的なアクションはゼロでしたということで確認をさせていただきます。それで前に進めなきゃなりませんから、答弁の中で複数ということ言ってるんですよ。複数なんですか、単数なんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 問合せは複数です。ただ具体的にやりとりをして検討していただいたのは1法人ということになります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやそういう答弁ダメですよ。問合せをしてきたら問合せをした側はおそらく検討してるんだろうと思うんです。問合せしてきたのが複数あって、そのうちの一つだけが鋭意検討していただいているってそういう話になりますか。いずれにしてもはっきり言えることは、あなたの答弁からはいつまでに決着つけるかと。その期限が依然として不透明なんです。いつまでにするんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは何度も答弁させていただいておりますが、今のところいつまでというふうなことが言える状況ではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あなたの任期、今年の9月なんですよ。そうであるにも係わらず期限言えないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 期日は私が勝手に言えるということではございません。相手のあることですから、その辺はよくこれからの今検討いただいている状況を詰めて、その辺の整理がされるものというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長が勝手に決められないんなら、誰と相談していつまでにはっきりさせるんですか。お答えください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そのようなことにつきましては、相手方との相談になるというふうに思いますので、いつまでにとすることは残念ながら今の時点で申し上げるということにはなっておりません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 要するに任期中に片づけるという気持ちはないということなんですよ。確認させてもらっていいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） できるだけ早く解決できるように頑張ったいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） できるだけ早くって言ったって、取り方によっては、5月もできるだけ早くかもしれないし、12月もできるだけ早くかもしれないし、年度内中にもできるだけ早くって言うかもしれないから、そういう抽象的なことを今言ってるんじゃないんですよ。期限切ってくださいって言うてるんですよ。あなたの任期は9月までなんだから、任期中に解決するのか、任期中にはもうお手挙げでダメでしたと、解決できませんでしたということになるのか、はっきり期限を明示してくださいって言うてるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君）　ですから先ほど来それはできませんというお話をさせていただいております。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そうすると9月までは補助金返還というふうにならないよっていう話ね、結局あなたの全行動から発信されていることになるんですよ。言葉でしゃべっているか、言葉でしゃべっていないかということでないんです。任期中に片づけるって何で言えないんですか。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　先ほどお答えしたとおり、このいつまでというこの自信を持って答えるという状況ではございません。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　自信を持って答えられるか、答えられないかでなくて、あなたの任期9月までしかないんですから、任期中に解決するって言えなきゃおかしいじゃないですか。

○委員長（平澤　等君）　委員長から町長に申し上げたいと思います。今、菅原委員がおっしゃってるのは、町長の任期が9月なので、やはり私も委員長としてまた一議員として、任期中に誠心誠意、頑張るといようなことで、その結果的にできる、できないはやむを得ないんですけども、その時に、やはりそれに向けて頑張るといようなそういった決意、姿勢を示していただきたい。

（不規則発言あり）

○委員長（平澤　等君）　いやいや委員長の考えですから、そういうふうな気持ちを述べていただきたいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君）　これは相手のある話でございますので、私がいつまでと一方的に答えるということにはなりません。これはご理解いただけるといふふうに思います。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　理解できないから言ってるんです。相手があることだから答えられないというなら自己責任もないんでしょ。相手任せにしちゃって、自分の主体的な責任で政治的にいつまで解決しますと言えなければ、現職町長としての責任を全うしたことにはなりませんよ。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　そうは言われましても相手がありますから、こちらが勝手にその日程を判断するということは、これは無理な話ということになります。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私、無理なこと言ってるんじゃないんですよ。あなた自身が自分の中でいつまでということを決めて、はじめて相手とのアクションが出てくるんですよ。自分で何にも決めないで相手の返事待ちだと。交渉相手もいることだから言えませんかというなら、全く責任感もないし、いつまで決めるかもわからんし、投げ遣りの態度じゃないですか。その投げ

遣りなことを現職町長として最後まで投げ遣りで通すんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いつまでという、これは本当に正直申し上げましてここで言えるような状況ではございません。しかし私としてはできるだけ早くこの問題が解決するように努力をしていかなければならないという、これだけは申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私はいつまでに解決できるかっていうそういう表現をしてるんじゃないですよ。あんた自身の決意として、あなたの責任としてこの日までに解決するんだという政治決断をしているよという答弁を求めているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこれは先ほど言っているように、私自身のっていうお話をいたしました、これは私自身で決められるような問題ではございません。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁に真面目に答えてもらわないと困りますよ。交渉事をいつ決めるかっていう期日を聞いているんじゃないんです。あなた自身が主体的にいつまで解決しようと政治的な決断をしているかっていう、そのあなた自身の決断時期を聞いているんです。同じ答えをすれば時間いたずらに経つだけですから、やむを得ないですから前に進めますけども、要するに決断してないってことなんですよね、答えられないということは。イムスの時と同じなんです。私この問題で今回一般質問8回目になりますけど、いつも同じ答弁してきたんです。明日にでも実現するかのような答弁してきたんです。しかもスタッフの問題もいろいろ検討してもらってるから、良い報告をできるようにになりました。ぜひ報告しますって、結局何も良い報告なかったでしょ。実際に済んでいることと、あなたの答弁の間には一覧表にして突合してみたらとんでもない差がある開きがあったと、虚偽答弁とは言いませんが、答弁の内容と現実の交渉内容に大きな乖離があったと言わざるを得ません。今回だってそういうことにならない保証は私ないと思います。それが高橋流なのかなと受け止めざるを得ないです。だから4カ月間何にも進んでないわけだから。複数ですか。照会来ただけで4カ月ですよ。あと4、5、6、7、8と5カ月間で解決できるんですか。町長どうなんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それはこれからのことでありますので、わからないということになりますが、一生懸命頑張って雅荘の再開に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 時間が時間ですから質問閉めないとないと思いますが、あなたのほうで1月28日付けで議長に出した資料提出要請に対する回答書、この中にこういうふう書いてあるんです。1番最後に、これは檜山振興局の返答内容としてこう言っているんです。檜山振興局としては、事業再開の見通しが不透明な状態でいたずらに継続させることは、不適切で

あると考えていて、今後の方向性について、できるだけ早く決定していただきたいと、こういう見解だと。これはあなたが議長宛てに出した書面の中に書いてあるんです。今この振興局の見解に全く反するんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） さらに議員のお手元には、3月3日付けの振興局からの文書が行ってるといふふうに思います。せたな雅荘については、現在、再開に向けて検討しているとのことから処分方針を決定次第、必要に応じて財産処分申請書の手続きを進めていただきたいということをございまして、現在、再開に向けて検討しているということは、振興局もご理解をいただいているところをございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答えになってないでしょ。だからそういうことも含めて振興局は、事業再開の見通しが不透明な状態で、いたずらに継続させることは不適切であると考えていると。今あなたの取ってる態度についてズバリ指摘しているんです。ただいたずらに継続努力してるっていうだけではダメだよって言うんですから。今後の方向性について、できるだけ早く決定してくれと。これが1月28日のあなたが議長に出した書面の内容なんです。あなたが議長に報告した内容なんです。否定できるんですかあなた自身が。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今の状況をどういふふうに判断、解釈するかということですが、私としては、今いたずらに継続させているということではございませぬ。この辺については振興局の助言もいただきながら今進めているという状況をございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今の状態いたずらに継続させているということになりませんか。何年経ってますか。閉鎖の手続きを取ってからこの4月に入ると3年目に入るんですよ。しかもいまだに全く見通しもないと。それからいつまで解決するかというあなた自身の決断もしていないと。こういうことをいたずらに継続させているということになりませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 決していたずらに継続させているという状況ではございませぬ。ただこの大変難しい案件に取り組んでいるというそういう思いはございます。何とか雅荘の再開に向けて恵福会と一緒に頑張っていきたいというふうに考えているところをございます。

○委員長（平澤 等君） 委員長から申し上げます。まだまだ質疑は続くと思ひます。12時になりますので、ここで昼食休憩のために1時30分まで休憩いたしたいと思ひます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

歳入歳出全款の質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 重ねて申し上げます。檜山振興局では事業再開の見通しが不透明な状態で、いたずらに継続させることは不適切であると考えていて、今後の方向性についてできるだけ早く決定していただきたいとの見解である。これはあなたの議長宛てに振興局の見解として出した書面であります。これに沿ってお答え願います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういう方向で今努力しているということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういう方向で努力しているとすれば、いつまでに解決される決心か、その決断の具体的な時期を伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 午前中の答弁の続きになりますが、今、恵福会とまた相手方で今そういうやりとりをしている最中ということで、そうした時期を見通せる状況まで進んでいないということでございます。したがって確証のない時期を私のほうから申し上げるということは、そこは町として慎重であるべきということで答弁しているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでは不透明な状態で、いたずらに継続を続けるっていう答弁で受け止めてよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは違います。今そういうことで努力をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 先見えてきましたから終息に入りますが、結局ただ待ってるだけで、あなたのアクション、努力というのはゼロなんです。ただ待っているということ自体が見通しが不透明な状態で、いたずらに継続をさせることになると思います。あなたはそうではないというから、それ以上議論はしませんが、あなたの任期9月なんです。それを踏まえて時期をはっきりここで答弁してください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 時期については、先ほど申し上げたとおりでございます。任期を気にされているようでございますが、私もできるだけ早く見える形で進めばいいなというふうに思っておりますし、それに向けて努力をさせていただいております。任期につきましては、これはもちろんありますから、それは気にしながらということになると思いますが、これは相手のある交渉ですから、それはわからないという状況になっているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 結局ね曖昧なんですあなたの答弁。相手のあることだからわからないと、何で任期中に解決しますと、あなた政治家なんですよ。定年60までの一般職じゃないんですよ。なぜ言えないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） もちろん定年は60ということではございませんし、定年はあるものでもございません。したがって一生懸命この解決に向けて努力をさせていただくと。時期のことにこだわられるというのは、これは私も十分理解をするものでありますが、ただ申し上げましたように町一存でこの時期を決めれるというものではございません。これはこれからの交渉によって決められるものというふうに理解しているところでございますので、そこは私の責任としては、いい加減な話はできないということで、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今の答弁そのものもいい加減なんです。それを自覚できないとすれば、あなたが町長の椅子に座っていること自体の鼎の軽重問われますよ。もう一遍答えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私も決して慎重な性格ではないと自分では思っています。ただ今の時点で、先ほどから申し上げてるように確証のない話というのはできない。ここは慎重であるべきというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁のすり替えなんです。私は、いつ解決できるかっていうことを聞いてるんじゃないんです。あなた自身がいつまで解決するという政治的決断をしているのか。それはあなたが下す以外にないんです。交渉相手が決める時期の問題じゃないんです。あなた自身が政治家として、9月という限られた任期までにしっかり解決するという決意をしているのか。そんなこと関係ないよと。あとは野となれ山となれだよと。なんも俺の責任ないよということなのか、明確にしてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは町長として、この政策的に物事を運ぶということであればそれは私の責任でこれはやりますということはっきり申し上げることが出来ます。ただこうした問題については、これ相手があって交渉をしていかなければならないという中で、安易にこの時期を定めるということについては、これは当然控えなければならないというふうに私は思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと結局最初の問題にぶつかるんです。時期申し上げられなくて、解決の見通しもなくて、相手次第ということであれば事業再開の見通しが不透明な状態で、いたずらに継続させるということになりませんか。振興局の指摘が100%あなたの今の答弁に適用されるんですよ。それでそういうことではダメだよという指摘が出てるんですね。今後の方向性について、できるだけ早く決定していただきたい。こういう見解になっているんです。何で振興局の見解に沿って今後の方向性について早く決定しないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては振興局ともやりとりをさせていただいております。委員にお渡しの3月3日付けの回答については、既にご承知のことと思えますが、せとな

雅荘については現在、事業再開に向けて検討しているとのことだから、処分方針が決定次第、必要に応じて財産処分の承認申請を進めてくださいということでございますので、いたずらに伸ばしているという認識ではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 自己矛盾ですよ。交渉してる間は済まなくてもいいと。それがいたずらに継続していることになるんです。自分で議長に出した文書、自分で違反してるんじゃないですか。それを自覚できないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから十分振興局のご意見もいただきながら、現在進めさせていただいております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから檜山振興局としては、事業再開の見通しが不透明な状態で、いたずらに継続させることは不適切であると考えていて、今後の方向性について、できるだけ早く決定していただきたいというんです。だからできるだけ早く決めなさいよって言うんですよ。その答えが今ゼロ回答なんです。しかもあなたの任期は9月まで。何でこの後に及んで時期を明示できないんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。その答えが3月3日の振興局からのこの文書になります。繰り返しますが、現在、事業再開に向けて検討しているということだから、それが決定次第、必要に応じて財産処分申請書の手続きしてくださいということでございますので、まだ事業再開に向けて検討中ということで、ご理解をいただいているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁なってないです。検討中だから補助金は返還しないと。でもいいということに対して、振興局の見解をもらってくれと言ったら、それはいたずらに継続するだけではダメだと答えてるんです。いいですか。課長の答弁を基にして検討中は返さなくてもいいんだという答弁ですけども、その課長の答弁書を否定しているのが1月28日の議長宛てのあなたの書面なんです。ただ努力してるから返さなくてもいいということはダメだって言うんです。方針早く決めて返事しろと。何でその事実をあなたは認めないんですか。私はそういうことはまずいよと言っているんですよ一貫して。この課長の答弁あなたの根拠になりますか。もう少し言うておきましょうか。課長答弁だって最後こういうふうになってるんです。せとな雅荘については、現在、事業再開に向けて検討しているとのことだから、処分方針を決定次第、必要に応じて財産処分申請手続きを進めていただきたいと言うんですよ。検討してさえいれば金済まなくてもいいですよと、そういうこと書いてないでしょ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 財産処分の承認申請書については、これ事業承継がなされる、なされないにかかわらず、方向が示された段階で承認申請書というのは提出することになります。そ

の内容を見て、それは補助金返還するのか、しなくていいのかという判断はこれは振興局等の中でされるということだというふうに思いますが、したがって処分方針を決定次第、こちらから申請書を提出することになります。今ここにも書かれているとおりに事業再開に向けて検討している最中ということですので、まだこの段階には至っていないということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 結局ごまかしてるんです。検討中だという言葉で一丈延ばし五丈延ばしです。ずるずるずるずるやってとうとう3年目を迎えたってということなんです。そういうことはダメだと振興局の見解に180度反してるじゃないですか。これね振興局のほうもおそらくネット中継見てると思います。あなたそこまで言うんなら会議録を添えて、私、多分議長に同行願うことになると思いますが、振興局長と会ってあなたの答弁全体が振興局の見解、北海道の見解に適合しているかどうか、きっちり裏取りますからそれでもいいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私どもといたしましては、この事業承継に向けて検討という作業を今進めているというふうに認識しておりますので、それがそうでないという議員のご判断であればそれは委員のご判断にお任せするしかない。町の今の状況をご理解いただけないということであれば、それは致し方ないかというふうに思っています。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私が判断するって言ってるんじゃないんです。町長答弁が真実のものかどうかの見解を議長同行の上、振興局長に確かめに行くって言ってるんです。私がどう思う、思わないでなくて、振興局の見解と反してるから確認に行きますよっていうんです。確認に行った時に、あなたの今の答弁と振興局の答弁が反している時にあなたどうしますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） どうしますと言われても、私は、その状況は見ておりませんのでわかりませんが、今の状況としては、これまで通り雅の事業再開に向けて精いっぱい取り組んでまいりたいというところがございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。要するに事業再開の見通しが不透明な状態で、いたずらに継続させる方針を遂行すると、こういう方針なんですね。これは振興局にきっちりそれで許されるのかどうか、詰めておきたいと思います。補助金返還というのは結局のところ申請者側で財産処分申請手続きを進めることによって、ことは動くよということなんですよ。だからこちら側が、せたま町側がいつ必要に応じて財産処分申請手続きを進めるかどうかということですから、責任は100%町側にあるということなんですよ。確認してください。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時14分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） この財産処分承認申請の手続きなのですが、事業を承継してやる場合においても、そうでなくて雅荘をもうやらないというどちらの場合においても、これは決まったら財産処分承認申請手続きは提出するということになります。それは最終的には、これは町が提出するということになりますが、それを決定するのは所有者である恵福会ということになります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 恵福会に逃げないで行政行為の責任者はあなたなんですから、あなたの主体性と責任において答弁してください。要するに何を言いたいかといいますと、振興局は金返せっていう作業じゃないんです。北海道が金返せっていう作業ではないんです。きちんと読み上げますが、国等の補助金等を受けて取得し、または公用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け担保に供し、または取り壊すこと等を行うにあたっては、所管大臣等に財産処分申請書を提出し承認を受けることとされている。この財産処分申請を提出するっていうのは、結局、町のほうの仕事になりませんか聞いています。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは先ほど答弁いたしましたように、町のほうから提出するということになるようです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで檜山振興局としては、事業再開の見通しが不透明な状態で、いたずらに継続させることは不適切と考えていて、今後の方向性について、できるだけ早く決定していただきたいという見解だって言うんですよ。早く決定する責任あなたにあるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどから答弁させていただいており、このいたずらに継続させるということですが、目下のところいたずらに継続させているという状況ではなくて、この事業再開に向けて検討をさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ではいつまでですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これも先ほどから申し上げており、町の一存で決められるような問題ではないと。

○委員（菅原義幸君） 委員長、整理してください。答弁矛盾してます。町長の責任で決めるということをおきながら、今の答弁は、町の一存で決められないというんですよ。答弁整理してください。これじゃ前に進みませんよ。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

2時半まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時29分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは先ほどの菅原委員の質問にお答えさせていただきます。振興局の事業再開の見通しが不透明であるというような状況をどういう状況かということではありますが、事業承継に向けて協議している相手先が無く、ただ期間を経過させているというような状況でございます。現在は検討していただいている事業者ももちろんございますし、そういう方向で現在、動いているという状況、この情報は振興局にもお伝えてございます。したがって、これは先ほどから答弁している3月3日付けの文書にもあるとおり、現在、事業再開に向けて検討しているということからという、そういう振興局は理解をしているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。またこの時期の話も随分この何回も答弁をさせていただいておりますが、私の任期が秋だよということでそれまでに頑張らないのかというようなご意見だったというふうに思います。そうしたはっきりした時期については、相手もあることありますからなかなかここではっきり答弁差し上げることはできないという答弁をいたしておりますが、これははっきり相手のあることですからいついつまでこれやりますということは、これは当然言えないというのは委員も、ご理解いただけるというふうに思いますが、そうした中であって任期の中で解決に向けた方向が見えるように精いっぱい努力をさせていただくと。ただこれは約束できるものではございません。そういうことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁自体はわかりました。結局、答弁の中身は変わってないわけですよ。これ以上やりとりしても進展がないと思いますから私の見解言っておきますが、事業再開の見通しが不透明な状態がまさに今だというふうに申し上げておきます。相手が本当に承継するという約束する見通しあるんですか。私のほうの情報では、極めて暗いというふうに情報が入ってます。固有名詞を出せと言えれば出していいんですよ私は。だけどあなたのほうで出さないから出しませんが、結局イムスと同じなんです。イムスも引きずって引きずって引きずって最後ダメだったでしょ。それと同じじゃないですか。唯一引きずる理由として交渉相手がまだ返事をよこさないから、一生懸命努力してんだけど返事できませんとこういうことですよ。同じ構図なんです。そういうことを事業再開の見通しが不透明な状態でいざづらに継続させているという案件になります。これは私断言しておきます。これ以上質疑はしません。時期の問題なんです。結局あなたの答弁聞いてたら、これもまた曖昧なんです。相手があることだからはっきり断言できないって。あなたの任期9月までしかないんですから、あなた政治

家なんです。一般の公務員と違うんですよ。任期中に解決するというのは、最小限の政治責任じゃありませんか。そのことを言葉にしてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどからお答えしているとおりに、お約束はできかねますが、そういう方向で精いっぱい努力したいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると自分の政治責任は全うしませんと、そういうふうに受け止めていいですね。政治家たるもの自分の任期中に、自分の在任中に発生した問題を処理する基本的責任があるんです。それを全く未処理のままに後任者に丸投げするということは典型的な責任放棄の代表例です。結果、実現できるかどうかは別として全責任を持ってやりますと、明確に断言できるか、できないか、もう一遍伺っておきます。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 結果、責任を持ってそこまでやれるということにはなりません。しかし精いっぱい頑張らせていただきます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これで終わりにします。政治責任を取れない町長だと。これは極めて町民に対する政治責任の遂行、その能力を著しく欠く町長だというふうに思います。失望の限りであるということをお願いして、この質問を取りあえず終わります。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 13ページ、6款農林水産業費、トラウトサーモン海面養殖試験事業補助金に関係して、先日いろいろ私も町に対して担当課含めて、いろいろ心配事が浜からも声として上がってるということで、指導も含めて全力であたっただきたいということも要望も含めて言ったんです。その上で1、2点、認識も含めて確認させていただきたいんですが、あのあと私にも問い合わせがありまして、ひやま漁協の組合長がわざわざこれで行くとひやま漁業協同組合の大成支所を訪れていただいて、熊石の事例をお話しされて、それがきっかけで若い漁業者が俺もあいつも絡めてやりたいというのがきっかけだったということなんですけど、町長も同じような認識ということで確認させていただいてよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私どもとしては、その詳しい中身はわかってはおりません。ただひやま漁協大成支所のほうからそういった養殖の試験をやりたいということで要望が出てきたということで、町としては、それを受けて対応したというところでございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 一連の質疑を受けて委員皆さんに資料として配付になったんです。この資料の下で少し確認したいんですが、これ事業主体、部会構成含めて氏名がひやま漁業協同組合大成支所大成養殖部会となっているんですが、これ先々の申請行為に及んだ時もこの形で申請が進むというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 要望について大成養殖部会のほうから要望書のほうを提出されておりますが、事務等の取扱い等もありますのでひやま漁協が中心となって取り組む予定でございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 細かいところ捨てたんですけれど、あと一つ、この資料でいくと3枚目ですか、2番の種苗購入費のところ種苗代、で備考のところ購入先だと思われるんですが、この事業者の所在地、私の認識としては八雲町の事業者として理解してよろしいですか。その個人名ちょっと差し支えあれば、そこはあえてこちらから申し上げあげませんが、八雲事業者というふうに取れるんですがいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 石原委員おっしゃるとおり、当初要望の内容のほうとしては、北海道等で作ってる種苗を生産している箇所が限られてますので、ここから見積りをいただいて作成したと伺っております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） ああそうか見積り。問合せをいただいた時に、やはり先々いろいろ不安を抱えながら函館の事例も私取上げて質疑させていただいたんですけど、やはりハードルが高いついていう自覚もあるようなんです。進めていく段階で確かに見積りを上げていただいたっていうのは理解できるんですけど、種苗を即入手できる可能性っていうのは、担当のほうでどういうふうに捉えてますか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 当初種苗の見積りとか今お話したとおりだったんですけど、購入できる、できない、ひやま漁協と相手方との話等もいろいろ経過がありまして、来週なんですけど、正式に新たに東北にある事業所とお話させていただくこととなっております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町長に最後なんでしょうけど、本当にいろいろな諸問題を抱えながら、ハードルも高いということもある程度の理解をしながら今進めようとしてるわけです。で町のほうでも町長主導していただいて、きちんとそういった不安の払拭、あるいはいろいろな環境も含めて様々な影響などの不安材料ですよ。それを払拭するような形で研修会等も含めて、ぜひ全力であたっただけならばというふうにするんですが、改めて伺います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） どんなことでもそうなんですけど、新しいことに挑戦をするということになりますと、これは様々なハードルがあるということは、これは間違いない事実でございますが、しかし既にもう事業化しているところが何箇所もあるということでございますので、決してできないと、絶対できないということではございません。いずれにしましても、これにこうした実証試験に取り組むという漁業者の熱い思い熱意というものをしっかり受け止めさせていただきながら、町としてもこの試験が進んで事業化に向けてこの実証試験が進むということ

を大いに期待をしておりますし、漁協もそういうこの既に熊石で去年、それから今年と2年やっております。そうした状況もございますので、そうしたところを含めて勉強させていただきながら、これをしっかり育つように町としても応援していきたいと。これは委員の皆さんも同じ考えだろうというふうに思っておりますので、ご支援のほど私からもお願いしたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 止めようと思ったんですけど、町長できると断言ね、町長の立場でそれするんでなくて、するんであれば結構なんです。町長が断言するんだったらそのまま断言し続けていただきたいんですけど、本当にもろもろの課題、で不安材料も今やろうとする方々もそれ抱えてるんです。それまで断言するという事は、それなりにきちんと町が全力でバックアップするっていうことで捉えてよろしいんですね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これはあくまでも実証試験でございます。これは最終的にどういう試験の結果が出るかということは、これはわかりません。しかし3年間、取り組むということでございますので、その部分については、町も支援をしながらこの漁協の養殖に向けた取組、あるいは大成支所の養殖部会の取組みに支援をするということになると思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私なりに町長のほうに質問をさせていただきたいと思います。町の立ち位置はどうなるんですか。もっとわかりやすく言います。今の問題です。ひやま漁協大成支所大成養殖部会、これが事業主体だということになっているわけです。100%金を出すわけですが、町の立ち位置はどうなるんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これはひやま漁協がこれをやるということで、町に対して支援の要望がまいております。町としては、これを十分理解をさせていただきながらそうした支援をさせていただくということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 支援をさせていただくのはいいんです。その八雲町ではひやま漁協熊石支所、それから内浦湾のほうと各漁協とプラス八雲町の共同試験というふうになっているんです。そのことについてどう思いますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今のところ町としては、こうした要望書が出ております。それに沿って町は支援をしていくということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私が聞いているのは、八雲では共同試験というそういう形で実施されているんです。一連の新聞報道もそうなんです。それから大樹町、ここも町と生産者の共同の作業になっている。それから根室も4漁協と根室市の共同試験というふうになってます。そうい

う意味で、せたな町の関わり方というのは、事業主体との関係でどうなんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） お答えします。あくまでも事業主体は掲載されている大成養殖部会ということになります。町としては、実際共同として皆さん心配されてる試験関係もございますので、それはうちのほうから栽培漁業水試だとかに要請をしますし、ひやま漁協としては、今成功されてると思われる二海サーモンを沿岸6町で大がかりに展開したいということなものですから、町もそれに支援していくという考えでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや支援はいいんだけど、八雲町や大樹町や、それから根室市、青森のほうなんかもそうなんです、町自身が共同の試験ということで責任を持って参加して、町が全額費用をもって町自身の事業として展開すると。こういうものとして先進地では進んでるんです。せたな町の場合どうなんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 菅原委員おっしゃったとおり各地ではそのように取り組んでいる状況と私たちも認識しております。当然、町としても補助金を出すだけが仕事ではないと思っております。先ほど課長がお話したとおり、水産試験場や水産指導所、そのようなところと一緒に町もデータを取り、漁協と一緒にその魚を見たり、いろいろな共同という名前が付くか付かないかは別として、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 結局中身としては共同で作業を進めているということですよ。町長よろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町としてやれる部分については、しっかりとお手伝いをしながらこれを支えていきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） また町長の悪い癖が始まったんです。私は、名称で共同事業という名称を使ってるかどうかは別として、町も金出すだけじゃなくて試験事業そのものに係わって、共同歩調で進めていくんですと聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 共同の取組ということではございませんが、町としてもそれをしっかりと応援して、町が関われる部分については支えていきたいと。当然、様々な水産試験場ですとか、いろいろお手伝いをしてもらわなければならない部分というのは当然出てまいります。いろいろな情報の提供などを含めまして、しっかりサポートしてまいりたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ですからそういう中身を共同の事業の重要な構成部分になってるわけ

です。私むしろそうあるべきだと思うんです。なぜかっていうと大成の養殖部会だけでは、この試験事業はできませんから、非常に私も増養殖事業の組織を立ち上げて、銀サケの問題に取り組んでいましたが非常に奥が深いんです。これは行政機関の、特に地元自治体の協力、全面的な支援がなければ生産者だけでは無理なんです。町長この間からおっしゃってることは非常に私、共感してるんです。非常に情熱を傾けて全力投球するんだと。予算も100%がっちり持つんだということですから、だからお手伝いだとかということじゃなくて、町の税金、町民の税金800万以上も使うわけですから、これを無駄にしないために町も全責任を持って共同で進むと、共同事業というふうに名称を打ってるか、打ってないかは、それは関係ないことなんです。打ってなくても単独で任せておいては、成功しない事業なんだから行政としても全力投球して、この試験を成功させるという政治的責任も資金上の問題も負うと力強い答弁していただませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いろいろな形で町の責任というご指摘でございますが、町のほうは、こうした漁業者のこの熱い情熱を持った新しい取り組み、これはしっかり予算付けをして、あくまでも実証試験ということですので、相当リスクが大きい、ニジマスの養殖については、かなり事業化が進んでおりますので、そうした状況からすると養殖の魚種の中では、ある意味この先進事例、そういった物もたくさんありますので比較的容易な部分ではありますが、しかしそれだけにこのすでに養殖が事業化されているいろいろなところでやられているということからすると、これ育てるという部分については、ある程度できるというふうに思いますが、そういった産地と今度は競争していくということになると、かなりいろいろな意味で競争力が激しいということもございますから、いろいろ育てると、養殖をするというだけでなく、いろいろな試験をしていかなければ、事業化に結びついていけないということでもありますから、町としても漁業者と一緒に汗を流して町のやれる部分については、おおいに協力をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 回りくどい言い方をしてみましたけども、要するに共同でやるっていうことなんですね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いや共同でやるということではございません。町もそれなりの責任を果たしてまいりたいということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それなりの責任果たすっていうことだから、共同の事業でしょと言ってるんです。単独事業なら町の責任ないんです。金を出すだけで終わればいいんですから。だけどこの事業は生産者だけでできない事業なんです。だから行政の協力は必要なんです。各地で全部先進例を調べたら全部自治体噛んでいるんです。だからそういうことで共同試験とは、名称打たなくても共同の責任でしっかり共同歩調で前に進めていくということなんですねって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今ありますのは、様々な試験は当然やらなければならないというふうに思います。そうした中で指導は道総研、栽培水産試験場もちろんここにあります水産の普及所ですか、そういったところも、もちろん協力もいただきます。いただかなければならないということではありますが、併せて振興局の水産もこれは応援していただくと、当然町のほうもしっかり係わっていくということになると思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや道総研や研究機関、振興局の話はいいんです。町が生産者と共同歩調でしっかり最後まで実験を進めるんですねと聞いているんです。なぜならば計画書を見ますと3年間なんです。3年間全部予算出すんですよ。初年度だけなんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3年間の計画でこの実習試験をやると。栽培漁業の試験をやるということで、この試験の間は町が支援をしたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 大変喜ばしいことなんです。いいことなんです。だから私が言ってるのは金を出すだけじゃなくて、この試験というのは奥が深いし、将来事業化するとなれば、相当なものなんです。そういうことも含めて要するに町も共同でこの事業を進めるんですねと言ってるんです。もっとわかりやすい言葉で言うと、町長の政策として取り組んでいくんですねという確認をしたいんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 委員から久しぶりにお褒めをいただいたと思います。一生懸命、町としても、この試験を支えていきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） どうも歯切れが悪いんですよ。支えていくとか、いかない、共同でともに進んでいくんですよということを言ってるんです。つまり試験を成功させるさせないの責任も行政側はしっかり持っていかないと、生産者だけでは進みませんよと。そのことの確認を求めているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 事業そのものは漁協で行われるということになりますが、もちろん菅原委員おっしゃいますように、町もしっかりと名前は郷土ではございませんが、そのぐらいのつもりで、しっかり支えていくというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると名称は別として、事実上、内容として共同の事業だと、町長自身の政策だというふうに確認させてもらっていいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） はい、私の政策と言いますか、これは漁業者のほうから要望がありましたので、それに熱意を受けて町としても政策としてやらせていただくということになります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町として政策としてやると明言されました。非常に歓迎します。ならば共同事業というふうにぜひレベル高めてください。逃げ道作っちゃダメなんですよこれは。まずそのことをきっちり求めておきます。

それからもう一つ、この実証試験ですから研究機関の指導、協力絶対必要なんです。さっきいろいろ研究機関名挙げてましたが、特定されるべきだと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この実証試験は、今年の11月あるいは12月からスタートをすることになりますが、先ほど申し上げましたように道総研あるいは栽培水産試験場などと連携を調整中という状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 研究機関の協力がまだはっきりしてないということですね、調整中ということは。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 申し上げましたように調整中というところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 調整中だっていうのはわかりました。申し上げておきますが道総研というのと水産試験場というのと同じ組織なんです。道総研の1機構が函館水試なんです。町長その辺わかって言ってますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは漁協のほうから出されております資料に基づいて今説明をさせていただいてるところでございますが、その他にはそうした記述がございました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 漁協の資料のどこに書いてあるんですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時06分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） これは失礼しました。うちで今作って連携を調整しているという状況のようでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） よく聞き取れませんでした。もう1回おっしゃってください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） うちの水産のほうで作って連携を調整中という状況のようございま

す。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） うちの水産で何を作ってるんですか。ちょっとその何を作って連携中なのか、そこをちょっとおっしゃってください。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 担当課としては、これの事業を進めるにあたり報告させていただいてますので、その中で担当課としては、前回、水質検査だとか、いろいろな問題あるんですけども、それについては道総研栽培水産試験場との連携ということでお話させてもらって、研究ニーズとして要望しております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その作業はいつやったんですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 例年2月から3月に道総研のほうから研究ニーズっていう地元でどういうことが起きて、何が課題があるのかっていう調査がありまして、道総研としても何かお手伝いしたいっていうのがそもそもの目的の調査物があります。それが今年度来てなかったもので、昨日の朝電話で研究ニーズこれどうなってますかってお話したら、今年度から調査のやり方変わりましたのでと、その昨日うちにいただきまして、そのまま即日内容等、水質調査等も含めて道総研栽培水産試験場のほうに提出させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと研究機関との連携は、この申請書が上がった令和2年12月7日、この時点ではできてなかったということですね。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 要望書が上がってきた段階ではまだニーズの調査のほうもされてなかったので、一応こういうふうを考えているという形で受けてました。正直なお話しますと先日、委員の皆さんからいろいろなご助言、ご提言をいただいて、私のほうも来てないということに気づきまして問合せさせていただきました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長に伺いますが、結局、研究機関とのタイアップがセットされないままに要望書が上がったんだと受け止めてよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） そのような形になってしまいました。大変申し訳ないと思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 藤井主幹に謝ってもらう筋の問題じゃないんです。これは申請者のひやま漁協大成支所大成養殖部会の主体性を聞いているんです。だからこの要望書が上がったのは、令和2年12月7日なんですね。受付印せたな町役場、即日受けてるんですが、この時点では、研究機関との連携はなかったんですねと町長に確認求めています。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今の担当からの答弁だという、このなかったということでございますのでそういうふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで養殖試験をやる場合には、先ほども言いましたが研究機関の指導援助、それも系統的に3年事業やるのに3年間研究員の張り付けも含めてしっかりやらないと、これ生半可なことで成功する事業ではないんです。そういう認識を町長持ってますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） はい、それはよほどしっかりやらないと成果が出てこないという認識を持っています。したがって、様々これから準備等が出てくるんだというふうに思います。今年11月あるいは12月の養殖試験がスムーズにスタートできるように、この間、準備を進めなければならないというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） スタートの時点で研究機関としっかりタイアップできてなきゃ計画が進まないんですよ。いや具体的に申し上げますか。八雲の場合の研究機関は、北大水産です。がっちり町と担当課と水産研究機関の担当者きっちり協議して深い研究やってるんですから、そういう専門的な知見のもとで八雲町長が声掛けをして、内浦湾と熊石漁協のほうで町主導でやったというのがその内容なんです。何でそういうことになるかと言いますと、なかなかこの養殖試験というのは難しいんです。その辺は町長認識してますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 認識してます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） どういうところに技術的専門的に難しさがあると認識してますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そこまで詳しい知見は持ち合わせておりません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 要するに認識してないってことなんですよ。私のほうで申し上げておきます。幾つかありますが一つは網の問題あります。どのような網を作るか、いろいろな種類があって、その海藻類というか、コケが付いてしまったりすると大変なんで、お金のかけるレベルはいろいろありますけれども、高ければ高いほど海藻類が付かない。管理上非常に便利だと。この生け簀の材質の問題が一つあります。これは業者も含めて高度な技術的な判断をいただかなければならんです。普通はやっぱコケ付いてしまいますから、替えが必要なんです。だから2セットなんです。最初で投入したものと途中で取り替えるように2セットなんです。これ計画見ると2セットとなっておりますから、ああしっかりだなと私は思います。これもきちんと取り扱っている専門の業者がセッティングして、相当養殖試験場の状況にもらみ合わせて深い専門的な見解も含めて生け簀を造っていくということが大事なんです。その場合に、これは縦、横10メートルずつで深さ3メートルということなんですけども、そういうことも

含めたこれは試験の大事なメニューは一つはそこにあると。それからもう一つは餌の問題があるんです。餌の問題も大小様々ありまして、今いろいろな製法があって、餌のやり方でどう育つか、スピードですね。それから味がどうなるのかということも試験のメニューの中身なんです。これも全く養殖試験をやっていない漁業者にはノウハウ、知識これは普通は無いと判断して差し支えないと思うんです。それから餌をやるにしても、どの程度の量をどの程度のサイクルでやればいいのか、この辺の問題も非常に専門的なんだそうです。そういうことも研究内容のメニューに入ってるということですよ。これは研究機関の指導や援助をもらわなければ、部会の人方だけ簡単にさあやってみようかというようなことにならないようなんです。そういう認識を町長持っておられますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この養殖事業というのは、私も農家でありますから、この作物を育てたり、この家畜を育てたりというようなものと随分似ております。そこには様々な技術があって、やはりいろいろと技術の日進月歩しておりますので、そういったものをどんどん新しい技術を取り入れながら生産に結びつけていくということが必要になってまいります。今回のこの養殖の試験につきましては、これ隣の熊石地区が先行して今進めております。そうしたところから様々な指導を、こういったものを受けて来ているんだというふうに思います。漁協もこれに随分肩入れをしていただいておりますので、漁協の職員、役員もちろんそうですが、職員についても八雲の状況をよく見ながら、うちに取り入れることができる部分については、随分勉強させていただいているというふうに聞いております。そうしたことも含めて、これから新しく試験を実施するというございますから、いろいろな情報を入れながら、あるいはいろいろな機関に指導を仰ぎながら、しっかりやるということになるんだと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 漁協の担当者の話はまだいいですよ、このあと聞きますから。専門的な研究機関から専門的なアドバイスを系統的に受ける。そういう深みを持った実証試験がこの事業だというふうに認識されているかどうかということなんです。そういう研究者の系統的な指導、援助アドバイスこれを抜きにして生産者だけ、あるいは漁協の職員だけで進めるような生易しいものではないんだという認識がございますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それはこれからこの実施の時期まで時間をかけて準備していくんだというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。要するに専門的研究機関あるいは研究機関の担当者とのタイアップ、これはまだできていないということなんです。昨日ようやく道総研のほうと向こうが訪れてきたんで何とか話の糸口ができた。こういう段階だと思うんですが。これねやっぱり大きな手落ちだと思います私は。道総研の中でも内水面での養殖得意な方と、海面養殖が得意な方といろいろ分かれてるんです。ところが北海道では海水面事業の担当者っていうのは本当にいないんです。その方が我が増養殖事業研究会の副会長やられてるんです。去年あ

なたとも会って、瀬棚港の銀サケの養殖プラン詳細説明3月にしていますから、お会いになると思いますが、つまりそういう専門の研究員を張り付けて、系統的にしっかりやらないと単純には成功させることのできるようなものではないんです。そここのところの認識をきちんと持っていただきたいと思えます。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 当然試験をやるからにはそういった試験研究機関でありますとか、もう既に事業化をして、どんどん生産をされているそういったところ、それから熊石のような試験が先行しているところ、様々ございますのでそういったところからよく指導いただいて、試験をするということになるんだというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 先進地の指導を問題にしてるんじゃないんです。やっぱり専門的に系統的に付いてもらえる専門機関の担当者をきちんと確保すべきですよっていうことを言ってるんです。八雲町の場合は北大水産です。これは町と相当長い間付き合い合います。だから事前も事後もこれからなんだろうけれども、突っ込んだ共同の事業として進めていくと思うんです。各地で皆そうなんです。研究機関の確保、これは死命を制する問題なので、今後検討してみますとか、道総研と函館水試なんていうふうな状況では大変心もとないし、お寒い限りなんです。だからきちんと担当者指導していただける、そういう方を研究会、北大でもいいですよ、道総研でもいいんですが、きちんと確保してほしいと思えます。道総研という場合に、内水面の養殖の堪能な方と、海面養殖の堪能な方といろいろありますから、そこはよく選択して、しっかりした方を確保してほしいと思えます。

それで続いてもう一つお尋ねしておきたいのは、ニジマスということについて、先日も横山委員からでしたか、いろいろ心配だよと外来種なんで。当然の指摘がございましたが、これについて町長どう認識していますか。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） まず担当とほうしては、道総研栽培水産試験場調査研究部管理増殖グループの研究主幹との接触を図ってお手伝いしていただくように今進めております。この産業管理外来種ということなものですから、漁病の伝染や外来種との交雑等サケ、マス漁業への影響を懸念する声がありますので、慎重な対応が必要ということで移出防止対策の徹底だとか、疾病対策、防疫対策などをしっかりするように取り進めていこうと思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういう仕事は、生産者のほうではおそらく無理でしょうから町が共同の事業として進めるということについては私大賛成です。しっかりしてほしいと思えますが、ただニジマスについては要警戒なんです。八木課長のほうでどこまで情報を得ているかわかりませんが、これは外来種なんです。地元種と交配することによって漁業体系に異変が起きると大変であるということを警戒されている魚種の典型の一つなんです。ところが海面養殖で最初に手を付けたのは実は八雲なんです。道内では八雲しかないんです今のところ。それを内浦湾1箇所、熊石漁港1箇所、これ八雲町が責任持って両漁協との共同試験としてやっ

てますから、ここだけなんですよ先進地は、道内ですよ。町長はなんか複数あって先進地たくさんあるかのように言ってましたが、これは間違いですから。そこしかないんです。八雲町では、このニジマス八雲ブランドとして町長が先頭になって、ふるさと寄附金の扱いも含めた事業に取り組むというふうになっているんです。ニジマスについては道総研のほうでは何て言ってるか、これは公式見解じゃありませんよ。海中飼育に堪能な専門の見解を持ってる方の話を伺いますと、実は道で許可する場合に、ギリギリの業種なんですよと言ってるんです。つまり不許可にすべきか、許可すべきかギリギリのラインなんです。そういう魚種なんです。道総研の誰が言ってるんだっていうなら固有名詞を言ってもいいです。それで去年、檜山振興局から担当部長と水産課長が来た時に担当部長の講演会を開きました。その後、講演会終わってから交流の場がありまして、私、担当部長に聞いたんですよ。ニジマスの許可、熊石漁港のほうの許可、振興局としてどういう経過だったんですかとざっくりばらんに聞いたんです。いやそれがね大変でしたと言っていましたよ。ただ録音取ってるわけでもない、会議録取ってるわけでもないですから、そういうこととして聞いてほしいんですが、やっぱり菅原さんあなたおっしゃるとおりギリギリのものなんだと。けどもう進められてしまってるから振興局として不許可だというわけにはいかないんで、あまりその問題には触れないでくださいというような会話をしたことがあるんです。ただ会議録を取ってるわけじゃないですからね。しかし私、嘘言ってますから。ニジマスというのは、トラウトサーモンというのは、そういう内容を持ったものなのかと改めて感ずるわけです。町長そういう認識持っておられますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 持っています。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 持っていないと言うとまた質疑長引きますからね。良い答弁だと思います。私はそこが大いに研究、検討すべき対象業種だと思っています。ダメだとは言いませんよ。もう八雲で既に先行してるわけですから。ただ私ども研究会で目指したのは実は銀サケなんです。それ町長のほうにプラン全部上げて、共同試験やりませんか呼びかけしてるから、詳細なプラン事業計画含めて、あなたのほうに道総研の担当者と含めて3月に説明に伺ってますから手元に資料あると思うんですが銀サケなんです。銀サケも道のほうの判断としては、これはセーフと許可しますよということなんです。ただ銀サケの養殖は北海道内ではまだやってないんです。海面養殖ですよ。そういうことでは、より安心感があって、よりグレードがあって同じお金を使うのであれば、はるかにいいのかなというふうにこれは私個人の判断なんです。町長にも何度かどうだと、一緒に共同研究してみないかと申し上げたんですが、そういう経過について記憶されていますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） しております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その時にあなたどういう態度をとりました。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 漁業者が取り組むという気持ちが無いということで、それは町ではできませんということを申し上げたと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういう態度でしたよね。だから私は、町長が腹を決めて八雲町方式で生産者を説得して取り組んだらどうですかと。研究会も頑張ってるんですよ。大樹町もそうなんですよ町長先行なんですよ。根室もそうなんですよ。だからせめて他の先進町村のように、あなたの町長の政策としておやりになったらいかがかということをお願いしました。ただ町長のほうは、ニジマスでいくというふうになってますからこれ以上申し上げませんが、先日あなたの答弁の中で、魚種は一種に限定したいという発言をされてるんですよ。これについて記憶してますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今回のトラウトサーモンにつきましては、漁協がこの生産を何とかこの軌道に乗せて産地化を図りたいというようなこともございました。町としては、小さい漁協でありますから、あれもこれもということでは産地化が図れないということなんだろうというふうに思います。私どんな業種をこれから進めていくべきかというそういった専門的な知見を持っておりませんので、漁協のそうした方向性を尊重をしていきたいというふうに感じているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやそうすると先日の発言は撤回されるんですね。魚種は1種類でいきたいと言ってるからニジマスだけで進めるんだというふうに私理解したんですが、どうなんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 漁協がそういう意向でございますのでそれを尊重したいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや漁協と言いますけども大成支所なんですよ。ひやま漁協なんですか、大成支所なんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 熊石もひやま漁協ですし、大成もひやま漁協でございます。組合長の話としては、こうした部分で栽培漁業というものに挑戦をしていきたいと、取り組んでいきたいというような思いがあるようでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 栽培漁業に取り組んでいきたいというのはいいんですが、魚種ニジマスに限定するという答弁をされてますから、それは町長の政策判断なのか確認したいので、お尋ねしてるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは漁協の判断でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや漁協の判断と言いますが、あなたの見解としてこの間回答したんですよ。私としては、魚種は一種でいきたいと。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） だからそういうこともございまして、私としては今回トラウトサーモンということで試験をするということ、要望に従って受け入れたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは久遠漁港での試験でしょ。漁港いっぱいあるんですよ。せたまには。絶好の試験場の一つとしては瀬棚港もあるんですよ。あなたのおっしゃるとおりだとすれば、せたま町内魚種一つニジマスに限定するというふうになるんですが、いいんですかそれで。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういう要望がございましたので、そういうことでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや私そういうこと聞いてないんですよ。魚種を一種に絞ると。だから檜山管内狭いんだから一種に絞るんだってあなた答弁したんです。だから絞るんですかって聞いているんですよ。いやいやあなたの判断を聞いているんです。現場は何も言ってないんですよ。あなたの答弁として一種にして、これに全力を町は尽くしたいと言ってるからそうなんですかって聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そうなんですというふうに答えればいいんですね。はい、そうなんです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ひやま漁協の事業でないでしょうこれ。ひやま漁協というのは乙部に本部がありまして、本部のメンバーが乗り込んでくるんですか。これは大成支所の養殖部会がやるんじゃないんですか。しかも場所は久遠港の場所ということじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） トラウトサーモンなんですが、ひやま漁協協同組合としては、全体でブランド化したいということで考えているようなので、それで町が後押ししてあげるといって、ひやま漁協では今成功しているトラウトサーモンを全体的にということの構想を持っているということをお聞きしましたので、ニジマスということになったわけです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 八木課長に質問することになろうとは夢にも持っていなかったんですが、そうするとひやま漁協の大成支所の判断ではなくて、ひやま漁協本部の判断で支援することにしたとこういうことなんですか。

○委員長（平澤 等君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 大成養殖部会が立ち上がりまして、いろいろひやま漁協の組合長だとかにいろいろ相談されたらしいんですが、それで組合長からもこういう今成功してる

からひやま漁協全体でブランド化して取り組みたいから、ぜひやってくれっていうふうに言われたと伺いました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういう答弁聞くとこっち混乱してくるんですよ。大成支所の部会に参加した組合員の方々の本来的な発想なのか。それとも組合長が主導して八雲の熊石漁港でやっているのが成功してるから、檜山全体のブランドにしたいので一つせたなでは久遠漁港でやってくれとこういう要請を受けて、それでやることになったんですか、どちらなんですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 今の菅原委員のご質問なんですけども、先に要望書が出る前にひやま漁協の組合長と久貴谷理事等がお話して、そのような方向になったと伺っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると町長が言うように大成支所の組合員の初動の発想ではなくて、ひやま漁協組合長の主導と言いますか、問題提起と言いますか、それがそもそもの出発点だったんだという理解でよろしいですか町長。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） その辺の詳しい事情については私は存じ上げておりませんが、要望書については大成支所養殖部会ということで出て来ておりますので、その要望に従って今こういう予算を提案させていただいているというところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長おかしいですよそれは。だって担当課のほうの答弁と違うじゃないですか。担当課のほうは、組合長、これは工藤組合長だろうと思うんですが、久貴谷理事の名前も挙げながら要請があつてニジマスという話なんです。だからそこが初動のアクションなんです。それとも大成の漁業者の発想が初動のアクションなんですかと聞いているんです。町長、知らなかったっていうことになりますかね。800万の予算付けるのに担当課で知っている極めて重要な基礎的な情報があなた伝わっていなかったということになりますか、そういうことで確認してよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 要望書がお手元にあるかと思いますが、大成養殖部会からの要望書でございます。これに従って私としては、これはそういう熱い思いを感じましたので、これは何とか漁業の厳しい状況の一つの打開策として、これは進めるべきというふうに判断させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういうことじゃないんです。ひやま漁協の工藤組合長が、ひやま漁協の理事、久貴谷さんに提起してそれが初動になったという説明なんですよね今。そのことをあなたは知ってましたかって聞いているんですよ。その上で初動はひやま漁協組合長なのか、それとも純粹に大成の漁業者なのか、あなたはどう受け止めてますかっていうことなんですよ。

この要望書は大成養殖部会から出てるっていうのは目を通せばわかる話ですから。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こういった新しい取り組みをする場合には、いろいろな切っ掛けがあるというふうに思います。それは一々どういう切っ掛けでそういう発想になりましたかということは私も伺っておりませんでした。ただ、ひやま漁協の大成養殖部会でこれに取り組みたいということでもありますから、それはぜひ私も応援してあげたいということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それはさっき聞きましたからいいですよ。大変結構だと私も喜んでるんですから。ただニジマスということについて町長がどう考えてるかなということについて答え来ないんですよ。要するに大成の養殖部会がそう言うからよかろうと。ひやま漁協として一つに絞ったよだからこの1魚種で行くよというような答弁になってるわけですよ。だから私聞いたんです。

次の質問に移りますけども、この部会を立ち上げたのはいつなんでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） ただいまのご質問なんですけど、12月4日に大成支所の総代会がありまして、その中でニジマスの養殖の事業の説明がなされております。そこで了解を得たということで、即日養殖部会を設立したという経緯となっております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 説明はどこから受けたんですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 説明は理事のほうから伺ってまして、そのあと漁協の支所長のほうからも開催して終わりましたという報告は受けております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると、漁協の理事わかりますよ固有名詞はなくてもね。漁協の理事、複数者、2人いますからわかりますよ。と支所長ですか説明したのは。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 会議の運営っていうか仕方についてはちょっとわからないんですけど、会議録もうちのほうでいただいております、その中ではトラウトサーモンの養殖についてっていうことと、違う議題として刺し網のことも協議されております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 理事の方と、もう1人説明した方はどなたなんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 大成の漁協の支所長です。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 理事と支所長が説明をして、それで12月4日に立ち上げたということなのですね。それで5日と6日、中2日間だけ置いてこの要望書が出てきたということなん

ですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） そのとおりです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 要望書立派ですよ。私も随分目を通させてもらいましたが。部会立ち上げて中2日でできるような要望書じゃないです。これ町長笑っているけれどもね、中2日で作ったとしたら、この設計者、大成支所の支所長、三木洋さんというんですか。本当に専門的なすばらしい方ですよ。一支所長にしておくのもったいないくらいですよこれ。これだけのものだったら。これ本当に支所から上がってきたんですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 委員おっしゃるとおり、私も1、2日では作るのはちょっと大変なものだと認識しております。詳しくご説明しますと、熊石地区に提出されたものを参考として使用してる状況であります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 藤井主幹正直な方だから正直に説明してくれたんで、藤井主幹にもうこれ以上質問するつもりはありません。ただ、これどうも町長ね、心配な面があるんですよ。予算今議決してなくちゃいけないわけですから851万9,000円ですか。だからそれは町民の税金なので、真剣に吟味してよしとすれば賛成いたしますよ。それはいいんです。ただ例えば、これは3ページ目になりますか、1の2の経費設計内訳表1年目、1として施設整備費、これは株式会社リニューっていうんですか、鱗に友と書いてますがね。もう業者から見積り取っていたということなんですか。それから2番目の種苗購入費、種苗代、これは木村農園と書いてます。数量640これキログラムだと思うんですが、単価1,300円、これはもう見積り中2日で取ったんですか。あと下のほうに行きますと飼料ツインパワーもう取引先の業者名まで出てきてるんです。これどう思います。いや悪いって言ってるんじゃないんですよ。取引先まで名前出すということは、見積りを出させて数字確定しなければ、これ変動するものだからね。この予算では行かないこともありうるんですよ。どうです町長。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 委員おっしゃるとおり事前に見積りだけはいただいてたという話はお聞きしておりました。なので早急な対応ができたと思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 事前に見積りとったのは誰がとったんですか。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） ひやま漁協大成支所です。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 部会結成する前にそこまでやりますか。部会が結成されてからの作業じゃないですか。こういう計画書を設計するには、私やっぱり少なくとも4カ月から半年ぐらいはかかると思います。先進地行ってきて、どういうものにするか、生け簀の形態、餌どうな

んだらうと。それから稚魚だって木村農園からはおそらく入らないと思います私は。もし木村農園から入るといふんなら契約書をきちんと出してもらわないと800万の予算付けられませんでしょう。積算してるんですからこうやって。細かいこと言うつもりはないんですが、どうもここまでいくと、ちょっと走り過ぎて心配だなというふうに思うんです。担当課のほうに私質問するつもり何もないんです。答えていただかなくても結構ですから、町長一つで、私指摘していること、なるほどそういうこともあるかなというふうに受け止めていただけるかいただけないか、そこだけちょっと答えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 委員の懸念はもっともだなというふうに思っておりますが、漁協がこの4日ですか、理事の皆さんと所長等説明された。どういう説明をされたのか私もわかりませんが、相当中身の詳しい説明、もちろん熊石でやられておりますので、それは相当詳しい説明をしたんだらうというふうに思います。そうした中で、事前に相当準備がなされていたのではないのかというふうには、今お聞きしながら受け止めていたところです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長それはそうでないでしょう。産業教育常任委員会では、これ11月にひやま漁協、久喜谷理事から大成区在住の方なんですけれども、久喜谷理事から近年の云々ということで相談がありました。11月ですよ。部会形成したのが12月4日なんです。1カ月では無理だと。相当前から準備したというなら夏くらいから準備してるんじゃないですか。私が言いたいことは、ここまで細部の計画を立てるのであれば、少なくとももう少し調査研究、それからプラン立てる期間十分余裕をとって、専門的な研究機関からも果たしてこの内容でいいのかどうかということ、深く突っ込んでプランを練り上げて、それからこの予算化の要求が出てくるというのが普通のルートだと思うんです。町長そう思いませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういう見方も一方ではあるかというふうに思います。ただ養殖部会ではこうして自分達である程度資料を集めながら、まとめて要望書として上げておられると。そういったことも私としては理解できます。要は何とかしてこういう養殖事業の実証試験をやっていただくということが、これは決して悪いことではございませんので、何とかこれはせつかくこうしてまとめて要望を上げてこられたということで、町としては、今の水産の情勢をいろいろ考えると応援してやりたいなと思ったところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 応援するのもいいし、予算付けるのもいいですよ。誰もそこは否定してないんです。より成功率を高く、正確なレベルの高い実験に導きたいから私は言ってることなんです。ちょっとこの計画書では、このとおりにいくのかなというふうに思うってことを言ってるんです。だって12月4日に部会立ち上げて、12月7日、中2日でここまで細かくやっちゃったら、先々窮屈にならないかなと思うんです。漁網だってこれあれでしょ単価185万これ1台というふうになってますけどね。生け簀なんかも普通は予備もう一つ用意するんだそうですね。ここでは用意しない一つでいくってということになるかもしれませんがね。そ

うということも含めて、それから餌の獲得ルートも含めて、やっぱり良い餌になると値段が高くなるんです。この養殖事業のランニングコストの主たる部分は餌代なんです。この餌代がどうなるかということが養殖実験の中でのランニングコストの眼目でありますから、これについても相当時間かけて、幾つかのルートあります。道総研のほうで稚内方面で研究開発している資料なんかもありますしね。それからこれはツインパワーですか、この業者ここだけじゃないですから、広く取ってどういうものにするかということ自体が研究の眼目になるわけですから、そういうことだよという指導されたいかがですか。指導し非主導という言葉が適切でなければ、そういう問題を率直に提起して予算付けてあげるけれども、ちょっと中身について検討してみたらどうだと。どっちみち11月でしょ稚魚投入するのは。そういう慎重さが町長、必要じゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大変参考になるご意見をいただきました。さすが養殖に詳しい菅原委員だというふうに感心してき聞かせていただきました。そうした知見を持っている委員からするといろいろと心配があると、この要望書自体ですね。そういったことですから、これはしっかり養殖部会のほうにも伝えたいし、またうちの水産の担当にもその辺は勉強させて対応させたいというふうに思ってます。委員おっしゃったように、どっちみち11月、12月ということをおっしゃってましたが、もちろんまだそういった意味では十分検討する時間があるということですので、そういったことでしっかり対応させていただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 800数十万も町の税金付ける以上は、ぜひ成功したという喜ばしい結果を導きたいというのは、これはここに座っている委員の皆さん共通の願いだと思うんです。そういうことでは、しっかり取り組まれるように提起をしたいと思うんです。それでもう一遍申し上げますが、町は名称別として、この養殖試験の共同の事業をしっかりと生産者とタイアップして最後まで進めるんだという力強い町長の政治決断していただだけませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 一緒になって最後まで頑張りたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。最後に一つだけ聞いておきますが、この要望書の形式を見ますと、組合で作ったものではないなと思うんです。どこで作ろうが勝手なんです、例えば1番頭にある都道府県名、北海道、指定地域、せたな町大成区、事業種目、トラウトサーモン海面養殖事業、次なんです。助成区分、補助単独と。これ組合の資料じゃないですよ。いやそれが悪いと言ってるんじゃないんですよ。どうですか町長。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私も随分しっかりした様式だなというふうに思いました。これは確認させていただきましたところ、ひやま漁業協同組合のこの様式を使っているんだそうです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで。

○町長（高橋貞光君） それだけです。

○委員（菅原義幸君） いや様式はいいけれども、大成部会で作成したっていうことになってますよこれ。様式はいいんですよ様式は引っ張ってきてやればいから。

○委員長（平澤 等君） 藤井主幹。

○水産林務課主幹（藤井卓也君） 先ほどもお話しましたが、この様式自体、中身も若干重複する箇所も多いんですが、ひやま漁協が熊石のほうに提出されているものを、一式データでいただいてましてそれが提出された。中身は名前とかの打ち変えたりするところはあるんですけど、そのまま提出されたところもございますので、ご理解願います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ひやま漁協の様式だっていうのはわかりましたけども、中身ももしたただなぞただけだということになれば、これはやっぱり検討したほうがいいと思うんです。海面の状況違えば管理の方法当然変わってくるわけですからね。これで最後にしますけれども、石原委員が指摘したような問題も現地にはあるようなんです。私も違う複数のルートからいやおれ名前貸してくれて言ったから、名前貸しただけなんだという情報も耳に入ってるんです。12月4日の結成の人数もいや3、4人か4、5人というふうに聞いているよとか。不安になる話がやっぱりあるんです。大成養殖部会とは言いながら部会長の1人は貝取潤ですよ。それから部会員の2人も貝取潤なんです。海区の絡みでこういう扱いが可能なのかなと思います。知らない方もおったとなれば広く周知、せめて多くの方に参加していただけるように行政側も配慮すべきだろうというふうに思うんです。そして喜べる結果を迎えるというふうにぜひしていただきたいと思いますけど、町長最後に一つ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原委員おっしゃるように、この実証試験は何とか頑張っていただいて、将来の事業化に結びつけられるような、そういう成果を上げてほしいというふうに思っております。それをやるためには、この養殖部会の漁業者の熱意がなければならないというふうに思っているわけでごさいます、そういった将来養殖に取り組むという若い方々を中心に、やっぱりそういう意欲のある人が実際に試験を動かしていかないと、なかなか成果は出てこないというふうに思っておりますので、これは農業でも漁業でも一緒だというふうに思います。したがって、そういった方々に参加していただいて、この試験をやっていただくということが望ましいというふうに考えておりますので、その辺についても漁協のほうには、水産のほうから伝えておきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私そういうことを提起したんじゃないんですよ。そんなの前から言ってるからわかり切ってる話なんです。いや、どうしてあなた、私の質問の仕方が相当悪いんですかね。反省する以外ありませんけれども、私はいいですか、いろいろ現地に矛盾が出ているようですよと。生産者の間でギクシャクがあるようですよという心配をしてきてるんです。それから先ほどは触れませんでした、ナマコ部会との調整っていうのもこれ大きな問題になるんです。残餌の問題があるから。ああいう袋状態になってる船間の中で、餌の問題というのは

必ず出てくるそうです。そういうことで利害が生産者の中で対立したりすると最後調整つかなくなるようなんです。そういう具体的な指摘が現地の議員である石原議員のほうからも、縷々指摘されていて心配な状況だなと。それが本当だというふうに思って私なりに情報も集めましたが、やっぱり心配な状況というのは依然としてあるんです。紛争を表現化しておかしたことになるたら大変だなと思うから、そういうことに対して共同の事業で進めていくっていう力強い発言をなさった町長が交通整理をきちんと先々見通してなさったらいかがですかと。そのことを提起しているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういった心配な部分というのは、石原委員からも随分ご指摘されました。様々なそういう障害、困難というものがあるんだろうというふうに思います。しかしだからといって、じゃ止めるということにはならないというふうに思いますので、そういった部分を乗り越えてしっかりやるということになりますので、それはもちろん部会の皆さん、支所の皆さん、理事の皆さん、総代の皆さんもいろいろおりますので、皆さんで力を合わせて乗り越えていきたいというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これで終わりにします。理事の皆さんやほかの皆さんに振らないで共同事業を進める大事な大事な政治的、中心にいる町の責任でしっかりトラブルのないように、先々いい姿で進めるようにしていただきたいと思います。委員長これ答弁要りません。この問題での質疑を終わります。議事進行の関係ありますが、もし休憩するなら休憩したあとに6款でまたやりたいと思いますがいいですか。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員に申し上げます。まだ質疑あるんですね。

○委員（菅原義幸君） はい。

○委員長（平澤 等君） それでは大変遅れましたけども、ここで10分間休憩いたします。
4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時17分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般会計歳入歳出全款の質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでは6款水産業費でお尋ねします。せたなの漁業者、毎年何らかの形での漁業被害がありますけれども、特にサケ定置業者は秋の台風、高潮の被害というのは言わば恒例のように受けるわけです。これに対する町側の対応、これは新年度予算には別に今災害が起きたわけでないですから入っていませんけれども、救済の基本的な考え方についてよく伺っておきたいと思うんです。端的に申し上げます。2年前、令和元年のサケ定置被害、これは全道的に発生しているんですけれども、せたなでも約5,000数百万の漁業被害があり

ました。定置業者の代表者がそれぞれ集って11月には副町長への陳情、12月にはそれを踏まえて町長への陳情をしたわけでございます。これはお二方それぞれ記憶されていると思います。ところが結果としては、ただの1円の支援もありませんでした。じゃあなぜ支援しなかったのかという理由なんですが、町長は自己責任だと、いわゆる自己責任論でバツサリ切り捨てたわけです。自己責任の中身というのは、何で共済に入ってないんだというのが一つ。もう一つは、時化が、高波が近づいて来ているのがわかってるのに何で定置を上げなかったんだと。これはあなた方の責任なんだから金は出せませんということなんです。それで前の一般質問でもやってるから繰り返しになって申し訳ないんですけども、定置業務の漁業共済っていうのは非常に加入者に不利にできています。例えば全損でなきゃダメだとか。それから7ヶ続の定置があれば、その地域全部が入ってなきゃダメだとか、これは別にせたなの業者だけが悪いんじゃないくて全道的に非常に低いんです。ちょっと紹介しておきますが、例えば小樽地区で12%ぐらいしか入ってないんです。128定置ですね。それから檜山では7%です。これは2事業者これは熊石の定置です。それから函館なんかはゼロなんです。定置業者で入ってる人いないんです。稚内は2%、合計で全道的に863ヶ続に対して、加入稼働数が145ヶ続、17%なんです。こういう状況なのに、お前ら自己責任で入らなかったんだから救済支援はやらないよというのはひど過ぎませんか。しかも共済対象にならなくても、割戻金が1円もないそうですこれは。なぜならば国の補助金が入った共済であるので、無災害だからといって満期に割戻金を返すということは制度としてやっていないと。だから皆入らないということになるわけです。むしろ入れないよということになるわけです。まずそういうことです。それからなぜ網を上げなかったかということについても、もう一度言うておきますが、熊石では確かに上げました。理由2つあります。一つは定置の型が小さいっていうこと。それから、せたなよりも先に熊石のほうの時化しているわけです。その前の年に上げなかったために被害を受けたということを経験として上げた、被害がなかったということになるわけです。ところがせたなのほうは、はるかに大型であって、もう一つは、夜半過ぎから時化が、波が高くなったと。夜半に定置を上げる。あるいは沈めてしまうという作業は人身事故に繋がる大変危険な作業だっていうんです。天気図を見ても全く予想がつかない天気図になっていたわけで、これ私見してもこれで夜半あれだけの時化が来るってというのは、生産者も予測できなかったんだらうなと思います。だから11月の副町長交渉の時にも、12月の町長交渉の時も、私、ひやま漁協せたな町理事協議会の顧問として同席をさせていただいた次第なんです。そして一般質問でも取上げさせていただいた次第なんです。町長これ1銭も出さなかったというのは、どんなもんですか。予算審査のどこの数字で噛み合うんだっていうことを言わないで、考え方として伺いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、確かに町として対応はできませんでした。いろいろ私たちの認識、今の委員おっしゃるように補償制度、共済っていいですか、これは一つは制度の不備ということにもあるんでしょうけども、そういった実態が十分私たちも理解をしておらなかったと。また自主的な減災対策、防災対策ですね。これについても確かあの時は警

報が発令されていたということもございまして、南のほうは網をあの際は沈めたのか、上げたのかちょっと記憶にございせんが、対応して被害を免れたという状況もございました。そういった総合的に判断をしてこの対応ができませんでした。そういったこととございしますが、これからの防災対応、そういった災害の対応につきましては十分その辺も考慮しながら考えて対応していかなければならないというふうに思ってますし、また制度が悪いということであれば、やはり漁協の皆さんこぞって制度の改正といったものにも声を上げていただければいいのかなと、いろいろそういった現状の問題の改善に向けた努力というものをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今度起きた時には多分対応していただけるのかなという感触を得ました。昨年も時化の時に町長から今回は応援してやるからどうなんだと、大変温かい電話をいただいたという話も電話をもらった側から私は報告受けているんです。嘘かどうかは町長がよくわかってると思います。その方私何て言ったかという、去年何も応援してくれなかったのに、何も選挙の前の年になったら手のひら変えたようにこんなこと言うのかって、結局そういうふうになっちゃうわけです。何もあなたのプラスになってないんです。せっかく電話入れて生産者のことを思って、時化の時に電話入れたのに、挙句の果てに直接俺に言ってくればやるからってこう言ったっていうんですよ。一昨年だって直接あなたに定置の代表者が行って、応接室で直接お願いしているんです。違いますか。だからそういうちぐはぐなその場、その場の思いつきのようなことは私はやるべきではないと思うんです。行政に対する信頼をきちんと担保すべきだというふうに思います。それで具体的な提案なんです、私は共済に加入すべきだという提起してますから漁業者には。その時に本当に損なんだと、掛けたくないんだという人方も含めて、全々統加入していただかなきゃならんわけですから、町長どうですか。全額とは言いませんけれども、応分の共済の掛金に対する支援ということを検討してみてください。そうすると町長がおっしゃっていた自己責任、この部分の些かな解決にはなるだろうと思うんです。補助率は高ければ高いほうがいいし、海面養殖試験のように全額持つならそのほうがなおいいです。これはご検討をいただきたいと思うんです。私は町長に改めてほしいと思いますのは、自己責任論を振りまくことだけは止めてもらいたいと思います。これが一番悪いことなんです。安倍内閣、今の菅内閣、自己責任論です。新自由主義の行政責任逃れの典型的な悪しき理論の中核になってるんです。農業対策だってそうなんです。生産者が頑張れば金出してやるよと。結局自己責任論になるんです。これは地方自治体のトップとして絶対とっちゃならない対応策なんです。自助をやってもう精も根も尽き果てているわけだから、共助といっても限度があるわけだから公助に踏み切って政策的に救済していくと。これこそが本来の行政の最小限の務めだと思うんです。町長に答弁を求めます。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今共済制度の話がございましたが、残念ながら今そういったことに答弁できるだけの材料を持ち合わせておりません。その辺はよく勉強させていただきたいというふうに思います。この経営者責任の問題もございました。当然これは企業であっても何であっ

でも、この自ら経営をするということをやっている一定の経営責任というものは、当然発生することになります。多分その辺の兼ね合いの話なんだというふうに思います。その辺につきましても町としては、様々な制度も出しながらそういった産業の振興に努めているところがございますので、これはこれからもこれで良いということはないというふうに思いますから、いろいろと担当課含めて勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これで次の質問に移ろうと思ってたんですけども、勉強って問題でないんです。とにかく共済の加入については応援するよと。金額は私言ってませんからね、歩率も言ってませんから、政策的に応援するっていうその一言を答弁していただければいいんです。それから自己責任論についても皆さん自己責任の下で経営を進めてきてるわけです。当たり前の話なんです。しかし自己責任だけでは、解決し得ない現状があるから公助を求めているにすぎないんです。わかったという答弁してくれればいいんですよ。委員長お願いします。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからそういう意味で、これはいろいろ考えなければならないことはもちろんそういうことで支援をさせていただきたいということも申し上げたいというふうに思っておりますし、ただその財源をどうするかということは、これは付いてまいります。したがって、いろいろな産業振興施策を考えてメリ張りを付けた形、要するに見直す部分は見直ししながら新たな対応を図るといようなことも、また考えていかなければならないという委員のご質問を聞いて、そういう感じをいたしているところでございます。十分に内容精査させて対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 止めます。町長の答弁、曖昧なんです。常に逃げ道があるかのような余地を残す答弁なんです。今日私の質問で大分時間押してますから止めますけども、共済費の支援と、それから自己責任についてはもうお止めいただくと、この2点を強く指摘しておきたいと思うんです。

次の質問に移っていいですか。

○委員長（平澤 等君） どうぞ。

○委員（菅原義幸君） 6款農林水産業費なんですが、クラスター事業の関係についてお尋ねしたいと思います。今年度クラスター事業の計画ということについての情報は担当課でどこまで得ていますか。

○委員長（平澤 等君） 河原課長。

○農務課長（河原泰平君） 菅原委員のご質問にお答えします。今年のクラスター事業についての計画は、町内の部分は把握しておりません。町内はございません。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。それで総括質疑ですからなるべく簡単にやりますが、クラスター事業の専決処分の問題、一般質問でちょっと雑な答弁でしたので簡単に絞って伺い

たいと思いますが、クラスター事業の予算を議会通す時に、今でも合法的だったと、適用的だったと考えていますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） はい、そういう認識であります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 具体的に聞いていきます。適用的となれば、町の専決処分第179条1項、ここでは3要件が指摘されています。それで一つは議会が成立しない時、これに該当すると考えますか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時37分

再開 午後4時38分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） これも何回も一般質問議員からいただきまして繰り返し答弁しているところでございますが、先日もお答えいたしました地方自治法第179条第1項の専決処分の要件、議会を招集する時間的余裕がないこと。また議会において議決すべき事件を議決しないときに当たるというふうに判断しております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私が聞いているのは、地方自治法179条1項の法の規定に基づく表現の中から聞いているんです。普通地方公共団体の議会が成立しないとき、これは専決処分やってもいいんだとなってますけれども、議会が成立していませんでしたかと聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 臨時会はございました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あってもいいですけども、成立してましたかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 提出はさせていただきませんでした。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっと精査をお願いします。当日の臨時会は29年3月30日臨時会は成立したたということですから、町長の答弁は根底から間違ってます。これ調査した結果、委員長のほうから報告いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時41分

再開 午後4時44分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。
町長。

○町長（高橋貞光君） 声を聞き取ることができなくて答弁を間違えてしまいました。成立していたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 声悪くてすみません。それで次の条項になりますが、第113条のただし書きの場合において、なお議会を開くことができないとき、この要件に従って該当しませんね。ただし書には該当しませんね。確認求めます。

○委員長（平澤 等君） 答弁調整で休憩します。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時46分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。
副町長。

○副町長（佐々木正則君） 申し訳ありません。地方自治法第113条のただし書ということございまして、定足数について規定をしているところでございます。したがって、この2項と1項の関連からいきますと議会は成立しているというような状況にあると思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） では次の項目に進みます。普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。これに該当しますか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 3項でよろしいですね。この解釈でございますけれども、先ほど町長からも答弁申し上げました。一般質問の中の答弁では、ここに該当するというところで招集する時間的余裕がなかったという解釈で専決処分の理由の一つということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その解釈なんですよ、そうすると。臨時会開催中ですよ。招集する暇もあったし、前日召集したんですよ。その召集しているど真ん中で専決処分やったんですから成り立ちますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これについても先日も答弁で申し上げましたように、31日10時開会の臨時会に議案を提出できなかったということを答弁させていただきました。この時、私が議長、産業教育常任委員長、副町長の4者会議がなされまして継続審査中の案件であること、これを理由に提出を事実上拒まれて提出できなかったということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや私聞いているのは、招集する暇、時間的余裕がなかったんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今、町長から申しあげましたけれども31日午前10時、臨時会を開いてございます。これはちょっと記憶が定かでないけれども、おそらくこれはここで閉会したというふうに思います。その同日に再び臨時会を開くというようなことが、ちょっと技術的にできるかどうかわかりませんが、おそらく私はできないというふうに思います。ということから時間的に余裕がないので臨時会を招集できなかったという判断になると思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは通らない理屈です。そんな理屈を通したら地方自治法も何も吹っ飛びますよ。中身を言っておきましょうか。臨時会の開催しているど真ん中で専決処分やるっていう宣告したんです。執行者側はね。その宣告した時の臨時会は、前の日に招集してるわけですから議案告知すればよかったじゃないですか。招集する暇はあったんですよ。その点確認を求めます。時間的余裕がないときに専決処分はできるって書いてあるけれども、時間的、招集する余裕はあったと。これは専決処分の対象になりませんねと言ってるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほどから答弁してるように、この臨時会には提出を拒まれたということでございます。できなかったということです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 拒まれた、拒まれたでなくて、招集する時間的余裕がありましたねって言ってるんです。余裕あるも何も現実的に招集したんですから、まずそこをきちんと答えてください。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 31日午前10時開会の臨時会に議案の提出ができなかったということでございます。ですので、もうこの時点で時間的にはもう余裕がないということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だからそれは通らない理屈だって言ってるんです。30日に臨時会を招集したんですから、その案件の中に入れば十分間に合ったんじゃないですか。何で臨時会終わってしまったからの話になるんですか。臨時会終わる前に専決処分するって宣告したんですよ本会議の中で。だから招集する時間的余裕がなかったというけれども、そこに適用しますかって言っているんです。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになるかもしれませんが31日午前10時開会の臨時会に議案の提出がまずできませんでしたという、そのあとに議長、産業教育常任委員長、副町長のこの4者協議の際に、継続審査中の案件であることを理由に議案の提出を議会側から事

実上拒まれたという理由によって専決処分をさせていただいたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういうことを聞いてないんです。クラスター予算を議決するための臨時会を招集する時間的余裕がなかったんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） まず31日午前10時開会の臨時会に町としては議案を出そうという意思はございました。その際については、聞いている範疇といたしましては、町の判断といたしましては、継続審査中の案件であることを理由に議案の提出を議会側から事実上拒まれたということでございますので、31日の臨時会に議案は出せません。じゃあそのあと年度末の臨時会招集ということで時間に余裕がないということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それ屁理屈じゃないですか。詭弁ですよ。30日の時点で31日の臨時会招集したんですから、年度内の臨時会は現実に招集できてるわけじゃないですか。招集する時間的余裕がなかったと。だから専決処分したんだという法的な規定に適用しますかって言ってるんです。論点ごまかさないでくださいよ。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） 基本的に町は専決処分したことについては、地方自治法第179条1項の専決処分要件の議会を招集する時間的余裕がないこと。また議会において議決すべき事件を議決しないときということで一般質問の答弁に答弁してると思います。菅原議員のご質問に。その基となりましたのは、まず31日午前10時開会の臨時会の議案に、今委員おっしゃるのは出せたんじゃないかというご質問だと思います。だから時間的に余裕があったんじゃないかということだと思いますが、その前段に議長、産業教育常任委員長、副町長の4者協議の際、産業教育常任委員会で継続審査中の案件であることを理由に、議案の提出を議会側から事実上拒まれ、議決しない旨の意思を表明されたものと町長は受け取りました。そのことにより31日午前10時開会の臨時会に議案の提出ができなかったと。ではそれが終わったときには、次の臨時会招集については、時間的余裕がないことということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういう論理通らないと思います。私が聞いているのは、臨時会を招集する時間的余裕はありましたでしょって言っているんです。だって30日の日に翌日の臨時会招集したんだから、召集する時間的猶予がありましたでしょ。確認します。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） 繰り返しの答弁となりますが、町も31日午前10時開会の臨時会に議案を出したかったのは間違いありません。ただし、それについては継続審査中の案件であることを理由に、議案の提出を議会側から事実上拒まれたことにより31日午前10時開会の臨時会に議案は提出できませんでした。町が時間的に余裕がないことと今申してございますことは、10時開会の臨時会に議案を提出できず、じゃ次の臨時会招集については、時間的に余裕がないことということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは屁理屈ですよ。31日に招集したんですから招集する時間的余裕があったし、臨時会招集したんですよ。その事実を認めますか。

○委員長（平澤 等君） 原課長もっと含め加えて説明してください。1回は招集して、そしてできなかったってことなんです。もう1回きちんと話してください。

暫時休憩します。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時01分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになるかもしれませんが、30日告示、そして31日午前10時から臨時会を開会をいたしました。ここにクラスターの議案を提案することができなかったと。このあと31日の議会でございますので、このあと臨時会を開催する時間的な余裕がないというようなことで専決処分をさせていただいたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） さっきからそれは成立しませんよって言っているんです。何で間違ったこと何回もオウム返しで繰り返すんですか。30日の時に翌日の臨時会招集する暇があったから招集したんでしょ。そこに議案出す出さないはまた別の問題ですから、それはその次に論じますよ。時間的余裕があったから前の日に臨時会招集したんでしょ。違いますか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後5時03分

再開 午後5時11分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 答弁としては申し訳ありませんけれども繰り返しになりますけれども、30日、告示の招集をいたしまして、31日午前10時、臨時会に開かれました。その後これはここに提案ができなかったという理由は先ほど申し上げましたけれども、この臨時会が終わったあと、次の臨時会については時間的余裕がないということで提案ができなかったということでございます。そしてこれらに関わる専決処分の処理につきましては、地方自治法の第179条第3項によりまして、次の会議平成29年4月27日の第3回臨時会におきまして専決処分の承認を提案をいたしまして、それぞれ手続きを終わってるところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） やっぱり答えてないんです。30日の時点で31日の臨時会招集した

わけですから、だから時間的余裕がありましたでしょ。時間的余裕があつて招集までしてましてしょって言うているんです。私が聞いているのはその1点です。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 聞かれているのはその1点なのかもしれませんが、町としては専決処分した理由につきましては3項、4項ということでございまして、繰り返しですけれども31日招集については時間的余裕があつたんですけれども、これには先ほど申し上げましたように、町長、議長、産業教育常任委員長、副町長の4者協議の際、継続審査中の案件であるというようなことで、議案の提出を議会側から事実上拒まれ議決しない旨の意思を表明されたと、このように一般質問で答弁を申し上げております。そういったことから時間的余裕がないということと、4項、議会において議決すべき事件を議決しないときとこういつたことで、専決処分をさせていただいたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そちらも同じ答弁するんで、こちらも同じ質問をしますから、この質問を答えてもらうまで断固やります。議会を招集する時間的余裕があつたんですか、なかつたんですかって聞いているんです。31日が最終日なんです。その前日に臨時会を招集しているんだから、時間的余裕がなかつたという法律上の根拠発動できますかって言うんですよ。教えてください。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） クラスターの議案を提出する臨時会の招集については、時間的余裕がないという判断でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だって30日に臨時会招集したんだから時間的余裕ありましたということですよ。どうですか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 31日10時からの招集の臨時会につきましては、議決しない旨の意思を表明ということから専決処分をさせてもらったということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私も何遍でも聞きますから、それ答えになってないんです。30日の時点で翌日に臨時会を招集する余裕がなかつたのかと聞いているんです。教えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） クラスターの提案のこととございまして、クラスターの議案を31日の臨時会には提案できませんでした。したがって次の提案をする時間的余裕がなかつたということとございまして。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ですから答弁になってないんです。30日の時点で翌日の臨時会招集したんだから時間的余裕がありましたでしょって言うんです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員並びに町側に申し上げます。予算委員会の委員長として、

今回、予算委員会について新年度予算の審議をするというふうなことに、それに関連していろいろな案件について、繋がった部分については審議してるんですが、今この質問者、答弁者の中でそれぞれ質問、そしてまた答弁の中で乖離があります。そういった点で、この件については何らかの形の違う機会っていうふうなことにして、今、予算審査特別委員会という立場の中から質問内容を変更して予算に関わるほうに移行してもらえないでしょうか。そういった面で答弁者についても、これはきちんとしっかり何らかの形で、どこかで話をしなきゃならないし、質問者についても、違う場所でまたこの機会をまたもう設ける、予算委員会はまた別な機会と思うんですけども、そういった場でしていただくようにして予算審査という形に戻していただけないでしょうか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 別の場所っていうのはどこの場所ですか。

○委員長（平澤 等君） すいません。どっかの場所で。そういう表現で申し訳ないんだけど予算審査って、私は委員長の席から申し上げますけども、この令和3年度の予算審査、確かに今菅原委員の言ってる問題は一般質問、それから過去を何回も私も聞いてます。そういった点について、今この席で決着が着くまで議論するっていうふうなことよりも、予算審査のほうに時間費やすのが賢明じゃないかなと思うんです。価値観の違いですけどもそれがまかりならんっていうふうなことで皆さんの意思があれば、それはそれで結構でとことんやらなきゃならないんですけども、菅原委員、質問者のほうでまた違う機会にそういう機会を設けると私が設けることはできませんけども、これは議会の運営上の問題で全員協議会なり何かの機会なり、それにして話しをするのはいかがでしょうかっていう提案です。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ですからその場所は、場面はどこですか聞いています。

○委員長（平澤 等君） 今は予算委員会っていうふうなことで何らかの委員会になると思うんですけども、どうでしょう。私は菅原委員に逆に聞きますけども、今日この予算委員会の席で決着が着くまで議論したいっていうことなんですか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答えてくれれば終わります。答えないで違う答弁するから私はお尋ねしますと言っているんです。

○委員長（平澤 等君） あと菅原委員にお聞きしますけども、この失礼なお話かもしれませんけども、今回の件は令和3年度の予算に直結してるというふうな解釈なんですか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 直結しますよ。今後こういう事例で地方自治法に違反してないと言って、違法な専決処分バンバンやったらどうしますか。今日、町のほうは合法的なんだと言っているんですから、令和3年度の中でどんどん同じことをやればいいじゃないですかそうなれば。そうすると予算の執行に重大な支障が発生します。

○委員長（平澤 等君） 私もまだそんなに勉強不足なんですけども、委員長の席預かってるんですけども、私は政策的なことに、過去のことについての宿題というのは確かにあると思う

んですけども、今日のこの予算委員会っていう中には、ある程度、提起はわかりますけども、その解決するまでの話を進めるっていうよりも、まだこれからやらなければならないことがあるんじゃないかなというふうに思います。そういった点で、菅原委員に質問の内容を変えていただければありがたいなと思うんですけどもダメですか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっと無理じゃないですか。あなたの許可を得て質問に入っているのに、なぜ私がほかの質問に変えなきゃいけないんですか。答弁きちんとすればいいんです。私聞いているのは難しいこと聞いているんじゃないんです。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたかって言っているんです。30日の時点で31日の臨時会招集したんだから、だって時間的余裕ありましたでしょう。そこの確認求めているんです。

○委員長（平澤 等君） 委員長として菅原委員と議論する気は毛頭ございません。ただ今の町側また菅原委員との答弁を聞いてると、どうしても噛み合っていないということで、そのところで主張が違うと。この辺については、今、休憩取りましたけども、そういうふうにはいかない、そういうふうになっていない。そしてまた先ほど菅原委員申されましたけども、この点については深く入らないでいきたいというふうなこともあったので、この件についてお話をしてきたということなんです。ただ、私はここで菅原委員に譲歩してくれってことは一言も言ってません。このことについては、次の何らかの会議と言えば菅原委員、今聞かれましたけども、今日の席でなくても、どこかの席ということでできないでしょうかっていう提案をただけでございませぬ。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だからそれはどの場所になりますかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） どの場所なんでしょうね。それは私も今この議事を今日の予算委員会の席っていうのは、それぞれ議会の中で議論する定例会もあろうかと思ひます。また全員協議会、またその他常任委員会とかいろんな会議体はありますけども、その中のどこかですればできるかなっていうこととございませぬ。今日については、この今日の会議の本筋を理解していただいて、その中身のほうに入っていきたいなっていうふうに思ひます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） まず一つは別の場所っていうのはどこなのか、はっきりしないんです。そういうふうに説明されても、ちょっと合点かないんです。これが一つ。それから予算の中身と関係ないと言ひますが、確かにクラスター予算は計上されてませぬ。しかし令和3年度の予算を執行する上で、こういうことを専決処分として認めてしまうと、結局、理事者が好き勝手に専決処分だと、幾らでもやれることになるわけと。だから予算執行上の重要問題として、ここで整理をしたいと申し上げてるんです。

3つ目、私の質問に答えてないんですよ。私は、臨時会を招集する時間的余裕がなかったと言ひけれども、30日に招集してるでしょうと。31日の臨時会は成立してるでしょうと。この確認だけなんですよしてるのは。だからそこを答えてくれればいいわけと。

○委員長（平澤 等君） ただ私は予算委員長の立場で、決して大先輩である菅原委員に理解

してもらおうとか、言いくるめようとかってないんですけど、ただ議論が噛み合っていない中で時間が過ぎてくるのでっていうふうな観点で言っただけです。そしてまた私は予算委員会を今預かりましたけども、議会全体預かるのは議長ですので、そういった面についても、どっかでっていう表現は非常に無責任だというような指摘だと思うんですけども、この機会でない場所で行きたいという願望で申し上げました。それがなんか今日この席で菅原委員の納得できる答弁、そしてまた理事者側が主張してることについて、それは最後までやってそこで済まない、今、菅原委員がおっしゃったように令和3年度の予算執行に係る重要な案件であるというふうな観点からいって、これが済まないと前に進まないっていうのであれば、そういう点から行くのであれば皆さんにもそれなりに自分も勉強中ですけども一から勉強し、またほかの委員の皆さん方の意見も聞いた中で議事進めていきたいと思えます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや私が言っているのはそういう複雑なこと言ってるんじゃないんです。私の質問に噛み合った答弁になってませんので、噛み合った答弁をするまで質問を続けますよって言っているんです。で別にこの問題だけじゃないでしょ時間かかっているのは。ほかの案件もみんなそうなんです。今日午前中から何回休憩取ってますか。私の質問が、質問の絶対量にすれば、質問の文字数も時間数も極めて短時間、極めて少数だと思います。しかし答弁のために苦労している時間のほうがはるかに多いじゃないですか。それを質問控えろっていうことになりますか。私は答弁的確にしるとするのが委員長の議事運営責任だと思います。

○委員長（平澤 等君） わかりました。菅原委員に申し上げます。私は質問を控えろと言った覚えはありません。別の機会にって言っただけでございます。そしてまた今話された内容についても、ちょっと副委員長と協議したいと思えます。

暫時休憩します。

休憩 午後5時29分

再開 午後7時39分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後7時40分

再開 午後7時41分

○委員長（平澤 等君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、この続きは明日3月19日10時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日3月19日10時から再開しますので、ご参集を願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後7時41分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和3年5月20日

委員長 平澤 等

署名委員 道高 勉

署名委員 大湯 圓 郷

令和3年せたな町議会予算審査特別委員会 第5号

令和3年3月19日（金曜日）

○議事日程（第5号）

- 1 議案第 1号 令和3年度せたな町一般会計予算
- 2 議案第 2号 令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 令和3年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 7 議案第 7号 令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 8 議案第 8号 令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 9 議案第 9号 令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第10号 令和3年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 11 議案第11号 令和3年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（11名）

委員長	平澤 等 君	副委員長	横山 一康 君
委員	吉田 実 君	委員	榎田 道廣 君
委員	本多 浩 君	委員	橋本 一夫 君
委員	熊野 主税 君	委員	道高 勉 君
委員	大湯 圓郷 君	委員	石原 広務 君
委員	菅原 義幸 君		

○欠席委員（0名）

○オブザーバー

議長 真柄 克紀 君

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋 貞光 君
教育委員会	教育長	小坂 橋司 君
農業委員会	会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会	委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間	正 君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	佐藤	英美	君
財政課長	佐野	英也	君
税務課長	濱登	幸恵	君
町民児童課長	濱口	喜秋	君
認定こども園長	伊藤	悦子	君
保健福祉課長	樋口	靖	君
農務課長	河原	泰平	君
水産林務課長	八木	忠義	君
建設水道課長	平田	大輔	君
会計管理者	高橋	純	君
国保病院事務局長	西村	晋悟	君
総務課長補佐	小林	和仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀	君
財政課長補佐	井村	裕行	君
税務課長補佐	奥村	大樹	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	浜高	正明	君
保健福祉課長補佐	藤谷	知昭	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農務課長補佐	吉田	有哉	君
大成水産種育苗成センター副所長	栄田	武志	君
建設水道課長補佐	金澤	喜嗣	君
国保病院事務局次長	中川	譲	君
経営戦略室次長	手塚	清人	君
総務課主幹	中山	康春	君
まちづくり推進課主幹	松原	孝樹	君
まちづくり推進課主幹	伊藤	哲史	君
まちづくり推進課主幹	竹内	亜希子	君
財政課主幹	井村	裕行	君
財政課主幹	小林	朱央	君
税務課主幹	伊瀬	亮	君
町民児童課主幹	黒澤	美知子	君

保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	山	本		亨	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
出納室主幹	山	川	彩	子	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三	津	枝
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
情報管理係長	又	村		智	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
財政係長	稻	船	洋	志	君
戸籍年金係長	西	田	幸	恵	君
環境衛生係長	原	田		宰	君
児童福祉係長	林		亮	輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太	郎
包括支援係長	大	久	保	麻	未
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
農政係長	大	庭		啓	君
農業センター業務係長	北	山	典	孝	君
水産係長	油	谷	好	彦	君
大成水産種苗育成センター業務係長	池	田	裕	之	君
管財係長	高	橋	真	一	君
水道係長	大	野	秀	幸	君
住宅係長	大	吉	一	也	君
庶務係長	近	藤	智	博	君

《大成総合支所》

支所	長	杉	村	彰	君
次	長	佐	々	木	正
大成診療所事務	長	古	守	幸	治

主 幹 藤 谷 希 君
 主 幹 水 野 万 寿 夫 君
 住 民 係 長 村 井 貴 大 子 君
 福 祉 係 長 河 野 葉 子 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 神 田 昌 君
 養護老人ホーム三杉荘所長 横 川 忍 君
 次 長 増 田 和 彦 君
 養護老人ホーム三杉荘次長 平 賀 英 治 君
 主 幹 谷 川 一 志 君
 主 幹 栗 谷 一 樹 君
 福 祉 係 長 稲 船 奈 穂 子 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長 丹 羽 優 君
 次 長 古 畑 英 規 君
 大成教育事務所長 杉 村 輝 明 君
 主 幹 長 内 解 人 君
 主 幹 尾 野 真 也 君
 学 校 給 食 係 長 山 崎 英 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君
 農 地 係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
 書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
 次 長 上 野 朋 広 君

主 事 原 田 翔 太 君

再開 午前10時00分

○委員長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本予算委員会に地方自治法第105条の規定により真柄議長が出席されております。

整理番号第1、議案第1号令和3年度せたな町一般会計予算を昨日に引き続き議題といたします。一般会計歳入歳出全款の質疑を続けます。

菅原委員からの質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 昨日の継続の質疑をいたします。私の質疑は、地方自治法179条の1項に基づいて、逐条的にお尋ねを極めて実務的に事務的にさせていただいてるだけです。単純明快な答弁をお願いします。この1項は全体で4つに分かれておまして、1項目、議会が成立しないとき、2項目、ただし書の成立問題、この2つについては昨日結論が出ました。共に成立をしているということで確認させていただいてよろしいですね。それで残っているのは、議会を招集する時間的余裕がなかったかどうか。これが一つと。それからもう一つは、議決すべき事件を議会が議決しなかったかどうかと、この2つに絞られると思いますが、町長のご認識を伺います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁をさせていただきます。この2つにつきましては、一般質問の中でもお答えをさせていただきました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや中身を聞いているんじゃないんですよ。残った問題は、時間的余裕があったかどうかということと、議会が議決すべき事件を議決しなかったからだ。この2つの点について今日は処理すればいいですねと。その点についてのご認識を伺いたいということなんです。

○委員長（平澤 等君） 町長に申し上げます。今質問者の意に沿って答弁してください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 昨日からの質問はそう受け止めております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それじゃ残った2つのうち1つなんですが、招集する時間的余裕がなかったかどうか、これについては率直にお尋ねしますが、30日の時点で平成28年度補正予算第12号、これを付議して翌日の臨時会招集してるわけですが、そういう意味では臨時会招集の時間的余裕があったと考えてよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。これはクラスター予算を審議する臨時会の招集について時間的余裕がなかったということで答弁をさせていただいているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういうことでなくて補正予算１２号にクラスター予算も付けて１２号として提出すれば３１日に間に合いましたねと聞いているんです。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　これにつきましては継続審査中の案件であることを理由に提案できませんでしたということは、昨日もお答えしているとおりでございます。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　提案できなかつたかどうかはあなたの自己責任の問題ですから、それはいいんです。だけど３０日の時点で議案第１２号にクラスター関連予算を付け加えたものを、附議して招集する時間的余裕はございましたねとこう聞いているんです。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　ですから、この提案できませんでしたので、この次にクラスター予算を審議する臨時議会というものは、この時間的な余裕がなかつたということでございます。

○委員長（平澤　等君）　時間かかりますので、今、町長について菅原委員から整理して答弁されるようにという要望ございました。それで再度申し上げます。その分整理して町長から改めて答弁願います。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　今この質問の中心となっているのはクラスターということでございますので、クラスターの予算の審査という審議する臨時会の招集ということについては、これまでと同じ答弁になりますが、時間的な余裕はございませんでした。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　いやそれは違うんじゃないですか。３０日にクラスター予算を含めた補正予算第１２号を提出さえすれば翌日臨時会に附議できたんじゃないですか。そういうことを言っているんですよ、単純明快に。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　ですから、この継続審査中の案件であるということを理由に議案の提出を拒まれたと。議案の提出ができなかつたということでございます。したがってましてクラスター予算を審議する臨時会の招集については、これはもう時間の余裕がなかつたということでこれまでも答弁しているところでございます。

○委員長（平澤　等君）　町長に申し上げます。補正予算第１２号の臨時会については招集できてたんです。その１２号に含めて提案すること、臨時会で成立できたんですかっていうことの確認です。時間的に余裕があつたかどうかということの確認で再度答弁願います。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　３１日午前１０時の開会の臨時会、これにつきましては、開会をいたしました。このクラスターの予算の議案の提出というのは、これはこの継続審査中の案件であるということで、議会側から拒まれたということで提案できませんでした。

○委員（菅原義幸君）　提案できたかどうかでなくて、招集する時間的余裕があつたかどうかを聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 手元にある資料によりますと補正予算12号は告示していて、臨時会は成立しています。臨時会は開く余裕があったということ、そういうふうなことになりますけども、町長の答弁を願います。よろしいですか委員長として町長に今答弁を求めました。町長の答弁について求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） この3月31日午前10時開会の第2回臨時会、これはクラスターの予算の計上なしの臨時会でございます。先ほどどうして提案できなかったかという理由は申し上げました。次そのあと、要するにクラスター予算を提案しての臨時会の招集時間はなかったということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） きちんと答弁させてください。私の質問に答えてません。

○委員長（平澤 等君） 質問者、答弁者それぞれ自分の主観によってしゃべられてると思いますから、それについての調整、私の委員長としての発言もさせていただきました。その中で再度、答弁願って、そしてまた意見の食い違いが生じてます。そういった中で、理事者方答弁調整をするのであれば時間とりますけども、暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長が答弁できないでいるようですから次の質問に移りたいと思うんです。31日の補正予算第12号の中に、クラスター予算を含めて提案した議案を提出していれば全て解決したということになりますね。この質問には答えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この31日の第2回臨時会、これにクラスターの議案を提案できれば、これはそのとおり良かったというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ようやく何年かぶりで意見一致したわけです。要するに31日の議案補正予算第12号の中にクラスター予算を含めて提案することができたか、できなかったかという問題なんです。町長は提案しなかったわけですけども、それは議会側は拒んだからだという論理立てなんです。いずれにしても30日の時点では、物理的に余裕があったということをお認めになかったわけです。それで先に4つ目のほうから解決しますが、議会において議決すべき事件を議決しないときは、専決処分できるってということなんですけども、議案が出ていない以上は、議会が議決すべき事件を議決しなかったと。それを根拠とした専決処分は成り立たないこととなりますが確認していただだけませんか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これについても答弁をいたしておりますが、これ継続中の案件であるということで議会側から議案の提出を拒まれたということで、この議案については議決しない旨の意思を証明されたものというふうに私たちは受け止めております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういうことを聞いているんじゃないんです。議決すべき事件を議会が議決しなかったから専決処分したんだと。それは合法ですよってというのは179条の1項の規定なんです。私が今確認求めているのは、議決すべき事件を議決しなかったということの解釈なんですけども、それは議会に議案として上程して、上程手続きが終わっているにも関わらず議決しなかったっていう時に成り立つ自治法上の表現なんです。議決すべき事件というのは、附議して上程してはじめて議決すべき事件として成立するんです。そのことについて確認していただけますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町側としては、これは提案をさせていただけないということでございますので、議決しない旨の意思を証明されたものというふうに理解しております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それも答えになってないんです。私はそういうことを聞いているんじゃないんです。上程されていないんだから議決すべき事件がなかったし、したがって議会が拒否したという理由が成り立ちませんねと言っているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこの議案の提出をそもそもさせていただけなかったということからして、この案件については議決しないという意思が証明されたものというふうに受け止めているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 話し前に進めなきゃいけませんから少しこちらも譲歩します。議会が拒んだから議案を出さなかったんだというふうにそれじゃ最終的に確認させてもらいますが、よろしいですね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） このクラスター予算の議案の提出を先ほどから繰り返していますように、提出をさせていただけなかったということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると問題はクラスター予算を提出させなかった議会に責任があると。だからこういう事態になったんだという理論立てだと考えてよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 提出をさせていただければ、これはその結果わかりませんよ。議決したかしないかっていうのはそれはわかりませんが、少なくともこの提出をさせていただければ臨時会の招集の時間的余裕がないということにはならなかったというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ようやく整理されたんです。だから時間的余裕はあったし、議案を出さなかったから議決すべき事件にもならなかったってこと。話を前に進めますが、問題は議会がクラスター関連予算を提出させなかったということが町長おっしゃってること、本当なのか、違うのかというその1点を整理すれば全て解決するということなんです。いいですか。

○委員長（平澤 等君） 考え中ですか。委員長としては挙手された場合のみ指名しますので、考え中の場合には指名しません。

暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原委員、質問内容もう一度お願いします。

○委員（菅原義幸君） 繰り返えせばいいんですか。

○委員長（平澤 等君） そうです。

○委員（菅原義幸君） 議会側がクラスター関連の予算議案の提出を拒否したと、拒んだということか、そうでないかということが中心問題なんですって言っているんです。

○委員長（平澤 等君） 大丈夫ですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほどから答弁差し上げているところでございまして、地方自治法第179条1項専決処分の要件として、議会を招集する時間的余裕がないこと。また議会において議決すべき事件を議決しないことにあたるということで判断しております。このことから、本町における農業振興政策において、この事業は必要不可欠であるということを勘案して、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行った次第でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 町長に申し上げます。議会で提出を拒否したか否かっていうふうな質問だと思うんです。内容については、すでに前から話されてるんで町長としての見解を述べてください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 繰り返しになります。議会から予算として提案をさせていただけなかったということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしましたら確認しますが、全ての問題点は議会が議案の提出を拒否したと。その1点に尽きるっていうふうに解釈していいですね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 1点と言いますか、先ほどから言ってるように提案を拒否されたことで、次の臨時会の招集について時間的な猶予がなかったということ、それから継続審査中の案

件であるということで、これも議会側から提案を拒まれました。これについては議決しない旨の意思を証明されたというふうに町としては受け止めているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時37分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

理事者側の答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの質問でございますけども、この時間的な猶予がないということについては、あくまでもクラスター予算を審議する臨時会の招集についてということで、これは明らかにもう時間の余裕はございませんでした。議会側から事実上提案を拒まれたということについては、先ほどもお話しているとおりの、議決しない旨の意思、これが証明されたというふうに町としては受け止めているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 町長すいません最後のところもう1回お願いします。

町長。

○町長（高橋貞光君） この議案の提出を、理由は継続審査中の案件であるということで提案をさせていただきますませんでした。これについては予算の議決をしないという意思が証明されたものというふうに受け止めているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 確認しますけども、議会が提案を拒否されたからってというふうなことですね。わかりました。

質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 議会が要するに提出を拒んだからそれが全てだということですね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ただその1点だけしか求めてないんですよ今朝から。もう1回整理します。議会が提案はさせなかったということが全ての原因であるということですよ。それでさせなかったという事実はございませんので、させなかったというのであれば客観的な証明、証拠を出してください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほども申し上げておりますように、この継続審査中の案件については提案できないということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから議会側が提出を拒んだという証拠や証人はいるんですか。なら

ば証明してくださいって言うんですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは4者協議の中で私が言われたことでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 誰が言ったんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは議会側でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 議会側の誰が言ったんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） あの席には議長並びに産業教育常任委員長ということで4者協議をしております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから議会側の誰が言ったんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから4者協議、私と議長、産業教育常任委員長、副町長ということで、当時の副町長でございますが4者協議をさせていただきました。この席でこの議案の提出は無理というふうに拒まれました。これは誰が言ったということではなくて、たぶん最終的には議長の判断というふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 結局、議会側は誰が言ったかっていうことははっきりしないわけですよ。私しゃべってませんよ。もう1人は今の議長である真柄当時の産業教育常任委員長ですけども、おっしゃったか、おっしゃってないかっていうのは本人から言ってもらえばいいんですけども、私は彼が言ったというふうには思っておりません。思っていないより言ってないですよ。だからもし本当に言ったって言うなら立証してくださいって言うんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほどからずっと答弁差し上げており、この4者協議の際、継続審査中の案件であるということを理由にされて、議案の提出を拒まれたということで私は受け止めました。

○委員（大湯圓郷君） 議事進行。

○委員長（平澤 等君） 議事進行を認めます。

○委員（大湯圓郷君） 今のところ昨日からずっとこのやりとりを私たち聞いております。それで質問者の質問あるいは答弁者の町側の答弁が全く噛み合っておりません。こういうことで進んでいっても、私たち予算審議をやることなので4年前の事件をこういうふうにして、重箱の隅を突つクようなことをして町民のためにならないようなことをやってるわけなんです。何とか委員長前に進めるような方向でお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 賛成議員いらっしゃいますか。

(「賛成」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) お待ちください。賛成議員がいらっしゃいますので動議は成立します。

○委員(石原広務君) 動議なの。

○委員長(平澤 等君) 議事進行動議じゃないですか。

菅原委員。

○委員(菅原義幸君) 質問権に対する侵害ですよ。

○委員(石原広務君) そのとおり。

○委員(菅原義幸君) しかも今順調に答弁を前に進めていって、あとたった一つだけ終われば全部クリアするんです。

○委員(石原広務君) そのとおり。

○委員(菅原義幸君) なぜそのことを妨害するような議事進行発言をできるんですか。質問権の侵害ですよ。

○委員長(平澤 等君) 質問権の侵害っていうふうな菅原委員の判断、私はわかります。ただ議事進行上で委員としての発議であるというふうな形で私は受け止めました。

○委員(菅原義幸君) それなら、まともに委員の質問権を侵害することになるじゃないですか。町長が今答弁すれば、それで終わりなんです。そうすると町長に答弁させないために議事進行をかけてストップしたということ以外の何ものがないじゃないですか。究極の質問権に対する侵害です。

○委員(石原広務君) そのとおり。

○委員(菅原義幸君) 数で決めるような問題じゃないです。

○委員(石原広務君) タイミング悪すぎる。

○委員長(平澤 等君) 不規則発言やめてください。委員長から申し上げます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

○委員長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議事進行の発言がございました。その中で私も議事進行を認めた中で言いましたが、委員から質問権を侵害というふうな意見ございました。まだ答弁ももらってない段階での議事進行による発言の提起については問題があると私も判断いたしました。そういった上で質問者の答弁をさせていただいて、そのあとでまた質問者の方に委員長から質問に対してそういったお願いをするというふうなことで、議事進行発言された方、そういった形で進めてよろしいですか。

○委員(大湯圓郷君) はい。

○委員長(平澤 等君) わかりました。それで先ほど私の取り方で動議って言葉使いました

けど動議ではございませんので、議事進行の中で進めていただきますのでご了承願いたいと思います。

それでは戻りまして理事者側の答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原委員の今回の一連の質問は、専決処分が成立していないんじゃないかという中でのご質問というふうに聞いております。この件につきましては、地方自治法第179条第3項により、町長はこの次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないことから、平成29年4月27日第3回臨時会に専決処分の承認について提案しております。地方自治法第179条第4項では、承認を求めた議案が否決されたときは、町長が速やかに専決処分に関して必要と認める措置を講じて、その旨、議会に報告しなければならない、一般的には専決処分の有効性等については、町長が町民に説明するなどの行為が必要というふうに考えられています。当該案件については、本来、承認するか否決するか議会のすべきことでありましたが、この件に関しては審議を行わず、審議未了としているこのことから、専決処分に係る議会の手続きについては、すでにもう成立しているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 議事進行発言ございました。

石原委員。

○委員（石原広務君） もう聞いてない質問、答弁許してしまったでしょう。その前に議事進行発言許してくださいよ。全くこの繰り返しですよ。単純な質問をして端的に答えれば済むのに、委員長その辺をきちんと強く指摘してください。

○委員長（平澤 等君） 委員長から申し上げます。今の石原委員の質問、その発言する内容がどうなのかっていうのは委員長が把握できてませんので、今の町長の発言は、先ほど菅原委員の質問された内容とはちょっと違うなというふうな解釈を私しております。そういった点で、今の議事進行発言については私も受け止めます。よって委員長として、先ほど菅原委員が町長に対して要求があったのは、その会議体の中で誰が発言したどうかっていうことを証明できる、そういうものがあるかないかというふうなことで、あるなら出して下さいっていうそういう質問だったと思うんです。その辺についての答弁はまだなされてございません。そういったことについての的確に答弁していただきたいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君） これも何度もお答えしているとおり、4者協議の中で議会側から提案を拒まれたというふうに私は受け止めております。

○委員長（平澤 等君） 議長発言を求めているんですか。

真柄議長。

○議長（真柄克紀君） 私はこの委員会に議決権もございません。しかし議会それから委員会のスピーディーな運営等を大変私も希望しておりまして、今日参加させていただきました。その中でなおかつ私の所管であるところの委員会の話も出ておりますので、私は今日出ることでよってスピーディーに審議が進むという役割を果たしたいという形で出てきております。それ

は2つしかないんです。今、町側それから質問者側のお互いのきちんとした現時点での認識の事実を確認して、それから先は今日の段階でどういくかわかりませんが、そこをまず確認するというので一つスピーディーに私は進めばという形で出てきております。そこはまず委員長に申しておきます。それで今の議会が町側の議案を提案することを拒否したと。これははっきりこれはだからどうこうじゃなくて事実だけ、私は委員長としてやりましたので、ここにもその時の委員も何人かおります。30日の時間はちょっとあれですけども、4者会議やりました。前副町長と。でいろいろ話はしました。どんな方法あるのかどうかも含めてどうなんだと。確かに今委員会は議決してませんよという話です。それで最終的に私は次の日、もしかしたら委員会を開くという可能性もあるから委員の方々には早朝から準備するようにそれはきちんと私は申入れをして待っていただいております。それも言っているはずで。その中で最終的にじゃ町長どうするんだと言った時に、はっきり町長は、これは出しませんと言うから私は出さないということであればということで、私は委員長として次の日の朝、今日委員会はないよという話をしたというこの事実だけは、私、政治生命かけて構いませんよ。違ったら私、責任取りますから。そこのところだからどっちがこうじゃなくてその事実をきちんとここで表に出しておかないと進まないと思うから、今日出てきてるということで委員長ご理解ください。委員長。

○委員長（平澤 等君） 聞いてますよ。

○議長（真柄克紀君） それでその事実は私きちんと今言うだけしかありませんから、今申しました。あと町長はじめ皆さんにお願いしたいのは、これは議長としてです。昨日からいろいろな形の審議停滞等ございます。これは質問者側にもいろいろな課題もあるし、委員会運営もいろいろ課題ある中でも、やはり理事者のほうも明確な答弁、さらに昨日も休憩中いろいろな答弁調整ありましたが、結果的には町長が自分の執行権でこの結論に達したというものをきちんと明確にしゃべれば時間そんなにかからずに済んだことを、それは町長も議会運営も協力して町民の予算を早く通すというためにはぜひお願いしたい。これは議長の立場として、町長にお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 委員長から申し上げます。今のその当時の常任委員長っていうふうなことでの前の議会というふうなことでございます。現議会ではないってことで誤解されないようにお願いいたします。

議長。

○議長（真柄克紀君） ですからそれをぜひ委員長として知ってるのは私ですから4者会議。だからそこにあった事実をそれはきちんと皆さんに伝えて、それからどう諮るかはまた違うと思います。それはお互いに事実と事実をきちんと表に出さないとますます混乱するし、お互い聞き入れることであっても、事実をきちっと表に出すことによって私は一歩進むと思うので今日発言させていただいたということです。

○委員長（平澤 等君） わかりました。ただいま議長からその当時の経緯についての説明というかその内容の報告がございました。その辺については私も理解いたします。なお先ほど来、

菅原委員から質問されている内容について、4者会談の決定事項に係るその部分の町長の答弁に係るものに対して、何らかのそういった書類等、何かあれば出していただきたいというふうなことでございます。これは即出せるのか、出せないのかということもございますけども、そのほうについて理事者側の発言を求めます。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 4者協議の際のそういったものはございません。ただ今この議長から発言がございました。その中でも、おわかりのように次の日常任委員会を開く可能性を今述べられました。ということは、この30日の時点では、この継続審査中の案件で出せないということを、これは私が事実上、拒まれたというふうに受け止めたということで、ご理解いただきたいというふうに思います。そのあといろいろ経過もございまして、平成30年5月31日、これは町政の在り方に関する調査特別委員会、この中でもこのクラスターの問題について議会で協議をしていただいております。この中で議会と町と5点の合意事項がございました。一つは、継続審査中の案件を議会の反対を押し切って専決処分をすることは不適切な行為であり、今後常任委員会等で継続中の案件の専決処分は再び行わないこととする。2つ目、議会側は案件の迅速な調査に努めるとともに、行政側は早期の報告と十分な資料提供に努めると。3つ目、議会側は、平成28年度せたな町一般会計補正予算の畜産クラスター関連数値の減額修正要求は凍結する。4つ目、議会側は若松瀬棚米飼料利用促進協議会に対する補助金の返還要求を凍結する。5、4月12日開催の第2回臨時会で町長が表明した処分相応の措置を自ら課するとした件は、6月開催の第2回定例会で処理するというもので、これは議会側と合意をしております。したがってこの件に関しては、解決済みというふうに私たち町としては判断をしておりますし、クラスターの処分そのものももう既に成立しているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 町長に申し上げます。質疑の答えの中っていうふうなことの範疇かと思えますけれども、ちょっと脇道に大分逸れていったんじゃないかというふうな形が委員長としてはします。

議事進行を認めます。

発言どうぞ石原委員。

○委員（石原広務君） せっかくなんで発言しますけど、委員長タイミング違います。議事進行かけた時点で優先していただいて、それを取り扱っていただくということなんです。再三にわたって委員長も認識してるわけですよ。誰もどなたも今は答えたようなことに関する質問してないんです。そこをきちんとその場で裁いてください。お願いします。

○委員長（平澤 等君） ありがとうございます。委員長としての裁きがあんまり上手でないというふうなことで皆さんにご迷惑かけてるというようなことは、私も重々熟知してございます。時間も経過してございますけども、この辺について自分の見解で発言途中だからということで自分で認めました。これはやはり委員長の責任においてもものは決めたいと思います。また町長にも申し上げます。そういった点で、今の件につきましては質問内容というふうなことの説明としては、私はちょっとずれてるかなっていうか判断しました。そういった点で発言を途

中で切るということはやはり私も、委員の皆さんもそうですし、答弁者もそうです。途中で切ることはできるだけ差し控えたいと考えた中で、今回はそのまま最後まで許しました。それは委員長の責任において皆さんからお答めがあればそれをしていきたいと思えます。あと今手を挙げてますけども、ちょっと1時間経ったので休憩したいと思うんですけど、菅原委員あとでいいですか。今やりますか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやこっちで用意してきた質問簡単なんです。議会側が拒否したというふうにおっしゃいましたが、先ほどの答弁では、議会側から拒否されたというふうには受け止めたということなんです。だからあなたの受け止め方の問題だったというふうに整理させていただければいいんです。いいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長答弁してください。

○町長（高橋貞光君） これはこれまでも答弁しているとおりでございます。議会側から事実上、議案の提出を拒まれたというふうには受け止めたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで質問は止めます。私どもは言ってません。ただあなたがそう思ったからです、客観的な根拠は無しと言わざるを得ません。この問題は、そこを確認できれば、あとは全て結論が出るわけですから次の質問に移ります。

委員長よろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員、1時間経過したから10分間休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般会計歳入歳出全般の質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 8款土木費について伺います。町長、質問自体は単純明快ですから複雑に答えていただかなくても結構ですから。

菅原議員からのご質問に対しての回答ということで、起工承諾書に関する町道山麓通線の問題絡みの答弁がございましたから、それについて実務的に何点か聞かせていただきます。単純にお答えください。起工承諾書に対する町の見解がいろいろ書かれていますが、この起工承諾書は法的効力を持つのか、持たないのか。この点について改めて見解を伺います。

○委員長（平澤 等君） ちょっとお待ちください。

平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 起工承諾書の件であります。法的拘束力はないと考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると弁護士がこれは何て言いますかね、偽造のものではないという表現をしているようなんですが、偽造のものでないということは、真正なものだという主張と考えるとよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） その件に関しましては昨日回答した文書のとおりなんですが、いずれにいたしましても町の考え方と弁護士との考え方が若干相違していると思いますので、その辺考え方を改めて整理させてもらって、今後また協議していきたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。依頼人である町と依頼された側との見解の違いというのは大変な問題なんですよ。そこが食い違ったんじゃない前に進めませんから、この問題解決する前に進みませんからよく速やかに整理を求めたいと思います。町長よろしいですか。

次の質問に移ります。山麓通線未処理用地の件につきましては、起工承諾書に左右されるものではありません。こう言ってるんです。この真意についてお尋ねします。起工承諾書があるがなかろうが、着工、完成させていいんだという判断をなさっているのか、いないのか伺います。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 町道山麓通線の改良工事にあたりまして、当時の地権者代表の方と協議をいたしまして、何度か資料としては提出させていただいているんですけども、平成25年12月3日に今の代表の方と協議記録を交わしております。その中にもあるように工事については承諾をさせていただいておりますので、口約束でもこれは契約ということで工事のほうは着工し完成している状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると正式の起工承諾書を取らなくても着工できるんだと、こういう見解なんですね。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） そのとおりあります。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。ただその場合に口頭確認以外の問題が出てきたときには対処が非常に厄介になるということだけは知っておいてください。

次に現在、用地買収交渉が進捗しない原因は、下記、覚書締結後、5年間を経過して地権者代表による各種の履行の遅滞によるものでございますというふうになってます。町長に認識を伺いたいんですが、最初から遅滞するっていうのわかってませんでしたか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町は覚書に沿って進めているところでございます。この中でお互い合意したので双方がこれを、これをというのは覚書のことでございますが、誠実に履行をするということで約束がなされております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） また答えないんですよ。最初からこういうことで速やかに5年間を経過して地権者代表による覚書のとおり履行の遅滞によるものでございましたと言うから、遅滞するっていうのはわかり切っていたんじゃないですかって聞いているんです。あなたがわかっていたのかいないのかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お互い合意の上、取り交わした約束でございますので、そういうことは考えてございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや、考えているかないかじゃなくて、この地権者に任せて遅滞なく解決すると思ってたんですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 思ってたんですか、思ってなかったんですかっていう町長の主観を求められています。理事者答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） ですからこの約束どおり履行していただけるものというふうに思っておりました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは覚書だからそうでしょ。だけどそういうふうに進むというふうにあなたは思ってたか、思ってませんでしたかって聞いているんです。そこをきちんと答えてもらうのが質問なんです。教えてください。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういうふうはこの覚書どおり進むものというふうに思っておりました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そこに甘さがあったと思います。それで元来、その買収する責任がある町側がやらなくちゃいけない仕事を地権者がやるって言ったから地権者に丸投げをしたと。しかし進まないために今、解決が進んでいないと、そういう案件だというふうに私は思っています。

次の質問に移ります。弁護士に一任した理由なんですが、不当な要求が過ぎることから相手の社会的立場に鑑み顧問弁護士に交渉を一任したという答弁なんです。不当な要求に過ぎることから弁護士に一任したその不当な要求っていうのは何なんですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 不当な要求というのは、今交わしております覚書以外の要求がたくさん課題ありましたので、その点について不当な要求というふうにしております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その不当な要求の中身は何ですかって聞いているんです。

○委員長（平澤 等君） 中身についてです。

平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） これも以前、産業教育常任委員会で説明はしているんですが、敷金の請求と、平成13年度以前の賃貸料の要求、それと高度利用というのは言われております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやそれは例えば13年度以前の要求についてはきっちり断って、その後、持ち出されていないんじゃないですか。それから敷金の要求も現在されてますか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 現在はされておられません。ですので覚書以外の要求がありましたということです。今はされておられません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 要するに敷金の請求は今されていないし、13年度以前の請求についてはきっちり断ったわけですよ。そういったしますと高度利用のことだけですね、あとは。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 高度利用もそうなんです、それ以外に何の見返りもなしに、ただ契約はできないですよという条件というのはまだ言われてはいないんですが、そういうような話はされております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると不当な要求が過ぎることからという理由には該当されないんじゃないですか。だって要求自体も何も示されていないんですから。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 不当の要求というふうには書いたんですが、それと来庁されて業務の支障も来しておりましたので、弁護士に委任したということでありました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ただ昨年3月4日に令和2年度の賃貸借契約が結ばれて以降、何か役場にしょっちゅう行った事実があるんですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） ございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 何回くらいですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 今手元には資料ありませんけども一応まとめたものがありますので、あとで提出はできます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました提出してください。重ねて申し上げますが昨年3月4日以降にですよ。いいです。しゃべってる最中だから。昨年3月4日以降に役場に訪れていろいろな迷惑を受けたということでしょうからその期日だけはきっちり仕分して出してくださいよ。それ以前のやつはいりませんから。あと残ってるのは結局、高度利用の問題だけですよ。そ

うしますと。不当な要求だと言ってるけれども、不当な要求の中身は高度利用の問題だけしか残らないですよ。いいですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 高度利用に関しては、これとは別の問題として考えておりますので、これと一緒に考えてはおりません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 別か一緒かじゃなくて、不当な要求のメニューを聞きましたら、あなたは不当な要求がされたと、高度利用もそのメニューとして回答したんですよ先ほどね。あなたが回答したんですよ。だから今いろいろやりとりしたら結局不当な要求ということの最後のメニューは、高度利用という問題だけですねって聞いているんですよ。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 高度利用もその一つだと思ってます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その一つも何も、幾つか言ったけれども、結局、今残ってるのは高度利用の問題だけなんでしょう。そのほかに何かあるんですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 高度利用が前提ではございませんので、山麓通とは別に考えております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁きちんとさせてください。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 32 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 高度利用の件は残っております。その件です。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 高度利用の問題は最初からずっと要求として岸三五郎さんでしたか、前の方の時代から協議案件として抱えていた未処理の問題であって、不当な要求ということのメニューになりますか。

○委員長（平澤 等君） 不当な請求のメニューになりますかという質問です。

平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 高度利用するとお約束してるわけではありませんので、昨年会った時も考えることはしますよというような話はしましたが、それが問題とはうちのほうでは考えておりません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから不当な要求のメニューに入らないということですよ。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 不当な要求といいますか、これからこの山麓通とは別の話になりますので、それで地権者代表は同じ人なので同じく考えられるかもしれませんが、今、交渉しておりますのは山麓通線のことですので、それの中の近接した土地のことを考えていただきたいということですが、それに対して法外なというか、金額的にもちょっとそぐわないような金額を提示されておりましたので、それは不当な要求というふうに捉えて考えております。

○委員長（平澤 等君） 理事者補足説明ありますか。よろしいですか。質疑続けてください。菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは普通の交渉事のメニューだというふうに委員会では報告受けるんです。不当な要求ということよりも高度利用を考えてくれと。それで町側の文書にも時間はかかるけれども検討したいということで、即の返事にはなりませんけれども、検討課題として行政側が明らかに地権者に約束して抱えた未解決の案件にすぎないんであって、不当な要求ということになるんですか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 不当な要求という言葉がそういうふうに捉えられるのであれば、不当な要求という言葉を使った私の責任ですので、それは申し訳ございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうですね、不当な要求というよりも未処理案件と言ったほうが正確なんです。不当な要求だとすれば蹴ればいいし、妥当だと思えば契約を結べばいいし。それから高度利用が無理だと思えば理由を付けて無理ですよというふうに返事をすればいいんです。極めてシビアな交渉事にすぎないわけです。それでそれそうすると不当な要求が過ぎることから顧問弁護士に交渉一任したという根拠が全部なくなりますか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） ですので先ほども申しましたが、あとは来庁されたり、電話をいただいたりしまして、業務の支障も来しておりましたので、その点に関して顧問弁護士へ委任したということです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それはそういう事実は私はないと思うんですが、日程の問題を言ってるんですよ。古い段階の話は知りません。それと3月4日以降は、私の知る限りでは町のほうに訪れたという情報をあなたの方のほうから聞いておりませんかから3月4日以降どれくらいあったのかなど。電話や訪問でそれはあとで資料で出すっていうんだからそれは検討させていただきます。きちんと出してくださいよ。3月4日以降ですからね。

次に移ります。顧問弁護士に対する依頼要件がそうすると無くなったんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず覚書に基づいて相続登記、それから売買は進んでおりません。

それとお配りした資料の中に相手の社会的立場に鑑み顧問弁護士にお願いをした。不当な要求がないでしょうということなんですけれども、相手の社会的立場を鑑み、これも一つの理由でございますので、そういったことでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 相手の社会的立場っていうのは、昨日今日そういう立場に立ったんじゃないくて、相当古い歴史を持ってると思います。だから平成25年からの交渉の時になぜ弁護士に頼まなかったんですか。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） 私が25年担当していたものですから、その経緯について説明させていただきます。平成25年からこの事案が出てきまして、直接、私担当させていただいて道路協議、メモ、そして覚書と処理させていただきました。その際からも確かに1日に10本その当時からかなりやはり厳しい対応は迫られてました。その対応に私は耐えられたかもしれませんけど、今の担当者がやはりちょっと精神的にもダメージを負ったという積み重ねで弁護士にお願いしたという経過だと思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやあのね、相手の社会的立場があるから弁護士に頼むんだって言うてるんですよ。別に疲労したとか、積み重ねがどうとかっていうのではなくて、相手の社会的立場を考えて弁護士に委任したのであれば、最初からしたほうがよかったんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） その当時については、直接首長に対しての面会等を頻繁に求めることはございませんでした。ただし昨今、それが直接お会いして話したいということを経験して、相手の立場を考慮して弁護士を立てさせていただいたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 首長に面会を要求したから弁護士に頼んだとこういうことですか。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） それも条件の一つにあたりますし、先ほどから建設水道課長が答弁しているとおりの、電話の回数ですとか、訪問それらも担当課として支障になったと、合わせ技ですね、それら全て含めて弁護士に委任したということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 建設課長の立場でないあなたが、総務課長の立場で今よくそこまで踏み込んで答えられますね。合わせ技とか何とかって言うのは何ですか。私は、弁護士に頼まないほうが解決早かったんじゃないかと一貫して思ってるんです。相手の社会的立場がどうであれ、毅然たる態度で行政として対応するのが筋だと、そこを抜きにしてこの問題は解決できません。だから私は12月議会で言ったように、地権者からきちんと誓約書を取って皆さんにもお示ししたとおりのことです。驚きましたのは、平成25年の時に最初から暴力団排除条例があるよということを示せばよかったんです。それもしない、だからやっぱり行政として毅然として対応ができていなかったのかと思うんです。そこだけ申し上げておきます。最後に

なりますけれども、令和3年度の当初予算に買収費が載ってないわけですよ。過去に計上した経過はありませんか。

○委員長（平澤 等君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 正確にはまたあとでお知らせしたいんですが、4年ほど前までは当初予算で計上させていただいておりました。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると3年くらい前から消えちゃってるわけです。一生懸命、町長先頭になって早期解決してくださいよというやりとりを産業教育常任委員会とやりまして、町長もそうすると、私が先頭になって地権者と会って鋭意解決しますと。その時に逆に当初予算の計上が消えちゃったとなれば産業教育常任委員会の確認とは逆行する予算の組み方になるということになりませんか。ここでは補正予算で組めばいいんだって言うてるけども、それは一つの方法ですよ。しかしそれ以前は組んでたのに、今は組まなくなったと。この変化はどうなんですか。

○委員長（平澤 等君） 理事者答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） この予算の関係につきましては、これは当初、以前には組んでおりました。しかしなかなか土地問題の解決には至らなかったということから、財政課とも相談をいたしまして、これは決まってから補正しても問題なからうということで、そうした対応をさせていただきましたが、この予算と、積極的な交渉ができていないんじゃないかということとの関連はございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これで質問終わるけれども、当初予算に組めない理由は私分かるような気がするんですよむしろ。年度末時点で新年度内に解決できる見通しが全然立っていないから、したがって当初予算にも組みませんでしたよと、こういうことなんです。いいですか、それで。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） もちろん予算編成時において、当該年度内に解決するという、もちろん見通しはございません。したがって当初予算に組まなかったということは、この解決したあと、解決の見通しがついてから補正をするという対応という考えをいたしたということでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。これ4年くらい前から解決の見通しがなくずっと当初予算にも載せなかったし、したがってまた補正予算で組む必要性も発生しなかったということなんですよね。それだけは確認しておきます。私が申し上げたいのは、平成25年の覚書を相手が履行しないことが遅れの原因になってるということは町長一貫して答えてることなんですよ。それを理由にしてしまったのでは、行政責任の放棄になります。理由を申し上げます。例えば、せたな町で税金の滞納者がたくさん増えたと、議会側から何でこんなに滞納増えるん

だと、きちんと徴収したらいいじゃないかと。徴収行政に手抜きがあるんじゃないかとこう指摘されたときにいいですか町長、納めないやつが悪いんだと。そっちのほうに責任あるんだというふうにあなた説明するんですか。

○委員長（平澤 等君） 対応について理事者に答弁を求められております。

町長。

○町長（高橋貞光君） 税の滞納については、いろいろな事情があるというふうに思っております。悪質なものについては当然、相手方が悪いということになるんだと思いますが、いろいろな事情があると思いますので、それはケースバイケースになるというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや、滞納徴収実務について聞いてるんじゃないんですって、滞納者の増えていってることに対して徴収責任のある行政側の責任というのはいないんですか。全部100%滞納している側の責任だよと。行政側の責任なんて何もないよというふうに議会に対して答弁することを、どう思いますかっていう意味なんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから滞納については、目下、様々な滞納整理機構なんかもそうありますが、そういった滞納の整理、一生懸命町の仕事としてやっております。

○委員長（平澤 等君） 町長、私のほうから、今菅原委員は例えの話をしているんですが、滞納されてる方について滞納されてる方が悪いのか、また行政的なそういった滞納に至った経緯というふうなことに対して、町側の考えはどうなんですかというふうな質問だと思います。だからその部分についての答弁。例えばの話です。菅原委員さっき繰り返しますけども、滞納者の責任ではなくて、町の行政上の問題もないのかというふうなことの確認で質問されたと思います。例えばの話です。滞納についての話だと思います。その辺答えてください。お願いします。

町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほども申し上げましたように今ケースバイケースと、当然町は町の責任においてそういった解消について努めるということに汗を流していかなければならないというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） まだちょっとピント合ってません。菅原委員もうちょっとかみ砕いて質問してください。お願いします。

○委員（菅原義幸君） これ以上どうやってかみ砕けばいいんですかね。砕きようないですよ。食べ物でいえばトロトロで飲み込むよりしょうがないですよ。もうあえてと言うんなら申し上げますが、税金の滞納者がどんどん増えてる時に、いいですか、滞納した奴が悪いんだというふうに言うのか。それらも含めて行政上で責任あるんでしっかり徴収実務はやりたいというふうに考えるのか、行政責任について、あるのかないのか聞いてるんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） もちろん行政責任を果たしていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう最初からそう言ってくれればいいんです。覚書をきちんと相手が履行しないために所有権移転登記に至っていないということが、相手が悪いんだという表現なんです。それは町長間違ってますから、そういう覚書を交わしたのであれば、もちろん地権者にも遵守責任はありますけれども、その相手方であるほうにも遵守させる責任があると、その責任についてどうなのかということの問題にしなければなりません。で今日はそこまで止めます。あとは委員会で具体的に提起をしたいと思いますので、29日だそうですからよく検討して、あなたの責任これがどこまでどうであるのか、ないのか、相手が約束守らんから悪いんだよと、だから進まないんだよと、それで済むことなのかどうか、よくお考えをください。これでこの件は終わります。あともう一つあるんですが、どうしますか委員長。あともう一つで終わりますからいいですか。

○委員長（平澤 等君） お願いします。

○委員（菅原義幸君） できるだけ簡単にやります。いや答弁明快にもらえればいいんです。8款土木費との関連で、土木災害が毎年発生してるわけですよ。その年によっては予算書の構成で言えば款の数にもよりますが、13款のこともあれば、14款のこともあると。今年は13款になるようなんですが、災害復旧の予算執行する時に受けた災害の正確な状況を反映した工事名で発注するのか。それとも全く関係のない違う名称で災害復旧やっていいのかどうか。実は今日代表監査委員に伺いたいと思っていたんですが、いらっしゃらないようなので監査委員事務局からご答弁願います。

○委員長（平澤 等君） 上野監査委員事務次長。

○監査委員事務局次長（上野朋広君） 予算にかかります各項目の区分につきましては、それぞれの区分の趣旨に基づいた科目での積算または支出されるっていうことが当然のことでありまして、このことに関しましては、監査委員とも認識は共有してございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 単純明快ですごくいいですよ。12月議会で町長は、平成28年の作業復旧費、これは町道について法面の木が倒れたことにより通行不可能になると発注伺いを出して予算が付いている。このとおりに検定写真もあって完成届も出て、この名義で支出命令も出されてるわけです。ところがよくよく発注書の中身調べてみたら、別に山麓通線に法面あるわけでもないし、そのことによって交通障害が起きたわけではないのに、全く違う場所で木が倒れたのを伐採し、運搬し処理したと。こういう工事内容のものを、あたかも法面の木が倒れて交通止めになったから道路修繕工事をやるんだというふうになってますが、これはそうすると、上野次長の考え方としては、よくないですよ。アウトだと思いますが、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 上野次長。

○監査委員事務局次長（上野朋広君） それぞれの趣旨に基づいたものと考えれば、適切ではなかったとっております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。町長が適切なんで理解してくれという答弁してるんで

す。66本あって様式の問題もあるから、そうやったんだと。私再々質問までやりましたけども、3回とも適切だって理解してくれて言うんです。理解できないので監査委員事務局にお尋ねしましたが、私は監査委員事務局のこの答弁のほうが正確な答弁だろうと思います。そのことを信じて質問を終わります。

○委員長（平澤 等君） ほかに歳入歳出全款質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

これより討論を許します。反対討論ございますか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 私は、令和3年度一般会計歳出予算に反対をいたします。その理由は本会議で述べさせていただきます。

○委員長（平澤 等君） わかりました。次に賛成討論します。

○委員（橋本一夫君） 石原委員と同じく賛成討論を本会議において述べさせていただきます。

○委員長（平澤 等君） 次に反対討論ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより議案第1号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○委員長（平澤 等君） 起立多数です。座って結構です。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

整理番号第2、議案第2号令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。各会計予算案概要説明資料により内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは概要説明資料の4ページをお開き願います。令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。令和3年度の歳入歳出予算総額は12億9,069万8,000円、前年対比では2,722万2,000円、率にして2.1%の減となっております。

はじめに歳出の主なものからご説明いたします。1款総務費で予算額4,221万2,000円は、人件費や町税等に係る経費でございます。

2 款保険給付費で9億2,837万9,000円は、療養給付費や高額療養費などでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金で3億694万6,000円は、財政運営の主体となる北海道への納付金でございます。

5 款保健事業費で1,104万7,000円は、特定健診や各種がん検診などに係る経費でございます。

8 款諸支出金で101万円は保険税の還付金などでございます。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。1 款国民健康保険税では、一般被保険者にかかる保険税で2億3,757万1,000円を見込んでおります。

3 款道支出金で9億4,381万9,000円、主なものが保険給付費等交付金（普通交付金）で、歳出2 款機関保険給付費を賄う財源となります。

5 款繰入金では1億877万8,000円で、基盤安定繰入金のほか、人件費等にかかる一般会計繰入金の法定分として計上し、国保会計の収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。
道高委員。

○委員（道高 勉君） 一般会計のほうで話した経緯があるので忘れないでやりたいと思います。2020年度から始まったメタボ健診の関係で、病気予防だとかそれから健康づくりを促す取組を一生懸命やってる町に対しては交付率を上げますよと。一生懸命でない町については、ある程度ペナルティ的に下げますよということですけど、我が町においては、その辺の状況についてどうなっているのかお伺いします。

○委員長（平澤 等君） 黒澤主幹。

○町民児童課主幹（黒澤美知子君） お答えをいたします。これは保険者努力支援制度といいまして、保健サイドの健診の受診率向上の取り組みだけではなく、国保事務の資格管理、そのほか税務の賦課徴収など様々な取り組みに対して指標化されて交付されるという交付金でございます。その交付金につきまして新年度予算では、我が町は全道平均とほぼ同等水準で見込んでおりまして、金額的には道の推計値に基づきまして400万9,000円を計上させていただいたところでございます。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第3、議案第3号令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長(濱口喜秋君) それは概要説明資料の5ページをお開き願います。令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明申し上げます。令和3年度の歳入歳出予算総額は1億6,389万2,000円、前年対比では238万2,000円、率にして1.5%の増となっております。

はじめに歳出の主なものからご説明申し上げます。1款総務費で予算額361万1,000円は、事務費及び徴収にかかわる経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で1億5,865万9,000円は、広域連合へ納付する事務費及び保険料等負担金でございます。

3款保健事業費131万8,000円は、後期高齢者健康診査に係る一般会計への繰出分でございます。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料では、広域連合が過去の収納実績を基に試算した1億40万1,000円を予算計上しております。

3款繰入金では6,192万1,000円、広域連合への事務費負担金及び保険料軽減分に対する一般会計繰入金でございます。

5款諸収入では154万3,000円、広域連合からの健康診査等受託料などを計上し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(平澤 等君) 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長（平澤 等君） 説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時09分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第4、議案第4号令和3年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それでは資料の6ページからになります。令和3年度せたな町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

はじめに歳出から主なものについてご説明いたします。1款総務費、予算額3,964万6,000円で、前年度より259万5,000円の減でございます。一般管理費2,812万2,000円で人件費のほか、電算システム保守管理業務、介護保険システム改修業務や介護人材確保育成支援事業及び新たに介護従事者確保定住対策事業に要する経費を計上いたしました。そのほか主なものとして、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等でございます。

次に2款保険給付費につきましては、これまでの実績を基に前年度より6,696万円増の9億594万2,000円を見込んでおります。主なものとして、介護サービス給付費では、前年度より6,053万1,000円増の8億428万2,000円で、小規模多機能型居宅介護事業所などの利用者の増加などが大きな要因でございます。介護予防サービス給付費では、前年度より274万8,000円増の1,738万2,000円で、そのほか主なものとして、利用者負担が高額になったときに支給となる高額介護サービス費、低所得者への補足給付となる特定入所者介護サービス費でございます。

次に3款地域支援事業費、予算額1億496万3,000円で、前年度より380万7,000円の減であります。要支援者への訪問通所サービス費として、介護予防生活支援サービス事業費2,380万円、転倒予防、配食サービスなどの一般介護予防事業費、合わせて1,804万6,000円、包括職員の人件費、事務費等にかかる包括的支援事業費、合わせて4,934万5,000円のほか、除雪サービスなどの任意事業費、合わせて1,273万1,000円を計上いたしました。

続きまして歳入でございます。1款保険料では、予算額1億2,619万4,000円、前年度より137万9,000円の減で、65歳以上の1号被保険者の保険料でございます。

次に3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款道支出金につきましては、定められた人数により算出し計上してございます。

今年度につきましては、3款から5款までの合計で予算額6億7,390万円、前年度より4,993万5,000円の増となっております。

次に7款繰入金では、予算額2億4,621万9,000円で、前年度より1,157万9,000円の増となっております。介護給付費繰入金は、前年度より835万9,000円増の1億1,327万3,000円、地域支援事業繰入金が前年度より361万6,000円減の4,614万8,000円、職員給与費等繰入金が前年度より317万6,000円減の3,884万8,000円、低所得者保険料軽減繰入金が前年度より784万2,000円増の1,849万円、介護保険事業基金からの繰り入れは2,946万円を見込み、歳入歳出総額は10億5,087万4,000円、前年度より6,055万1,000円の増でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第5、議案第5号令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 資料の7ページ、令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計予算案についてご説明いたします。

はじめに歳出より主なものについてご説明いたします。1款サービス事業費、予算額6,048万9,000円で、前年度より192万4,000円の増でございます。せたなデイサービスセンターの業務委託等にかかる事業費4,074万9,000円、せたな高齢者グループホームあさなぎ管理費は指定管理料等で43万7,000円、そのほか介護予防支援事業費1,315万9,000円及び居宅介護支援事業所にかかる事業費614万4,000円は主に人件費でございます。

続きまして歳入でございます。1款サービス収入、予算額2,841万6,000円で、前年度より25万8,000円の増で、通所介護サービス事業収入は1,920万円、介護予防サービス計画費収入362万円、要介護者のケアプラン作成等にかかる居宅介護サービス計画費収入43万7,000円、せたなデイサービスセンターの利用にかかる自己負担金収入35

0万4,000円、要支援者のケアプラン作成等の受託にかかります居宅介護支援事業所収入165万5,000円を見込んでございます。

2款繰入金では、一般会計からの繰入金、予算額3,197万2,000円で前年度より166万6,000円の増を見込んでおります。歳入歳出総額では6,048万9,000円、前年度より192万4,000円の増でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時18分

再開 午後1時20分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第6、議案第6号令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは資料の8ページになります。令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計予算案についてご説明いたします。

右側の歳出から主な内容についてご説明いたします。1款事業費用、本年度1億3,960万2,000円であります。内容といたしまして営業費用1億2,386万3,000円、うち総務費3,386万3,000円、維持管理費8,978万9,000円であります。次に営業外費用1,573万9,000円、うち支払利息1,561万6,000円、簡易水道事業基金積立金として12万3,000円であります。

続きまして2款資本的支出、本年度1億6,801万5,000円、内容といたしまして、

建設改良費 1, 200 万円、施設管理費であります。次に起債償還費として 1 億 5, 601 万 5, 000 円であります。

次に左側の歳入であります。1 款事業収入、本年度 2 億 1, 806 万 9, 000 円、内容としいたしまして営業収入 1 億 3, 942 万 9, 000 円うち水道使用料 1 億 3, 940 万 3, 000 円であります。次に営業外収入といたしまして 7, 864 万円、他会計繰入金 7, 849 万 7, 000 円です。

続きまして 2 款資本的収入、本年度 9, 004 万 8, 000 円です。内容といたしまして、他会計出資金 9, 000 万 8, 000 円となります。

以上、歳入歳出ともに 3 億 8 1 1 万 7, 000 円で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 7、議案第 7 号令和 3 年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは資料の 9 ページになります。令和 3 年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算案についてご説明いたします。

右側の歳出から主な内容について説明いたします。1 款事業費用、本年度 1, 683 万 7, 000 円であります。内容といたしまして、営業費用 1, 681 万円、うち総務費 43 万 1, 000 円、維持管理費として 1, 637 万 9, 000 円であります。次に営業外費用 2 万 7, 000 円、基金積立金であります。

続きまして 2 款資本的支出、本年度 200 万円、内容といたしまして、建設改良費 200 万円であります。

次に左側の歳入であります。1 款事業収入、本年度 1, 701 万 7, 000 円、内容としいたしまして、営業収入 746 万 3, 000 円、うち水道使用料 745 万 7, 000 円であります。

次に営業外収入といたしまして955万4,000円、主なものとして、他会計負担金952万7,000円であります。

続きまして2款資本的収入、本年度202万円となります。主な内容といたしまして、他会計補助金198万9,000円であります。

以上、歳入歳出ともに1,903万7,000円で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第8、議案第8号令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは続きまして資料の10ページでございます。令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計予算案についてご説明いたします。

右側の歳出から主な内容についてご説明いたします。1款事業費用、本年度1億5,906万6,000円であります。内容といたしまして、営業費用1億3,485万2,000円、うち総務費2,136万1,000円、管渠費1,680万3,000円、処理場費9,668万8,000円であります。次に営業外費用2,421万4,000円は、支払利息であります。

続きまして2款資本的支出、本年度2億3,184万9,000円です。内容といたしまして、建設改良費6,292万8,000円、下水道整備費であります。次に起債償還費として1億6,892万1,000円あります。

次に左側の歳入であります。1款事業収入、本年度1億5,953万6,000円、内容といたしまして、営業収入9,208万8,000円、うち下水道使用料7,682万2,000円、その他営業収入1,526万6,000円あります。次に営業外収入といたしまして5,104万8,000円、うち他会計繰入金5,104万6,000円あります。次に町

債1, 640万円、これは公営企業会計適用事業債であります。

続きまして2款資本的収入、本年度2億3, 187万9, 000円です。内容といたしまして、町債2, 220万円、他会計出資金1億8, 759万1, 000円、補助金2, 190万円、これにつきましては国庫補助金であります。

以上、歳入歳出ともに3億9, 141万5, 000円で収支の均衡を図ったものであります。以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第9、議案第9号令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは資料の11ページでございます。令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算案についてご説明いたします。

右側の歳出から主なものについてご説明いたします。1款事業費用、本年度608万7, 000円であります。内容といたしまして、営業費用598万9, 000円、管渠費75万円、処理場費522万8, 000円であります。次に営業外費用9万8, 000円、うち支払利息9万7, 000円あります。

続きまして2款資本的支出、本年度1, 591万5, 000円、内容といたしまして、建設改良費1, 530万円、起債償還費として61万5, 000円あります。

次に左側の歳入であります。1款事業収入、本年度612万7, 000円、内容といたしまして営業収入143万5, 000円、うち排水施設使用料143万4, 000円あります。次に営業外収入といたしまして469万2, 000円、うち他会計繰入金469万円あります。

続きまして2款資本的収入、本年度1, 592万5, 000円です。内容といたしまして、町債980万円、他会計出資金151万5, 000円、補助金460万円、これは国庫補助金

であります。

以上、歳入歳出ともに2,205万2,000円で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時32分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第10、議案第10号令和3年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは資料は12ページでございます。令和3年度せたな町風力発電事業特別会計予算案でございます。

右側の歳出からご説明申し上げます。1款電気事業費、予算額3,834万円、前年度と比べまして473万2,000円の増でございます。内容は、法定設置電気主任技術者1名の報酬と施設のメンテナンス経費などでございます。

2款予備費、予算額300万円、前年度と比べまして200万円の増でございます。

以上、歳出合計4,134万円でございます。

続きまして左側、歳入でございます。主なものとしましては、3款雑収入4,132万9,000円、前年度に比べまして673万3,000円の増でございます。内容としまして、北海道電力への電気売払収入と雑入です。

以上、合計4,134万円で、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

道高委員。

○委員（道高 勉君） 風力については、本当に長年一生懸命、風に立ち向かいながら一生懸命電気を起こしていただいて頑張ってもらって、ちょっと近年は故障しがちということであり、これ4, 132万8, 000円というのは満額で2基回っているんですけども、今の状況でどうなっているんですか、風車の状況というのは。

○委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 現在2基のうち1号機が先月の頭から故障しておりまして今修理中でございます。何とか年度内に修理しようと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） やはり風の吹きようによっては、機械も老朽化してきてますので、なかなかそういう故障が最近見られて来ているということからすると、この収入のほうも要するに止まればその分だけ入ってこないわけです。そういうことがあって、対応年数からいったら大体17年、確かそうだと私も記憶しております。もう15年か6年経ちますよね。それから見ると、これからの対応策というものが、1年でも元気で風を受けて電気を起こして収入を蓄えるということになるんですけども、その辺の見通しっていうものはどのように考えてるのかお聞きします。

○委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 現在の北電さんとのフィット制度での契約が令和5年の12月までありますので、そこまでは高い単価で契約できますので何とか回して、積立てて、その後の経費に使いたいと思っております。その後につきましては、北電さんと相対の契約になりますので、まだ単価と決まっておきませんが、その辺を加味しまして今後の事業展開を検討させていただきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第11、議案第11号令和3年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。
内容の説明を求めます。

国保病院、西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは令和3年度せたな町病院事業会計についてご説明いたします。最初に13ページの病院事業会計全体の予算を説明し、そのあと順次、国保病院、瀬棚診療所、大成診療所の予算につきましてご説明をいたします。

それでは13ページをご覧ください。上段の収益的収支からご説明いたします。収入支出ともに予算額は12億4,470万6,000円、前年度に比べ2,923万6,000円の減でございます。

右側の支出の主なものは、1項医業費用12億3,904万8,000円、前年度比3,230万2,000円の減でございます。内訳は、給与費7億3,556万1,000円、前年度比2,249万6,000円の減、材料費1億6,259万3,000円、前年度比132万3,000円の減、経費2億7,505万9,000円、前年度比549万7,000円の増などがございます。

次に、左側の収入の主なものにつきましては、1項医業収益9億4,706万1,000円、前年度比210万7,000円の減、内訳といたしまして、入院収益3億4,651万4,000円、前年度比5,372万1,000円の増、外来収益で4億7,888万5,000円、前年度比5,718万6,000円の減、その他医業収益1億823万7,000円、前年度比240万7,000円の減、訪問看護事業収益1,342万5,000円、前年度比376万5,000円の増となっております。

続きまして2項営業外収益では2億9,734万5,000円、前年度比2,712万9,000円の減でございます。主な内訳は、負担金交付金の2億5,490万6,000円で、前年度より2,134万8,000円、少なくなっております。

次に一般会計からの繰入れについてご説明いたします。付記欄の下のほうに記載しておりますが、繰入額合計は3億1,842万8,000円、このうち交付税措置額、いわゆるルール分となりますが1億7,347万8,000円、一般会計繰出基準補助金2,383万4,000円、町単独持出分が1億2,111万6,000円でございます。

次に下段の資本的支出でございます。はじめに支出につきましては、予算額4,095万5,000円、前年度比1,084万8,000円の増、内訳は、1項の建設改良費2,926万円、2項企業債償還金1,169万5,000円でございます。

次に収入は2,078万5,000円、前年度比749万7,000円の増で、全額1項他会計出資金でございます。付記欄の下のほうですが、出資金の内訳につきましては、交付税措置額615万6,000円、町単独持出分1,462万9,000円となっております。

以上のとおり収支が均等ではないため、不足する2,017万円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして14ページ、せたな町立国保病院分でございます。まず上段の収益的収支からご

説明いたします。収入支出ともに予算額9億4,359万1,000円、前年度に比べ2,368万5,000円の減でございます。

支出の主なものは、1款1項医業費用9億3,919万7,000円、前年度比2,647万円の減でございます。内訳は、給与費5億8,430万円、前年度比3,093万5,000円の減、材料費1億995万8,000円、前年度比970万7,000円の増、薬品費では8,800万円、診療材料費ほかで2,195万8,000円となっております。経費は1億9,997万7,000円、前年度比721万2,000円の増でございます。

次に収入の主なものにつきましては、1款1項医業収益7億2,861万6,000円、前年度比1,355万2,000円の増、内訳は、入院収益が3億4,651万4,000円、前年度比5,372万1,000円の増、外来収益2億7,420万円、前年度比4,228万円の減、その他医業収益9,447万7,000円、前年度比で165万4,000円の減、訪問看護事業収益1,342万5,000円、前年度比376万5,000円の増でございます。

2項医業外収益では2億1,487万5,000円、前年度比3,723万7,000円の減でございます。主な内容は、負担金交付金の1億7,918万7,000円で、前年度より3,138万1,000円、少ない額となっております。一般会計からの繰入れにつきましては付記欄の下のほうですが、繰入額合計が2億4,270万9,000円、このうち交付税措置額1億5,215万1,000円、一般会計繰出基準補助金2,383万4,000円、町単独持出分6,672万4,000円となっております。

続きまして、下段の資本的収支の支出からでございます。予算額3,534万2,000円、前年度比1,289万円の増でございます。内訳は、1項建設改良費2,585万円、前年度比1,162万円の増でございます。医療機器購入費2,255万円につきましては、エックス線のCT装置などで撮影した画像を管理するシステムの更新2,090万円、それから分娩監視装置の更新165万円となっております。このほか訪問看護用の車両、軽四ですが1台、それから軽トラック1台を購入しようとするものでございます。

次に2項企業債償還金は、元金で949万2,000円、前年度比127万円の増でございます。

次に収入は1,778万6,000円、前年度比712万2,000円の増で、1項の他会計出資金の企業債元金償還分486万2,000円と医療機器等購入費1,292万4,000円となっております。一般会計からの出資金の内訳につきましては、交付税措置額486万2,000円、町単独持出分1,292万4,000円となっております。

以上のとおり収支が均衡ではございませんので、不足する1,755万6,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

続きまして15ページをご覧ください。瀬棚診療所分でございます。まず上段の収益的収支からご説明いたします。収入支出ともに予算額1億3,071万7,000円、前年度に比べ372万7,000円の減となっております。

支出の主なものにつきましては、2款1項医業費用の1億3,001万1,000円、前年

度比377万2,000円の減でございます。内訳は、給与費4,951万5,000円、前年度比306万8,000円の増、材料費1,540万円、前年度比500万3,000円の減、経費5,352万2,000円、前年度比174万6,000円の減でございます。

次に収入の主なものにつきましては、2款1項医業収益9,789万6,000円、前年度比942万円の減、主に外来収益となっております。

続きまして2項医業外収益3,272万1,000円、前年度比569万3,000円の増でございます。主な内訳は、負担金交付金2,636万4,000円、前年度比561万円の増となっております。一般会計からの繰入れにつきましては、繰入額の合計が2,636万4,000円、内交付税措置額1,420万円、町単独持出分1,216万4,000円でございます。

次に下段の資本的収支の支出からご説明申し上げます。予算額341万円、前年度比33万5,000円の増、全額1項建設改良費で、医事レセコンシステムの更新でございます。

続きまして収入は170万5,000円、全額1項他会計出資金の医療機器等購入費でございます。出資金の内訳は、全額一般会計からの単独持出分となっております。

以上のとおり収支が均衡ではないため、不足する170万5,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

次に16ページをご覧ください。大成診療所分でございます。上段の収益的収支につきましては、収支ともに予算額1億7,039万8,000円、前年度に比べ182万4,000円の減でございます。

支出の主なものは、3款1項医業費用の1億6,984万円、前年度比206万円の減でございます。内訳につきましては、給与費が1億174万6,000円、前年度比537万1,000円の増、材料費3,723万5,000円、前年度比602万7,000円の減、経費2,156万円、前年度比3万1,000円の増となっております。

次に収入の主なものにつきましては、3款1項医業収益1億2,054万9,000円、前年度比623万9,000円の減で、主に外来収益でございます。

2項医療外収益4,974万9,000円、前年度比441万5,000円の増でございます。主な内訳は、負担金交付金4,935万5,000円、前年度比442万3,000円の増でございます。一般会計からの繰入れにつきましては、繰入額合計が4,935万5,000円、内交付税措置額712万7,000円、町単独持出分4,222万8,000円となっております。

次に下段の資本的収支の支出からご説明申し上げます。予算額220万3,000円、前年度比237万7,000円の減は、全額1項企業債償還金でございます。

次に収入では129万4,000円、前年度比133万円の減、全額1項他会計出資金の企業債元金償還分となっております。出資金の内訳につきましては、全額一般会計からの交付税措置額となっております。

以上のとおり収支が均衡ではございませんので、不足する90万9,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、収入支出全款一括質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 確認も含めてお聞かせいただきたいんですが、どこにというと訪問看護用車両購入費、軽トラック車両購入費これはすごく理解できるんです。ただワゴン車維持できてますよね。数年前にもなるんですが、新年度も含めてワゴン車の利用、国保病院にかかって主治医の判断で町外の病院で診療をしていただくと、大した喜んでる声もあるんですが、こういった場合に該当になるのか、お知らせいただきたい。新年度もそういう取組をするのか、お知らせいただきたい。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） ただいまの石原委員のご質問にお答えします。ワゴン車1台、病院のほうに2、3年前に購入して導入しておりますけども、基本的には使用の仕方でありまして、例えばうちの病院に入院してる患者さん、この方で例えば皮膚科の受診が必要だとか、要はうちの病院で診療できない科目、これの診療が必要な場合に、その患者さんに乗せて八雲なり、函館まできちんと運転手と相談員、必要であれば看護師も同乗して、それを受診させるために使用してるというのがまず一つと。それとあと例えば救急車で、うちの病院に入って、どうしてもうちの病院で処置、入院ができなくて、例えば函館の病院に救急車で搬送されて、その診療がある程度終わって状態が落ちついた段階で、こちらの病院で受け入れる、そういった場合にもワゴン車を使って函館なりに迎えに行って、うちの病院に入院していただく、そういった形の使用を今のところしております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 患者さんにしてみれば家族含めてすごくいいことなんです。ただ周知として町民皆さんに伝わってる部分と、伝わってない部分、伝わり方も何かねじ曲げて伝わったりしてるんです。今の話聞くと運転主さんも付くということであれば、安全面とか、利用していただいてそういうふうな対応をしていただくのは、職員不足している中ですがすごくありがたい話なんです。ただその情報が変に伝わる可能性もあるし、後々知らなかったということにもなりかねません。一度、新年度に向けて、そういったことでサービスということではすごく評価できると思うんです。ただせつかくやろうとしていて、やってきたことに対して病院自体が逆に批判の原因になる可能性もありますので、その辺も一度整理して、検討した上で町民に周知をしていただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） 確かにこれまでそういった周知、広報なりも含めて周知をしておりますでした。基本的には必要な場合は、うちに医療相談員2名配置してありますが、患者家族、患者もそうですけども、その方との相談をしながら必要であればそういう対応をしてきたというのが今のところ現実であります。今委員おっしゃられるように、そういった周知も必要だということを思いますので、今後の広報等で周知していきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 相談をさせてもらったのも事実なんです担当のほうに。ただ、きちんとできることはできる、できないことは、できない、逆にそういったことで、ぜひ周知していただきたいと思います。せっかくやってきたこと、これからも予定していること、変に伝わってしまっている部分があるので、私もその時点できちんと提言すればよかったんですが、そこも反省も含めて、ぜひ対応していただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） わかりました。民間には介護タクシー、こういったところもありますので、それこそ営業妨害と言われかねないところもありますけれども、当然必要な部分是对应していきたいと思いますので、ご理解をしていただければと思います。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 予算の中では収入のほうで、入院収益5,300万増えて、外来収益が5,700万減ったということでの収入の見込みを立てておりますけれども、基本的な収入を見たときのこの要因というのは、どこに根拠を置きながら立てたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） 予算案を組むにあたっては考え方として、過去3カ年の状況をまず見させてもらいます。基本的にはいろいろこの間、加算の取り組みだとか年々状況が変わってますので、考え方としては当年度、令和3年度の予算を組むにあたっては、令和2年度の前半の収益状況、それと後半については前年度、令和元年度の後半の状況これをプラスしたものを入院収益なり外来収益という形で見込んでおります。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） そういう見方で収入を見込んだ中で、これまでの流れもそういうふうになってきているということですね。それが大体いい見通しであるということで、いいですか。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） そのとおりでございます。ただ外来収益のほうですけども、当初うちで見込んだ金額より実際は予算多くなっています。その要因というのは一般会計の繰入金、これがうちの要望した額より、どうしても一般財源も不足しているということもありまして、当初段階では、病院側の要望額の2分の1、これを繰入れとして昨年令和元年度から、そういう形で要望額の2分の1を当初段階で繰入れを見させていただきたいという、町のほうからのそういった状況も理解しますので、そういった形で2分の1は見ていただくんですけども、残りの2分の1の財源がどこに組むかという話になると、どうしても入院収益なり、外来収益で見ないとならないということで、これは大成、瀬棚も同じ形で見るとなると外来収益で見ざるを得ないということで、その分ちょっと外来収益がうちで試算した額よりちょっと多く予算計上されてるという状況でございます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） そういう経営状況も大変ご苦労されていると思いますから、それは理

解します。4月から新体制ということになります。国保病院の診療体制について、よく町民の皆さんが心配してるのは、常日頃、平常時において胃カメラ関係ですね、症状起きた時にすぐに見てもらえるようになっていうことが、やっぱり胃カメラ的な検査だとかになると点数も上がるのかなと思うんですけども、その辺のことへの医師の対応もあるかと思えますけども、経営的にやはりそういう点数の上がるような体制と言いますか、それによって外来、入院までいなくても、外来関係の収入が上がるだとか、そういったことが経営的に新体制の中でどのように考えておられるのか、その辺の特色ある、そして収益が上がるような医療体制を経営について考えているのかどうかという、その辺もしありましたらお考えをお願いします。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） いろいろな内視鏡も含めてやることによって収益増加しているところは確かにあると思います。現在、一時期うちの常勤医で内視鏡カメラをやっていた先生がいましたので、曜日を決めながらですけども必要な都度患者にそういった対応してきましたけども、現在はそういった内視鏡をやれる常勤の医師がおられません。このため出張医、これを隔週ですけども月2回、来ていただいて、上部と下部とちょっと先生違うんですけども、上部のほうは隔週で月2回、それと下部のほうは月1回来ていただいて、診療にあたっていただいております。ただ現実、その内視鏡の患者の人数にも左右されますけども、出張の先生に払ってるそれなりの賃金、それと患者収益を比べますと正直言って経営的には赤字となっているのが現実でございます。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） 病院経営が黒字になれば本当にそういう面で相殺されるんでしょうけども、いずれにしても患者の病状によっては、やはり即、内視鏡体制が図れるような病院であってほしいなということは常々町民皆様方から声が寄せられております。そういう面で、これからの経営対策にあっては、その辺に意をお持ちいただいて、安心、安全な医療体制を作ってもらえなということをお願いをしたいと思います。それで当初予算では町単独持出分が全体で1億2,111万6,000円となっておりますが、これは令和2年度末の町からのルール分以外の基金からの繰入れからすると、当初予算ではどのぐらいの差があるのか。お伺いしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） まず令和2年度の実績のほうでございますけども、まだ3月ということで、最終の繰入れの精算をまだ終えてませんが、見込みも含めて令和2年度の実績でありますけども、これについては病院事業全体で1億6,266万円減額、前年度と比べてです。1億6,266万円減額の3億3,053万6,000円となる予定でございます。このうち国保病院のほうについては1億7,488万1,000円減額の2億2,355万1,000円、それと瀬棚診療所につきましては205万3,000円増額の3,205万3,000円、それと大成診療所につきましては1,016万8,000円増額の7,493万2,000円となる状況でございます。これに対して令和3年度の当初予算のほうの状況でございますけども、令和2年度につきましては、今言ったとおり1億6,000万ほどの

減額でございました。この要因というのは新型コロナウイルス、これの關係の補助金がかかなり国保病院のほうにも入っております、そういったところもあってかなり令和2年度につきましては、町単独分の繰入れかなり減額できたわけですが、令和3年度につきましては、3次補正も含めて今後そういったこの補助金があるかどうかちょっとわからないところもあるんですけど、令和3年度につきましては、今までどおりの見込みを立てながら金額にしまして、3施設全体で3億1,842万8,000円、これを当初段階で見させていただいたと。ただこれもさっき言ったとおり町単独は2分の1しかちょっと見ていただけないということもあるので、予算としては病院事業全体で3億1,842万8,000円という形で、前年より2,316万5,000円、減額はできたわけですが、これについては入院収益、例年ですと夏場少なくて冬場多いという状況でありましたけど、令和2年度に限っては、夏場も含めて患者数が多かったのも、そういった要因も含めて前年度よりちょっと町単独分が減額できた予算としております。

○委員長（平澤 等君） 道高委員。

○委員（道高 勉君） わかりました。令和2年度はそういった特殊な要因があった中でのお話でございます。やはりどうしてもかかるのは人件費だと思います。そして国保病院の場合は、正規の先生のほかに出張医による先生の報酬、謝礼と言いますか、そういったもののウエイトが相当かかっているだろうと思うわけであります。その辺について今後の病院としての課題の一つなのかということ踏まえてますけれども、これはまた別な国保病院の経営のプランとか、そういった中での評価にもなっていくのかなというふうに考えております。いずれにしても、マンパワーがないと経営できませんので、そこはしっかりと町民の医療体制を守るために、しっかり経営に携わっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 西村局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） お答えいたします。ただいま道高委員から出張医の先生の関係も含めて、先ほどの内視鏡の先生もそうなんですけども、委員おっしゃるように、かなり出張医の先生に依存してる部分も多いわけでございます。常勤医3名体制、これを維持しつつ常勤医の過度な勤務体制にならないように、それにも配慮しつつ出張医師の応援を受けながらやっていきたいと思っておりますし、患者ファーストの、そういう考えを第1にして今以上に質を上げるように努力してまいりたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 医師体制について町長に伺います。毎年大変ご苦労されていると思いますが、特に常勤医と町長のコミュニケーションって言いますか、これは日常的にどうなってますか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 医師とのそうした関係につきましては、できるだけ取るようにしております。特に院長先生はもちろんですが、そのほかの常勤医師等につきましても、たま

に食事をしたりとか、あるいは病院内でお話を聞かせていただいていたりと、いろいろな形でそうしたこの交流、情報交換といったものを取るようになっているところがございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いろいろご苦労されているんだらうと思いますが、この数年間で4名の常勤医の退職、連続発生したわけですが、そうしたものについての予知と言いますか、把握はできておったのか伺います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員、なにか聞き取れなかったそうです。もう一度お願いします。

○委員（菅原義幸君） そういった退職の予知、情報っていうのは、あらかじめ掴んでいたかどうか伺います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先生方の退職の関係ですか。それはいつの時点っていうのもこれもまた難しい話ではありますが、今回の院長の件につきましては、退職願といったものは持ってきていただいておりますので、それはそういう時期に掴んでいたということになると思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ほかの先生方はどうでしたか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ほかの先生につきましてもいろいろそういう気持ちがあるというようなことについては、薄々話の状況の中では掴んでおりましたが、ただそれは確実にこの退職される、あるいはここに留まっていただけというところまでの把握はしておりません。それは最後まで、先日この行政報告をさせていただきましたが、その近くまでなかなかはっきりと承知していたということではございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 把握し切れないこともあるだろうと思うんです。それで私、提起したいのは、極力、特に常勤医については、情報交換あるいは協議の場等々を設けて、医療現場の諸矛盾や常勤の先生方の思い要求というものは、設置者そして日常的にどう答えるかということ町長自身も汗を掻いていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） もちろん私もそういった形で汗を掻くということは当然であります。日常的に事務局長がおられますので、そういった事務局長からの情報も入れていきながら直接、お会いして情報を得ると、情報交換をするという部分での不足の部分はそういった形でも情報収集にこれからも努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。率直に申し上げまして、やっぱり設置者としてもっと具体的に常勤の先生方とはコンタクトを持って、その先生たちの悩みや思いや要求を直接町長自身も把握しながら、そうした対応をできるかどうかということに努力をしていただきたいなということをお願いいたします。特に答弁はいりません。

それでこのたびの問題から、つまりこのたび院長の退職の問題からどのような教訓を導き出すかという観点から2、3お尋ねしたいと思うんですが、先ほど退職願の時にはじめて状況がわかったという答弁をされていたんですが、それ以前は把握されていなかったんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） はっきりとした意思の確認はできておりませんでした。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私責めるつもりではないんです。昨年7月の時点で、少なくとも院長以外の方が院長は辞めるなという情報を得ていたということを私は聞いてます。それはどういうことかといいますと具体的に申し上げますが、ある方のところのトマト作りの場所に行っていたいなあと。俺も来年はトマト作りやることにしたんだということをおっしゃったそうですよ。何を言いたいのかわからなかったけれども、ああこういうことだったんだということがわかりましたということを知った方が、私に直接情報を提供してくれたんです。そうしたことまでは掴んでいませんでしたね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それがこの退職される、されないというこの信号かどうかってのは、私もわかりませんが、私も以前あった時に町長に野菜作りを教えていただきたいという話は伺ったことはございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いいですか。いや野菜づくりは結構なんです。私申し上げたいのは、院長、相当疲弊しておって第一線から離れざるを得ないような心境になっているということの状況を把握できていたか、いないかということなんですけども、おそらく退職願ではじめてわかったっていうんですから、把握はできていなかったらと思うんです。それで私何を申し上げたいかと言いますと、退職願を出したのは去年の9月30日でしたか。その時の話として、ただいまの情報を提供してくれた方が、病院長と1月22日に直接会った時に退職届を出した時の模様を教えてくれた。その教えてもらった内容を直接私の家に来てこうでしたよということでお話を聞きました。率直に伺っておきますが、退職願を出すときにいろいろあるけれども、私は町長が別の方であれば辞表は出さなかったんだということを言葉として出しましたということを、その方におっしゃったそうなんです。私は直接、院長から聞いてるわけでないから、ただ絶対だというふうには申し上げません。そのように直接聞いた方から、さらに直接私のほうで聞いたということなんですけども、仮にその話が真実であるとすれば少し寂しいことだなと思いますが、町長どうですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そういった話は聞いておりません。その時にそういう話があったということはございません。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） じゃいつの時ですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君）　そういう話は聞いておりません。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　院長がその方に事実でないことをおっしゃったというふうに整理をさせていただきます。さはさりながら、そういう発言をされていたということになりますと、やはり私たちも相当この問題を深刻に考えなくちゃいけないんです。一つの今後の教訓を導かなきゃいかんということになります。一つ申し上げたいのは、ご本人は犬が噛みついた事件のことが原因だというふうにとられているようであるけれども、それは確かにきっかけにはなつたと。しかし100分の1、1,000分の1のことであって、本当の理由は犬事件の問題ではないということ明言しているそうです。重要なのはその次なんです、要するに肉体的にも精神的にもボロボロだと、限界だと。それで退職願出したんだという内容の発言を明快にしていたそうです。そういう院長の心境を町長は把握できていましたか。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　院長からはそうしたお話も伺っておりました。一連のこの出来事がございましたので、そういった形でいろいろとご心労もあったというふうに思っておりますし、体力的にも年齢を重ねるとともにきつくなって来てるんだということもおっしゃっておりました。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　おっしゃっておいまして、それいつ聞いたんですか。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それは退職願をいただいた時にお聞きをいたしました。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　いやそうしますとちょっと事情変わってくると思うんです。犬事件が切っ掛けで退職願を出したことは事実ではあるけれども、それは切っ掛けにすぎないと。本当の意味の理由はそこではないという発言をなさった上で、精神的にも肉体的にももうボロボロだと、要するに限界だということを明快におっしゃって、俺は第一線を退くという趣旨の説明をされたそうなんです。そういう状況であるとすれば、やはり町長は何らかの設置者としての対応策があってもよかったのかと思いますけれども、どうでしょうかね。

○委員長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　あの時については、そのあともその話をさせていただきましたが、やはりそういう言い方をしておまして、いろいろ原因はあるけれども、今回のことが切っ掛けの一つだよという話をしておりました。町といたしましては、院長の負担をできるだけ軽くするという点についても、西村事務局長のほうともいろいろ相談させていただいて、そういった対応も取らせていただいていたところでございます。ただ残念ながらこの退職の意向というのは、この撤回をされることがなかったということでございます。

○委員長（平澤　等君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　今退職願い撤回されなかったという話でしたから、そちらに移りたいと思うんですが、3月9日ですよね受理したのは。退職願の提出を受けたのは昨年9月30

日ということによろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3月9日院長の意思は固いという判断をさせていただいて、受領をしたということです。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 提出されてから10、11、12、1、2と5カ月と9日っていうことになるんでしょうかね。随分時間かかっているなというふうに思います。その間、どの程度、院長と退職問題についてのお話し合いされましたか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは確かな数というのではありませんが、少なくとも12、3回以上は院長に直接会ってお話をしているというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 12、3回というと決して少ない数ではないんですが、1月22日以前にお話し合いはされてますか。

○委員長（平澤 等君） 1月22日前に話し合ったかどうか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 退職願というのを9月30日にいただいておりますので、それから院長には、そういったお話を継続的にさせていただいております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 1月22日までの間に何度くらいなされたですか。アバウトで結構ですよ。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ちょっとはっきりと今ここで記憶を戻すことはできないんですが、多分月2回前後の2回やそこらはお会いしているというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。院長が1月22日の時に、直接私に報告してくれた方含めて、複数の方を前にした話をした内容でいえば、辞表を出したけれども、町長とは話し合いをしてないんだと。町長からは説得という範囲にわたった言葉はなかったと。それで今日を迎えているというふうにおっしゃっておったという話を聞いてるんですが、どちらが本当なんですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私のほうが本当だというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。実は3月15日にこの医師退職問題で一般質問があったわけですが、これネット放映されておまして、その録画をその方が見て町長随分違うことを言ってるなど。俺がっているのはその方がですよ。院長つまり利光というふうと呼んでるんだそうですか。院長と会って聞いた時の話と全然違うよということもまた16日の朝、ご本人

から直接聞いたんです。どっち本当なんだという話になりますよね。町長は私が正しいと言っているし、私のほうに電話をよこした方は院長の話が違うよと言ってるわけですが、それをここで別に究明しようとは思っていません。いずれにしても随分食い違いがあるなというのが一つです。それから院長のそういう状況だということを知ったのは、昨年9月に辞表を出して、はじめてわかったんだという答弁なさってますけども、そういうところに今回で非常に危惧する、私の危惧する内容があるんですが、町長そういう教訓っていうか、反省っていうか組み取ることできないでしょうかね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の事案、これは一つの反省材料になるというふうに思います。そのことを今後に生かしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。医師の確保の問題でいえば、現在の常勤医の方の置かれている勤務状況を、その他ぶつかっている問題について設置者としての的確な対応をする必要があると思うんです。昨年退職された方も随分、勤務条件の問題も含めていろいろ意見をおっしゃっておられたようだと。ある場合には50人の定期健診の職場に対する対応の問題についても、普段、外来を抱えている対応と、検査した診療者に対する検査結果の報告書のまとめと、なかなか両立しないということなんかも、自分の責任になったらどうしようという観点から随分、心配されておったというようなこともあるわけです。結果その方は辞めていきまして、やっぱりきつかったのかなと私は思いましたが、そういうこと何かの掌握というのはできていかんでしょうかね。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） なぜ辞められたかということですか。それは退職願というのは、一身上の都合ということで、ほとんどの先生方がそういう形で退職願を出されるということでございまして、直接そこに退職に至った原因というのは書かれておりません。ただ受け取る時に、先生、何かありましたかとか、もう少し頑張ってくださいませんかとか、いろいろお話はさせていただいて情報収集に努めているところでございます。それぞれ先生方によって様々な思いがあるようでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 率直に感想を言わせてもらいますと、退職の時にそういう情報を把握しても時すでに遅いし、それは打つ手はないんです。だから事前にそういう状況を何らかの形で把握しておきませんか、任命者としての、設置者としての対応はできなくなると。それは決して事務方の責任にはしてはいけないと思います。報告上がってこなかったと。情報が入ってこなかったと。だから俺は手が打てなかったんでだというふうにしてしまっただけでは、改革改善はできないだろうと思いますが、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ケースバイケースでございます。事前にそういった話を伺うことができるという先生もおりますし、そうでない先生ももちろんおります。そうしたことが起こり得

るなというそういう可能性を感じた先生につきましては、それなりに事前にそういったことをさせていただくということになります。なかなか全てがそういう状況でなくて、この急に辞められるという先生もおられますので、そういったことでは、もう少ししっかりアンテナを高くして、病院の職員などの話も聞かせていただきながら、できるだけ早い対応ができるようにということにこれから努めていきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 病院の職員から聞いたり、アンテナを張るとかっていうことじゃなくて、やはり直接、常勤医の皆さんと何らかのルール化された中で、きちんと協議して、そうした問題を成功法の形で日常的に把握すると。あるいは要求、改善の提起、そうしたものを的確に把握するというシステム作りが大事ではないのかなと思います。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私もそういうふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 思うのはいいけども、そういう改革、改善を断行されますかって、そこまで踏み込んで答弁欲しいんです。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほどから申し上げてるように、いろいろこの年に何回か食事をしたりそういった形、あるいは先生方のお部屋で話をしたりということももちろんさせていただいておりますが、それが果たして十分なのかと言われると、それはまだまだ足りないところがあるかというふうに思いますので、その辺についてこれから今まで以上に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっとピンとこない答弁なんです。頑張ってみるというふうに答弁されたというふうに思いたいと思うんです。

それで町長、現状の体制については4月からの方針はこの間、総務厚生常任委員会の資料見てわかりましたけれども、どうですか新年度全体見通して体制どうだと思いますか。

○委員長（平澤 等君） あの答弁前に申し上げます。菅原委員に申し上げます。まだ質疑続くと思うんですが時間相当経過してございますので、休憩時間とったほうがいいんだと思うんですけども質疑まだ大分続くでしょうか。

○委員（菅原義幸君） 大体終わりです。取るなら取って構いませんよ。

○委員長（平澤 等君） わかりました。失礼しました。それでは質疑続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 長くないんです。だいたい予定した原稿、最後のほうですから。今年の体制も、これは去年の予算委員会でも申し上げたんですが、国保病院の現状なかなか大変だという情報入ってますよという質問をあなたにしてあるんです。去年の予算委員会でね。その時の答弁は、いや大変、理想的に進んでるし、そうした心配は無用だという趣旨の答弁もなされているんです。だからちょっと認識が違うようなんで個別にあとでお話することもあるかも

しれないということで質問を打ち切ったんですが、やっぱりこの1年間の展開ってやっぱり厳しかったです。今細かな内容はあえて申し上げませんが、令和3年度の年度内か、あるいは変わるあたりでいろいろと心配な動きも出てくるかもしれないという情報も私の耳には入ってるんです。それが真実か、そうなるかどうかは別です。そうした心配の声も耳に入っているのでこの医療問題で危機的な状況だというくらいの認識を私は持っていただくほうがいいのかなと思います。町長どうですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これまでいろいろな先生にお願いをしてきました。そういった意味では今の体制が十分か、あるいはまた体制を安心していいのかということについては、必ずしもそういった状況ではないというふうに受け止めております。したがってこれから緊張感を持って対応していかなければならないというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） お話としてはわかりました。森院長は8年間在職ということなんですが、町長と院長の病院運営上の諸方針、あるいは戦略的な諸課ということについてのしかるべきレベルでの協議、相談というのは私は極めて不足してたんじゃないのかなと率直に思っています。それで先日の特別委員会でもいちに申し上げましたが、その他の案件でも町長とのコミュニケーション必ずしも十分じゃないなど。あるいは院長の思いや目指す方向について十分設置者として受け止めているという感触がないなどというふうに思うんです。これは私の感触ですよ。今この段階に来てそういうことが明らかになってくるということについて、ああやっぱり改善、改革、深刻に対応していかないと心配だなというふうに思わざるを得ないわけです。町長にぜひ一つそういうレベルでの危機感、責任感、対応すべき内容の深刻性と言いますか、思い至ってほしいというふうに思いますが伺います。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先生が来られた時から、うちの病院については1次医療をしっかりと確保するというのと、町民のための医療提供、安心安全の医療提供をするということは申し上げたところでございまして、先生は大変経験の豊富な方ですので、当然、先生なりの医療に対する考え方というのはしっかりお持ちでありましたから、これは先生の方針というものを尊重させていただいて来たということになります。そうした中でもう少し私も私の考えを持って係わって行くべきだったのかと今思えばそういう反省もございまして。これからの病院経営につきましては、様々な医療提供体制も含めまして、病院経営も含めましていろいろ課題がございまして。そうしたことについて十分連携を取れるように対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ざっと私が見ただけでも、院長と町長の協議が必要だった案件ですね。この間、特別委員会で申し上げたほかに、例えば地方公営企業法全部適用の課題、これは未処理だったと思います。それから院長は自分の給料を差引下げてくれという提起も町長にしたんだけど、ほかの先生方まで下げなきゃなんなくなるかなということで受入れてはいただけ

なかったとか、在宅訪問医療に対する行政との温度差がいろいろあったとかというふうに聞いてるんです。それから電子カルテの導入にどうも院長は積極姿勢でなかったよだという情報もありますし、もうこれ今言ってもしょうがないので、そういうことにならないように新しい院長とも十分コミュニケーションを図るようにしていただきたいと思います。答弁はいいです。それもわかったというふうに決まっていますから、それはいいです。それで返事はいいませんが、町長やっぱり私ね、退職願出した時に院長は町長に、あなたが町長でなければ辞めなかったという発言をしたっていうのは耳に入っちゃってますから、これは議会に関係なく真実を把握させていただきます。それから10数回にわたって説得に出向かれたということなんですが、そのことについても随分、ご本人が発している情報と食い違いがあるようですから、これは議会活動に関係なく、私なりに真実を把握させていただくということを申し上げて質問を終わります。答弁は要りません。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

ほかに質疑ございますか。

橋本委員。

○委員（橋本一夫君） 今菅原委員の話したこと、その辺はいろいろ私も言いたいことがありますけれども、今森院長が退職される時点の問題に関しては、あの方は太櫓に、私と本多委員の住んでいるところにおります。全てを知ってるわけではございませんが、けれども退職近くになって有志の議員で病院に訪れた時は、いやあ町長は何回も来てくれてるんだということをたしか話されたと思うんです。そういう中で、当然、院長先生は私たちには言いません。けれども、やはり犬の問題がやっぱり4回、5回とある中で、やはり自分に対してのあれもあったんじゃないかというふうに思います。それで私は又聞きの話は話しません。自分で確かめたことを話すだけですから、その程度に済ませておりますけれども、私は町長はそれなりにやってくれたんじゃないかというふうに感じております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

以上で本特別委員会に付託された14件の案件審査は終了いたしました。

本委員会は、全議案全て原案可決と決定いたしましたので、本会議にその旨報告いたします。
これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。
長時間にわたってご苦労さまでした。
大変ありがとうございます。

閉会 午後 2 時 5 0 分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和3年5月20日

委員長 平澤 等

署名委員 道高 勉

署名委員 大湯 圓 郷